

平成16年第1回（3月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

平成16年 3月8日 開会

平成16年 3月19日 閉会

東伊豆町議会

## 平成16年第1回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（3月8日）

議事日程.....	6
出席議員.....	6
欠席議員.....	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	6
職務のため出席した者の職氏名.....	7
開会の宣告.....	8
議会運営委員長の報告.....	8
開議の宣告.....	9
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
諸般の報告.....	10
施政方針の説明.....	10
一般質問.....	15
山田直志君.....	15
西村弘佐君.....	34
八代善行君.....	39
鈴木勉君.....	42
居山信子君.....	49
散会の宣告.....	69

### 第2号（3月9日）

議事日程.....	70
出席議員.....	71
欠席議員.....	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	71
職務のため出席した者の職氏名.....	71
開議の宣告.....	72
議事日程の報告.....	72
議案第1号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例の制定について.....	72
発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について.....	77
議案第2号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について.....	78
議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について.....	78
議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について.....	81
議案第5号 東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に關す	

	る条例の一部を改正する条例について.....	8 2
議案第 6 号	東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部 を改正する条例について.....	8 2
議案第 7 号	東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につい て.....	8 3
議案第 8 号	東伊豆町庁舎 1 階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部 を改正する条例について.....	8 4
議案第 9 号	東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を 改正する条例について.....	8 4
議案第 1 0 号	東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例 について.....	8 4
議案第 1 1 号	東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について.....	8 4
議案第 1 2 号	東伊豆町地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について.....	8 4
議案第 1 3 号	東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について.....	8 4
議案第 1 4 号	東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について.....	8 6
議案第 1 5 号	東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について.....	8 8
議案第 1 6 号	東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について.....	8 9
議案第 1 7 号	東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につい て.....	9 0
議案第 1 8 号	東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコートの設置及び管理 等に関する条例の一部を改正する条例について.....	9 1
議案第 1 9 号	東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて.....	9 3
議案第 2 0 号	東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例について.....	9 5
議案第 2 1 号	伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について.....	9 9
議案第 2 2 号	平成 1 5 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 7 号）.....	1 0 1
	散会の宣告.....	1 1 5

### 第 3 号（3月10日）

議事日程.....	1 1 6
出席議員.....	1 1 6
欠席議員.....	1 1 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 6
職務のため出席した者の職氏名.....	1 1 7
開議の宣告.....	1 1 8
議事日程の報告.....	1 1 8
議案第 2 3 号 平成 1 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3	

号)	1 1 8
議案第 2 4 号 平成 1 5 年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第 2 号)	1 2 2
議案第 2 5 号 平成 1 5 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)	1 2 5
議案第 2 6 号 平成 1 5 年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第 2 号)	1 2 7
議案第 2 7 号 平成 1 5 年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第 4 号)	1 3 0
議案第 2 8 号 平成 1 6 年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算	1 3 3
議案第 2 9 号 平成 1 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算	1 4 0
議案第 3 0 号 平成 1 6 年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算	1 4 0
議案第 3 1 号 平成 1 6 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算	1 4 1
議案第 3 2 号 平成 1 6 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算	1 4 1
議案第 3 3 号 平成 1 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算	1 4 1
議案第 3 4 号 平成 1 6 年度東伊豆町水道事業会計予算	1 4 1
散会の宣告	1 5 4

#### 第 4 号 (3月11日)

議事日程	1 5 5
出席議員	1 5 5
欠席議員	1 5 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 5
職務のため出席した者の職氏名	1 5 5
開議の宣告	1 5 7
議事日程の報告	1 5 7
議案第 2 8 号 平成 1 6 年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算	1 5 7
議案第 2 9 号 平成 1 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算	1 6 0
議案第 3 0 号 平成 1 6 年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算	1 6 0
議案第 3 1 号 平成 1 6 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算	1 6 0
議案第 3 2 号 平成 1 6 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算	1 6 1
議案第 3 3 号 平成 1 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算	1 6 1
議案第 3 4 号 平成 1 6 年度東伊豆町水道事業会計予算	1 6 1
散会の宣告	1 7 3

#### 第 5 号 (3月19日)

議事日程	1 7 4
出席議員	1 7 4
欠席議員	1 7 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 4
職務のため出席した者の職氏名	1 7 5
開議の宣告	1 7 6

議事日程の報告.....	176
議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算.....	176
議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算.....	190
議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算.....	190
議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算.....	190
議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算.....	190
議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算.....	190
議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算.....	190
諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	199
陳情・要望書の審査について.....	200
陳情・要望書の審査について.....	202
意見書案第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について.....	203
議会運営委員会所管事務調査について.....	204
閉会の宣告.....	204
署名議員.....	206

## 平成16年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成16年3月8日(月)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針の説明

日程第 5 一般質問

1. 13番 山田直志君

1) 小泉「改革」の影響について

2) 施政方針について

3) 社協等の家賃について

4) 土地開発基金の活用について

5) 児童館・学童保育について

2. 3番 西村弘佐君

1) 入湯税について

2) 観光産業法律相談室設置について

3. 8番 八代善行君

1) 介護保険制度の現状について

4. 6番 鈴木勉君

1) 児童・生徒を守る対策について

5. 11番 居山信子君

1) 児童手当と乳幼児医療費助成ブックスタート実施について

2) 虐待・いじめ・不登校等町の対策について

3) 元東海汽船事務所と東町プール側の駐車場の活用について

4) 東伊豆町老若男女共同参画プラン作成について

5) 合併しない町の5年・10年後のランドデザインとその後の対応について

### 出席議員(12名)

1番 飯田龍一君

2番 森田礼治君

3番 西村弘佐君

5番 関野博君

6番 鈴木勉君

7番 山本鉄太郎君

8番 八代善行君

10番 太田長八君

11番 居山信子君

12番 定居利子君

13番 山田直志君

14番 内山恒昭君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片 野 武 君	助 役	太 田 俊 彦 君
収 入 役	渡 辺 富 夫 君	教 育 長	石 井 建 三 郎 君
総 務 課 長	村 木 脩 君	企 画 調 整 課 長 兼 防 災 監	太 田 英 明 君
税 務 課 長	西 川 眞 人 君	収 納 課 長	楠 山 節 雄 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 葉 忠 明 君	建 設 課 長	小 澤 正 幸 君
観 光 商 工 課 長	山 本 幸 雄 君	消 防 長	金 田 弘 道 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 清 司 君	住 民 課 長	山 田 嘉 之 君
福 祉 介 護 課 長	村 木 重 男 君	健 康 づ く り 課 長	鈴 木 希 美 雄 君
国 体 室 長	鈴 木 新 一 君	水 道 課 長	田 中 輝 知 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加 藤 悟 君	書 記	石 井 尚 徳 君
書 記	山 田 よし子 君		

開会 午前10時00分

### 開会の宣告

議長（太田長八君） 平成16年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、一言、ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。合併をしないで単独で小さくても魅力あるまちづくりを選択し、2年目の予算編成に当たり、諸税の減、三位一体の改革等の影響により、地方交付税、国・県補助金等の削減、税源移譲も地方自治体にとっては十分とは言えない大変厳しい中での財源確保、さらには行財政改革等を踏まえ、非常に苦慮されたことと思いますが、当局の皆様には大変御苦労さまでした。余裕財源が厳しい状況下ではすべてにおいて住民要望を満たすことは不可能ではありますが、このようなときこそ住民の皆様にも御理解と御協力を願い、ともに苦境を乗り越えていただきたいと考える次第であります。

さて、本定例会は平成16年度一般会計予算及び5つの特別会計予算、水道事業予算が住民の意に沿い、公平かつ適切であるか、さらにはその費用対効果はどうかなどを審議する重要な議会であります。議員各位におかれましては、施政方針を十分に御理解されまして、諸議案とともに慎重に御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

### 議会運営委員長の報告

議長（太田長八君） 議会運営委員長より報告を求めます。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 議会運営委員会より平成16年第1回定例会の運営について御報告申し上げます。

まず、本定例会には5名の議員の方々より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされるよう御協力をお願いいたします。

当局より、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の報告がされております。これにつきましては、議会の議決を経た工事の請負契約について、当該議決に係る契約金額を300万円以下の範囲内において契約することの規定がされていることに伴う専決処分内容であり、お手元に配付してございますので御確認をお願いいたします。

また、同じくお手元に配付されております陳情、要望書一覧表の案件の審査につきましては、議長が諸般の報告で申し上げますが、担当委員会に付託、審査をお願いし、委員長報告を求めます。委員長報告の内容によっては意見書と意見書案等に関する審議、さらに第2常任委員会の閉会中の継続審査に関する委員長報告も最終日に上程され、審議いただくこととなりますので、御承知ください。

本定例会の提出議案といたしましては、町長より平成16年度の一般会計予算案を初め、各

特別会計の予算案が7件、条例の制定1件、条例の一部改正20件、一部事務組合等の規約の改正1件、補正予算6件、人事案件1件の36議案、また、議員提出議案1件、常任委員会付託に関する委員長報告2件の審議が予定されております。

なお、議案第5号から議案第7号までと、議案第8号から議案第13号までは審議能率の観点から、同種の事件として一括議題といたしたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

さらに、7件の各会計の当初予算案の審査につきましては、上程のみ一般会計歳入歳出予算審査特別委員会、特別会計歳入歳出予算審査特別委員会を設置し、それぞれ御審議をいただくこととなりますので、あらかじめ御承知ください。

以上の内容を踏まえて本定例会の会期につきましては、本日より3月22日までの15日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

議員各位におかれましては、活発なる審議と円滑な議会運営を切にお願いし、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

以上です。

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（太田長八君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において8番、八代善行さん、12番、定居利子さんを指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長（太田長八君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間といたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長(太田長八君) 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第108条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をした旨の報告がされております。内容につきましては、平成14、15年度風力発電施設建設工事について減額変更契約した内容でございます。詳細はお手元に配付してございますので、御確認願いたいと思います。

次に、去る1月20日には町長と同行し、東伊豆道路期成同盟会で森県議会議員案内のもと、国道135号線、136号線の改良等の整備促進と伊豆横断道の建設促進について、県議会、県土木部、道路公社に対し同盟会として要望書を提出いたしました。その要望書の内容及び先般の郡議長会の会議内容等については、議員控室に提示してございますので、御覧いただきたいと思います。

最後になりますが、第4回定例会以降、本日まで受理した陳情・要望書等につきましては、既に配付してあります内容及び陳情・要望書等一覧表のとおりであります。この審査につきましては担当常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

### 日程第4 施政方針の説明

議長(太田長八君) 日程第4 町長より施政方針をいたします。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) おはようございます。

平成16年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中を御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成16年度の当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国の経済は、内閣府が2月18日に発表した2003年10月から12月期の国内総生産は、物価変動の影響を除いた実質ベースで前期比1.7%増、年率換算で7%増となりました。

実質GDPへの寄与度は内需がプラス1.3%、外需がプラス0.4%で内需主導の成長となりました。内需項目別では、中核を占める個人消費がプラズマテレビ、DVDなど、デジタル家電の売り上げ好調さに押され、前期比0.8%増、4期連続プラスと堅調を維持しておりますが、

住宅投資は1%の減となっております。

観光産業を基幹としている我が町の経済においては、個人の消費動向がかぎを握っているとも言えるため、景気の回復は非常に喜ばしいことと歓迎いたしますが、観光客の減少に歯どめがかからない状況となっております。

また、私たちの町は建設関係者が多いのも一つの特徴ですので、住宅投資がマイナスというのも気がかりとなっております。

この景気回復の現象は地方にとっては実感としてはなく、都市部とは隔たりがあるというのが現状だと思われます。

こうした中、我が町の財政状況は主要財源であります町税の落ち込み、国の三位一体の改革も先が見えず、各交付金の減収見込みなど、財源確保は非常に厳しく、地方を取り巻く環境は悪化の一途をたどっている中で、平成16年度予算編成に大変苦慮したところでございます。

限られた財源の効率的活用を図ることを前提に、昨年からの行政改革をさらに推し進め、自主財源の町税徴収事務の強化や、庁舎内の横断的な応援による時間外手当の削減、特殊勤務手当の見直し、消耗品、庁舎等の管理備品の一元管理や旅費無支給範囲の拡大など、経常経費の一層の軽減を図るとともに、各種団体への補助金の削減や組織の見直しなども要請し、昨年以上の削減をいたしたところでございます。

さらには、町民の皆様にもお願いいたしましてごみの減量化にも取り組み、一部事務組合への負担金の軽減なども課題としていきたいと思っております。

平成16年度には新たな行政改革大綱を作成すべく、委員会の準備をさせていただいておりますが、私といたしましては、前例のない町の生き残りをかけた「聖域なき改革」をお願いするものでございます。

投資的事業につきましては、補助財源事業の模索、事業効果の見直し、合理化、施策の選択や重点化等に配意し予算編成をいたしたところでありますが、福祉費の伸びにつきましては、毎年上がり続け、財源につきましても苦慮しているところでございます。

本年より始めます、高齢化社会の到来に対応しての健康づくり教室におきましても、多くの皆様に御参加いただき、元気な高齢者が生きがいのある生活を送れますよう、長期にわたっての事業展開をまいります。

そして、副次的に将来の医療費等の軽減につながればと考える次第であります。

この事業のように自己責任においての健康福祉など、これからの行政については新しい視点に立った運営が求められていく時代にきたのではないかと感じておるところであります。

昨年の施政方針でも述べさせていただきましたが、2年間で事務事業の見直しを研究すると申し上げましたとおり、相当の見直しをまいりましたが、まだまだ足りないと感じており、この1年間は職員とともにさらなる努力と知恵を出し合い、先ほども述べさせていただきました、平成16年度の行政改革大綱づくりに向け研究をさせていただきたいと思っております。

本年度当初予算規模は一般会計と、新たに稼働いたしました風力発電特別会計を加えた5特別会計及び水道事業会計、合わせて95億3,576万5,000円となり、前年度当初予算に比べ3億8,124万5,000円、3.8%の減となりました。

それでは一般会計予算の概要を申し上げます。

まず歳入予算では、町税等の自主財源は前年度に比べて4.5%減の26億6,120万5,000円で、構成比は53.4%となります。その柱となります町税は、景気状況により所得の低迷による個

人、法人所得の落ち込みやホテル等の倒産、評価替えに伴う固定資産税調定額の減などにより、前年度比3.7%減の22億8,420万円で、歳入予算の45.8%を占めております。

また、依存財源は23億2,379万5,000円で、構成比は46.6%となり、前年度対比1億5,000万円、13.4%減となります。

各交付金につきましては、景気には非常に敏感であり、減収となります。

さらに、地方交付税においては普通交付税、特別交付税とも大幅な減収となっており、かわる財源としての臨時財政対策債も減額となり、新たに三位一体の改革の芽出しとして所得譲与税が新設されましたが、減額を補完するには至っておりません。

次に、歳出予算につきましては、義務的経費が27億6,859万円で、前年度より2億2,954万円、9.0%の増となっております。

人件費においては3.1%の削減に努めましたが、先にも述べましたように、年々増大する福祉関係の扶助費や公債費が大幅な伸びを示しております。

物件費は、庁用事務費などの需要費について予算査定段階で削減を行いましたが、限界に近いところまで来ておりますので、来年度より会計室に用度係を置き、一括管理をして、さらなる削減を図ってまいりたいと考えておるところであります。

町単独の補助金につきましては、ことしも一律の削減ではありませんが、補助団体の事業や組織等の見直しを求めながらの削減となりました。

また、投資的な経費につきましても、財政的に厳しい中、事業の緊急性・効率性を考慮し、補助財源措置のある事業を選択し、4億2,904万6,000円で、前年度対比0.1%の減となりました。

次に、5特別会計予算は合計で39億4,875万3,000円となり、前年度対比5億3,025万3,000円、11.8%の大幅な減となりました。この減の主な要因は、風力発電施設工事完成により、平年ベースの予算編成となったことによるものであります。

なお、稲取財産区特別会計予算は前年度比265%増の188万1,000円となっております。増額の主な要因はひなの館「むかい庵」の土地貸付料120万円を計上したことによるものであります。

次に国民健康保険特別会計ですが、平成15年10月に法改正により75歳未満の老人保健被保険者を国民健康保険被保険者とする事となり、老人保健医療特別会計への拠出金が減額となり、16億6,740万8,000円、前年度対比はマイナス4.7%となり、老人保健医療特別会計は14億2,631万3,000円で、マイナス5.47%の減となりました。

介護保険特別会計につきましては、8億165万円で9.55%の増となりましたが、この要因は介護サービスを受ける要介護認定者が増加したことによるものであります。

水道事業会計につきましては、収益的支出、資本的支出、合わせて6億201万2,000円で、0.2%の減となっております。観光客等の入れ込み客数の減少による使用量の減が主な要因でございますが、厳しい経営環境の中、今後も経営の合理化に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

各会計とも財政環境の厳しさは昨年以上となり、先が見えない国の三位一体改革により、地方は将来展望が描けないというのが現状であり、どの市町村も予算編成には苦慮したところがございます。当町におきましても、昨年以上に歳出の見直しに重点を置き編成作業を行ってまいりましたが、歳入の落ち込みは予想以上に大きく、今後のまちづくり計画に関しましても再

検討を余儀なくされるところと考えている次第でございます。

次に、平成16年度の主要事業について申し述べさせていただきます。

平成16年度の主要事業としまして、7事業に7億5,880万1,000円を措置いたしましたところがあります。

まず、1点目といたしまして、健康づくり推進事業に3,120万4,000円を計上いたしました。介護予防事業といたしまして、静岡県では初めての試みとなる寝たきり予防のための40歳からの健康づくり教室の開催や、健康機器の購入などを行います。保健対策推進事業といたしましては、生活習慣病などを予防するため、望ましい食生活推進教育事業などを展開してまいり予定であります。

次に、2点目といたしまして、観光産業等活性化推進事業に1億1,440万3,000円を措置いたしましたところがあります。3年目を迎える県の観光施設整備費補助金をいただき、継続事業の片瀬海岸観光施設整備工事や16年、17年の新たな継続事業となります熱川桜山整備事業、さらには稲取竜宮岬公園整備事業として、この岬を題材とした鳥羽一郎の「愛恋岬」の歌碑と遊歩道を含めた周辺整備をいたす予定でございます。

次に、3点目といたしまして、人にやさしい、環境にやさしいまちづくり事業に2,464万円を措置いたしました。人にやさしいまちづくり事業といたしましては、高齢者の方へのはり、きゅう、マッサージの治療費助成や、重度身体障害の方々へのタクシー券、ガソリン券などの助成を行ってまいります。環境にやさしいまちづくり事業といたしまして、合併処理浄化槽設置費補助や地域づくり推進委員会の御提言や、さらには第2常任委員会の皆様に現場視察などをしていただきました場所にごみの不法投棄防止フェンス工事を行います。

次に、4点目といたしまして、高齢者福祉事業に2億2,438万6,000円を措置いたしました。介護保険特別会計繰出金や社会福祉協議会への補助金を初め、生きがい活動支援通所事業などを行ってまいります。

次に、5点目といたしまして、児童福祉事業に7,342万8,000円を措置いたしました。保育事業といたしまして、保育所入所委託料を初めとして保育ママ事業、特別保育事業、子育て支援事業を行ってまいります。保育事業に該当されない町立幼稚園児のために、昨年より試行的に行ってまいりました預かり保育を本格的に行ってまいります。

6点目といたしましては、防災事業に1,810万円を措置いたしました。教育関係では、稲取幼稚園耐震補強設計を計画しております。また、一般住宅については、予想される東海地震に対し、家屋の耐震診断や木造住宅耐震補強の助成事業を行ってまいります。

次に、7点目といたしまして、地域基盤整備事業に1億3,070万円を措置いたしました。町道改良事業といたしまして、稲取片瀬線の黒根地区、北川臨港線の落石防止工事を初め、熱川中線つけかえ工事など、11路線を計画しております。住民の皆様のご要望も多々ございますが、限りある予算ですので緊急度などを参酌いたしまして、計画的に実施をしてまいります。次に、県単事業ではありますが、漁港整備事業といたしまして、現在行われている外港部の埋め立てなどを含む稲取漁港整備事業地元負担金を措置いたしました。また、いよいよ本格化してまいりました中山間地総合整備事業も負担金の措置をいたしましたところがあります。特に、今年度で完成となります奈良本農村公園も地区の農業中核施設となるべく期待をされているところがございます。

今年度、新たにリフォーム推進事業補助金制度を創設し、冒頭で申し上げました住宅投資の

マイナスが東伊豆町の経済に深く関わっていることは、御案内のとおりであり、伝統的な技術の活動の場をつくとともに、災害弱者ともいえる重度身体障害者の方の住宅改造助成事業や、居宅介護住宅改修事業などのリフォームとあわせて、木造住宅耐震補強事業を積極的に推進するための起爆剤としての意味を持たせる制度であり、ユニバーサルデザインの精神にも当てはまるものと考えております。

また、景気回復までの緊急経済支援対策資金の利子補給も継続して行い、新たに奨学金の原資がないという状況の中、勤労者に対する教育資金に対する利子補給も行ってまいります。さらに、旧稲取幼稚園舎を再利用できるかどうかの調査も行い、結果によっては図書館の分館も計画していきたいと考えておるところであります。アスト会館につきましては、議会や運営委員会の皆様にこれまでも種々御検討をいただいていたところでございますが、どのような方向に進むといたしましても耐震補強計画が必要との判断に至りましたので、策定委託費を計上し、その結果によって活用方法を改めて検討していきたいと考えております。

以上、主要事業について述べさせていただきましたが、いかなる事業も町民皆様の御意見、御協力をいただきまして、限りある予算の中で住民サービスの低下を招かぬよう、可能な限りの措置をさせていただいたところであります。

平成16年度の施策展開は極めて厳しい財政環境のもとに、行財政改革に配慮しながら、人にやさしい、環境にやさしいの言葉のもとに、まちづくりの将来像「輝き・やすらぎ・集える」東伊豆づくりの実現に向け、着実に歩みを続けてまいります。

今後、財政環境は年ごとに厳しくなっていくと予想されます。地方行政の役割と責任はより増大していく中で、真の地方分権の時代に対応できるよう機構改革、行政改革、住民の皆様との協働も積極的に進めてまいりたいと考えておるところであります。

さらに現実を踏まえまして、自主財源の確保に留意し、効果的な行政運営と住民福祉の向上のため、一層の努力を払ってまいり所存でありますので、議員並びに町民の皆様の御理解ある協力をお願い申し上げまして、施政方針を終わらせていただきます。

なお、施政方針とは異なりますが、緊急に報告する問題といたしまして、賀茂地区内の県立高校学級減による志願者数の増加問題では、学区制の変更に伴い隣接の伊東市から賀茂地区への進学希望者がふえてきておりますが、賀茂地区内では私立高校はなく、進学を希望する生徒のほとんどが地元県立高校を志望しておるのが現状でありまして、地元県立高校への道が閉ざされた者にとって、私立高校への進学は通学が大変だけではなく、保護者にとっても負担が大きく生じてくることから、下田市長及び賀茂郡町村長が連名でそれぞれ地元高校長へ要望活動を行い、善処方をお願いしたところであることをつけ加えて御報告申し上げます、施政方針を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### 日程第5 一般質問

議長（太田長八君） 日程第5 一般質問を行います。

この場合、質問には1問ごとに答弁いたします。なお、全問にわたって答弁を求めるか、1問ごとに答弁を求めるかは質問者の意向といたしますので、あらかじめ議長に申し出てください

い。

また、質問回数は1問につき3回となっておりますので、御協力ください。

山田直志君

議長（太田長八君） 13番、山田直志さんの第1問、小泉「改革」の影響についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 通告に基づきまして、5問通告してございますが、各問ごとに質問をさせていただきます。

まず、小泉「改革」の影響について質問をしたいと思います。

昨年12月24日に閣議決定がされ、国会に提出され、先週には衆議院を通過している来年度予算案であります。この予算案は小泉改革の集大成とも言われておりますが、この予算案を見たときに年金保険料の引き上げや庶民増税など、今後10数年にわたる際限なき国民負担増にレールを引く点、また公共事業など浪費の仕組みが温存をされ、国債の発行が2年連続で過去最高となるなど、財政破綻などを危惧される点があるかと思えます。

さて、この予算などを通じて行われている小泉改革が、現在の町と町民にどのような影響を及ぼすかについて、財政と医療について、2点について伺いたいと思えます。

まず、財政問題ですが、三位一体の改革ということが今年度の予算案の中では中心的に叫ばれてまいりました。しかし、国庫補助金1兆313億円の削減と、地方交付税及び臨時財政対策債を含めた2兆8,623億円の減に対して、まちづくり交付金などを含めた財源移譲は6,500億円程度というふうに私も知りおいております。こうした影響が町財政にどのように影響していくのか、この点について町長の所見を伺うものであります。

次に、今年度より既に進められております医療改革についてであります。

乳幼児の医療費の負担軽減、または老人医療の負担増、国保加入者の年齢引き上げが行われ、昨年10月からは国保の加入年齢が70歳から71歳となりました。これは順次、75歳まで繰り上げが行われると聞いております。こうした医療改革が、町と町民生活へどのような影響を与えるのか、影響を試算してお答えいただきたいと思えます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは山田議員の第1問、小泉「改革」の影響について、2点からなる質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の三位一体の改革による財政への影響はどうかと、こういうことでございます。

国は、平成15年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を取りまとめたところであります。これには、三位一体の改革の一環といたしまして、平成18年度までに公共事業を含む国庫補助負担金を4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うことといたしまして、義務的経費は所要の全額を、義務的経費以外は削減額の8割程度を目安として、基幹税

を基本として地方税に税源移譲することなどを盛り込まれましたことは、御案内のとおりでございます。

16年度におきましては、国は1兆円規模の国庫補助金負担金の廃止、縮減を行うこととしております。しかしながら、税源移譲に関しましてはいまだ先行き不透明で、先ほどの施政方針でも述べましたとおり、16年度予算に顕著にあらわれました影響は、交付税と一体になっております臨時財政対策債の枠が大幅に減らされ、昨年に比べマイナス28.6ポイント、1億2,200万円の減となり、交付税においては15年度の交付見込み額のおよそ四千万円の減となる見込みであります。

さらに今後、段階補正と事業費補正の見直しが行われ、大幅な削減が見込まれるところであります。恒久措置分としての国庫補助金の廃止につきましては、介護保険事務費交付金のほか、児童手当の市町村事務取扱交付金や児童扶養手当事務取扱交付金等の一般財源化が行われ、影響の出ているところでございます。

なお、今年度より新たに所得譲与税が、所得税から住民税へ税源移譲されるまでの間の暫定措置として創設され、当町へは国調の人口を基準といたしまして、2,600万円の交付が見込まれるところであります。

地方債においては、新たに地域再生事業債が創設されましたが、充当先が起債対象の町単独事業の町負担分に限定され、1,510万円の計上に至っております。交付税や国庫支出金の削減と税源移譲等を差し引きますと、1億2,000万円ほどが三位一体の改革により減額となる見込みであります。

17、18年度とさらに厳しい局面を迎えるものと考えておりますので、ぜひ、皆様のお知恵もお借りしまして町政運営を行ってまいり所存でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に2点目の医療改革による町民への影響はどうかと、こういうことでございます。

毎年何らかな医療費改正が行われておりますが、国保会計に一番影響があったのは、平成14年10月、先ほど議員がいろいろおっしゃいましたように医療費の制度の改正であります。本来70歳で老人保健対象者である方が、昭和7年10月1日以降に生まれた方は75歳になるまで国民健康保険の被保険者となり、医療費の一部負担は1割となり、一定以上の所得者の一部負担は2割となります。

また、3歳未満の乳幼児の負担は、現行の3割から2割へ軽減されました。この軽減された負担分を国保会計からの支出となりますので、老人保健対象者が75歳になるまでの医療費の増加が予想され、国保会計に負担増が余儀なくされ、厳しい状況におかれております。

国保会計は2月末8,372人の被保険者の相互扶助で成り立っており、所得等に応じた負担割合に基づき保険税として負担をしていただきますが、医療費の適正化を通じた給付と負担の標準化を図る必要がありますので、医療費と相殺できる最低の負担をお願いするものでございます。

この平成14年度改革においても、小泉総理の方針により三方一両損ということで、関係者に少しずつの痛みをお願いすることを申しております。しかし、現下の小規模保険者としては、急速な少子高齢化の進展や、経済の低迷といった社会情勢を背景に厳しい状況が続いており、町村単位の保険運営では限界が来ていると感じているところでございます。

現在、厚生労働省で検討しております、事業の安定的な運営のための保険者規模や医療サー

ビスの地域での提供状況、医療費の適正化といった観点からみて、当面は2次医療圏程度の規模で段階的に広域化を進めていくのが適当ではないかとの方針案が示されております。そして、将来的には都道府県単位での保険運営を目指していくことが望ましいとしております。その方針案の早期実現を期待するものであります。しかしながら、今後増加する医療費を抑制するためにも、保健事業を強化し、さらに健康づくりに、なお一層の推進を図り、寝たきり予防対策に全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いいたしたいと思ます。

以上です。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） そうしますと、まずこの三位一体の改革というのは、名前は全く三位一体という、これ仏教用語のような話なんですけれど、全然、仏になっていない改革だと思うんですね。

三方一両損という言葉も町長言われたんですけども、現実にはこれは国の支出削減だけが行われて、現状でこの税源移譲がまだないと。で、これが今年度ないだけじゃなくて、将来的にまだ、少なくとも今言われたように18年度までこの国庫補助金の削減と、また地方交付税も昨年の経済財政諮問会議等ではまだ後3年間は地方交付税を削減すると、こういう状況が指摘をされているわけですね。だから大変な問題で、これ都合しますと恐らく10兆円を超えるような地方財政に影響を及ぼす国庫支出が削減をされるということですから、とんでもない状況だというふうに思うんですけども。

そこで町長、施政方針でもこの点は述べられませんでしたけれども、一体この三位一体の改革というのは正しいのか、正しくないのかという点、また、今後の町村運営を考えたときに、今、町長の答弁では我々が当然、また職員の皆さん、ともにいろいろと知恵を集めていかなければいけないという問題は当然そのとおりだと思うんですが、しかし、一義的にはまず国のまやかしの三位一体というものじゃなくて、本当に町長、それ触れられておりましたように地方分権という形の、また実のある改革がなされなければ、この問題はとんでもない方向に何か進んでしまうんじゃないかと。既にこの予算が発表されまして、全国市長会あたりはやっぱり三位一体というのはおかしいじゃないかと、地方財政が成り立たないと、県レベルではもう歳出に大きな穴があくと、こういうことが既に報道されております。そういう点を考えてみますと、町として町村会を初めとして地方6団体、これやっぱり本当に地方分権、地域が地域として存在できるような基盤としての税源移譲というものをしっかり求めて、この点でやっぱり運動していかないと。これは合併をすとか、しないとかという問題じゃなくて、地域が疲弊してしまうと、そういう状況に今、立ち至っているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点での御所見をいただきたいと思ます。

2点目に医療改革の問題ですけれども、町長、言われたように国の方で県レベルの国保を統合というような話が出ているということは、そういう調査もなされているということは聞いておりますけれども、当面の問題としてやっぱり非常に深刻な問題は、人が生まれてから死ぬまでの中で一番医療費がかかるのが、この71歳から75歳までなわけですね。この世代が国民健康保険に繰り入れられていくということが、どういう影響が出るかという問題だと思ます。今までこれを平均で言えば、国保の加入者の一般の平均の医療費というのは30万前後で

したよね。老人医療というのは68万とか、こういう金額だったわけじゃないですか。これは平均ですよ、あくまでも。しかし、この60万、70万という世代が国民健康保険の方へどんどん流れてくるわけですね。このことの及ぼす影響というものはとんでもない金額になって、医療費の増加として反映してくるといふふうに思うんですよ。この点で既に昨年の10月からということで、医療費というのが相当増加しているといふふうに聞いておりますけれども、この状況についてもし手元に資料があれば、どの程度医療費の増加が出ているのか、予算というのは見通しでやっていますから、2月末現在あたり、また今の段階ですと12月末現在というわずか2カ月、3カ月ですけれども、その中でどういう医療費の伸びが生じているのか、この点を伺っておきたいと思います。

それと、町長やっぱりその数字によっては大変な町民の皆さんへ負担をお願いしなければならぬ。これは町長が悪いとかじゃないんですよ。課長が悪いとか、町長が悪いというレベルのことではなくて、国の改革によって一番医療費のかかる70歳代の方が国民健康保険で加入をそのままになると、老人医療に移らないということが大変なしわ寄せとして、結局、国民健康保険の引き上げということが避けて通れない課題になってきているんじゃないかといふふうに思うんですけれども、その辺の問題について現状で町長、どのようにお考えか伺いたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） ただいまの三位一体の方で、今後、交付税が3年間続けて削減になると。これはやっぱり私も去年の住民投票の結果で、なるべく交付税に頼らない行政をしなければいけないと、こういうことをいち早く申し上げたわけですが、現実的にはやっぱり国に財源がないというのが、まず問題だろうと。と申しますのは、交付税そのものも減っていると言いましたけれど、臨時財政対策債、これは御案内のように全額、後年度、交付税で見るという約束のもとに借り入れを認められた起債であります。これが28.6%という大幅な減をしたということは、国に財源がないということですね、裏打ちする財源が。交付税制度がもう破綻をする寸前であると、あるいは破綻をしているんじゃないかと、こういう見通しさえ私は持つておるわけでございます。

そういう中で、当然この三位一体という改革というのはマイナスが多く、先ほど議員がおっしゃいましたように、1兆2,000億円からの削減をして6,000億ぐらいのものしか財源補填をしていないわけですから、半分しかしていないわけですよ。当然そこにひずみが出てくるのは明らかでありまして、今後、やはり各自治体というものも非常に予算編成には苦勞するんじゃないかなと、私どもも例外ではないといふふうに考えておるところであります。

地域が立ち行かなくなるという御心配は全くそのとおりだと思うんですね。ですから、いかに税以外の、あるいは国庫カラーのある交付金以外のものでそれを補っていくかが、実際の、生き残れるかどうかの分かれ道になるのではないかと、こういうふうに考えておるところでございます。

制度云々は、三位一体の改革というのは改革という名ばかりで、実際地方に無理難題を押しつけるといったら大変語弊がありますけれども、そういう状況というのは偽らざる私の心境であります。きょうも、本日の毎日新聞の社説にも、地方の予算編成は非常に今回は真剣に予算編成をしたと。国がその割りに考えてない、というよなことが毎日新聞の社説に載っております。そのとおりだと思いますし、先ほど施政方針でも述べましたように、できることはもう本

当に1円のお金までも節約をして、住民福祉のために使っていくというのが私の基本的なスタンスでありますけれども、その中でやはり今後も来年度、再来年度、厳しい行政運営あるいは予算編成をしなければならない、こういうふうにしておるところでございます。

確かに山田議員の心配になる、そのとおりだと私自身も考えますが、ただ困った、困っただけでは前に進みませんもので、その中で知恵を出しながら、皆さんにも御協力いただきながら、きちっとした行政運営をしていきたいと思っております。

2点目に国保の問題ですが、医療改革という名のもとに71歳から75歳を国保の被保険者としたと。ここに非常に問題がありまして、おっしゃるとおりやはり老人保健というのは、70万円近い1人平均の医療費がかかるわけでございます。片一方はその半分以下ということで、これから高齢化社会がどんどん進んできますと、当然ここの占める割合が多くなっていくという形で、大変心配をしているところでございます。まず、将来的に保険料をどうするんだというようなお尋ねがありますが、まだ、今のところは、今、現状ですが、やはり非常に厳しいということは避けて通れないし、私が悪いわけじゃないということをおっしゃっていただいて、非常に気が楽になりますけれども、そうじゃなくて、やはりある程度の時期にいったら、こういう実情ということをよく説明しながら、新たな負担をお願いする場面があるかも知れないということだけは、今の時点ではその程度ですが。

医療費の増加の件に対しては、事務的だけのことでですから課長の方から答弁いたさせます。  
議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、私の方から医療費の増加について申し上げます。

まず、平成14年の10月に改正がなされまして、その被保険者、昭和7年10月1日から昭和8年の9月30日、183名の方が、本来老人保健の方に移行する方なんですが、この方が国保の被保険者となっております。その方たちの医療費を調査してみたところ、件数で2,777件、保険負担分、これ本来1割の負担で、うちの方は9割になっています。で、一定額以上、これ課税標準額が124万以上の方については2割負担になります。その方たちの医療費の分析をしてみましたところ、6,051万3,796円の医療費がかかっております。今後、段階的に約180数名の方が老人保健の5年間、ずっと国保の被保険者として対象になります方が、約939名の方が国保の被保険者として5年間は対象となっていくということでございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 町長、そうしますと、再度なんですが、最後ですから。この改革に対して、とりわけ安定した地方分権の立場に立って税の移譲を求めるということは、これは町村としてはやっぱり避けて通れないと思えますし、この地方公共6団体を中心としてこの問題でも大運動をしていかないと。影響がね、それはどうなるかというのはわかりませんから、その影響を小さくするための努力もしていかなければいけませんけれども、しかし、現時点で決まり切ったこととしてこれをとらえてやっていくというわけにはいかない、もう背に腹はかえられないような状況だと思えますので、この問題でもしっかりと税源移譲の取り組みを、従前にも増して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

2つ目の国保の問題ですけれども、今、言われたような900人程度がずっとなくなっていくということで、単純に考えるとこれやっぱり数億円ぐらいの医療費の増ということになるわけですよ。5年後には少なくとも今の医療給付費が恐らく1.5倍ぐらいになるというふうな状況が

やっぱりこのままでいくと想定されるわけですよ。本当にこれはとんでもないことで、この問題に対しても、これは既に国が決めちゃったというふうなことがあるんですけども、町長、言われているような健康づくりというふうな問題は当然あるんですけども、しかしこの問題に対してはやっぱり今一度、真剣な対応をしていかないと、町民の皆さん単純に考えれば今の医療費が1.5倍になるということで保険料が当然1.5倍とは言いませんけれども、そういう金額になるなんていうことになれば、当然、生活がもう成り立たないというふうな事態になってくるんじゃないかということで、この面も町の財政の破綻とは違いますけれども、これは町民の皆さんの生活を国保につぶされてしまうと。これに、さらに個人個人でいえば年金の保険料も上がっていくわけですから、もうとんでもない状況になってしまうというふうな状況がありますので、当然、今までどおりといいますか、医療費の軽減を含めた施策を含めて、しっかり対応していくということが大事なかなというふうに思いますので、再度これらについてのお考えを伺っておきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 1点目の三位一体の改革による地方への影響ということで、地方6団体を中心としてもっと活動すると。

言われるまでもなく我々、町村会、郡、県あるいは全国町村会、そういう中でこういった恒久的な財源移譲、これを求めていることは御案内のとおりでありまして、こういう運動をさらに進めていかななくてはならないということは痛感をしておるところでありまして、やはり先ほども申しましたように1兆2,000億円からの削減をした中で6,000億円くらいしか税源移譲がないという中では、当然いくら行政改革等を一生懸命やっても限界というものがありますものですから、そういった中で今後はやっぱり恒久的な税源の移譲、財源の移譲ということを求めていくことは当然のことでありまして、そういった運動は一生懸命やっていきたいと、かように考えております。

それから2点目の医療改革の問題ですが、考えてみますと今回の補正予算で、なけなしの基金を900万円崩している。908万円しかないのに900万円崩している。決算で多少の剰余金が出る見込みはありますけれども、そういった中で一例を申し上げますと、こういった今183人の方が国保に移行してきたという中で、例えば12月、1月あたりの医療費が、去年が大体平均が5,500万円くらい。しかし、ことは6,900万円から下手をすると7,000万円くらいになると。こういうことが現実としてありますものですから、何としてでも医療費抑制の措置をしていかなければいけないと。で、最大の努力をして、それでもというときにはやはり町民の皆さんにもお願いしなきゃならないけれども。そういった中で、先ほども施政方針に述べましたように、健康づくり事業というものは1年、2年では私は結果が出ないと思っておりますが、3年我慢すれば必ず結果が出てくると。ということで、最終的には医療費の軽減にもつながっていくということで、予防事業をより一層しっかりとやっていくつもりでありますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

議長（太田長八君） 次に、第2問、施政方針についてを許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 施政方針について伺いたいと思います。

税収の増加どころか、交付税など削減される中で、歳出の見直しが避けて通れない課題にな

っているというふうに思っております。町長は施政方針で歳出の見直しについて言及していますが、それらの内容等について、2点について質問したいと思います。

1点は、補助金の見直しについてであります。どういう団体の補助金をどのように見直したのか、この点をまず御説明をいただきたいというのが1点。

2つ目に今後行おうとしている行政改革の理念ということについて、どのようにお考えなのか、その点も伺いたいと思います。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは第2問の施政方針について、2点からなる質問にお答えいたします。

まず、1点目の補助金見直しは、どういう団体の補助金が見直されたのかということでございます。

昨年、1年間をかけまして課長補佐、係長会議で自主的に補助金の見直しを検討してきた中で、まず初めに他町村と比べて補助金が非常に多いことが一つ。次に、補助金が1回つくと、事業効果を考えず、既得権のように毎年同じような事業予算を組んでくるということ。また、決算書を見ると、毎年、繰越額が多いなど、補助金が有効に使えていない団体や、逆に事業内容によってはふやしてもよい団体等さまざまな提言があり、担当課において提言をもとに、各種団体等とヒアリングを行い、平成16年度予算編成に反映してきたところであります。

御質問の、どのような団体が見直されたのかといいますと、すべての団体と言わざるを得ません。その中で、学校関係がほぼ横ばい、漁業関係が石油タンク改築のため増、補助金全体で見れば600万円程度の減額となっております。

これからの補助金につきましては、各種団体には組織の見直しや事業の効果などを含め、自立の道を歩んでいただくように求めていくつもりでございます。新規の団体におきましても、期限付きの補助金交付となっていくものと思いますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

2点目の行政改革の理念ということでございますから、お答えいたします。

行政改革は時代に合った改革を行うということが大前提であり、最も求められている部分でもあります。現在の東伊豆町の行政システムは予算規模60億円台、人口1万8,000人のころのもので、当然、財政の硬直化が起きるのは自明の理でございます。

まず、行政改革に不可欠なものは職員の意識改革であり、昨年1年間は意識改革をテーマに、係長会議や1人1アイデア運動などを実践してまいりました。こうした中にも多数の革新的な意見が多く、やれるものから実行に移すという方法で、かなりの部分の行政改革ができたと思っております。しかし、これからの行政改革は、行政も補助団体なども含めた中での、時代に合った機構改革だと考えておるところであります。

行政組織をいかに小さく、小回りのきく組織にするには、事務の簡略化、外部委託、庁内の横断的な応援体制など、従来の課などの枠組みにとらわれない発想で考えていかなければと考えておるところであります。行政内部的には行政サービスの質を落とさずに、いかに人件費比率を下げたいかが課題となると同時に、税の徴収率の向上を目指し、自主財源比率を上げることも必要であります。

したがいまして、今後、退職者の補充がかぎとなってきますが、長期的な展望に立って考えていきたいと思っております。また、仕事の対費用効果による選別なども考えて、16年度の行政改革推進委員会への諮問をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） まず、町長、補助金の問題ですけれども、全体的に見直したということで、まずその点はまあ、そうかなというふうには思うんですけれども、そうしますと言葉をちょっとかえて言いたいと思うんですが、補助金という言葉ではなくて、逆にいうと委託料ということで考えてみると、例えば僕は、観光業界の観光宣伝費の委託料などはそれこそお客さんが190万人お泊まりになっていたという状況から、若干、1割1割ぐらいの削減がされているんですが、こういう点は現状を見てみると、一番やっぱり現状がそぐわないと私は思うんです。これ、私はですね。

そういう点で見ると、もう一点考えてみるのは、議員の報酬も過去そうでした。町長の報酬なんかもそうでした。やっぱり東伊豆町というのは賀茂郡より補助金が多いというのは、東伊豆町は人口等も多い、経済的な状況も大きいということの中で、一時期は、とりわけバブルの時期はそういう風潮がやっぱり役場の中に全体ありました。ですから町長の報酬や、我々議員の報酬も賀茂郡内の他町村から見ると相当大きかったと。しかし、町長の報酬にしる三役の報酬にしても、議員の報酬も、今ではそういう状況ではなくなったと。しかし、補助金の部分で見ると、そこところが非常にまだ格段の違いがあると。特にあるのはどこかという、やっぱり観光が一番大きいわけですよ。また、それは賀茂郡の中の宿泊のレベルでは当然半分ぐらい占めていると、そういう占める割合はあるけれども、しかし、過去190万人お客さんがお泊まりでいたというふうな状況からすれば、既に6割、7割という程度に落ち込んでいるという状況もあって、まず、そういう点で見れば補助金全般の中では見直しされなきゃならない点が、そういうところにやっぱりあるんじゃないかと、そういう意味では、バブル期の時期に賀茂よりもちょっと東伊豆町は大きいというか、財政や人口も大きいんだということで、全般やっぱり補助金が大きかった、こういう部分の補助金の見直し、委託を含めて歳出を見直ししていかないと、私はその後の行政改革の問題でもどうなるのかなと、それは同時に単にお金を削るという問題だけじゃなくて、お互い負担のあり方を含めてどうあるべきかという問題も含めて、そこで見直さないといけないというのが、現在の状況じゃないかなというふうに私は考えるものです。

町長言われた2点目の行政改革の問題で言えば、言われたように人件費の問題は今後もやっぱり退職者の問題を含めて、町長言われたように長期的に補充の問題、また、機構の見直しとこのを長期的にやっていかなきゃならない問題になってきました。これ来年度以降でしよう、しかしこれはね。しかし、現実には相当そういう点での影響が出る状況というのが、もう来年度以降は出てくると。これはこれで一つはいいと思うんですけれど。しかし、私は、同時にその削れる部分だけじゃなくて、今後の行政改革という点で見たときに、しかし一方で、少子高齢化社会というものが到来する中で、地域のコミュニティー的な意味を含めて、ある部分では守るべきものを、また伸ばすべきものをしっかりと選択をしていただかなきゃならないというの、やっぱりそこに問題があるのかなというふう感じてるんですが、今、言われたような

行政改革の点では役場の職員を含めた内部の改革が中心でして、当然今後補助金を含め、委託費を含めた町の財政全般にそういう行政改革の見直しは当然及ぶんですが、当然そこである程度のめり張りというのが、具体的に当然町長言われたように、サービスの質は落とさないとは言うものの、役割の見直しを含めて、どの分野に力点を置くのかというふうなことをも、ある程度明確にしたものが、指針が必要になるんじゃないかなというふうに考えますけれども、その辺はいかがですか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず補助金の見直しということで、観光宣伝委託料という形のもものが話題になっておりますが、16年度はこれは減額をしてあります。ということは、費用対効果というものを先ほどから申し上げましているとおりに、やはり、1回つけば毎回同じではないよという中で、15年度いっぱいどれだけの効果があったのかという見直しをしました。そうした中で、やはり切るものは切る、ふやすものはふやすという中で、再編成をしたと、こういうことでぜひご理解をしていただきたいと思ひますし、一方で、観光というのは主力産業であるということ、きちっと認識をしなきゃいけない。だからといって聖域ではないわけです。私は聖域とは思っておりませんけれど、やはり伸ばさなきゃならないこの時期に、伸ばしておかなきゃ、この町の経済が根幹が崩れると、こういう信念だけは持っているつもりであります。そして今、去年も同じことを言いましたけど、6観光協会を、山田議員は旅館組合を統合しろというような御意見ですが、やはり私は私の考えるところがあって、町の観光協会長ともそういう協議も、あるいは議論も何回もしてるところでございまして、そういう中で、これがやはり実現の方向にいかなければ、聖域といえども削減はいた仕方がない、避けれないと、こういうことまで申してあるところから、ぜひそちらで御理解をお願いしたいと思いますし、それから、施政方針の中で今後内部の改革だけではなくてというようなことで当然だと思っております。先ほど退職者の補充を今後どうするかが鍵になるというようなことを私申しましたけれど、昭和22年生まれ、ここに大勢いらっしゃいますね、管理職の皆さんがもう何年かすると勸奨退職の対象にもなりますし、あるいは定年にもなるという中で、そういったことで、補充は毎年1名程度ということでやっておりますし、また今、私どもの町は55歳以上は管理職じゃなくても昇給停止なんですよ。そういった面では職員の皆さんには大変申しわけないんですが、そういったことの行政改革はいち早くやっているとございまして、

例えば、先ほど電波宣伝委託料、去年15年には710万ありましたが、今度は405万円ということで300万からの削減をしておりますし、町の観光協会の今の補助金、職員3人の分も含めまして、去年が3,898万1,000円、ことしが3,851万8,000円で少しですが、47万ぐらいの削減をしたということは、自助努力もしていただきたいということでございまして、観光対策事業の補助金としまして、去年は2,265万8,000円、去年というのは15年度ですから、今度は16年度は2,131万2,000円で130万円の減と、このようなことで大きな削減をしているということ、ぜひ御理解をしていただきたいと思ひます。

それから、行政改革ですが、当然内部だけではなくて、外部の組織の見直しもしなきゃならないと、こういうことはもう内部だけでは限界があるというように思っておりますし、しかし、できるだけことはやりまして、その上で外部の組織の見直し等も再編、あるいは統合等もぜひ考えていただきたいと思っております。今現在は、そういう形で考えております。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

( 13番 山田直志君登壇 )

13番(山田直志君) 町長、まず1点目ですけど、観光のやつは委託料というものの考え方で、これは委託料ということでは、現実、町が100%責任を負うということの中で、それを委託するということですよ。しかし、観光の委託料の中で考えてみますと、実際観光宣伝委託料等々を見ますと、実際はパンフレットやいろいろなポスターであったり、そういう宣伝物の作成等々が、各単協等で行われてるやつも委託料の内容だったりするじゃないですか。こういうものがいつまでも全額町が負担をしなきゃならない範囲の問題かどうかということが、私根本的にあると思うんですよ。見直しをされているという問題はよくわかったんですけども。あと自助努力も求めている、しかし、抜本的に見たときに、各観光協会のポスターやパンフレットをつくるその経費がいつまでも100%町の負担でつくっているということが、ある面ちょっとどうなんだろうかと。これはやっぱり例えば観光協会の人件費の問題もそうなんですね。ほかの賀茂郡の各町村で見ますと、東伊豆町の人件費の負担というのは補助ですけども、ほとんど約9割が町の補助で成り立っていると。これはほかの町村ではないですよ。ほかの町村こんな人件費だと当然ある程度見てますけれども、事業費にしる何にしる見てますけれども、しかし、こういう部分がほとんど全部町でやるという考え方がいいのかなということの見直しというのが、やっぱりそこには一つあるんじゃないかなと思うんです。

2つ目の行政改革の問題で、これはまた本当は予算でもう少しやりたいなと思っていたところあるんですけど。町長、この間住民課長からお伺いしまして、今度町の方でカラスや犬、猫の関係がありまして、ネットをつくって、これを配布しております。問題は有償か無償かというところが、そこで私は一番大きな問題だと思うんですよ。私、再三言ってるんですが、河津の町長にこの間会いまして、第一声で東伊豆町は、ごみ何とかしなければ分別ひどいじゃないかなんてことを言われたんですけども、非常に東伊豆町はその分別の問題にしましても、ごみステーション等の維持管理がどうも河津町よりは余り取り組みはよくないという状況ですね。そこで河津町がなぜかということになったときに、河津は、ごみ箱、これはやっぱり基本的にはそれぞれの隣組というのか、班の方々が負担をしてつくっていると、東伊豆町はこれまでずっと、例えばどぶづけのかごも全部町が無償で配布して置いてきたわけです。この違いというものをもう一回考えてみる必要があるし、ごみの問題を解決していく上でも、例えばあれが無償で配布したときに、そうした場合にあのごみのネットというものは、町のもですね。町のものだということに一体じゃだれがどのように管理してくれるのかという問題については、きわめて町民は受身ということになってしまうわけです。これは500円であれ1,000円であれ買っていただくことによって、そのものが町民のもの、その隣組のものということになりますね。そうした意識の差というのが大きいんじゃないかと、当然自分たちのものをどのように管理しようかと、こういうやっぱり意識を改革していくことがないと、例えばごみ問題1つとってうまくいかないんじゃないか。今まで東伊豆町が財政的にも豊かだったときは、いろんなものを無償でやれた時期というのはあったんですけども、しかし、今の財政を考えたときに、またもう一方で、本当にごみ問題など町民の皆さんの協力をいただかなければならない、町長言われるように協働してこの問題に取り組むということ考えたときに、いつも何でもかんでも無料ということが本当にいいことなのかと、町民サービスをして、無料というのはイコールいいサービスかということについて、私は見直すということも必要じゃないかなと、とりわけこのごみ問題などでは、そうしたものをある面低額であっていいんです。しかし、500円でも

1,000円でも有料にすること、しっかりそれを買ってもらうことということから、自分たちのもの、自分たちのごみステーションをしっかりと管理し、自分たちのごみをしっかりと分別をしてちゃんと集積所に出すと、こういう意識をつくり上げていかないと、何でも無料で配布するということが、一つ大きな弊害になってくるんじゃないか。こういう点も今後のやっぱり行政改革の中では、町長も再三言われているように、町民の皆さんと本当に一緒に町を築いていくということで考えると、こういう角度からの問題というものも、大きな負担というものは町民はこたえられることできないかもしれません。しかし、小さなところでちょっとした意識の改革を通じて、町民の皆さんと一緒に仕事に取り組むという改革は、これからやっぱり必要じゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 補助金の方ですか、見直して先ほども申しましたように、議員、各単協のパンフレットが全額町のというようなことをおっしゃいましたけど、これちょっと違いますものですから。町の観光協会がやるやつはそれを全額やっていますけれど、各単協は、そうじゃありませんから、ぜひひとつ御理解をしていただきたいと思います。

それと、御提言の中でやはり人件費等も含めた中での削減ということで、先ほど観光協会の職員の3人分含めてというようなことを、答弁いたしましたけど、やはりじゃ3人が適正かどうかという問題も投げかけていかなきゃいけないし、正職員じゃなくて、同じ3人だったら臨時職員というような対応もできるし、商工会も同じだと思えます。大変商工会の中まで踏み込むといかんかなと思いますけど、やはり我々もきちとしたそういったことで、人員の削減方法も考えているし、人件費というのは一番の大きな削減につながるものですから、そういった中で商工会さんにもひとつ考えていただきたいと思っております。

それから、ごみの問題ですが、端的にごみのネットの問題等も出ました。ごみの減量化ということで河津町と比べるとどうだというようなことも事実として大変遺憾に思いますし、何とかしなきゃいけないと思っております。

先ほども施政方針で述べましたように、第2委員会の皆さんにも御足労いただいて、まず取りあえずあそこの捨ててあるところをきれいにし、二度と捨てさせないというああいうことを突破口にしてやるということも一つの方法であるし、今、議員おっしゃいましたようにネットを買っていただくということも一つの方法であります。まだ受け皿が残念ながらないんですよ。隣組単位でというようなことじゃなくて、もっと細かな感じでごみステーションがありますし、それともう一つは地域によって差があるということもこれまた事実なんですよ。そういった意識の啓蒙をまずしなきゃならないということから始めていきたいと思っております。御提言は御提言として今後そのような方向で、地域等の話し合いをさせていただきたいと、かように考えておるところでございます。ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ここで、午前11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時24分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、第3問、社協等の家賃についてを許します。

13番、山田直志さん。

(13番 山田直志君登壇)

13番(山田直志君) 次に、社協等の家賃についてお伺いしたいと思います。

今年度から保健福祉センターを利用しております福祉団体については、家賃等負担が大変重くなったというふうに伺っておりますが、その金額とそういう金額を設定した根拠についてどうということなのか、御説明をいただきたいと思っております。

議長(太田長八君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、社協等の家賃についてお答えいたします。

まず、社会福祉協議会につきましては、その性格上住民の福祉向上を主たる目的としているため、保健福祉センター内に事務所を設置させております。介護保険制度が始まってからは、デイサービス、ホームヘルプサービス及び居宅支援事業に参入いたしまして、センター2階のほとんど1階の浴室の部分占有し、事業を営んでおります。この占有部分で収益事業を行っている関係上、光熱水費として応分の負担をお願いしているところであります。また、事務局長として町から課長補佐クラスを派遣して、人件費すべてを町が負担しておりますので、民間事業所とのバランスも視野に入れながら社会福祉協議会の福祉部門と収益や経営状況など総合的に勘案して、家賃としていただいているところであります。ちなみに250万円が家賃でございます。

次に、シルバー人材センターにつきましては、センター2階の事務所及び駐車場内にプレハブ倉庫の設置や3台の車両の駐車をさせております。世間一般的な家賃及びシルバー人材センターの立場、経営状況等を勘案し、建物使用料及び光熱水費として負担をいただいているところでありますので、御理解をお願いします。ちなみに家賃は120万円という形でございます。

以上でございます。

議長(太田長八君) 山田直志さん。

(13番 山田直志君登壇)

13番(山田直志君) まず、この社協の問題ですけれども、当然介護保険に参入されていて、デイサービスであり、また訪問指導、または居宅、いわゆる介護プラン等の問題やっておりますけれども、当然この部分は今言われたような形で考えていくと、ある程度の光熱水費の負担をお願いするという考え方というのは理解できるんですが、しかし、2階のほとんど全部を介護保険等の事業で使ってるかどうかということになると、そうではないんじゃないかなと、例えば、2階で言えば多目的室や和室や工作室等がありますよね。この部分は介護保険で使うというふうな形にはなっていないと思っておりますし、また、今、町長言われたように、社会福祉協議会自体の活動の拠点というのは、2階の事務室だけだというふうに思うんですけれども、そういう点で考えると、現実に介護保険として使っている部分というのは、事務所の横に電話相談室というふうな形をつくった、今そこが居宅ヘルパー等々の仕事で使っていると。デイサービスの面で考えれば、調理室とあそこの食堂等ですか、研修室というのが明確に介護保険の事業で使っている範囲じゃないかなというふうに思うので、そうすると範囲の認定について若干そこに違いがあるんじゃないかなというふうに思います。

2つ目のシルバー人材センターについても、車の駐車について言えば、例えば、職員の皆さんも一定の負担をしておりますから、当然そういう負担、車を置くための負担と、倉庫の設置といってもほとんどこれも車1台か2台でしょうね、として考えてみると、光熱水費と設置している車の駐車料相当分と考えると120万、年間で月10万円の負担というのは、金額ベースではやっぱりちょっと大きいのではないかなと。収益の面もあるんでしょう。しかし、これは本来当然基金化してシルバー人材センター立ち上げ時等にいろんなやっぱり車両の購入等々町が補助したことを考えれば、今後の自立してある程度の車を含めて、器具、資材等を自前で購入していただくという資金に充てるということも、当然あるのではないかなというふうに考えてみますと、社協にしても、このシルバー人材センターにしても、この金額ベースというのは非常に大きなものすぎないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 議員、何を根拠に大きいのかということ、保健福祉センターの例えば全体の光熱水費等は600万円かかるんですよ。ほとんど社協が使っているんです。シルバー人材センターも使っています。ただ、シルバーの場合は外へ仕事に行きますから、事務所経費、あるいはさっきも言いましたように、駐車場のプレハブと3台の駐車場、こういう程度ですから、それで10万が高いというのなら、やっぱり民間のところを探していただければいいことであって、我々はどうしてもいてくださいということじゃないわけですから。その根拠を600万円かかるうちの250万円を社協に負担をしていただく、それで120万円を駐車場のものを含めた中でシルバー人材センターに負担していただく、ちなみに2階部分をシルバーが使っているのは15.2平米、そのほかの残りの1,179.99平米は社協が使っているんですよ。1階の男女の浴室部分を、特殊浴室部分を59.1平米と、男女浴室部分の85.22平米をほとんど社協が使っていると、こういう現状ですね、この中でやはりヘルパーとかあるいは食堂あるいは調理室、デイサービスのものをつくったりという形で、ほとんどが今保健福祉センターは社会福祉協議会が使っていると、こういう現状ですから、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思っております。

昔みたいに福祉事業だけのときだったら、こういうことはしないと思うんです。今、収益事業やっていますから、そういった中で、決算書も拝見させていただきましたし、そういった中での算定だということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 町長、そういう点で今度じゃ社協の決算書もということで言われたので、それとの関係でお聞きしたいと思うんですけども、社協の場合で言えば、社協への一般補助の部分も昨年度は700万円余りカットをしているわけじゃないですか。この光熱水費に当たる部分だとは言えるんですけども、その部分が150万円から250万円へ負担増となっているということがあるわけです。決算書の問題でいいますと、社協の決算というのはそれぞれ事業ごとに明確に収支を赤字か黒字かということをはっきりしなきゃいけないので、個別には分けてあるわけですね。社協の一般補助というものは、いわゆる福祉的事業の分野ですから、介護保険をやっているからといって、介護保険のところでは当然2カ月おくれで、介護報酬が入ってきたりとかいろんな面を含めて、介護保険の方で一定の黒字が生じたからといって、しかし、その福祉部分に対する、今年度でいっても補助もカットをして、さらにこの光熱水費

等のところでも負担増を図るといのはどうなのかなと。当然、さっき言われたように形で収支という問題で考えたときに、補助金を出している事業に対して、その収支において剰余金が発生してたり繰越金が発生してたりということであれば、当然その部分で補助金を見直すということは、これは一点あるでしょう。しかし、今、社協のやつで言えば社協の総体の会計というのは、全体は1本あるんですけど、しかし、個々の事業会計が分かれていて、非営利の福祉活動の部分と介護保険の部分というのは明確に分かれているわけじゃないですか。福祉の部分一般について言えば、これは町からの補助によって成り立つ、また当然その多くの事業においては町からの委託費によって事業を運営している部分であって、この部分において多額のお金が繰り越したりしているということであれば、そこを見直すということはあるかもしれないと思います。しかし、今言われたように、福祉部門と介護部門を一緒にしてごったにした上で、社会福祉協議会の一般的福祉の補助で、あるいはカットしたりとか、この家賃部分についても、社協全般、占有面積のも先ほど言ったようにみたかたの問題でも、多目的室だとか和室や工作室の部分で言えば、これは福祉的な利用を含めて、相当な利用しているわけですし、さっき言ったように、社協が介護保険として実質に占有して利用しているというのは、調理室や食堂の部分、そして事務所協の当初福祉の相談室として建設をされたその部分が中心だと思うんですね、介護保険として占有している部分は。だから、そういうやっぱり区別をしっかりといただかないと、一般の社会福祉協議会の福祉活動にもやっぱりこれは支障が出てしまうのではないかというふうに思われるんですが、社協に対する福祉一般の補助というのが、例えば700万円くらいですか、減額をされるという状況からいくと、現状では南伊豆や河津町の社協に対する補助金よりももう愕然として低いと。河津町社協は、介護保険で言えば、年間黒字でトータルでは2億円くらいの剰余金を持って運営しておりますけれども、16年度で見ても河津町は2,000万余の社会福祉協議会への一般的補助というものは減額はしてないんですね。そういう点で見まして、介護保険と福祉的な事業に対してしっかり分けることが必要だし、介護保険という営利事業をやっているといっても現実に使っているところを見れば、町が認定している範囲じゃなくて、その範囲は非常に狭いんじゃないかと、当然、町が福祉センターとしてあその部分を、補助金を受けてつくった以上、本来の事業として使っているものについては、社協に負担を求めるといのはやっぱり事業としては適切を欠いているんじゃないかなというふうに、私は見ているんですが、いかがでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 山田議員、先ほどの質問ではやっぱり補助金をカットすると、福祉はふやせと、これはやっぱり一貫性がないなという、率直な感想を持っているわけです。

今、おっしゃいますように、福祉部門というのに対しては、500万円の補助も出していると、それと同時に先ほども壇上で言いましたように、課長補佐クラスの人件費も全額町が負担しているということ、これは考えていただかないと。それと大変申しわけないんですが、社協の人員配置の問題、今それが適正かどうかと、こういうこともスリム化ということも考えていただきたいと、かように思っておりますし、私の手元には社協の決算書があるんです。きちっと分析もしています。その中で去年より厳しいなというのはわかっています。しかし、内部改革もしないでただ厳しいというのはいかがなものかと。社協の職員が公募で採用された職員が何人いますか。みんなコネでやっているじゃないですか。こういったこともやっぱり考えて、社協に入りたけれどコネがないからだめだというような意見も私はよく聞きます。そんなことはな

いですよと、しかし、実際は公募もしてないという、これだけの人員が必要かということもしっかりと検証しなければならないというように考えておるところでありまして、やはり課長補佐クラスを1人派遣しますと、700万円以上のものが当然そこにかかるわけですよ、人件費が。そういうこともやっぱり加味をしていてもらいたいし、福祉だからといって聖域ではないということも私ははっきりと言ってますし、観光も聖域ではない。しかし、片方では削減をしろと言って、片方はこれじゃやっていけないと言う、いかがかなというのが率直な感想でございます。

議長（太田長八君） 次に、第4問、土地開発基金の活用について許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 次に、土地開発基金の活用について質問したいと思います。

町には公用もしくは公共の用に供する土地を先行取得するための土地開発基金があります。この基金について2点質問したいと思います。

まず、この基金の資金状況についてはどういうふうな状況になっているのか、伺いたいと思います。

2点目に、この基金を活用して土地の先行取得が現在非常に必要となっていると思いますが、そのお考えについて伺いたいと思います。

議長（太田長八君） 第4問の答弁、町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、第4問の土地開発基金の活用について2点からなる質問に1点ずつお答えいたします。

まず、資金状況であります。土地開発基金の目的につきましては、山田議員も先ほど申し上げたとおり十分御認識のことと存じますが、一定の資金をもとに土地を買収し、買収した土地について一般会計あるいは特別会計が引き取ることにより、再び買収の資金を得ていくというものであります。

基金の状況につきましては、平成14年度末、これ決算の状況であります。土地が5万994.52平方メートル、取得金額では4億2,742万円となっております。その内訳は宅地が852.54平方メートル、山林原野が4万8,056.47平方メートル、その他が2,085.51平方メートルという内容でございます。俗に塩漬けと言われております5年以上の保有地のほとんどを占めておりまして、バブル崩壊後の景気低迷により一般会計にて引き取るだけの資金的な余裕がなくなっているという要因もあり、そのため平成14年度末の動産といたしましては、定期預金が2,586万円ほどでありまして、土地開発基金につきましては、非常に厳しい資金状況となっているのが現状であります。

次に、先行取得の必要性ということでございますから、お答えいたします。

地方自治体が公共用地を先行取得する場合、議会の議決による直接取得と土地開発公社や土地開発基金を介しての間接取得という2つの方法がございます。

土地開発基金による取得は機動性があるため、地価が右肩上がりの時代には公共事業を遂行する上での重要性や意義が大いにありましたが、最近のように地価の下落及び不況の長期化という状況をかんがみますと、先行取得という意味合いも薄れつつあるなという認識を十分承知しているところであります。ただ、地価につきましては、現在の低落傾向が今後も続くとは限

らず、逆に上昇していくことも考えられるところであり、公共施設の用に供する土地などの取得に当たり、土地購入時の将来性の評価等を的確にした上で土地開発基金を活用していかなければならないこともあるのではないかと考える次第でありますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 資金状況についてはわかりました。

私は、町長、この先行取得の問題については、とりわけ2点についてやっぱり必要じゃないかなという問題意識を持っているんですが。例えば、1点目は、現在盛んにこの議場でも問題になっております稲取港線の問題ですね。一番問題はどこにあるかということで言えば、当時平成7年、8年程度でも問題になって、当時は町道馬道線脇の町有地を代替地として検討した時期もありました。しかし、なかなか住宅地としては不適切だということで、これはとんざしたという部分もあります。そういうことを考えてみると、一番この稲取港線の問題が解決をしないというのは、周辺に住んでおられる方々が代替地を周辺の地域に希望なされているということにやっぱり尽きるんじゃないかと思うんです。そこに適切な代替地を町なりが提供するというところまでいかないと、現実的にうまくない、進まない。これは幾ら県が予算をつけようとも町民の方々、地権者の方々が同意してくださるような場所を提供できるかどうかひとえにかかっていると思うんですよ。この点では、もう先行取得をして、その周辺の中で、当然今宅地ということばかりじゃないと思いますけれども、山林であれ、畑であったりしてもそれを町が購入して、当然道路等の整備もして、適切な良好な住宅地として代替地を提案するということができなければならない。そういう点で見ると、現在の資金状況が大変厳しいということがあるわけですが、この点がやっぱり1点非常に大事だろうと、今後の問題を考えるとここだなという感じが1つ。

もう一つは、私は、都市計画の審議会にも参加させていただいて、東町などの住宅密集地域の改善という問題が非常に深刻な状況になってきているんじゃないかなと。私は、この議会の一般質問の中でも狭隘な道路の問題ですとか、何回かそうした問題を質問してきましたけれども、この問題でも今東町をぐるっと回ってみましても、あちこちに今駐車場ができて、そのほか現在は、残念ながら人が住んでいないというふうなお宅もちらほら見える。そういうことを考えてみますと、あそこが道路ができてないことが、総合計画でも緊急車両等が入れない地域が残っているという指摘もしているわけですが、道路が広がらないことには、とにかく建ぺい率等々、道路の問題、建ぺい率の問題から家が建たない、合併処理浄化槽の問題から敷地の面積が取れない、建坪が確保できないと、こういう状況が生まれてきているわけで、結果として、町長、去年の平成15年度4月1日現在と10年前の町の人口動向というのを対比してみただけですが、特に細かく言うと、奈良本、熱川という分け方をしているんで、特に熱川が人口が減っているんですが、これを一緒にいうふうに考えると大して減ってないと、一番大きいのはどこかということ、やっぱり東町と北川地区なんですね。ここが約20%ぐらい人口が減っているわけですね。先ほどの財政の問題でもそうですけれども、一番の基礎となる人口を確保するという問題は非常に重要な意味がそこであるわけで、安全で快適な生活ができないということでほかへ、そこに住んでいる住民の皆さんが出ていってしまうと、こういう状況を何とかして阻止するという意味からも、必要に応じてこれどういうふうにして道路を入れるのかとか、私は将来的にはある程度狭隘な住宅地が多ければ、そこは町が買い上げて、例えば、

集合住宅を建設するとかそういう考え方もあるんじゃないかというふうに思うんですけども、町として何らかの対応をしていかないと、人口というものの減少が、どんどん減っていくと、既に、若い人は外へ出て、残されているのがお年寄りだけということで、その人たちがいなくなれば、さらに人口が減少するというふうな見通しまでそこにはあるわけですから、こういう2カ所について、今本当に土地開発基金というものを活用していくという町の姿勢が大事じゃないかなというふうに考えているんですが。振り返って見ますと、先ほど町長言われたような土地購入で言えば、熊谷の土地とか、そこそこには土地を買ったという事実には、私も十何年の議員生活の中で立ち会っているんですが、しかし、土地開発基金が生かされて道路が広がったとか住環境がよくなったとか、そういうことは、私は少なくとも議員になってから1カ所もないんじゃないかというふうな記憶を持っているんですが、そうじゃないですか。それぐらい実際としては、土地開発基金がありながら、その時々々の為政者の方々、長期的なビジョンで対応ができなかったのかなと、長期的な意味でのまちづくりというものを追求できなかったのかなという、私はそういう感じも持っているわけですよ。ぜひこの2点の問題をこれから解決していくという考えがあるならば、何らかの形で資金の上積みをして緊急に稼働をさせると、なくなるわけじゃないですから、できるものはこういう点で活用していくということが町としては必要だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） おっしゃるとおりでありまして、ことしの16年度の当初予算にも後ほどまた御審議を仰ぐわけですが、今、議員おっしゃいました熊谷組から平成6年の9月に2億7,000万円を買った、4億2,700万円のうちの2億2,700万円を塩漬けにしてあるわけです。これを活用するべく基本的な計画を立てるための予算を今当初予算の方に計上してありまして、一日も早いこういった流動性を高めまして、そして本来の土地開発基金の原資を確保して、そして今、議員2点おっしゃいましたけど、そのとおりだと思います。稲取港線は、しよせんは県道ではありますけれど、やはり我々が先行取得をして、後に県が買い取ってもらうようなこと、こういったことは絶対必要だと私も認識は全く同じように思っております。

もう一つは、東の密集市街地区というのを解消のためにそういったことで先行投資をしていくということも大賛成でありますし、そうしなけりゃいけないと思っております。

そういった中で、取りあえず今一番大きな、1万5,000坪を寝かせてありますから、その中で住宅地がどれぐらいできるのか、基礎的な概略設計等をしまして、そしてどれぐらいの販売価格だったら町民の皆さんにお分けできるのかと、こういう調査を16年度予算の中でしていきたいと。

今、議員がおっしゃいましたように、人口確保の問題は、私は2つあると思うんです。一つは、雇用の場の確保、それともう一つは、優良な住宅地の供給、この2つに尽きると思っております。そういった中で、あそこ上の地域が非常に環境的にも南向きでいいところでありまして、どういう形で開発できるのか、そして整備をして町民の皆さんに割と安く提供できるのか、そしてなおかつ今塩漬けにされていますこの開発基金の流動性を高めていくかと、こういうことで検討していますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。おっしゃることは十分そのとおりだと思いますし、2点に対しても全く同じ認識を持っておりますことを申し添えておきます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) そこで町長、そうしますと、先行取得の問題について言えば、そこにやっぱり一定の公共性の、また公平、公正な裏づけというものが必要になるというのが重要な点だと思うんです。そうすると、今後の先行取得についてどこかで一定な計画を立案する、県道の稲取港線みたいなものについて言えば、ある程度これは町としてやらなきゃ、しかし、例えば都市計画審議会なり、またそういうところで一定の公共性というものをやっぱり認定をして、町としてその活用に手を出すということが必要になるだろうし、東町などの住宅地の密集地域の問題について、どういうふうに道路を入れていく必要があるのかなんてことは、本当に真剣に考えていかなきゃならない要素というのがあるんじゃないかなと、それが災害の問題だけじゃなくて、火事や救急車の問題を含めた町民生活全般に影響が及んでいる面が、やっぱり1点生じているということの中で、過去はこれを用途地域の指定とあわせて考えてきた時期もそこにはあるんですけども、現状ではそういう状況でもないのかなというふうに考えますと、そういう中で何らかの都市計画道路の決定みたいな形のものではできないにしても、何らかの計画をして対策を一定講じるということについて、町はもう少し研究をして何らか動き出す必要があるんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、そういう点についてお考えをいただきたいと思います。

議長(太田長八君) 町長。

町長(片野 武君) おっしゃるとおりで、私も基金の流動性を高めて一日も早く先行取得ができるような形をとっていききたいと、殊に稲取港線、今御指摘がありました東町の密集地域の解消ということは頭の中に入っております。それと同時に、先ほどちょっと言い漏らしましたけど、議員、道路の拡幅でというようなことで、いまだにその基金からの問題が形になったことないようなことを言っていましたけど、実は、下小田原の道路拡幅には相当この基金を充てて、まだ実際公衆用道路という形で、登記が完全になされてないものもありますけど、そういったことでの形はあったということで、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。それ以外に、下小田原地区で競売にかかわった問題で、先行取得した問題もあります。これもやはり宅地化を進めて一日も早く土地開発基金の方に、1,000万ぐらいですけど、そういうものが返せるようなこと、それともう一つその横に例の下小田原に3億かけてやったトンネルがありますよね、あの上が保全をされてなかったということで、競売からは取り下げてください、地権者と最終的な今話し合いに入っておりますので、これもやはり今ある2,500万ぐらいのものをまず活用して、先行取得をして、後にそこに道路をつけまして、隣接地を250坪ばかり道路用地があったもので、それを含めて買いましたもので、そこも分譲という形で流動化を図りたいと、かように考えておりますから、もうしばらくその推移というものを待っていただきたいと思っております。十分お説は、お説として私も全く同じなことだけにはつけ加えさせていただきます。

議長(太田長八君) 次に、第5問、児童館・学童保育についてを許します。

13番、山田直志さん。

(13番 山田直志君登壇)

13番(山田直志君) 最後に、児童館・学童クラブについて質問をいたします。

当初、児童館・学童クラブというのが、従来は共働き家庭の子供の対策というふうな側面が強かったというふうに私は思うんですが、しかし、現在、児童館・学童クラブというもののその役割、働きというのは、少子化の中で子供集団の形成であったり、テレビやゲームだけではな

く手や足など体を使った遊びの経験など、現在の環境の中で子供の心と体を鍛える健全な育成を進めるという役割が、児童館・学童クラブに期待されているのではないかというふうに考えます。

我が町でも子供が外で遊んでいる姿を見ることは、ごくまれな状況になってきました。我が町でも児童館や学童クラブが必要であるというふうに考えるわけであります。

そこで、財政も大変厳しい中ですので、空き教室を利用しての対応などできないものか何うものでありますが、いかがでしょうか。

議長（太田長八君） 第5問の答弁を求めます。

町長。

町長（片野 武君） それでは、第5問の児童館・学童保育について、1点目の空き教室を利用しての対応ということでございますから、お答えいたします。

平成14年度より社会福祉協議会のボランティアの皆さんによります放課後児童クラブの一環として「子どもの広場」を月1回実施しており、今年度は昨年度から実施している稲取小学校体育館に加えまして、城東地区においても熱川小学校体育館で実施をいたす予定であります。稲取小学校と熱川小学校で交互に行ってまいりたいと思っています。本年度は9回実施し、延べ379人の児童が参加をしておるところであります。

児童館・学童保育の実施につきましては、現在のところ「子どもの広場」の状況を見ておるところであり、空き教室の利用につきましては、管理上の問題として土日の学校閉校時や職員退校後の対応、施設設備的な問題もあります。その他の事項として人員の配置、開所日数等の課題もあり、今後の実施については今のところ未定ですが、検討させていただきたいと思っております。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） 前回もそんな回答をいただいたような気もするんですが、しかし、町長、今、国の方を見ましても、16年度で見ますと、国の方では1万2,400カ所、前年対比800カ所の予算増でこの問題に対応しています。この1万2,400というのはどのぐらいかということで見ますと、日本じゅうの小学校全部合わせると2万3,800あるということですから、約1万2,400カ所の児童館・学童クラブというものが今補助対象になっているということは、今2校に1校の割で小学校区の中にこういうものが設置されているというのが現状だというふうに考えていただきたいと思うんですよ。しかし、この1万2,400というのは、国が補助金を出すというのが1万2,400ですけども、この学童クラブ等の団体の調べでは現状で1万3,797カ所、平成16年度中には1万5,000カ所を超えるのではないかというのが、現状だというふうに言われていますので、これは都市部を中心に、先ほど言いましたように、共働きの子供の対策というふうなことから出発した側面があるんですが、今、この学童保育などというのが都市部の特別な問題じゃなくて、農村部であれ何であれ、子供たちがテレビだとかゲーム漬けになっているというような中で、本当に子供たちの子供集団を形成したり、子供の健全育成の立場からこうしたものが必要となり、全国各地でこうしたものがふえているというところを見るのが非常に大事じゃないかというふうに思うんです。これについて、国が1万2,400予算措置をしているということは、具体的に国の補助金事業がどうなっているかと言えば、通常一番多いと言われている20人から35人程度の学童保育では、国庫の補助というのは301万6,000円とい

うのが補助の基準となっているわけですね。そうした中で指導員の配置等がなされていると、今やっているような子供の広場の状況というのは、私は本当見ていただければ、参加しているボランティアも子供も本当に目が輝くような事業に発展していると思うんです。あれはやっぱり月1回とか2回とかというふうな形でふやすということだけじゃなくて、真剣に財政措置の問題を含めて対応するという事を考えていただく時期じゃないかなと、先ほど言いましたように既に小学校の半数ではそういうものが設置するというふうなのが状況だということの認識の中で、再度御答弁をいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、今数字的なことをいろいろおっしゃいましたもので、事務当局の方からまずそういったことで、国庫補助とか県費補助がどういう基準に当てはまるのかということだけを、まず先に答弁させていただきまして、その上で私の答弁が必要でしたら、私がもう1回します。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） 私の方から補助金関係の内容を説明いたします。

放課後児童クラブに対しましては、全体で国が3分の1、県が3分の1ということです。それから、10人以上20人未満につきましては、県費補助の3分の1の補助金がつきます。放課後児童クラブにつきましては、10人以上の利用が200人以上なければ、放課後児童クラブということで認定ができませんもので、それがうちの方でちょっと苦労している関係なんですけど、以上です。

議長（太田長八君） 以上で、13番、山田直志さんの一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

西 村 弘 佐 君

議長（太田長八君） 午前に引き続き、一般質問を続行いたします。

3番、西村弘佐さんの第1問、入湯税についてを許します。

3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 私は、本定例会に2問にわたり質問を通告させていただきました。

第1問は、入湯税についてであります。

全国市町村の4割近い1,286市町村で入湯税は徴収されていると、2001年度の総務省の発表にあります。これは例年北海道の民間団体、通称北海道旅連が各自治体に問い合わせまして、網羅してランクを発表しております。2002年度の統計を1位から100位まで見ますと、伊豆で

は3位が熱海市、6位の伊東市、17位に当東伊豆町がランクされて、伊豆地区の中では両市に続き3位となっております。これは恵まれた環境と各旅館及び各施設などの努力が重なったのことでと思います。報道を見ていますと、各自治体も税収減から入湯税を注目していると報じられる昨今、この4月より消費税総額表示が執行され、従来以上に入湯税は別税としてクローズアップされます。この税は当町の大いなる財源でもありますので、この税を単に温泉地だからいただくという認識でなく、業界に関する人々はもとより広く町民の方にも内容を理解していただく必要があると推測し、以下5項にわたり質問させていただきます。

1つ、この税の趣旨は。2つ、16年度予算でこの税はどのように使われているか。3番として徴収方法は。4番、滞納はいかがでしょうか。5番、マンション等での宿泊行為に査察することはありますか。以上につきまして、質問させていただきます。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 西村議員の第1問、入湯税について5点からなる質問にお答えをさせていただきます。

まず、この税の趣旨と税はどのようにこの予算で使われているのかということが、関連性がありますので、一括して答弁させていただきます。

この入湯税は、目的税でありまして、地方税法第701条で鉱泉浴場所在の市町村は環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備、並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとするとうたわれており、これに基づき入湯税は定められた費目での充当となります。お尋ねの平成16年度予算案で御説明いたしますと、入湯税の充当状況は、予算案額1億8,300万円を計上してあり、清掃費として5,800万円、31.7%、観光商工費として1億1,600万円、63.4%、消防費900万円、4.9%とそれぞれ充当可能な事業費を選択して、条件に沿い配分をさせていただきます。

3点目の徴収方法はとの御質問ですが、地方税法第701条の3で、「入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない」とされており、さらに東伊豆町徴収条例第144条に、入湯税は特別徴収の方法によって徴収するとなっております。

また、145条で特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とするあり、つまり経営者が入湯客より入湯税を徴収し、町に納入することになっており、当町では各地区の旅館組合が特別徴収義務者である各旅館から申告書と入湯税を取りまとめ、一括して納入してもらっております。

4点目、滞納はいかがかとの質問であります。経営不振により既に営業されていない徴収不可能な2件分で、現在参加差し押さえ処分中でありまして、ちなみに税額は93万6,000円ほどであります。

5点目のマンション等での宿泊行為に査察することはあるかということのお尋ねですが、判例で、「各室が個人所有のマンションにおける共有である鉱泉浴場への入湯行為は課税できない」とありまして、また会員制の鉱泉浴場への入湯行為の利用形態は、ホテル、旅館と同様と考えられるとして課税できるものとしてありますので、今後慎重に対応をしていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

議長（太田長八君） 3番、西村弘佐さん。

( 3 番 西村弘佐君登壇 )

3 番 ( 西村弘佐君 ) 昭和32年にこの税が執行されて、ずっといただいておりますから、この税を何で今ごろというふうにお思いの方もたくさんおられるかと思うんですが、私は昨年5月でございましたか、県立稲取高校の生徒を集めまして、その席上で町長が税の仕組みについて大変わかりやすい説明をされておりました。

私はああいうことが、やはり税を理解することによって、税収増加の一つにもなるんじゃないかなと、このように思いました、この件につきましては入湯税について先ほど申し上げたような認識を、ただいま壇上でございますからお堅く町長答えてございますけれども、わかりやすく言えば、お客様から150円いただいて、それがごみ処理の方にも回り、そして安心してお泊りいただくために消防の方にもいささかまいります。

これはどう使うか。大きな火事があったら大変なことでございますが、やはり町民の中にもこれが利用できているわけでございますので、私ども観光で生きる、主要産業が先ほど申し上げましたとおり17位でございます。これで下田市を見ますと60位になっているんですね。賀茂郡下でどこがあるかという、97位に堂ヶ島のある西伊豆町が入っているんです。

このように大変私どもは、この宿泊産業、観光のうち特に宿泊産業、入湯税をいただく宿泊産業は恵まれているところにあるわけです。恵まれているというか、大変なところというか、これは個人の判断いろいろあるわけですが、よそからお客様を連れてこなければならぬ。大変言葉は悪いんですが、誘客して物品を販売するのとは違ひまして、「こういうところですかから来てくださいますか」と、このようにしてお見えいただくお客様が大変安心して泊まれたと、心地よく泊まれたと言っていたら150円の入湯税は、いささか町の収入の上では普通8%くらいと、今町長の1億8,300万円という数字からいくと、そのくらいになったかなと思っております。

これは一つの例でございますが、大江戸温泉物語ができましたお台場、江東区の所在になります。御存じのとおり、ごみでたまった夢の島を開拓して、あそこにお台場ができたわけですから、そうすると江東区はそれまで入湯税が入ってなかったんですが、2,700円のうちに150円、入湯税含めて大江戸温泉物語をやっている。大体年間250万円ですか、2億ぐらいの予算を、いずれにしましても子どもがいるからだろうということで、2億円ほど予算を入れて江東区ではぬれ手にあわと申しますか、今までいただかなかった税のうち2億円ほど入るようになった。こんなことが報道の中に入っておりました。

これはやはり予算規模が違いますけれども、やはり2億円というお金は、江東区にとっても大きいお金です。ましてや私どもにとりまして、ちょうど東伊豆町全体くらいが大江戸温泉物語で東京では稼いでいるのかな、こんなふうにも思った次第でございます。

たまたま自治体と申し上げたのは、ほかでもございませぬが、伊豆新聞の、この時期になりますと、各市町村の予算が計上されてまいります、その中に入湯税の収入を1,670万円予算を前年より計上したと、伊豆新聞の伊東市の歳入の中に入っておりました。

これは入り口のマリーナタウン、出口の赤沢、いわゆる日帰り入浴客がふえたので、これだけあったというようなことが記されておまして、私どもも、実はたまたま私は北川でございますから、ちょうど赤沢の明かりでよく見えるんですが、私ども北川が昨年御納入させていただいた金額が1,717万3,500円、このように聞いております。そうしますと、赤沢のあの明かりと同じくらいになったのかな。なかなか大変だなと思っておりますが、あわせて日帰り温泉客は地

元及び近郊から参りますが、この地ではまだ日帰り温泉はまだ行っておりませんから、どうしても宿泊に頼る率が多くなりますので、今後のこういうことをよく認識し合って、いろいろ先ほど予算の中で63%ほど観光の方に、これも勉強させていただきましたらば、最初は観光施設、観光宣伝には使えないようになっていたものが、昭和43年か何かに法律改正で使えるようになったと、こんなふうにとちょっと読ませていただきました。

いずれにいたしましても、大切な税でございますので、皆さんに認識いただければいいなと思ひまして、この席をお借りした次第でございます。

そういう面で、町といたしましては入湯税に対しましては、どのようにお考えいただいているか、真髓を一つお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 入湯税についての認識をとということですから、先ほども述べましたように、鉱泉浴場の所在地という形で、鉱泉浴場を持っておる人が特別徴収義務ということで、うちの町は1億8,300万円という、全国でも20傑の中に入るくらい大きな金額をいただいているということで、ある意味では観光の振興にも一番これを使っているわけございまして、そのほかにも消防施設であるとか、あるいは清掃だとか、この目的税の範囲内で、先ほども申しましたように配分して使っているわけでございます。

大変重要な税源だというふうに認識はしておるところございまして、この入湯客が減ることによって、即この税額も減るといことがいつもの例でございますので、先ほど来の質疑のありました主力産業が観光だという認識は変わらない。しかし、観光だからといって聖域ではないということも、また私も考えの中にあるということとをさっき申し上げましたように、やはり主力である観光を振興するためにこういう税というものも、いただくものはいただいて、さらにそれを観光のために、あるいは環境のために還元をしていく。こういう形で今後も進めていきたいと考えております。

議長（太田長八君） 次に第2問、観光産業法律相談室配置についてを許します。

3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） 第2問の、観光産業法律相談室設置についてでございます。

旅行雑誌をはじめ、インターネット、ホームページなどで情報が細かく伝えられる現在、来訪客はその情報をもとにイメージをつくれ、そのイメージとの差が出たとき、また物品購入と違い宿泊等が2日にわたるので、その時間の中では細かい部分に対人間関係として御不満が生じるとか、どちらに帰するか判断の難しい不測の事故に遭うなど、諸問題が多少なり苦労された旅館を含み、諸施設は多いのではないかと思います。

従来は、グループ、団体など内部に第三者的な立場の方がおられ処理できたことも、旅行形態が個人とか家族に主体の移った昨今は、一たび苦情問題が発生しますと両者間での意見の差をなかなか整理していくのは困難です。

これを守秘義務の厚い弁護士もしくは司法書士の方々と町が契約し、第三者として仲裁していただく機関としての相談室は、安心して心地よく泊まれる観光地構想としていかなものでしょうか。

対物品販売と違い、対人間接待を保ちながら営業していくという観光では、即刻解決は絶対条件になりますので、通常町が行う法律相談のように決めた人はまいりません。違う点を検討

し、今は暗証番号等で相談事務所が本人を確認するなど方法論もいろいろございますので、そんなものをご検討いただきながら、こういう制度を取り入れていただけたらばと思ひ提案させていただきます。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 第2問の観光産業法律相談室設置ということで、お答えをいたします。

当町は、観光を主産業として毎年120万人からの宿泊客が訪れておることは、既に御案内のとおりでございます。

また、町内の観光関連産業には多くの住民が従事いたしてありまして、訪れる観光客との相互信頼関係をもって日常の業務に取り組んでいることも十分認識しているところでございます。

しかしながら、御質問の宿泊中における事故や土産品に不適合品があるなど、観光客等とのトラブルの発生を危惧され、さまざまなトラブルやPL法の施行に伴う対応策として、新たに観光産業法律相談室の設置の提案をいただいておりますが、町といたしましては既に無料法律相談日を毎月の最終月曜日に開催いたしてありまして、町民の皆さんに日常の悩みやさまざまなトラブル等、広くその対応をはかってまいってきております。

この相談日には、相談員として先ほどお尋ねの町の顧問弁護士をはじめ、行政相談員及び民生委員の皆さんが真剣に町民からの相談に応じ、適切なアドバイスを行っておりますので、御質問の観光産業の法律相談につきましても、この無料相談日を御利用いただきたいと考えておりまして、現時点では御提案の観光産業法律相談室の設置計画はございませんので、御理解のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） 3番、西村弘佐さん。

（3番 西村弘佐君登壇）

3番（西村弘佐君） お答えは確かにいただきました。

ただ、私がやはり長年の経験の中でもあるし、それからこれはなかなか難しい問題でございますが、旅館というのはやはりイメージを売るサービス産業でございますので、何かあったときにどうしてもそれを表には出さないで内部で処理していきたい。これは別に悪いことではございませんけれども、お客様のおっしゃることと受けることが違う場合があるんですね。それから、お客様が相応な判断を求めるといようなこと。納得のいく判断を求めるとか、こういうふうに言われたとき、当方ではこれだけだと申し上げるのに対して向こうではそうはいかないと、いろいろとやりとりがあるわけです。

今も申し上げましたが、第三者として私は、やはり町でも御経験あると思いますが、町の方に苦情がまいりますと、受けた方の施設や旅館は非常に「何でこんなことを町に言うんだらう」といような問題があるわけです。これはやはり相手様が納得しないから、一番公平な機関である町に伺えばいいと、そういうことでまいるのかと思いますが、やはり両者に言い分がありますと、そこになかなか裁定問題があります。まして、いろいろと例があるとは思いますが、家へ帰られまして一部始終伺った御主人が、そんなことがあるかというので、また振り返ってきた。

それから、私ども産業の弱点にもなるんですけれども、旅行代理店が中に入りますと、どう

してもやはり偏った考え方を、どうしても旅行代理店様はその方が顧客でございますから、旅館の方には再度お越しいただかないかもしれませんが、そのお客様は代理店を通じて方々に行かれるという段階になってまいりますと、非常に圧迫的には旅館側の方にくるわけでございます。これも商売ですから、しょうがないと言えばそれまでなんですけれども、やはりこれからいろいろと出てくるであろうという問題を考えますと、やはり適切な機関をつくっていただければと。

私は、これは一般建設業でも言えるのかなとは思いましたが、やはり地元ですと和やかにいく話し合いも、やはり対お客様となりますと、よそからお越しいただくのでどうしてもそこに感情が入ってしまいます。そこで先ほど申し上げたとおり、第三者をとということでございましたので、これからまたこういう面を含めまして、余りない御質問を当局に申し上げたので当局でも御検討はされると思います。

ただいまの町長の御回答で、今ないということは、またやがて考えていただけるかなと、こんな心に思いながら申し上げました。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 先ほども答弁いたしましたように、観光業界だけというわけにはいかないわけです。そういう中で、今議員から御提案のありましたようにイメージを売るサービス産業であるということで、こういうトラブルはやはり町でシリがくるといっても多々あります、そういう件が。

法律的な問題は、今度は町が顧問弁護士とも相談をしますし、そうではない場合には、当事者同士の話を聞いて町が仲介することもあります。そういったことが過去に何度もありましたし、これからもやはりそういうケースはあると思います。

そういう中で、やはりケース・バイ・ケースでやらなければいけないし、観光だけがという形ではない、再三申し上げますけれども、やはり町は全体の産業をきちんと見守り、育成し、そしてもしトラブルがあればそれに対して入って、そのセクション、セクションで解決策を見出して話し合うと。こういうことは今までもやっていたし、これからもやりますので、そういう面でぜひ一つ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、3番、西村弘佐さんの一般質問を終結いたします。

#### 八 代 善 行 君

議長（太田長八君） 次に、8番、八代善行さんの第1問、介護保険制度の現状についてを許します。

8番、八代善行君。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） 介護保険制度の現状について通告してありますので、よろしくお願いたします。

介護保険制度は、開始後既に3年以上経過しています。町民の方々にもかなり本制度の理解が深まっているものと考えますが、制度そのものに非常に疑問を感じるころがありますので、次の点につきまして伺います。

1. 40歳以上のすべての町民が加入し、65歳以上を1号被保険者、40歳以上65歳以下を2号被保険者として保険料を負担していますが、その人員内訳と納入金額はどうなっているのか伺います。また、比率はどのようになっているのか伺います。

基本的には、65歳以上の被保険者の保険料は年金等から差し引きされるものであります。収納はどうか。収納率100%と解するが、その他の被保険者の収納状況はどうであるか。

2. 現在の介護保険料は一人3,000円であります。これを基準として被保険者の所得を勘案し、0.5、0.75、1、1.25、1.5という率を乗じて5段階に区分されて収納されていると思います。

景気低迷による所得の減、さらには高齢化による影響等により現状の保険料で当面特別会計としての運営が続けられるものなのか、可能か否か町長に所見を伺います。

3. 介護認定審査会の認定は、公平公正かつ適切に行われていると思いますが、介護を希望する被保険者の施設が飽和状態にあり、待機しているとの現状を伺っていますが、現状で町内に何名ほどの待機者、要介護者があるのか伺います。

重症介護者については、優先順位的な配慮があるのか、また通常は施設介護者の認定を受けた順に、順番待ちにより施設に入れるのかもあわせて伺います。

さらに、要介護者の家族の方も相互扶助の制度として、この介護保険制度の矛盾点について懸念を抱いていると思われるので、国の考え方、制度の見直しなど、また施設の必要性は高齢化社会において必要不可欠であります。町長の考え方を伺うものであります。よろしく答弁のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、八代議員の介護保険制度の現状について3点からなる質問ですから、1点ずつお答えをさせていただきます。

まず1点目の、介護保険の被保険者の人員内訳と納入金額及び比率はとの御質問でございます。

40歳以上65歳未満の2号被保険者につきましては、国民健康保険、社会保険などから一たん社会保険診療報酬支払基金に各市町村及び事業所から保険料が納付され、基金から市町村に交付されることになっております。

1月末で5,764人で、本年は2億3,327万円を予算計上しており、給付費の32%分でございます。65歳以上の1号被保険者は3,801人で、1億3,255万6,000円を予算計上しており、給付費の18%分でございます。

65歳以上の特別徴収と普通徴収の収納状況であります。特別徴収につきましては、社会保険庁などから100%納入されますので未納はございません。普通徴収につきましては1,993万7,000円を予算計上し、納期未到来のものもございまして、2月末現在で収納率は74.1%でございます。

2点目、現状の保険料で当面特別会計の運営ができるかと、こういうようなお尋ねですから御答弁を申し上げます。

御存じのように、介護保険の財源は国、県、町の負担が全体の50%、65歳以上の方からの保険料と、2号被保険者からの保険料が50%の負担割合となっております。介護保険料は3

年ごとに見直され、当町では平成15年度から3年間を見据えた保険料基準月額を3,000円といたしました。

給付の伸びは毎年右肩上がりの伸びを示しておりますが、平成15年度の給付実績は計画値の95%を予想しており、計画の範囲内と認識をしております。

また計画には要介護者の増加、また施設入所者の増加等を見込んでおりますが、それ以上の給付の伸びにつきましては、基金積立金などを充当して対応してまいります。

3点目、介護保険施設の待機状況についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの待機者でございますが、2月1日時点で複数の施設に申し込みをしている者を除いた実質的な人数は67名であります。要介護認定者の人数につきましては、1月末で475人。このうち65歳以上の方が447人。65歳以下の方が28名でございます。

また、重度の要介護者に対する優先入所基準につきましては、平成14年8月に厚生省令の一部改正がなされ、特別養護老人ホームへの入所に関して、入所の必要性が高いと認められる入所申込者の優先的な入所に努めるよう義務づけられたところであります。

現在はその指針に基づき、施設に設置されている優先入所検討委員会で入所者が決定されております。この中で重度の方につきましては、評価基準の点数が高く設定されておりますので、優先的に入所がされることとなります。

また、その他の要介護者の入所につきましても、入所申込者評価基準に基づいて、入所検討委員会でやっているところであります。

介護保険制度改正について、国の考え方と制度見直しについては、介護保険法附則第2条に、施行後5年を目途として制度の全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うものとされております。現在、平成17年度の制度改正に向けて、国では専門部会を設置して検討しているところでございます。

最後に、施設の必要性についての御質問であります。施設制度につきましては、伊豆圏域内で市町村の整備状況のバランスを勘案しながら計画を立てておるところでございます。

本年、河津町に70床の特別養護老人ホームが完成をいたしました。

管内各市町村に1施設が設置されることとなります。また下田市には2つ目の特養80床が建設中であり、圏域内の待機者解消の一助になるかと思われれます。

介護サービスは在宅重視を基本としておりますが、家庭環境などさまざまな事情から、在宅での介護が困難な高齢者のニーズにこたえられるよう、充実をはかっていきたいと考えておりますので御理解をお願いします。

議長（太田長八君） 8番、八代善行さん。

（8番 八代善行君登壇）

8番（八代善行君） 今、3点について町長から答弁をいただきましたけれども、やはり制度上は国等からの助成等も大変多くて、いろいろ複雑になっていますけれども、私は町民がまじめに生活しながら、また金もなし、コネもないという町民の立場に立って話したいと思います。

やはり、今聞いている中では問題が多いわけではなく、やはり限られた政策また町の予算の中で、行政サービスのあり方というものが介護者を抱えている家族、また当局との間に行政サービスというあり方についての課題が大変多いのではないかなということを感じております。

限られた予算の中で、これだけの町民の介護者またその家族についていろいろな配慮をしながらやっていくということは大変なことだと思います。それは家族に限らず町も大変なことだ

と思いますけれども、やはり予算というものがありますから、これにつきましては町も一つの課題について家族の身になって、理解やまた調整ということでいろいろ配慮をしながら、これからも十分町の予算の中でサービスをやりたいと思いますので、今後とも十分町民の立場に立ちながら、今まで以上のお金ではなくて、そういうサービスの配慮をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） サービスの配慮ということで、先ほど施政方針の中にもやはり福祉費が年々右肩上がりに上がっているということは、一因としてこういう介護制度の問題があるわけでございます。先ほど山田議員からの質問がありました国保の71歳から75歳までの問題もございすけれども、こういった中でできるだけことは町としてもやっていくというように考えておるところでございます。今国で平成17年度に向けて、要するに平成12年度から5カ年を経過した中で見直しをするということをやられておりますから、それで制度改正ということで検討された事項をちなみに申し上げますと、制度見直し全般でありますけれども、まず第1に保険者のあり方、それから被保険者の範囲をどうするか、今40歳以上になっていきますからそれをどうするかというようなこと、あるいは保険給付の内容と水準を、各地区によってばらつきも結構あるわけですね。そういったものを1つのガイドラインをつくらなければならない、こういうような問題とか、要介護の認定をどうするかと、今おっしゃったようにサービスの質の確保をどういうふうにしていくのかというようなこと、そういうことが今検討されておまして、やがて1つの指針として、あるいは法律として示されるというふう理解をしておりますので、できるだけやはり町民の負担が少なくなるような形でサービスには配慮をしていくということでございますから、御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、8番、八代善行さんの一般質問を終結いたします。

鈴木 勉 君

議長（太田長八君） 次に、6番、鈴木勉さんの第1問、児童・生徒を守る対策についてを許します。

6番、鈴木勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） こんにちは。通告書に基づきまして、1問だけですけれども一般質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

全国におきましては、児童・生徒が事件や交通事故に関係した痛ましい状況がテレビ、新聞などで報道されております。事故や事件に遭った児童・生徒のことを思うと他人事とは思えず、心の痛むところあります。

東伊豆町におきまして今までに大きな事故や事件が起きておりませんが、何も起きなくて当然で、起こしてはなりません。これからも児童・生徒が無事に成長してくれることを願い、老婆心ではありますが、質問をさせていただきたいと思っております。

東伊豆町におきましては、児童・生徒が交通事故や不審者などの事件に遭わないで日々過ご

せるのか、そのために行政当局は学校や幼稚園にどのような指導や安全対策がなされておりますか、次の点においてお伺いいたします。

1点目といたしまして、登下校時において、2点目につきましては、授業中の施設や不審者の侵入についてお伺いいたしたいと思います。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 鈴木勉議員の第1問、児童・生徒を守る対策についてということでございますが、教育現場の責任者であります教育長の方から答弁をいたします。

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 鈴木勉議員の児童・生徒を守る対策について2点御質問がありましたので、まとめてお答えいたします。

その前に議長さんをお願いですけれども、2つのものを提示するのと、ひとつこれは音が出ますけれども、それをやっていますか。

議長（太田長八君） 許可いたします。

教育長（石井建三郎君） 幼稚園の登園時及び降園時の送り迎えにつきましては、基本的には保護者が行っているほか、小学校におきましては、できるだけグループ、集団登下校をするように指導を行っております。

また、中学生につきましては、部活動がありますが、できるだけ遅くならないような指導も行っております。不審者を見たり、声などをかけられたりした場合は、すぐに地域の人たちに助けを求めるなどの指導は常に行っております。地域の人たちの声かけやあいさつ運動、それから子どもを守る家の表示ですが、こういうものについて表示パネルの設置などの対策も講じておりますが、今一番大切なことは、学校と地域が情報の共有をしながら大切な子供たちを守っていかねばならないと思っております。

2点目の授業中の施設に不審者が侵入した場合の指導や安全対策につきましてお答えいたします。

各幼・小・中学校の施設や教室などには、不審者が侵入した場合の指導や安全対策につきましては、平成13年6月に発生した大阪池田小学校事件を教訓として常日頃から安全対策指導に心がけているところであります。例えば不審者侵入などを想定して児童・生徒の避難誘導訓練を行っておるほか、幼・小・中学校への防犯ブザーの配布、これですが、教職員全員113個配布を行っております。ちょっと音がしますけれども、これを教室の子供たちがわかりやすいところ、黒板の下あたりに置いておきまして、もし何かあった場合にはこれを抜いて、それで相当これ大きく聞こえますので、ということで、防犯ブザーの配布を行って、対策を行っております。

使用方法については、園・学校に一任し、主に教室の黒板の隅に子供たちが手が届く場所に設置してあるほか、各幼・小・中学校の正門には、関係者以外の立ち入り禁止の看板の設置を行っておりますので、不審者に対しての声かけや立ち入りした場合の注意などが可能でありますので、相手にとっての警戒心を与える効果があると考えております。

また、各学校では平成15年度に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」、こういうものを作成し、幼稚園を含めた危機意識の高揚を高め実践的な防犯体制の充実に努めており

ます。

定例の園長・校長会におきましては、常に情報交換を行い、児童・生徒が不審者を見たらすぐに教職員に連絡をとるなどの指導を徹底しております。

いずれにしても、不審者が侵入したらいかにすばやく警察に届け出るかが問題であります。

今後とも継続的に危機管理マニュアルによります実践訓練の指導徹底を図るとともに、町の宝であります子供たちを地域の人たちとともに守っていける体制づくりこそが学校における真の安全対策ではないかと思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 6番、鈴木勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） どうもいろいろ御配慮いただきましてありがとうございます。

今年になりましてもいろいろと痛ましい事故が起きておるわけでございます。新聞をちょっと見ましても、佐賀県で起こりました現職の警察官が女の子を2時間ほど無理やり車に乗せて連れ回った事件や、静岡県でございましたけれども、2月23日に起きました藤枝市の小学生の子供が学校の周辺で水難事故に遭った。それを助けに言った近所のお年寄りも一緒に亡くなった。こういう痛ましい事件。それからまたすぐに起きるわけですけれども、この2月25日におきますと、静岡市でも小学校3年生の女の子が男の人に車に連れ込まれて約150メートルぐらい走行したときに、車がとまったそのすきに逃げて無事だった。こういう記事があるわけでございます。

そういうものを踏まえましても、やはり先ほど教育長が言われたみたいに子供は宝であります。無事に育てていくのが私たちの使命だと思っております。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、交通事故の対策につきましては、幼稚園の場合は父兄が登下校についてやっております。その点につきましては、交通事故なんかに最大限の注意が払われているのではないのかなと思っておりますけれども、また生徒・児童にしましても、朝の登校時間にあわせまして交通安全協会の指導員の皆さん方が要所要所に立ちまして、交通指導をしてくれています。このことについても十分感謝をすると私たちも認知しておるわけでございますけれども、しかし、教育長の話にもありました下校時になりますと、非常に三々五々集団で帰れよという形もありますけれども、高学年になればなるほど一人で帰るとか、非常にせわしない帰宅の時間の中で、狭い道での交通事故や横断歩道や信号のない国道135号線の横断なんかございます。ですから、できる限り子供たちがそういう事故に遭わないような指導をしていただきたいなと思っております。

それから、校舎内の敷地の中につきましても、今車社会でございますから、先生方が学校に通ってくる、通勤するのにほとんど車で来ると思います。その校舎に入る、校庭に入る時間が子供たちの登校時間と重なったりする、そういうことが多いと思いますものですから、ぜひ先生方にも交通事故を起こさないように注意をしていただきたいなと思っております。

1つの例で申しますと、稲取中学校、ここにつきましては、国道135号線の入り口から校舎までにつきましては、非常に校庭内が一般の生活道路というような形にまでなっているような状況がございます。ここにつきましては、将来いろいろ改善をしていく必要があるかと思っておりますので、その点につきましては提言だけさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の器具の点検につきましては、教育長も御存じのように、サッカーゴール

の転倒により事故が起きまして、通常ですと考えられないような事故でございますけれども、その亡くなった子供の責任を取ったのかどうか、校長先生まで自殺をして自分の責任の所在をはっきりした。そういう痛ましい事故も起きておるわけでございます。

そこでお聞きしたいのは、この東伊豆町町内の幼稚園、小学校、中学校の運動器具や遊具の点検管理はいかになされておりますかをお聞きしたいと思います。

それから、不審者の侵入につきましては、また新聞の情報で申しわけございませんけれども、松崎町では2月19日に幼稚園の職員を対象に想定訓練をしたという記事でございます。伊東市におきましては、2月27日に市の教育委員会の要請で学校の周辺をパトカーで警戒していく。そのような記事を読ませていただきました。先ほど教育長のお話の中で、「学校の不審者の危機管理マニュアル」、私は稲取小学校のこの危機管理マニュアル書を今ここに手にしているわけでございますけれども、よければ少し読ませてもらいたいと思っております。

必ず学校の入り口には「学校関係者以外の立ち入りは……」というこの案内看板が必ず掲示してございました。それからその内容を見ますと、不審者はどうかと、危害を加えるおそれはないかとか、その中で子供たちの避難の誘導はどうなのか、そういう危機管理が書いてございます。子供を安全に守るというその防御の中では、引率の教師が緊急の場所に駆けつけて、子供を守るために机やイスを持って、距離を保って複数の職員で不審者に対応していく。それで先ほどの先生が持っていた携帯用の防犯ベルを鳴らしまして、大勢の職員に周知させる。それで大声で応援を求めるといった形がございます。子供たちの誘導につきましては、授業中に教室に不審者が入ったときには、教師が子供と不審者の間に入って子供を守る。

それから、子供たちにはどのようなことをするのかと言ったら、ライオン集会を開いて、ライオン集会というのは先生も御存じだと思うのですが、不審者が入ったという暗号だそうでございます。そういう集会を開いて、不審者が来たときには子供たちにもどういう避難をするかという周知をしているという話も聞いてございます。

そういう不審者の対応マニュアルの周知徹底をしているわけでございますけれども、子どもを守る家、登下校時において子供たちがどこに避難をするのかな、そういうあってはならないようなそういうことに遭ったときには、どういうところに逃げ込むのかなといったときに、先ほど先生が言われみたいに子どもを守る家の、そういう家が設置されて、それはボランティアで多くの人たちに協力をいただいているわけでございます。

それから、もう1枚稲取小学校からいただいたプリントがあるわけですが、子供を守るための2つの提案というのが稲取小学校から出されております。「安全は地域で守る、みんなで広げよう、地域の青少年かけ声運動」、先ほど先生も言われたのですが、やはり多くの人たちが学校の子供たちを見守ってくれて育ててくれる。そういう地域で育てるといったことについても、学校側でも相当な協力に対して感謝をしておりました。学校で集団下校や複数で登下校するように指導したりしておりますし、子どもを守る家にも掲示をしてくれるようお願いが上がったりする。それから携帯用の防犯ブザー、先生先ほど鳴らしてくれた防犯ブザーを子供たちに携帯するように勧めておるそうでございます。

そこでお聞きしたいわけでございますけれども、運動場の遊具の安全性の管理はいかになされているかという点と子どもを守る家については、非常に現状を見ますと、留守の家庭が非常に多く見受けられるのが現状でございます。このような家庭も多くなった。それを踏まえまして、もっともっと別な協力をしてくれる家をふやしていく考えはございませんか。

それから、過去におきまして協力をさせていただいております家に引き続いての協力や1年間のお礼だとか、そういう礼状的なもの、そういうものを発送したことがございますかどうか。

それから、稲取小学校が希望者に防犯のベルの購入を募ったそうでございますけれども、やはり私は全町内の生徒・児童がやはり持った方が安心だと思います。ぜひできれば町が、全額負担は無理にしても補助金を出してでもこういうベルを持たせたらどうかなと思いますけれども、その点についてもお伺いしたいと思います。

それから、この不審者対策にいたしましても、先ほどのマニュアル書の中にございます子供たちに周知徹底をするという形があるわけですが、この稲取小学校の場合を取りますと、目の届かない場所、声の届かない場所というのがあるわけです。熱川小学校に行きましても同じようなことを言っていましたけれども、稲取小学校の場合は下のグラウンド、要するにグラウンドが上と下になっております関係上で、下のグラウンドにつきましても、非常に職員室より見えないもので目が届かない。こういう非常時の、先ほどライオン集会ではございませんけれども、非常時に避難させたい、そういうときにも下には拡声器、放送する拡声器がない。それからまた下でどういう事件・事故が起きても、職員室の方に非常通報する、連絡する手段がない、こういうことについてひとつ改善をしていただけるかどうか、よろしくお考えを聞いてみたいと思います。

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 大きく4点御質問ですのでお答えいたします。

まず、運動場のサッカーゴールだとか、器具、それから遊具の点検につきましては、専門の業者が町にやることになっておりまして、教育委員会の方に改善命令だとかそういうものをいただいて、すぐに改善するようにしておりますし、各学校でも大体月の初めに職員が分担しまして各校舎内外の安全点検をしておりますので、かなり大丈夫じゃないかなと思いますし、それからこの間のサッカーゴールの倒壊によって死亡したということ、そういう事件がありますと、ニュースを聞きますと、すぐに私たちは再点検するように、気をつけるようにということ。それからその後県の方から来て、また各学校に通達して気をつけるように、そういうことを行っております。

2点目の子どもを守る家についてですけれども、これは平成9年に発生した神戸の、先ほども言いましたけれども、池田小学校の事件、ああいうことのないようにということ、それから何とか子供たちを守ることができないかという願いから、子供のための駆け込み寺的なもの、そういうものを地域の皆様に担っていただこうと考えてお願いしたのが先ほどの子どもを守る家でございます。当町でも下田警察署で子どもを守る家設置の申し出があり、平成11年9月の定例区長会におきまして子どもを守る家の設置計画につきまして議題として、9月9日に承認を得ております。

活動内容としましては、子どもを守る家活動の設置計画、対応マニュアル、被害者報告、協力者報告などの書式設定を行って、子どもを守る家のプレートの設置を依頼したものであります。それからプレートの設置枚数につきましては、稲取地区で146枚、熱川地区で163枚、青少年健全育成会を通じて309枚のプレートを配布しております。主催団体といたしましては、東伊豆町青少年健全育成会、協力団体としましては、東伊豆町青少年問題協議会、東伊豆町PTA連絡協議会、稲取・熱川地区防犯協会、下田警察署の協賛で、事務局は教育委員会の事務局が担当しております。

プレートを配りまして、二、三の学校では最近ですが、大川地区なんかは毎年行っておりますけれども、マップをつくりまして、その家をお願いしてということ、これは稲取小学校なんかでも最近「ありがとうございます」とお礼を言いながら子供たちと行っておりますけれども、そこで問題になったのは、やはり先ほど議員が御指摘のように、年中不在な方、それから猛犬注意とか、犬を飼っていた方々が大変多くて入りにくいとか、この方はいないんじゃないかな、そういうお宅もあるようですので、これはもう一度再点検をして、そしてまた協力を願う方をふやすとか、そういうことも来年度は行おう、そういうふうな話し合いもしております。

それから、ガソリンスタンドが駆け込み時の家みたいに、そういうものも協力しますよということをやっておりますが、そこにはこういうプレートがないものですから、また持っていきながらお願いしていこうかな、こんなふうなことを思っております。

それから、危機管理のあれですけれども、先ほどありましたように、九州だとか、清水市です、あそこらにああいうものもありましたので、幼稚園、小・中学校真剣に支援者に対しまして対策を取っております。そのあらわれが「危機管理マニュアル」だと思います。そういうものを幼稚園では毎年度つくろう、そういうことをやっておりますが、そういう警察と協力して防犯の対策実施訓練だとか、そんなものを行っておりますが、来年度はマニュアルができてそれをいかに先生方がこれから子供たちに徹底するか、そういうことを考えて、来年度はぜひお願いしたいな、そういうふうに思っております。

それから、防犯ベルの購入についてですが、防犯ベル、稲取小学校ではミニパトという、これに似たようなものを希望者を募ってやっておりますが、1個800円ぐらいで、まだほかにもあるかもしれませんけれども、そういうものがありますけれども、全児童・生徒に、幼・小・中に全員ということになりますと相当な金額になりますので、また町長と相談して検討していきたいなと、そういうふうに思っております。

それから、稲取小学校の下のグラウンドのことにつきましては、確かに盲点だなと。これは稲取小学校ばかりでなくて熱川小学校も下の方にグラウンドがありますので、そういったところを確かに盲点でもあるし、死角だなと。そういうことで、まずは昼休みだとか、長い休み時間には下の運動場、そういう死角になっているところに必ずだれか先生が1人行くように、いて見ているように、そういうこともお願いしておりますけれども、放送だとか電話だとか、そういうことにつきまして、確かにそうだなと思っておりますけれども、また検討してみるだけ、設置可能でしたら設置をしていきたい、こんなふうなことを思っております。

以上です。

議長（太田長八君） 6番、鈴木勉さん。

（6番 鈴木 勉君登壇）

6番（鈴木 勉君） 今お話を聞きまして、物が起きないから非常に今現状の中で僕たちも一つの緊張感はあるにしても、事の大事さだけを訴えているわけでございますけれども、これがいざという形、物が起きたときには大変な事態になるのではないかなと思いますから、準備は万全で、本当に老婆心というものがここに出てくるわけですけれども、申しわけないけれども頑張って管理していただきたいなと思っております。

先ほど私もこの質問をするに当たりまして、小・中学校、幼稚園も、大川さんの場合はちょっと時間の関係で伺えなかったのですけれども、回ってきてまして、校長先生の言葉の中に共通して言えるのは、先ほど言いましたのですけれども、子供は地域の人たちが育ててくれるので

す。ですから、グラウンドにつきましても、周辺の人たちが買い物に使う生活道路のような形がありますけれども、学校側もあえて校門などを閉めずに、この人たちが私たち生徒を育ててくれるだなという、そういう気持ちで近所の人たちと接していきたい、そういうことを言っております。

ですから、先ほどのここにバッチもあるのですけれども、声かけ運動、この中には稲取中学校の子供たちが率先して駅に立ったり、角に立ったりして、サークル、グループでそういう運動を展開しているというのも聞いております。しかし、その反面、不審者対策となりますと、知らない人に声かけられたら気をつけなさいよという言葉が出てくるわけなんですけれども、そういう1つの違いも言っておりました。学校も門を閉じて、やはり地域の人たちのことを考えると、一緒に共通、近所の人たちとも和気あいあいと子供たちを育てたい、そういう信念もございますから、門は閉じませんよ、そういうお話も聞いてきてございます。

また、不審者につきましても、熱川で1人、稲取で1人検挙された。そういう情報も聞いてきておりますけれども、やはり何事もなく当然で、何かあったら困るものですから、きょうの私の質問もそういう1つの話としたらポイントが少ないような形になりますけれども、いろいろ御答弁いただきましてありがとうございます。

私の質問は以上です。

議長（太田長八君） 答弁はいいですか。

教育長。

教育長（石井建三郎君） いろいろな御注意ありがとうございました。完全に不審者を学校に入れないようにする、これはちょっと不可能じゃないかなと思います。しかし、私たち不可能ですけれども、先ほども言いましたようないろいろな点で子供たちを守る、先ほど不審者を絶対入れない、そういう心構えでやっていただきたい。

それから、先ほどもあれだったのですが、稲取小学校や熱川小学校のように運動場が死角だと言いましたけれども、各幼稚園、学校に死角がいっぱいあります。職員室や教室から入って来たって見えない、そういうところもありますし、それですから、校長、園長には死角を見直して、そしてその死角に対する対応をどうしていったらいいだろうか、そういうことについても十分検討するように、そういうことと、それからこの不審者じゃありませんけれども、登下校につきましても、今までは地震対策等でどこが崩れて危ないとか、そういうふうな子供の通学路を点検しておりましたけれども、今度は不審者が出やすいところだとか、危ないなど、そういうところなんか地震対策とあわせて点検して、そういう対策も取るようにそういうことを来年度はお願いしてございます。

どうもありがとうございます。

議長（太田長八君） 以上で6番、鈴木勉さんの一般質問を終結いたします。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時16分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ再開いたします。

13番、山田議員と収入役が所用のため退席いたしましたので、御了承ください。

居 山 信 子 君

議長（太田長八君） 次に、11番、居山信子さんの第1問、児童手当と乳幼児医療費助成ブックスタート実施についてを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 平成16年第1回議会定例会に当たりまして、私は5問の質問を通告いたしました。ただいま議長の許可をいただきましたので、34回目の一般質問を行わせていただきます。質問は各問ごとに行います。御答弁もよろしくお願いいたします。

明るい春の訪れは生きとし生けるものにエネルギーな力をもたらしております。さあいよいよの心意気で私も進んでまいる覚悟でございます。

それでは、第1問、児童手当と乳幼児医療費の助成ブックスタート実施について。

まず、児童手当についてお伺いをいたします。

1972年より児童手当制度がスタートをし、32年となります。当初は第3子以降月額3,000円を中学卒業までというものでしたが、その後、私ども公明党が連立政権に参加した1999年10月以降、今回で3回目の制度拡充の実現となりました。

少子化、子育て支援の上から2001年6月には所得制限を大幅に緩和し、支給率が全国平均で72.5%から85%に大幅アップし、支給対象児童数は578万人から約100万人増の677万人へと拡大をいたしました。

さらに本年4月から小学3年生修了までの引き上げが決まり、4月時点の支給児童見込み数は現在の645万人から936万人へと約300万人増加いたします。この受給対象になる児童・生徒の皆様の喜びはいかほどかと、私は心から子育て支援の上からの児童手当の重要性を感じるものでございます。

そこでお伺いをする第1点として、この児童手当制度拡充により当町におきましては支給対象児童数はどのように推移をするのか、お伺いをいたします。

2点目といたしまして、今回の制度拡充では支給額と所得制限は現行制度と変わりません。これにつきましては、ぜひ該当するかなと思われる保護者の皆様方は担当課に問い合わせをしていただきたいというふうに思います。両親が収入がある、その合算で考えますと、私たちは受けられないのではないかとというふうに思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、この所得制限はあくまでも世帯主ということになっておりますので、この制度の理解を皆様方に周知をする必要があるかと思えます。

この支給対象年齢は、現在の小学校入学前までなのが小学校3年生修了までに引き上げられるわけです。これに伴って新たに受給資格が生じる新小学2年生や新小学3年生などの対象児童の支給を受けるのには、町の窓口で認定請求書の提出が必要となります。

さらに問題になりますのは、児童手当は養育者からの申請がないと支給されないことと手当の支給は請求のあった月の翌月からが原則となっております。さかのぼっての支給はなされないと伺っております。

そこで町といたしまして、このせっきく充実をしております子育て支援の児童手当制度、受給漏れをなくす取り組みについてどのようになされたのか、お伺いをするところでございます。

3点目は、乳幼児医療費助成についてお伺いをいたします。

住んでいる地域によってこの乳幼児医療費制度には大変大きな差があります。どういう町に住んでいるのが幸せなのか、これは今後住民の選択もあろうかと思えますけれども、私どもしっかり皆様方が安心して住める、子育てのしやすい、そういうまちづくりを進めなければならない、このように考えるものでございます。

私は平成16年4月と、またもう1回この質問をさせていただいております。静岡県といたしましては、既に今後の改善が見込まれておりまして、一般報道も既になされております。この点当町はどうか、お伺いをするところでございます。

4点目、子供たちへの読み聞かせ活動、朝の読書運動の町の実態についてお尋ねをいたします。

また、早い時期の本との出会いが大切というふうに言われておりますが、かつて質問をいたしましたブックスタートを導入するお考えはありませんか。お尋ねをいたします。

議長（太田長八君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 居山議員の1問目の4点からなる質問ですが、1点から3点は私が答弁いたします。4点目のブックスタートの件につきましては、教育長から答弁いたさせます。

ただ、この通告を見てもみますと、児童手当と乳幼児医療費とブックスタートがどういうふうに関連するのか、非常に理解に苦しむものですから、別々の項目で本当はお願いしたいと思っております。それと字は非常にお上手なのですが、走り書きで非常に見にくい、これはぜひ改めていただきたいと思っております。

まず1点目、児童手当と乳幼児医療費、ブックスタートの実施についてということで、1点目の4月からの児童手当対象年齢が小学校3年修了までとなるが、当町ではどのくらいふえるのか、こういうような質問です。この4月から児童手当の対象年齢が小学校就学前から3年生修了前まで延長されることに伴い、当町でも児童手当受給者の増加が予想されております。今回の制度改正で小学校1年生から3年生まで児童312人が新たに加わると予想され、それまでの支給対象者である小学校就学前の児童611人とあわせ、この4月からは923人になると思われます。

また、平成16年度の児童手当支給額はおよそ6,000万円になると予想されます。これは小学校就学前までの児童を対象にしていたときの平成15年度の当初予算額4,300万円と比べまして、30%の増額となります。

2点目の児童手当の申請漏れがあった場合の対処についてお答えをいたします。

児童手当は申請がないと支給をされません。原則として申請があった日の属する月の翌月から、先ほど議員おっしゃったとおり支給開始されます。これは児童手当法第8条第2項及び第9条第1項に定められたとおりであります。したがって、申請がおくれたことによって手当の支給開始がおくれる場合があります。残念ながら、現在の制度では申請がおくれた人に対して手当をさかのぼって支給することはできません。申請漏れをなくすためには、広報等を利用して町民の皆様が児童手当制度を知ってもらうことが必要かと思われます。現在のところ定

期的に町の広報紙に児童手当についての記事を掲載したり、子供の出生の届け出や他の市町村からの転入の届け出があったときに、その場で申請者に児童手当を申請するようにとの説明をしているところがございます。今後は広報紙の掲載回数をふやしたり、地元CATVや回覧板を利用して、町民の皆様には制度の内容を知る機会がふえるように努めてまいりたいと考えておるところであります。

3点目の乳幼児医療費助成制度の近隣市町村との比較、及び改善策について。

現在、当町の乳幼児医療費助成制度は、4歳未満の児童については、入院通院とも全額無料、4歳以上から小学校就学前児童については、8日以上入院につきましては、1日当たり500円の自己負担となり、それ以上の医療費は無料となっております。当町の助成の対象範囲は、近隣の市町村の制度と比べてそれほど差があるとは思われませんが、その一方で、医療助成費の増額に伴い町の財政を圧迫しますので、現在の町の財政事情を考えますと、町単独で範囲を拡大することは大変難しいことと思われるところであります。

以上です。

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 4点目のブックスタート実施についての御質問で読み聞かせ活動、朝の読書運動の実施についてとブックスタートを導入する考えはどうかにつきましてお答えいたします。

読み聞かせ活動につきましては、現在図書館での読み聞かせと社会教育事業の一環によります子どもの広場の中でボランティアによります読み聞かせ活動が実施されております。図書館では、昨年度と本年度と読み聞かせ活動の講座を5月から9月にかけて9回の講座を開催しております。自分の孫や子供たちに上手な本の読み聞かせを行うための大人を対象とした講座がありますが、大変人気が高い講座で、30人の定員がいつもいっぱいとなっております。その講座を受講した人たちが、各幼・小学校で募集する読み聞かせのボランティアとして参加しております。

また、朝の読書運動の実態につきましては、各学校におきましてそれぞれ独自の方法で読書活動が行われておりますが、各幼稚園につきましても、帰る時間帯を利用して本の読み聞かせが実施されております。

なお、ブックスタートを導入する考えはありますかという質問ですが、ブックスタートにつきましては、2000年に子供読書年推進会議によって日本に紹介され、県内で三島市、清水町など各地の自治体で実施され始めております。3カ月から1歳6カ月ぐらいの赤ちゃんを対象に、絵本や読み聞かせ用の本などを行政が送る事業ですが、現在行われております読み聞かせ事業をさらに充実することによりまして、ブックスタート事業を越える効果があると考えておりますので、この厳しい財政事情ではブックスタートを導入する考えはございません。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 御答弁をいただきました。何せ厳しい厳しいということは重々わかっておりますけれども、大変新聞報道等テレビで見ましても、悲惨な状況、子供たちに一体何が起きているのか、また子供だけでなく大人のそれぞれに一体何があるのかという非常に暗た

んたる思いの日々でございます。

今厳しいとは言うものの、この町が将来を担う子供たちに対してどれだけのお金をかけることができるかということは、これは先行投資、土地の先行投資以上のものがあると私は思います。

そういう意味から、ぜひ財政厳しいということでもいただく御答弁、これ私が出した質問はすべてその一言で御答弁をいただくということであるならば、簡単でございます。それでは教育現場で、また実際にさまざまな問題を抱えて教鞭を取っていらっしゃる皆様方の御苦労や、そしてまた胸の内を教育長膝詰めでお聞きになることがありますでしょうか。もちろん現場にいらしての御経験の上、今教育長の大事な重責に立たれていらっしゃるというふうなことは承知をしております。

ブックスタートに対する御認識でございますけれども、従来の読み聞かせを充実していけば事足りる、そういうお話のようでもございましたけれども、そこはまたちょっと違うのではないかなというふうに思います。

4問目の方、先に再質問をさせていただくような形になってしましまして恐縮でございますが、今教育長が御答弁をいただいたブックスタートというものは、この乳幼児期の検診のときに親子にプレゼントをするものでございます。何百円かかるものでございましょうか、そしてまた今町が年間どれだけの出産の人数があるのかも教育長御存じだったらお教えいただきたいというふうに思います。わかりませんでしたら担当課に伺いたいと思います。そのことによりまして、一体このブックスタート事業に幾らのお金がかかるから、この財政厳しい折に事業ができないというふうな御説明なら私は納得をするところでございます。

さて1点目の問題でございますけれども、児童手当の問題につきまして3年ほど前の制度改正の折にも、私はこの問題について質問をさせていただいております。このときには改正がある都度広報「ひがしいず」に掲載をしてお知らせと申請をお願いをしているというふうで御答弁もありました。しかしながら、対象者につきまして住民基本台帳で人数を確認して、個々に通知を差し上げておりますというふうなことと、あと5月までの申請をお願いをしているというところで、当時福祉健康課長鈴木希美雄さんの御答弁でございます。この点でもし行政サービスが前回はこのような細やかな施策がなされたにもかかわらず、今回は先ほどのような町長の御答弁で終わるとすると、私はサービスの後退だと言わざるを得ないわけでございます。ぜひ町長前回並みにこのように住民基本台帳できっちりと確認をして、該当するかもしれませんと、ただし、所得制限がありますよというところまで明確に記したものを、それぞれの該当者と思われる方に通知をしていただければなというふうに思います。

また、児童手当312人が今回受給がふえるということで、合計923名の児童がこの厳しい経済状況の中で3,000円なり、1万円なり、そしてお子さんが数人いらっしゃるころは、6,000円なり、あるいは1万何千円なりというものが毎月児童手当として支給されるということは、本当に家計を預かる主婦の立場ではありがたいことじゃないかな。残念ながら私は自分自身のときには一切該当をしませんでしたけれども、この児童手当の大切さがかつてあちこちの場所で、街頭で訴え、そしてまた充実の促進というものについて訴えてまいりました。それがこうして実ってくるということに対して、政治というのは黙っていたら変わらないな、本当にだれかが声を上げて叫び続ける。そういう意味からも、この後の答弁をいただく中にも、私も叫び続けていく課題がたくさんございます。

いずれにしても、1,700万円の予算がふえるということですが、これはそうしますと国・県からどれくらいの補助があるものなのか、お教えいただきたいと思えます。

申請漏れをなくす取り組み、先ほどのことについて町長御答弁をいただくことと、乳幼児医療費の改善策というものについても、その当時御答弁もいただいた数字もございます。今、子供たちが病気になる、町には小児科もない、そしてまたそこに子供たちをどうやって連れていくか、車もない、非常に子育て不安いっぱい東伊豆町です。幾ら住宅を整備し、また先行投資で土地を確保したとしても、現実には今お子さんを抱えているお母さん方が医療費の心配、そしてまた医療費が負担がある。これは我が子の病気だからしょうがないじゃないかというふうに言われればそれまででございますけれども、経済状況は本当に厳しゅうございます。そういう意味から、ぜひこの乳幼児の医療費、就学前までにした場合の試算がなされておりましたら御答弁をいただきたいというふうに思えます。

以上、4点についての再質問、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 1点目の国の補助がどれくらいあるか、これは事務的なものですから、事務当局からやります。

それから、児童手当の申請漏れがあった場合の対処ということで、住基ネットを使って云々ということを行いましたけれども、それは基本的にはもう今できているわけですよ。ですから、今度今までもらっていない方、3年生までの人を対象にして周知をすればいいことであって、居山さんが力むほどの問題ではないと考えております。ですから、申請漏れがあったときには、さかのぼってはできませんけれども、申請があった翌々月からはちゃんとできますから、漏れないように周知はしますけれども、それでも何かの都合であった場合には、これは我々は法を無視してまでも翌月からとかさかのぼってやるということではできませんから、ぜひそれはひとつ法は法としてきちっと守っていただく、それも議員の努めでありまして、我々もそういったことをしっかりとやっていきたいと思っています。

それから、先ほど来近隣で住むところによって大分違うというふうなことを言っていますけれども、じゃ例えばですよ、医療費の助成制度、この近隣で見ましょう。当町は入院の場合、4歳未満の場合は日数制限ありませんし、自己負担もありません。未就学児の場合は入院制限が8日以上、先ほども言いましたように自己負担が1日500円、通院の場合、4歳未満も全部自己負担なし。河津町は3歳未満、日数制限なし、自己負担が500円、うちより悪いわけですね。未就学児は8日以上、1日500円、これは同じです。4歳未満の通院はなしということで、私どもと同じです。伊東市は未就学児は入院日数制限なし、自己負担もなし。2歳未満で、今度は通院の場合はなしですが、4歳未満は500円という形になります。下田市は3歳未満日数制限はないんですが、自己負担が1日500円、未就学児は8日以上の日数制限がありまして、1日500円。通院の場合、4歳未満が1日500円、1回ですね。決して遜色はないわけですよ。住むところによって大きく違うという、それは大都市と比べれば違うかもしれませんが、少なくとも近隣に対してはそれほど違ってないし、そういう認識を固定観念で、先入観念で質問するのはぜひやめていただきたい。あなたは何回もこういう質問をしているからわかっているわけで、わかっているやるといのは一番悪いんですよ。決してそんな遜色がある問題ではないということは、私はさっき答弁いたしたわけですよ。今現実数字を読み上げましたけれども、遜色ありませんじゃないですか。それでもなおかつ住むところによって大きく違うというのは、

どういう根拠で言っているのか、それもぜひ聞かせていただきたい。

ブックスタートは教育長の方から答弁させます。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） 私の方から児童手当の補助の関係なんですけれども、いろいろ厚生年金、国民年金いろいろあると思います。居山さん御存じかと思うのですけれども、10分の9とか、6分の1とか、そういう率で該当する方法で支給をいたします。

よろしいでしょうか。

（「具体的に数字は出ない」の声あり）

福祉介護課長（村木重男君） 数字はちょっと今のところ出ない。

（「後から教えてください」の声あり）

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） ブックスタートのことについてお答えいたします。

まず初めに、私は教育長に就任しまして幼・小・中の園長、校長、それから先生方をお願いしたのは、こういう世の中、殺伐とした世の中である。そういうことで、心の教育をぜひ推進してほしいということを強くお願いして、ずっとそれは続けております。その一環としまして、読書、本離れが進むとやはり心、読書は心の宝をふやすとか、いろいろ言われております。そういうことで、読書にも努力してほしいということで、この間の園長、校長会におきまして、本年度もう少しで終わりますが、そこで一番ことし目立ったのが子供読み聞かせだとか、本好きだとか、そういうあれが学校で傾向が大変具体的にうかがえると、大変喜ばしいことであるので、ぜひ続けて推進してほしいということを申し上げたことを報告しておきます。

そして図書館におきまして、乳幼児の検診がございます。そのときに図書館の司書がそのために出向きまして、そして子供たちに読み聞かせをするとか、それからお母さん方に読書のよさ、そういうものなんかも啓蒙してもらっております。それから幼・小では先ほども言いましたけれども、朝の読書だとか、帰りに子供たちに落ち着かせたり、心を耕すために読み聞かせだとか、そういうものがいろいろな図書館やそれから社会教育で言われます生涯学習の読み聞かせ講座、そういうものを受けた人たちが、それからボランティアの方々が来ていただきまして、それで読書活動、読み聞かせ活動を盛んに行っております。

そういう関係で、それをまず充実することが先決かな、そういうふうな観点で先ほど申し上げたとおりです。

そして乳幼児、出生児につきましては、通告なかったものですから資料はございませんので、今は回答することはできません。

以上です。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

議長（太田長八君） 再開いたします。

教育長。

教育長（石井建三郎君） 通告外という言葉は取り消しいたします。申しわけありませんでした。

今、住民課の方からわかりました。零歳児90人、1歳児104人、2歳児106人。もっとほしいですか。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 再質問でしたことを即お答えいただければ結構ですので、先ほどもブックスタート、子供が何人で幾らなのかというふうに伺っていることを聞いて答えてくだされば結構ですので、ブックスタートで一体事業、子供が何人いて、例えば500円本をやった場合に幾らかかるというふうなことで聞きたかったわけです。

今のお話ですと、子供たちもゼロ歳児で90人というふうなことですね。例えば100人の子供に500円の本をプレゼントしても5万円です。この5万円の予算すらも捻出できないという我が町の厳しい経済状況かな、もちろん緊急度もある、そしてさまざまな要素もあるとは言うものの、赤ちゃんやお母さんたちは声を上げられません。でも実際にそれぞれの自治体ではこのブックスタートを取り組んで、大きな効果が上がっているデータもございます。

さらに町長の先ほどおっしゃいましたさかのぼっての支給はできないという児童手当の問題でございます。ですので、しっかりと周知徹底をお願いしたいわけですが、新しく2年生、3年生になる子供たちが問題なわけです。ですので、学校サイドをお願いをして、文書子供たちに渡していただく、これだけのことで済むことだと思いますので、その点はいかがでしょうか。

先ほどの乳幼児の医療費、概算が今わからないというふうなことでしたよね。前回質問をしたときに、2,000万円はかからないというふうなお話だったと思いますけれども、今回は静岡県の方で、平成17年度までに就学前の子供たちを無料にするという方針で既に県では取り組み始めております。ただし、その負担が町の方が3分の2、県が3分の1だったと思います。その課題が残るわけですが、前回質問をした時点よりも補助があるということからすると、町の負担は少なくなってまいります。

この点につきましては、また次の機会にでも改めて質問をさせていただくようにしたいと思います。それは町長に申し上げました住むところによって違うということの裏づけを、きちっとした資料をもとにお話をしていきたいと思います。これは静岡県下を見ただけで、既に裾野市などはもう就学前の子供たちの乳幼児の医療費を無料にしているところ、全国的にもっとすごいところは、小学校6年生までやっているところもございます。そういうことから申し上げた次第でございます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 居山さんね、裾野市の財政力指数を知っていますか。うちの町の財政力指数はわかりますか。それはだって東京都だったらもっといいじゃないですか、そんなことを言ったらきりがないでしょう。私はだから近隣と比べて何ら遜色ない、県よりはるかに進んでいるじゃないですか。県はことしの3月1日の多家一彦さん、自民党の政調会長が質問をした中で、乳幼児の医療費助成制度をどうするのだということで、平成17年からやりますけれども、ことしの12月1日からできれば実施したいということで、今居山さんがおっしゃいましたように、乳幼児の助成につきましては、通院についても就学前までを対象といたしまして、

入院日数の制限も撤廃する予定だ。3人以上いる世帯に配慮しながら所得制限を導入する。こういう町よりはるかに県の方がおけているじゃないですか。そういうことを棚に上げて裾野市の例を、それは心外ですよ。裾野市は不交付団体なんです。そういうところと一緒にして、しっかりとした財政を見て言っていたらと思います。

決して近隣市町村と比べて遜色があるとは思っていませんし、我々は県より進んでいると思っています。何でもかんでも、これだけ幾らだからといって、それだけで済む問題じゃないでしょう。

先ほども施政方針の中で、福祉の増大ということも課題として言っているわけじゃないですか。決して私は削ったりしませんよ、福祉は。しかし、医療費も一方では削減をしていかななくてはならないという長期的な展望に立って、施政方針も述べたわけです。そういう現状の認識を議員であればしていただきたいと思っております。

申請漏れがあった場合ということで、先ほど何度も、法の趣旨はできません。しかし、その設定はやりますと言っているじゃないですか。その方法論はこれから我々が検討してやります。以上です。

議長（太田長八君） 次に、第2問、虐待・いじめ、不登校等町の対策について、許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 続きまして、第2問、虐待・いじめ・不登校等町の対策についてお尋ねをいたします。

1点目、2000年5月に成立をいたしました児童虐待防止法は、18歳未満を児童として次の4つを虐待として法律上の定義を明確にしております。1つは、体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行。身体的虐待。2にはわいせつな行為をすること、させること。性的虐待。3、心身の正常な発達を妨げるよう減食。食事を減らすということです。長時間の放置など看護を著しく怠ること。ネグレスト。4、著しい心理的外傷を与える言動、心理的虐待となっております。その上で、何人も児童に対し虐待をしてはならないと虐待禁止を明記し、しつけに名を借りた暴力などから子供たちを守る法的な基準が示されました。

児童相談所が処理した虐待に関する相談件数は、2002年度何と2万3,738件で、統計を取り始めました1990年からの12年間で21倍以上になっております。過日も大阪府岸和田市での中学生の痛ましい事件に代表されるように、親などによる虐待が発覚するケースは増加の一途をたどっております。被害者となる子供の半数は、小学校入学前の子供であるというこの現実を私たちはしっかり認識をしなくてははいけないと思います。

また、高齢者に対する虐待もあります。これは2005年度の介護保険制度見直しの課題の1つになっておりますが、高齢者への虐待は児童虐待などと比べると現在はまだ防止のための法律はなく対策がおくれております。身体的な虐待だけでなく心理的、経済的な場合もあり、自分が虐待していることに気づかなかつたり、周囲も見過ごしたりしがちです。また、特別養護老人ホーム等施設内で起きる虐待もあります。これにつきましては、改善の大きな課題が残されております。

以上の点から第1点としてお伺いすることは、当町における児童や高齢者の虐待の実態を把握されているかどうか、またその場合の対応策と予防策についてお伺いをいたします。

2点目としていじめや不登校の実態はどうなっているのか、教育現場での心の教育、スクー

ルカウンセラー設置の実績についてもお尋ねをいたします。

3点目、平成16年度に国を挙げて子供の居場所づくりが文部科学省の予算にございます。この点町の取り組みはいかがなされるのか。現在行っております子どもの広場、これは大変に実績が上がっているというふうに社会教育委員会でも報告をいただいておりますけれども、この事業との兼ね合いについて町長はどうお考えなのか、お伺いをするところでございます。

4点目、重複するようでございますけれども、不登校の子供の現状からその対策をどのようになさっているのか、お伺いをいたします。

議長（太田長八君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、第2問、虐待・いじめ・不登校児等町の対応について、4点からなる質問ですが、1点目は私の方から、2点目から3点目は教育関係が密接に関係ありますので、教育長の方から答弁いたさせます。

1点目の児童、老人虐待把握と対策及び予防についてお答えをいたします。

児童虐待については、平成15年11月30日現在、把握件数は6件であります。虐待の発見後は伊豆健康福祉センター、町、民生委員、学校関係者等連絡を密に取り対処をしております。

また、伊豆圏域にて児童虐待防止地域ネットワークを平成14年度に設置をいたしまして、メンバーは行政機関はもちろんのこと医師会、学校関係者、民生委員、保育士会、警察官等が出席し、情報、対応についての意見交換をしているところであります。

予防といたしましては、啓発を行っております、国・県・町はもちろんのこと、報道関係についても啓発を行っていることは、質問者も御案内のことと思います。

老人虐待につきましては、町への通報はございませんが、介護関係でケアマネジャーが家庭訪問にて3件発見し、ケアマネジャー会に諮り、施設入所等の申し込みの方向で対処をしているところでございます。

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 2問目の質問の2点目のいじめ、不登校の実態と心の教育、スクールカウンセラーの設置の実績につきましてお答えいたしますが、4点目の質問、不登校の子供の現状と対策についても関連しますので、一括してお答えいたします。

現在、いじめ・不登校、児童虐待の対応策や情報交換の場として、児童・生徒の問題行動対策委員会を年4回開催しております。この委員会の構成メンバーは、学校関係、幼稚園、児童相談所、警察、人権擁護委員、民生主任児童委員、防犯協会、教育委員会等の16名で構成されております。これに福祉介護課職員も同席し、児童虐待関係も含めた情報交換を行っておりますが、過去に虐待のあった児童が2名おります。2名とも現在特に目立った現状にないもので、児童相談所、小学校ともに注意深く見守りを行いながら、継続観察をしているところでございます。何か変化があれば、学校、児童相談所と対応することになっております。

また、いじめにつきましても、この会議で報告、相談、検討しておりますが、現在報告を受けた中では、本年度中学校で1学期に1件ありましたが、上級生も一緒にかかわってくれて、解決しております。

不登校の関係につきましては、両中学校で11名の生徒がいろいろな事情により不登校とな

っております。しかし、学校の先生方は担任を中心に家庭訪問や電話連絡等を行うなどして登校をお願いしたり、友達などのあらゆる手段を行い、対策を進めておりますが、難しいようでございます。

平成13年度は17人、平成14年度は14人、平成15年度は11人と、少しずつではありますが、不登校が減少してきております。これも平成13年度から国の委託事業で行いました心の教室相談員を中学校両校に置き、不登校の生徒の相談に当たってきた効果のあらわれだと思っております。残念ながらこの事業も本年度限りで国の方が打ち切りということになっております。しかし、未確定ではありますが、中学校1校にはスクールカウンセラーが配置される情報もあります。もう1校もぜひ配置してほしいという運動もしたいと思っておりますが、心の相談員がなくなってスクールカウンセラーが配置されるという情報を得まして、教育委員会といたしましては、大変期待しているところでございます。

3点目、来年度国を挙げて子どもの居場所づくりが文部科学省予算等にあるが、当町の取り組みと現在行われている子供広場の実績を踏まえた兼ね合いにつきましてをお答えいたします。

子どもの居場所づくり新プラン（地域子ども教室推進事業）は、平成16年度から国の委託事業であります。国は県の運営協議会に委託して、県は町レベル実行委員会に再委託するシステムであります。委託金は町経由でなく、国から県の運営協議会、町の実行委員会に支払われます。

事業内容は、年間を通じて週1回以上、年間50回以上の事業開催を行う条件がついております。この事業説明会が2月18日に行われましたが、新事業のため事業実施の対応時間がなく、実施困難や未定の市町村が3分の2以上でありました。

当町におきましても、実行委員会や構成や本年度から行っております子ども広場の充実を行うため、平成16年度は見合わせる方向で今後十分検討する意向を伝えてあります。

次に、子ども広場の実績を踏まえた兼ね合いにつきましてお答えいたします。

子ども広場実行委員会が運営いたします子ども広場は平成14年度に発足し、平成15年度から社会福祉協議会と教育委員会と共催で熱川小学校体育館と稲取小学校体育館との交互で毎月、土曜日の午前中に開催されております。年9回平成15年度は実施しております。

子どもの居場所づくりと子どもの広場との兼ね合いにつきましては、国の委託事業に先駆けて平成14年度から町のボランティアの人たちの協力をいただき、子どもの広場を開催しております。大変素晴らしい成果を上げております。今後もこの事業の充実に努めることが急務であると考えておりますので、子どもの居場所づくりにつきましては、現在のところ事業の受け入れは考えておりません。

4点目につきましては、2点目と重複いたしますので、以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 御答弁いただきました幾つかの点について、さらに再質問をさせていただきます。

町長の御答弁をなさいました児童虐待でございますけれども、私も伊豆健康福祉センター、健康福祉部に行って、この伊豆ゾーン域、そして東伊豆町の現状を把握をしてまいりましたが、そこで今心理判定員あるいは児童福祉士、協力員を含めた6名で97件、これは延べ人数になるわけですが、人数的には35名になりますが、35名の子供たちに対して6名の児童相

談所の対応でございます。先般の事件を見ましても、結局学校がおかしいなと思ったものを児童相談所にしっかりと伝えたのかもしれないけれども、しっかり受けとめてなかったというふうなことで、大変悲惨な状況になっていたわけです。

今、この児童虐待防止法の改正がなされるところでございますけれども、「もし虐待を見た場合は通報をしなければならない」、必ずその1項が加えられて、今後法改正がなされていくわけですが、今までは家庭内のことということで非常に表面化しにくい、そしてまたどこに言ったらいいのかわからない、そういう現状。さらに行政機関も児童相談所がやる仕事というふうな受けとめ方が多くて、往々にして見過ごしてしまうのではないかなというふうに思います。

これから私たちがしっかりとこの地域に根差した子供たちを育てていくためには、この虐待の悲惨なケースを、何としましてもちょっとした芽の段階からなくしていく、そういうことでございます。

いずれにしましても、この児童虐待、大事なのはおっしゃいましたネットワークがあるとは言うものの、ネットワークの会議が、伺うところではいまだ充実しているとは言えない状況もあるようで、年に1回やっているというふうに言っておりました。ですので、本来決められた回数なり何なりというものがなされていけばいいのですけれども、これはまだそうならないということです。

それから、3年ほど前に私はこの問題を取り上げましたときに、町でもネットワークをつくるというふうなお話を確か伺ったと思います。東伊豆町として、その民生委員さん初め、関係者に対しての大きな問題が起こる前に、未然にこの問題を防ぐという観点から東伊豆町の防止ネットワークをつくっていくお考えがないかどうかお訪ねをするところでございます。

さらに今老人の虐待の問題、これは言うならば事業所がどういうサービスを提供しているかということが非常に問題になってきております。サービスの質の問題。さらに不正受給の問題。いろいろなことが新聞報道で取り上げられ、なおかつ事業所としての資格が取り消されたところもございます。幸いにして我が町にはそういう事業所がなく、健全な運営をさせていただいているというふうに思いますけれども、この虐待は施設に限らず、家庭の中でも介護に疲れた家族が知らず知らずのうちに虐待をしていたという、そういうことがあるわけです。

今、介護保険の見直しの上からも、この点が見直されることになっておりますけれども、家庭の中におきましても、十分な介護保険サービスが受けられないがために、虐待を受けたり、虐待をしてしまっているというケースが表面には出てこなくても、家庭の中には少なからず生じてくる問題ではないかな。本当にゴールが見えないだけに介護する方も、また介護してもらう方も大変な苦痛を伴うものだというふうに思います。そういう点からしまして、いかにこの老人の虐待の問題も町として早めに察知していく。先ほどはケアマネジャーの通告で3件あったというお話でございますけれども、早急な手を打っていくということが大切になるかと思えます。

また、いじめ、不登校の実態につきまして教育長からの御答弁でございます。

この点につきましては、児童問題の委員会があって、4回開催をされて、16名のメンバーで何かあると学校、あるいは児童相談所と対応してやっておられるということ、さらに1つ問題があったことについては、解決をされているというふうに伺いましたけれども、先ほどの虐待防止ネットワークの組織とこの児童問題のこの委員会と一緒に兼ねていくというふうな方向

でもいかがでしょうか、この点をお尋ねするところでございます。

さらに子供の居場所づくりの取り組みというふうなことで、私も社会教育委員の一員として担当からの報告もいただく中で、子どもの広場というのは、実際にやってみたらこれはかなり子供たちも、また関係する方々も楽しかったというふうな声が聞けてとてもいい事業だということで、ついに文部科学省も今回はしっかり補助金をつけて、本年度から3カ年の事業として展開をしていくというふうなことで、私も中央に行きまして国の予算説明を伺いましたときに、この子ども居場所づくりの補助金の制度についても説明を受けてまいりました。大変お忙しいかと思いますが、ぜひ子どもの広場とあわせて子どもの居場所づくりというふうなことで1ランク上げた形になるでしょうか。あるいは補助金もしっかりと受け取りながらの運営をしていくというふうなことで、この点いかがお考えでしょうか。

さらに、不登校の現状につきまして、11名の不登校の児童がいるということ、この数字が多いと感じるか、少ないと感じるかの問題ですけれども、私はこのうちの1名をよく承知しております。非常に背景には深い深い母親のDVから始まるその子の問題、さらにその子の孫の問題にまでかかわる大変な問題が連なっております。

いずれにしても、不登校というその児童だけに目を向けたのではなかなか解決がなされない、児童相談所にいろいろな情報を求めながら、連携をした問題解決というものの必要性を感じるものでございます。

さらに、スクールカウンセラーのお話が先ほどございました。今はこういう時代です。だれでも私の話を聞いてってみんな思っているのです。ですので、家庭でも職場でも、また地域でも学校でもぜひみんな話に耳を傾けるといふ、耳への聴くというその作業をしていく必要があるかと思えます。そういう意味で、スクールカウンセラー、教育長がおっしゃったように、1校だけでなくぜひもう1校の中学にも配置ができますように、この点町長の御所見をお伺いをしたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、児童虐待防止地域ネットワークを当町につくれ、こういうことでございますが、先ほど2点目でスクールカウンセラーの設置の問題について教育長の方から答弁しましたように、児童、生徒の問題行動対策委員会というものが既にできているわけですね。これも年4回開催しております、この中でいじめや不登校、児童虐待の対応策や情報交換、こういうことをやっていますので、屋上屋をつくるのはいかがかなと思っていますから、この委員会にぜひひとつお願いをしたいと思っておりますのでございます。

委員会のメンバーとしまして先ほども答弁ありましたように、学校関係とか、幼稚園とか、児童相談所とか、警察、あるいは人権擁護委員、民生主任児童委員、防犯協会、教育委員会16名で組織をしています。ですから、こういった中での検討とか情報交換をしていただきたいと思いますのでございます。

それから、老人虐待について先ほども答弁しましたように、ケアマネジャーが家庭訪問で3件の事例を発見した。それでケアマネジャー会議にかけて、施設入所、その方向で対応していく、こういう答弁をさせてもらったわけですが、今後もケアマネジャーが一番家庭を巡回するわけですから、そういった面では我々に情報というものが、生の情報が伝わってきますので、そういった中で社会福祉協議会とも連携をしながら、こういったことを未然に防いでいきたい、かように考えております。

それから、スクールカウンセラーのもう1校の配置の問題ですが、できましたらぜひ2中学校にするように努力をしてみたいと思いますが、いずれにいたしましても、国の予算の中でやりますので、そこらは今確約ができるかどうかは定かではありませんけれども、努力をしていきたいと思っています。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 今の老人の虐待の問題につきまして、ケアマネジャーだけの対応ではなく、私は在宅介護支援センターの職員の皆様へもしっかりとこの点をよくお願いをして、ちょっとおかしいなというふうな状況があった場合に、しっかりこの対応をどうするか。じゃ、この職員はどこに相談をするのか、相談を受けたところとどういう対応をしていくのかというところまできちんとしたシステムをつくり上げていく必要もあるのではないのでしょうか。

在宅介護支援センター職員もいろいろなお仕事がたくさん多い中で大変かと思えますけれども、私は先般3月、東町で行われました老人の皆様のお楽しみ会に参加をさせていただいてお話をさせていただきました。その中で皆さんにお話をしたことは、もちろん家族で長いおつき合いがある中で、何かつらいこととか、いやなこととか、痛い思いとかというふうなことがあって、つらくなっちゃったときには、在宅介護センターに相談も行けるのよというふうに申し上げました。

予算を見ますと、かなりこの在宅介護支援センターへの予算というものは、大きな予算がつけられております。そういう意味からも、十分に2つあるこのセンターが機能を果たさなければならぬと思えますし、そういう意味からケアマネジャーだけに、対応だけでなくぜひこの在宅介護支援センターへの働きかけをいかがお考えか、再度お尋ねをするところでございます。

さらに、防止ネットワークの問題につきましては、この現場での話し合いが虐待も委員会でなされているということですが、残念ながら匿名での話に移すようであります。そうしますと、うちの町に現実には起きている問題ではあっても、どこのだれかだれもわからないケースを皆さんで話し合うと、何となく緊迫感がないというふうな様子でございます。

言うならば、守秘義務等いろいろとあるわけですが、この防止ネットワークというふうな形のもを実際に機能させていきますと、実際にどこのだれがこういう状況にあると、これに対してどうしていこうかという地域のネットワークの会議がそこでもって一歩進んでいくわけです。その意味から町長、ぜひこの点を再度御検討をさせていただいて、今すぐの御答弁でなくても結構でございますので、委員会あるいはネットワークの方の現状が、まだ賀茂郡下の伊豆ゾーン域で1カ所しかないというふうな現状から、東伊豆町今6件というふうにおっしゃってられましたので、この点ぜひほかの地域は1件、1件、2件、7件、私のところでは7件となっています。下田市は16件。合計、賀茂村が1件で35件というふうなことです。

（「平成14年」の声あり）

11番（居山信子君） そうですか、私の資料の方が古いのかもかもしれません。平成15年10月8日の資料なのですけれども。

いずれにしても、この防止ネットワーク、町でぜひぜひ取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

あとスクールカウンセラーにつきましては、これは大変効果が上がっている事業でございますので、ぜひ2校の実施をお願いをしたいなというふうに思います。

ちょっと言い忘れたかもしれませんが、結構です。それではお願いします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 居山さん、さっき老人の虐待の関係で、ケアマネジャーだけと言わないで私は社会福祉協議会ともよく連携をとって、こういう答弁をしていますね。居山さんが言われた在宅介護支援センターというのは、社協の下部組織なんですよ。だから、ケアマネジャーがいるじゃないですか、そういったところとの連携を取りながらやっていかななくてはいけないということは、私も初めから答弁しているわけですから、聞き漏らさないでください。どういう意味があるかということ。じゃ、あなたはこことここと話をしないとだめなんですか、違うでしょう。そういうことじゃないでしょう。だから、そういったことで、社協とも、そういうところとの関係機関ともよく協議した中で、再発防止、あるいは未然防止のためにしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、匿名で云々という形がありましたけれども、先ほども答弁いたしましたように、過去に虐待があった児童2名がおって、今2名とも現在特に目立った状況でないというので、児童相談所、小学校とも注意深く見守りながら継続観察をしているという答弁をしております。ということは、匿名じゃないんですよ。わかっているんです。しかし、外には出さないということですよ。そういうことで、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 次に、第3問、元東海汽船事務所と東町プール側の駐車場の活用についてを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） やはり大事なことを言うのを忘れてしまいました。この次もまた今の虐待の問題でキャップという今子供の虐待防止の教育プログラムがあるのですが、これについて今度質問をしたいと思えます。

それでは、第3問、元東海汽船事務所と東町プール側の駐車場の活用についてお尋ねをいたします。

1点目、昨年7月11日、国より全国35都道府県の数百カ所、県内では稲取、東町2ヘクタールが重点密集市街地として地震等災害の安全性を確保する取り組みが必要とする地域に指定をされました。東町は、御存じのように緑地や憩いの少ない地域でもあります。安全対策面からも十分今後の対応が望まれるところでございますが、当面元東海汽船の事務所を世代間で交流、活用できるものに整備するお考えはありませんか、お尋ねをいたします。

2点目、東町にあります三宝保育園は、周辺が住宅地で保育環境の面から整備を町が支援する必要もあるのではないかなというふうに思いますが、東町プール側駐車場を児童遊園として整備し、この三宝保育園の園児と近隣の高齢者が交流し、憩いの場にするとともに、観光地としての他の温泉場と同様、少しでも景観を整えていくお考えはありませんか、お尋ねをいたします。

議長（太田長八君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 元東海汽船事務所と東町プール側の駐車場の活用について、2点にわたる質問にお答えいたします。

まず、元事務所の活用についてでございますが、御質問の建物は長年東海汽船の事務所として利用されてきましたが、御案内のように昨年7月をもって航路が廃止されたために現在は閉鎖中でございます。しかしながら、平成14年度からこの建物の前面にある稲取漁港施設を、静岡県が広域漁業整備事業として耐震強化護岸及び道路護岸等の整備工事を実施しておりますので、町といたしましては、既にこの建物を地元東区及び近隣商店活性化への拠点施設として広く有効活用できるように検討しているところであります。

一案といたしましては、雛のつるし飾りまつりの期間中、田町、西町、入谷の3区には雛の館や民間の展示場等がありまして、毎年多くの観光客が訪れ、大変現在もにぎわっておるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この建物を新たな観光客の動線とし、他の3区同様に地元東区内の活性化に結びつけられるよう、今後地元とよく協議し、その有効活用を積極的に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の児童遊園という形で駐車場の活用を図れ、こういうことでございますけれども、稲取漁港につきましては、県営第二種漁港として平成14年度から、先ほど申しましたように漁港漁場長期整備計画の広域漁港整備事業により稲取漁港施設用地として東防波堤の護岸、道路護岸、耐震強化岸壁の整備が現在行われております。この広域漁港整備事業につきましては、災害時に1,000トンクラスの自衛艦等による物資補給を目的として整備され、完成後は東防波堤から町内への補給路の確保を目的とした道路整備が居山さんの言われるところに計画をされておりまして、現在の駐車場部分は道路計画用地として含まれているため、児童遊園としての整備は困難でありますので御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 今お伺いをしましたら、既にこの元の東海汽船の事務所の活用についての御検討をされているというふうなことで大変結構なことだなというふうに思いますし、願わくばトイレをきちんとつくっていただきたいというふうなこと、さらに非常に殺風景なコンクリートだけのあの周辺の景観でございます。せっかく雛のつるし飾りを見に来ても、その周りはもう密集した住宅地とそれから公園もない、ベンチもない、何もないというそういうふうなところでは、いまいちイメージとしては効果がないのではないかなというふうに思うわけです。

ぜひその周辺の整備を、殊に東町の駐車場というのはいかほどのスペースがあるかに思いますけれども、従来とは違いまして、今空き地が駐車場になり、そしてまた若い方がいなくなった中で、車の台数も当初ほどふえていないのかもしれないかもしれません。今ある駐車場も、場合によってはその一角を公園にするとか、そういうようなことでの対応を御検討いただけませんかでしょうか。

それは先ほど申し上げました三宝保育園の児童の遊び場所みたいなことで、そこに近所のおばあちゃんやおじいちゃんたちも一緒に集ってくるという、とても心温まる、そういう風景というものが見られることは、観光にとってもある意味プラスではないかな、いやしの町としての東伊豆町の観光ということでの御見解をいただければと思います。

さらにこの東側、プール側、そういう意味で今御説明がありましたとおり、1,000トンクラスの自衛艦が来て、万が一の災害の場合の補給路になると、また道路整備というものも、確か担当に伺いましたら22年ぐらいというふうなことをめどのようですが、こういう状況ですの

で果たして予算確保がどこまでできるかな。途中で工事が終わらないことを願うわけでございますけれども。

いずれにしても、今堤防のかさ上げも少しずつですけれども進んでおりますし、またこれからの問題として、私も先般作業船というものを見に行きまして、乗ってみたいなと思いましたが、その船長さんが声をかけて、見ていいよと行ってくださったもので、作業船を全部くまなく見てデジカメにおさめてまいりました。ホームページにも載せていきたいなというふうに思っておりますけれども、実際にこの工事がケysonとやらを埋めての工事のようですけれども、かなりきちっとしたものを埋め込んでいかないと、波やあるいは地震や津波にどれだけ耐え得るかというふうな問題も含めて、工事の強固性というようなものとかも当然担当ではきちっと監督をなさっていることかと思っておりますけれども、いい工事がなされますように、そしてまた今後間違いなく道路整備が計画のとおりに進みますように、万一の補給の道路の確保ということですので、今回はその部分につきましての児童遊園、これはできないということは承知をいたしました。しかしながら、ほかに土地がございます。町長、この点はいかがでございますでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず1点目の雛のつるしかざり祭りの期間中、先ほども言いましたように、東町にも拠点をつくりたいということで考えておりますが、私はどちらかという通年を活用できるものにしていきたいなと思っております。それにはやはり地元区とも相談をしなければなりませんし、地元の商店の皆さんとも、やはりそこに集積的なものができれば、ある意味での集客効果があるし、そういったことも考えなければいけない。

それと先ほども申しましたように、プールのところはほとんどが道路用地として、あそこから堤防の三宝の前を通って港の内側を通ってずうっと拡幅しながら道路が拡幅になるんですよ。これは平成15年度から始めまして、5カ年で18億円かける県の工事でございます。地元負担金は20%ですから、5カ年で3億6,000万円負担をするということで、平成16年度にも負担金を計上してあるところでございます。そしてあの岸壁ができますと、今の倍以上の幅になります。それでしゅんせつもしますものですから、当然1,000トン級の補給艦が横づけできる。そうなりますと、災害物資、もし災害があった場合に、災害物資の運搬に現状の道路ではとてもではないですけれども通行のすれ違いができないわけですね、御案内のように。そういったことで、新たに道路計画というものもその埋め立てが終わると、当然その次の段階でやりますと、さっきも言いましたように、その場所が児童公園という形の用地としては残存用地がなくなると、こういうことですから、また新たな展開ということを考えなきゃいけないと思っておりますし、御案内のとおり、今現在竜宮岬児童遊園というのがあるんです。今回、平成16年度の、先ほども施政方針で言いましたけれども、あそこへ続く遊歩道の再整備とそれから灯台の周りの展望台の整備、あるいはどんつく神社周辺の整備を含めた歌碑を、愛恋岬の歌碑という形で考えておりますけれども、そこには竜宮岬児童遊園もありますし、そういったネットワークもこれから地域の皆さんの散策の場としても活用できるようなものにしていきたい、かように考えておりますから、是非ひとつ御理解をお願いしたいと思います。と同時に、今トイレの問題も提起をされました。当然そこらはきちっとしたものを考えていかなきゃならないと思っておりますし、内装も一部雨漏りのところもありますから、そういった修復もしなきゃならない。いずれにいたしましても、地元の区とよく相談しながら、地元商店とも活性化のため

の方策としてあの拠点を活用していきたいと考えております。

議長（太田長八君） 次に、第4問、東伊豆町老若男女共同参画プラン作成についてを許します。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 第4問、東伊豆町老若男女共同参画プラン作成について。

初めに、この問題につきましては、過去に多くの質問をしておりますが、ここで改めて男女共同参画社会とは何か確認をしておきたいと思っております。

男女共同参画社会とは、男女の人権が等しく尊重され、女性も男性もみずからの選択によって職場や家庭、地域において活躍でき、また生き方を楽しめる。お互いが支え合い、利益も責任も分かち合える。いわば女性と男性のパートナーシップで築き上げるバランスのとれた社会のことと考えられております。

そこで第1点としてお伺いしたいことは、第4次東伊豆町総合計画の中に「東伊豆町男女共同参画行動計画の策定」が明記をされており、主要施策の第1として男女共同参画の推進と充実とあります。その1点目は、家庭、地域及び学校などにおける男女平等を推進する教育学習を充実する。2点目は、職場や社会活動での男女共同参画を推進する。3点目は、子供と子育てを支える地域環境づくりを充実する。4点目に、政策方針決定での女性の登用と参画を推進するとあります。

以上、第4次総合計画に明確に位置づけられたこれらの主要施策実現のため、高齢社会を生きる私たちは老いも若きも男も女も年齢や性差にとらわれない活力ある町を実現していくために、東伊豆町老若男女共同参画プランを作成し、町の行動の指針として具体的な推進がなされることが重要となります。プランを作成することが目的ではないということでございます。メンバーは11名と伺っておりますが、今後の会議回数とプラン作成のプロセスについてお伺いをいたします。

2点目、プラン作成がなぜ必要なのか、またどのようなプランが求められているのか、男女共同参画社会を実現するために、家族と社会の中にある固定的な考え方を変えることを通じて、それを支えている人たちの意識の両方を変えていくということでございます。男女共同参画社会の実現は、人々の意識から社会の仕組みまで複雑な現在のシステムを大幅に変えていくことです。その取り組みと推進のために目標や内容、さらには方法についての具体的な体系だった行動計画が必要となってきます。プランはそのための重要な役割を担い、プラン策定はこの社会を目指す上で必要不可欠なものと言われております。町の実態に即したプランを策定することは、重要な課題です。これらを踏まえた上で町外から有識者、アドバイザーなどを要請し、プランを作成していくお考えはありませんか。

3点目、プランの作成に当たる審議会メンバーへの参考資料の配付はどのようなものがなされたのか、また男女共同参画に対する基本的な考え方を共通認識として持っていただくための研修の機会はどうなされたのかをお尋ねいたします。

4点目について、先般、下田市におきまして男女共同参画推進プランとして「新たなるパートナーシップ創造計画」を策定いたしました。早速私もこの計画を入手し、拝見いたしました。そのほかには、県下の中での先進的な取り組みをしております大須賀町の「人と人をつなぐハートフルプラン」、さらに菰山町におきましては、「ハートホットプラン、ともに生きよう輝

いて」というこういうプランもございます。

自治体の推進プランを拝見しておりますが、その中で今申し上げました葦山町の計画策定スケジュールが大変充実したものとなっております。今御説明をしようと思いましたが、時間の関係でこれは割愛をいたしますけれども、ぜひ担当なされる皆さん方、このプランの53ページを参照をしていただく中で、今後どのようなプラン作成をしていくことが我が町として可能なかというふうなことを考えていただけるかというふうに思います。その点から伺うことは、男女共同参画の啓蒙のための講演会等を県からの出前講座で開催をしていくお考えはありませんか。

5点目、東伊豆町の男女共同参画プランは、平成16年度中の策定の方針は変わらないのか、お伺いをいたします。

議長（太田長八君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） この問題につきましては、教育長がどうしても議論をしたいということでございますから、教育長の方から答弁をいたさせます。

議長（太田長八君） 教育長。

教育長（石井建三郎君） 4問目の質問、東伊豆町老若男女共同参画プラン作成について、1点目から5点目まで一括してお答えいたします。

第1点目の計画策定委員会の会議回数と計画策定のプロセスにつきましてお答えいたします。

この計画策定委員会は2月3日に立ち上げまして、3月25日に第2回目の会合を、委員会を開催する予定であります。委員の皆様も委嘱されたばかりですので、どのような方向に進めていくのかまだ戸惑いがあるのが現実でございます。それで第2回、3月25日ですけれども、県から講師を招きまして研修会を兼ねた会議を予定しております。

御質問の今後の会議回数につきましては、今年度は3月にあと1回行う予定がありますけれども、計画策定のプロセスにつきましては、今後委員の皆様の御意見を聞きながら計画の策定を行ってまいりたいと思います。

2点目の町外から有識者、アドバイザーを呼ぶ考えはについて。

今後その必要があれば考えますが、今は策定委員の皆様の意見や考え方を尊重しながら、この町に適した計画書の作成に取り組んでいきたいと思っております。

3点目の審議会メンバーへの参考資料等の配付、研修期間につきましては、他市町村の計画書及びそれから今提起されました一番新しいのは下田市の計画書ですが、そういうものを、県の参考資料等資料提供を委員の皆様にごできるだけ多く配付していきたいと思っております。それで先ほども言いましたが、3月25日には県から担当者に出向いていただき、策定委員の皆様を対象に研修会を行う予定であります。

4点目の県の参画啓蒙事業を当町等で出前講座をする考えはにつきましては、今は計画策定委員会を立ち上げたばかりで、計画書をどのように作成するかが大切でありますので、今は考えておりません。

5点目の本年度中作成の方針は変わらないのかとの質問ですが、計画策定は平成16年度末までに行うことになっておりますので、今は特に方針の変更は考えておりません。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

（ 1 1 番 居山信子君登壇 ）

1 1 番（居山信子君） 今御答弁いただいた内容をお伺いして、今まだ具体的な会議の回数とか、プロセスとかも決まっていないというふうなことで、ほぼ白紙状態かなというふうに理解をいたしました。それならばなお結構でございます、私は最後の質問の5点目のところで、平成16年度中策定というのには賛成をしたくないな。前々から早くにというふうに申し上げておきましたけれども、しかし、土壌が整わない中で計画だけが先行してできて何も意味がないので、できたら平成17年度でも結構です。場合によったら、平成18年度でも結構です。むしろ計画を策定していくプロセスの方が大切なんです。計画ができてしまって、その後何も事業が進展しないということでは、私は残念だと思いますので、どうぞこの点はもう少し緩やかに考えていただいてもいいかなというふうに思います。

下田市の計画、これはかなり手づくりのものかな、お金をかけられない実情がうかがえました。

そういう意味から、参考にさせていただきたいのは葦山町のプランです。この葦山町は文化も教育も香り高い町で、さすがだな。これができましたときに私は何かで見ましたので、早速出かけていきまして、時代劇場で町長のあいさつ後ですね、町民の藤田弓子さんがコントを通して男女共同参画ってどういうことなのかを見せながら、なおかつ御自分の講演、静大の三富教授のお話もあって、発表もしました。この葦山町のプランを幾つか見ましたけれども、大須賀町もいいなどは思いますけれども、大須賀町はもう条例もできているところですし、男女共同参画宣言までしているところで、町長の御見識はかなり高いところでございますが、葦山町ぐらいがいいかなというふうに思います。

そういう点で、御答弁は結構でございます。今後また次の機会に質問をさせていただくことといたしたいと思います。

議長（太田長八君） 次に、第5問、合併しない町の5年・10年後のグランドデザインとその後の対応についてを許します。

11番、居山信子君。

（ 1 1 番 居山信子君登壇 ）

1 1 番（居山信子君） それでは、最後の第5問、合併しない町の5年・10年後のグランドデザインとその後の対応について。

1点目、少子・高齢化などに対応し、市町村の行財政基盤を確立するための平成の大合併が続いております。合併促進のために財政面の優遇措置を定めた市町村合併特例法は、来年3月末で期限切れを迎えます。当町では既に昨年の住民投票で合併しない町を選択いたしました。ここで確認の意味で現在の近隣市町村の合併の動きと残っている市町村の将来合併の可能性について手短かに町長の御所見をお伺いするところでございます。

2点目、特例法の期限後の合併推進策を定める市町村合併推進法案は2009年度までの時限立法で、都道府県知事が合併構想を策定して合併をあっせんし、協議会設置や協議推進を勧告する。しかし、合併自体の勧告はできず、勧告に従わなくても罰則はないという内容です。国の財政支援については、特例法期限後は合併した市町村が発行できる合併特例債は廃止になりますけれども、地方交付税の優遇措置や議員任期、地方税の税率などの特別措置は継続することとなっております。

以上、今後国からのさまざまな法改正の動きもあるようですが、当町の5年・10年後のグランドデザインについて、町長はどのように描かれておられるのか、お尋ねをいたします。

3点目、現在町では単独でのまちづくりに全力を挙げ、尽力をされていることは多くの町民が認知するところでありますが、国全体の財政状況もかんがみ、現在の単独の町は今後何年くらい続くことが可能とお考えなのか、また町長より未来永劫合併しないという考えではないとお伺いしておりますが、将来いつごろの時点に合併協議の準備に入ることが望ましいとお考えか、町長の御所見をお伺いをいたします。

議長（太田長八君） 第5問の答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） まず第5問の合併しない町の5年・10年先のグランドデザインとその後の対応ということで、3点にわたり質問されているわけですが、1点ずつお答えします。

近隣市町村の合併の動きと残っている市町村、残っているというのはどういう、合併しないということころかもしれませんから、それはそれでいいとして、町村合併は国に強制をされて行くものでなく、地域住民の民意を総意として行うものであるというのが私の一貫した考え方でありまして、合併については、住民投票において民意を問うことを公約としてきたことは御案内のとおりであります。

このような一貫した姿勢により、昨年2月2日に何年に一度という降雪の中、住民投票が行われた結果、「合併しない」が全体の67%を占めたことについて、今は合併すべきではない、今後の合併先を慎重に検討し、独自のまちづくりがどこまでできるかチャレンジしてみるべきだとのメッセージを受け取ったというように解釈をしているところであります。このように民意を受けまして、単独の続行を決意し、小さくても魅力あるまちづくりをコラボレーションによって推進している最中でもあります。この先地域住民の皆様が合併を望む時期が来たならば、必ずその機運がとありますので、そのときは改めて住民の皆様のことを伺っていかねばならないと考えております。

このように現時点でみずから合併を考えることはあり得ませんが、法に基づく措置が強いられた場合には、法の趣旨により検討を図らなければなりません。先ほど居山議員がそちらで申されたように、合併の勧告の問題が法的にはなくても、かなりのプレッシャーになってくるというふうに思っています。人口1万人未満の自治体が、合併特例法の執行期限後においても合併の予定がない自治体に対して、総務大臣の指針により県知事が合併勧告ができることとなります。県内の状況を見ますと、現在県下で2自治体と予想されまして、うち1町は当町に隣接しております。知事勧告で当町との合併が勧告された場合は、法に基づくものでありますので、その趣旨に沿った処理を実施しなければならないと考えております。

次に、2点目の5年後、10年後のグランドデザインをどう描かれているかということでお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、現在は町民の皆さんの意向に沿い単独の続行をしていくもので、この姿勢を変える考えはございません。したがって、当町のグランドデザインは平成14年度より皆様のご意見をいただきまして発足いたしております第4次東伊豆町総合計画であると考えておるところであります。

次に3点目の、現在の単独での町はいつ頃まで続くか、あるいは合併の時期を想定して、い

つごろの時点に合併の準備に入ることが望ましいかということでございますが、1点目の質問に対する答弁のとおり、合併を望む機運が民意となったとき、または法的にそういった機運があって合併を検討せざるを得なくなったときまで、その姿勢を崩すことはないということをごひ御理解をいただきたいと思えます。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時47分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） たくさん伺いたいことがございますので、今後これも継続的に質問課題に入れたいというふうに思いますので、きょう別に2分で終わらなければならないということではございません。大切な課題です。

さて、この地方議会人2月号に「住民投票に思う」というふうなことで、元島根県知事の論文がございます。ぜひ議員の皆さんもロッカーに入れてそのまま読まない方もあります。ぼくは要らないよという人もいます。しかし、この大事な論文を読んでいただければ、住民投票に対する考え方なども明確になってくることかと思えますので、さらに大事な点です。この住民投票の問題、投票率が問題であるという指摘がございます。そういうことから、合併の是非のような地域の将来にとって重大な問題を住民投票に求めることに大きな危惧を覚えるという、この1点だけを申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

御答弁よろしくお願ひします。

町長（片野 武君） それは、一島根県知事の見識であって、それがすべてだというわけにはいかないわけでしょう。あなたは住民投票の条例案に反対を一人だけされた。それだからそういった武装がほしいかもしれませんけれども、やはり私は何度も言っているように、民意というものをきちんと把握した中で合併は進めるべきだと。それがいつになるかは別にしまして。そういったことをはっきりと申し上げると、そういうことです。

議長（太田長八君） 以上で、11番、居山信子さんの一般質問を終結します。

#### 散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時49分

## 平成16年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成16年3月9日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例の制定について
- 日程第 2 発議第 1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 6 議案第 5号 東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 東伊豆町庁舎1階会議室(漁民センター)の使用料条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第11 議案第10号 東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第12 議案第11号 東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第13 議案第12号 東伊豆町地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第17 議案第16号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第18号 東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコートの設置及び管理等  
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第19号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第21 議案第20号 東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第23 議案第22号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算(第7号)

出席議員（11名）

1番	飯田龍一君	3番	西村弘佐君
5番	関野博君	6番	鈴木勉君
7番	山本鉄太郎君	8番	八代善行君
10番	太田長八君	11番	居山信子君
12番	定居利子君	13番	山田直志君
14番	内山恒昭君		

欠席議員（1名）

2番 森田礼治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野武君	助役	太田俊彦君
収入役	渡辺富夫君	教育長	石井建三郎君
総務課長	村木脩君	企画調整課長 兼防災監	太田英明君
税務課長	西川真人君	収納課長	楠山節雄君
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	稲葉忠明君	建設課長	小澤正幸君
観光商工課長	山本幸雄君	消防長	金田弘道君
教育委員会 事務局長	鈴木清司君	住民課長	山田嘉之君
福祉介護課長	村木重男君	健康づくり 課長	鈴木希美雄君
国体室長	鈴木新一君	水道課長	田中輝知君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤悟君	書記	石井尚徳君
--------	------	----	-------

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） 本日、2番、森田議員におかれましては、所用のため欠席の通知を受けており、これを許可いたしましたので御報告いたします。

また、本日会議終了後に第1常任委員会を開催しますので、委員の皆様方はよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第1回定例会第2日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

#### 日程第1 議案第1号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例の制定について

議長（太田長八君） 日程第1 議案第1号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） おはようございます。

それでは、議案第1号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

アスト会館等の整備充実を図るため制定し、東伊豆町文化会館等整備基金条例を廃止するものでありまして、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第1号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例の制定について、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町アスト会館等整備基金条例。

設置。第1条 アスト会館等の整備充実を図る事業の財源に充てるため、東伊豆町アスト会館等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

積立て。第2条 毎年度基金として積み立てる額は予算に定める額とする。

管理。第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によ

り保管しなければならない。

2項 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。  
運用益金の処理。第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

繰替運用。第5条 町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

処分。第6条 基金は第1条の目的のために使用する場合は、その全部又は一部を処分することができる。

委任。第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。1項 この条例は、公布の日から施行する。

2項 東伊豆町文化会館等整備基金条例（昭和61年東伊豆町条例第15号）は、廃止する。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 流れとしてはこういう条例がこういう形になっていくということについては、よく理解していると思いますけれども、2点ほどお伺いしたいと思っております。

1点目は、文化会館等の基金条例、たしかこの文化会館「等」というふうのを入れるときを含めて、町長ともかなり共同戦線を張って、この一言を訂正をさせたりした経過がたしかあったなあということを思い出しながら質問をさせていただきたいなあと思っておりますが、文化会館等の条例をつくるということの基金条例の制定というのは、出発点で言えば、町民憲章の「文化の香る町」ということを入れたということに端を発して、町民の皆さんの文化活動を活発にしていく拠点をつくっていかうという思いがあったのかなという、基本はそういうことだったと思うんですね。文化会館の建設というのを、山田町長また石原町長が目指されましたけれども、これはいろいろ財政的な問題含めて変更があったと。町長になられまして、文化会館につきましては、現状今すぐ建設するということがなくなったということで、当然その意味では、一つの使命は終わったのかなあという感じもしております。

しかし、町民憲章からこの文化会館等の整備基金をつかって文化施設を整備していかうというふうなことについていえば、これはそのいつときの町長の思いだけでなく、町民の皆さんの思いや期待というのもあって、そういう動きとして町も受け止めてやってきたと思うんですね。そういう点では今回この条例制定に関連してみると、一種の検証が必要で、私は文化会館は今すぐできないという町長の見識はそのとおりだと思っておりますけれど、文化的な施設の整備というもので言ったときに、廃止される文化会館等の整備基金の本当の使命の全部は本当になくなったんだろうかなという面の検証は一定必要じゃないかなということを感じているのが1つあります。

もう1つは、それとの関係で、今回の条例において、アスド会館「等」となっておりますね。これはアスド会館など、アスド会館を含めて幾つかの施設を含むという意味合いに当然そこはとれるんですけど、これについて、町長、提案者でございますので、どの点をその辺含まれ

ているのか、この点についての御説明をまずお聞きしたいなと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 2点のお尋ねですから、1点ずつお答えします。

まずは、文化施設の整備を今後どうしていくかということと、今まで文化会館等の整備基金との整合性ということですから、私は、議員もおっしゃいましたように、今現在この時期に箱物をつくる時期ではないというような認識を基本的には持っているのですが、将来的にどうかというお尋ねですから、私はできますれば、文化会館にかわるものとしてアスド会館の視聴覚教室の拡充を図りたいと、かように思っております、今現在あれは確かに視聴覚教室ですから、同じスロープ式の座席があっても、教室ですから机もあるしそのためのいすということで、ホールとしての機能というのは半分以下だと思っておりますし、舞台も狭いですし、まだまだユニティーから引き受けたときに設計図を見ますと、あそこの壁は耐震さえしっかりすれば抜いても大丈夫だというような見解も示されておりますもので、そういった中で文化的な活用ができるのかなあと、こういうような考え方でアスド会館の方に変更してもいいではないかと。これがまず1点と。

「等」ということがありますものですから、お尋ねがありましたから申し上げますけれど、やはり運営委員会の皆さんの中間答申でも、温泉施設の活用を図れと、温泉の活用を図って温泉施設を併設すると。こうなりますと、会館本体の中にやるという形はちょっと無理があるんだと。当然周辺にかなりの町有地がありますから、そういったことの活用を図るために、この「等」という形で、会館そのものでなくてもその周辺、あるいは場合によっては図書館の分館を稲取という形も考えなければならぬ、そこまで拡大するのがいいのかどうか議論の分かれるところではありますが、そういったことを想定して「等」という文字を入れさせていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） そうしますと、文化会館的に例えば視聴覚室を使う、これは1つの考え方ですから、そのものが経費の面を含めて機能と、経費の面において適切かどうかという問題は、全くこれはそのときに考えなければいけないなというふうに思うんですが、町民の皆さんの気持ちの中で、例えば1つ2つ言えば、従来のずっと建設計画の中であったものの2つあって、1つは図書館的な機能と、もう1つは郷土資料館。郷土資料館と展示館としての問題だけではなくて、現在寄贈されたものでさえ分散をしてしっかり管理ができる状況にないということについて、郷土のことを憂う方々もいらっしゃるわけですね。

文化財があちこちに散在している、それが旧稲取幼稚園であったり、八幡神社の倉庫にであったり、また役場の教育委員会だったり、まだ寄贈はしていただいたけれども保管場所等がないために、まだ個人のお宅にあるものもあるとか、こういうこともずっと過去の文化会館の建設等々の中で話されてきたことの1つにあったと思うんですね。この辺の問題というのも考えていかなければいけないんじゃないのかなと。これは基金をなくすということは、そういうものを何とかしたいという先人の皆さん方の思いもあって、積み立ててきたお金が、まあ使い方は変わっている、今みたいに文化会館で言われたように求めていた機能をアスド会館に転嫁させて可能だということであれば、その考え方でこれを廃止して新しいものをつくるということは、ある面ベストではないけれどベター、今の時点ではベターでしょうという考え方になるんですけども、図書館的なものであったりとか、資料館または資料の保存という、ずっと皆さ

ん心配されている問題についてはどうするのかなど。今までそういうものを何とかするという意味も含めてお金もあれして、また寄付等をいただいていた経過があったときに、その問題が将来ちょっと心配かなというふうな気もするんですよ。

町長言われたように、「等」という点では図書館も入るというふうな話ですし、基本的にはアスト会館の周辺地での整備ということになると、全額今の文化会館等の整備基金を廃止して全部アスト会館等の整備基金に移すということが、そうすると本当にいいのかなあというふうな感じを私は持つんですがいかがですか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 郷土資料館的な問題というのは、確かに文化会館のときに議論されましたね。私も承知はしておるんですが、やはりまずアストの耐震計画を立てて、恐らく今回のこの基金の中ではほとんどの部分はその耐震に使われるのではないかと。これは診断結果、計画結果見ないとわかりませんから、診断はもう既に終わっております。しかし相当補強しなければならないというようなことも言われておりますから、どれくらい一体かかるのか。その中でこの基金というものはどういうように活用していくのか。そして今おっしゃられるような民俗資料が分散をしているという中で、保存というものをどこのスペースでアストに使えるところができるのか、こういうことも含めて計画を立てなければいけないし、まず耐震補強をするということを前提に、そして議論をしていかなければならないだろうと。それには運営委員会の皆さんとかあるいは議会の特別委員会の皆さんともよく協議をしながらやっていかなければならない。今おっしゃいましたようなことを十分承知はしております。そういう中であの建物をどういうように改造していったら、そういったニーズにこたえられるのかということ、これをまず考えていきたいと思ひますし、先ほどもお話ししましたように、温泉施設ということになれば、当然別棟という形になると。ではアスト会館だけでいいのかということ、「等」という形があつた周辺のエリアとしての整備をする場合、当然それが必要になってくるだろうと。そういうような意味から「等」という問題も入れまして、その中には今後16年度予算をお願いしております旧稲取幼稚園の解体をしてみまして、骨組みだけにして、そこで補強ができるのかできないのか、できなければこれは取り壊しをしなければいけないし、できるということになれば図書館の分館として独立したものにしていきたいと、そういうようなことも考えていまして、ただこのときにこの基金を使うかどうかはまだ私自身は決めてありませんし、財政調整基金の中で泳げるのかなと、こんな感じをもっていますけれど、いずれにいたしましても、そういった温泉施設を将来やるということ、あるいはここの耐震補強をやってその中に資料館的なものもできるということになれば、当然この基金を活用していかなければならないけれど、まず第1に耐震補強にどれだけの金がかかるのか、またどれだけの補助がいただけるのか、こういうものを見きわめる必要がありますし、16年度の耐震計画というものも増したいと、こういうように思っておりますが、その裏づけになる財源がないとできませんので、ぜひともそこは御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） そうしますと、僕は資料館というのは必ずしも何か展示して入場料をとるようなものが今必要だとは思ってなくて、ただいずれにしてもかなり町内に散在をしまつているものが町として系統的に総合的にちゃんと管理できると。こういう形が、まだ残念ながら教育委員会のシステム上も、散在していることもあつて、できていないと。これはど

うということがあってもよくないことですので、そういう点が改善されたりしなければいけないとは思うんですね。

それならそうと、例えば今2億5,000万ぐらいあるんでしょうか。そうすると例えば2億円と5,000万円とかある程度分けて、文化的なもの、そういうことを目的にして寄付をしてきた、またいただいてきた方、そういう思いというのをはっきり形に残す必要があるのかなと。端的に、アスト会館のこれは全部耐震補強に使うんだよというふうに言われちゃうと、これはそれじゃあ今までこのお金を何のために積み立ててきたのかなと気もするわけだし、こういう基金があるということではいろいろな文化的な施設が町において整備していただけたというふうに希望をもっていた方も、またいる方もいらっしゃるわけですからね。そうすると、ある程度もしかすると分けた方がいいのかなという気もするんですけど、町長言われた「等」ということの中に図書館や資料館的なもの、この辺の今までの文化会館等整備基金の元を締めてきた町民の皆さんの期待というものをしっかり受け止めた中でやっていただくということが、今後の私は運用上はやっぱり必要だと。私は、すぐ図書館が本当に必要かどうかという点では、図書館をつくるのはいいんですけど、最低でも職員3人くらい置かなければならないというふうなことを考えますと、システムは、建物をこのお金を使ってつくることは簡単なんですが、後の維持を考えますと、十分システムを考えていかないと、お金がかかっちゃうというだけになってしまうという面もあるので、私は特にこのアスト会館等という言葉の中において、これまでの文化会館等の基金を設置してきたそういう町民の皆さんの気持ちを酌んだ中で、今後の運用をされるということを町長に表明していただければありがたいなあというように思いますが。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 御説のように、そういった今までの文化会館等の基金というものの性質を最大限保管できるような、そういう形で運用していきたいし、必要があればこの第7条にあります規則委任の中で、規則で、そういう「等」の意味合いをうたってもいいなとこういうように思っていますし、もともと私も山田議員とそんなに考え方は違わないと思うんですよ。そういった中で、運用には十分な配慮をしていきたいと、かように考えております。

議長（太田長八君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第1号 東伊豆町アスト会館等整備基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
議長（太田長八君） 日程第2 発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

（「議長、7番」の声あり）

議長（太田長八君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） おはようございます。

発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。平成16年3月8日提出。東伊豆町議会議長 太田長八様。提出者 東伊豆町議会議員 山本鉄太郎。賛成者 東伊豆町議会議員 山田直志。

提案理由。課設置条例の改正に伴い、条文の整備を図るため。

1枚おめくりください。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例。

東伊豆町議会委員会条例（昭和62年東伊豆町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、国体室」を削り、「税務課」の次に「、収納課」を加える。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、収納課の所管事務については平成15年7月1日より適用する。

以上です。

よろしく御審議をお願いします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について  
議長（太田長八君） 日程第3 議案第2号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第2号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

「NEW!!わかふじ国体」の終了に伴い、組織、機構の見直しをし、国体室を廃止するものであります。

1枚めくっていただきたいと思います。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例。

東伊豆町課設置条例（昭和34年東伊豆町条例第45号）の一部を次のように改正いたします。

第1条中「国体室」を削る。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号 東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

議長（太田長八君） 日程第4 議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

級別職務の見直しをするもので、主な改正点は、7、8級に事務職の参事を新設するとともに、8級にしかなかった参与職について、7級にも置くという内容であります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町職員の給与に関する条例（昭和40年東伊豆町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別表第2を次のように改めるという内容でございますが、今までの別表につきましては、本庁と出先機関に分かれておりました。この表を一本化し、7級、8級に参事を新設する。この7級、8級に参事というのは、今事務職でも技監という名称を使っておりますので、事務職が技監というものについてはそぐわないであろうということで、7級、8級に参事を新設するものでございます。室長、熱川支所長を削り、消防長を消防監に改めます。6級の消防次長、5級の室長を削ります。そして4級に主任技師を加え、3級の主任技師を技師に改める内容でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 参与と参事の違いについて、少しわかりやすく御説明いただきたいというふうに思うんですが、それともう一つ、給与法の改定、いろいろ統合したり分かりやすくなった点もあるんですけど、町長きのうも言っておりましたけれども、職員の問題でいうと、今かなり課長職のところが滞っております、そういう点でいうと、片方で55歳の問題があるじゃないですか、昇給停止という問題がある。そうすると、河津やほかでもやっているような5級のわたりの問題とか、今回そういう問題は検討されなかったのかなと。こういう問題ないと、ずっと役職的な面もつかないし、給与的にも当然4級から5級へ上がれないということからすると、長期にわたって、相当中堅の職員のところでは給与は上がらないし役職もつかないという面でいくと、非常に55歳やっているということから、余計にそこが低く抑えられるというふうな状況が今生まれているのじゃないかと思うのですけれども、そういう点ではほかでやっているようなものもあわせてやるべきじゃなかったのかなと。当然今後まして町長の

施政方針を見ればわかるように、課のあり方であったり、行政のこういういろいろな機能も当然見直しをされていくということは当然減っていくということだと思っんですね。河津あたりも、今回あたりも相当減らすという話も聞いていますけれど、そういうことを考えると、今回やっぱり4級、5級あたりのわたりの問題とか、いろいろなものを解消していかないと、いろいろな面で職員の皆さんの給与手当等の見直しをやっているんですが、やっぱりちゃんとやるべきところはある程度やらないと、中堅の職員の皆さんが士気の影響が出るという部分というのものもあるんじゃないでしょうかね、いかがなんでしょうか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 参事と参与の違いということで、まず参事というのは現職の課長と同じ立場で、そして特命事項を専門にやるということ想定しているところでございます。参与の方は、課長職を退いたということで、課長手当もつかない、そういう定年までの間のという形で今まではやっておりまして、今後もそういったことでやっていきます。

それから、中堅職員の問題ですが、課の設置をどのようにするか。私はきのうの施政方針でも、組織の見直しをしなければいけないと、こういうことも述べたつもりであります。そういう中で、来年の3月31日には3人ないし4人の課長職を退く人がいるだろうと。それから再来年の3月になりますと、いわゆる団塊の世代、22年生まれが、今ここの議場にいる中でも8人おります。こういう方が、勸奨退職の対象になりますし、当然課長職を後進に譲ると。こういうことをお願いをするつもりでありますし、そしてその時に、課をもう少し減らそうかと、スリムにしようという機構改革も一挙にお願いをするつもりでありますので、しばらくの間今の現体制でということ。

それから、わたりの問題ですが、わたりではありませんが、主任クラスの引き上げというものはもう既に4月1日から行うつもりでやっておりますし、そういった頭が抑えられている状況、閉塞状況といえますか、そういったことをなるべく解消していきたいなと思っておりますけれど、もう1年ないし2年という形の中で、それが大きく動くだろうと、こういうふうにご想定していますもので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 参事、参与の問題については、大筋わかりましたけれども、今言われたような点で、退職と機構の改革をするということになると、当然動くんですが、課長職だけではなくて、課長職を削れば当然係長職のポストも同じということはないわけじゃないですか。そうすると今言われたように、主任というふうな問題だけではなくて、4級、5級のわたりというふうな問題も、必然的にやっていかないと、大変厳しい、また、ただでもいびつな状況もあるんですけれども、給与面でも完全に55歳での昇給ストップというものを決めている中で、河津なんかもわたりというのはやっているというふうにも聞きますし、これは今後の課題、そういう機構改革もやるということですから、今回ないわけですけど、ぜひ今後そういうものも含めてあわせてやっていかないといけない課題じゃないかと思うんです。私は今回載ってきてもいいなあと考えていたものですから質問しましたけれど、今回載っていないですからね。ぜひ今後の機構改革の中で、そういうものも、これはずっと前からもう、こういう団塊の世代があるということ、55歳で昇給ストップしたという中では問題になるということで議論はしてきたことなんで、ぜひあわせて検討していただきたいと思っんです。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 今回、50過ぎから55歳までは、16年度からちゃんと引き上げるようにはしております。やはり55で昇給ストップになりますと、それまである程度生活がありますから、そういった中で、できる限りのことはしてやりたいなと思って、それは実行に移すつもりであります。

それと、これから2年先ぐらいに課を大幅に減らすということになると、当然係というものは増えるわけですね、逆に。課長は1人ですけれど、課は大きくなりますから、細分化された係というものは増えて、係長の職は増えていくというように思いますし、その上に補佐がどこまでそういった配置ができるのかどうか、これから具体的にまだ検討しておりませんが、そういう課を大きくするというということになると当然係は増えるわけですから、そういったことでの対応というのはこれからの課題として取り組んでまいりたいと思いますし、今御提言あったことは、真摯に受け止めて、そしてその改善、改革のときにはその意見を生かしていきたいと、かように考えております。

議長（太田長八君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田長八君） 日程第5 議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

学校給食センターの劣悪環境が改善されたため、手当の見直しをするものでありまして、詳

細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） ただいま提案されました議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年東伊豆町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「調理婦」を「調理員」に改める。

これは条文の整備でございます。

第8条の見出し中「調理婦」を「調理員」に改め、同条中「調理婦」を「調理員」に、「400円」を「200円」に改める。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

これらの内容につきましては、ただいま町長が申し上げましたように、当時の劣悪環境の仕事場ということの中でつきました特殊勤務手当でございますので、現在の新しくなりました給食センターにつきましては、空調等完備しておりまして、この400円を200円に改める内容でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号 東伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第6号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例

の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 7 号 東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長（太田長八君） 日程第 6 議案第 5 号 東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 7 議案第 6 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 8 議案第 7 号 東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、今一括上程されました議案第 5 号、第 6 号、第 7 号の提案理由の説明をいたします。

議案第 5 号 東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることといたします。

次に、議案第 6 号 東伊豆町の特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町の特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものといたします。

議案第 7 号 東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものといたします。

一括提案されました 3 議案の提案理由を申し上げます。

管内扱いの範囲を、下田市、伊東市及び賀茂郡内に広げ、旅費無支給範囲の拡大を図るため、別表を改正するものでありまして、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） ただいま提案されました議案第 5 号、第 6 号、第 7 号までの説明をさせていただきます。

この別表につきましては、5 号、6 号、7 号、内容的には、改正する内容がすべて同じでございますので、あわせて説明をさせていただきます。

議案第 5 号の別表 2、車賃の中の庁用車の部分、下田市・伊東市及び賀茂郡内を除く、となっておりますが、これが今まで、下田市・伊東市・河津町・南伊豆町という範囲でございましたが、今回の改正により賀茂郡すべてを含むということで、賀茂郡内を除くという内容になりました。そして、滞在車賃、日当につきましても同様に賀茂郡を拡大し、賀茂郡内を除くという内容に改める内容でございます。

この内容は、議案第 6 号、議案第 7 号とすべて同じ内容でございますので、説明はこの議案第 5 号の第 2 表だけということで説明をさせていただきます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより、一括上程されました議案第5号 東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第7号 東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、一括上程されました、議案第5号 東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを一括採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第 9 議案第 8号 東伊豆町庁舎1階会議室（漁民センター）の使用料  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条  
例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第12 議案第11号 東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条  
例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 東伊豆町地域汚水処理施設の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例につい  
て

議長（太田長八君） 日程第9 議案第8号 東伊豆町庁舎1階会議室（漁民センター）の使用料条例の一部を改正する条例について、日程第10 議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11 議案第10号 東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12 議案第11号

東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13 議案第12号 東伊豆町地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14 議案第13号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) ただいま一括上程されました議案第8号から第13号までの提案理由を申し上げます。

議案第8号 東伊豆町庁舎1階会議室(漁民センター)の使用料条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町庁舎1階会議室(漁民センター)の使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例を別紙のように定めるものとする。

議案第10号 東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町立学校施設の使用に関する条例を別紙のように定めるものとする。

議案第11号 東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町立体育センターの設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

議案第12号 東伊豆町地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

議案第13号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものといたします。

一括上程されました6件の提案理由を申し上げます。

消費税法の改正によりまして、平成16年4月1日から表示方法が消費税を含めた総額表示に義務づけられるのに伴い、条文の整備を図るもので、本文中の字句の修正と表の改正をするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) これより、一括上程されました議案第8号 東伊豆町庁舎1階会議室(漁民センター)の使用料条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例についてまでの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、一括上程されました、議案第8号 東伊豆町庁舎1階会議室(漁民センター)の使用料条例の一部を改正する条例について、議案第9号 東伊豆町総合グラウンドの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 東伊豆町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 東伊豆町立体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 東伊豆町地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 東伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを一括採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長(太田長八君) 日程第15 議案第14号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第14号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものといたします。提案理由を申し上げます。

議案第8号から第13号と同様に、消費税法の改正に伴い、条文の整備を図るものでありまして、詳細につきましては水道課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 水道課長。

水道課長(田中輝知君) ただいま提案されました議案第14号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

東伊豆町水道事業給水条例(平成10年東伊豆町条例第7号)の一部を次のように改正する。第24条を次のように改める。

第24条 料金は、次の表により算定した基本料金と超過料金の合計額とする。

1号 一般用、1カ月につき、基本料金、基本水量10立方メートルまで、料金が945円。超過水量、超過水量11立方メートルから30立方メートルまで、1立方メートルにつき94円。超

過水量31立方メートルから100立方メートルまで1立方メートルにつき105円、超過水量101立方メートルから500立方メートルまで、料金が1立方メートルにつき115円、超過水量501立方メートル以上は、料金1立方メートルにつき126円とします。

2号 その他、1カ月につき、区分、分譲地、臨時用、浴場用。基本料金、基本水量、料金。分譲地については、1カ月の契約最大給水量の30%に基本水量×126円となります。臨時用につきましては、10立方メートルまで1,575円、浴場用については、100立方メートルまで6,825円。超過料金につきましては、分譲地につきましては、1立方メートルにつき189円、臨時用につきましては、1立方メートルにつき189円、浴場用については、1立方メートルにつき126円となります。

第27条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

これは、使用期間が15日未満の場合には基本料金を2分の1にするという規定がございますもんで、945円の2分の1は472円50銭となりますもんで、その50銭を切り捨てるものでございます。

第29条の2第1項中「額にそれぞれ100分の105を乗じて得た」を削る。

これは、別表と関連しまして、別表に消費税込みで表示されるもんで、この文言が不要となります。

別表。加入分担金の額。

1 給水。口径、分担金、備考。13ミリ、4万7,250円。20ミリ、10万5,000円。25ミリ、15万7,500円。30ミリ、21万円。40ミリ、42万円。50ミリ、84万円。75ミリ、168万円。100ミリ、336万円。

2 分水。基本、必要とする1日最大給水量、単位、1立方メートル、金額、10万5,000円。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行します。

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 東伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田長八君） 日程第16 議案第15号 東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第15号 東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

消費税法の改正及び東海汽船大島航路の廃止に伴い、条文の整備を図るものでありまして、詳細につきましては企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました議案第15号 東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和50年東伊豆町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

使用料。第6条 使用料は、月額4,000円とする。

別表を削る。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

改正の内容といたしましては、東海汽船の大島航路の運航廃止に伴い、使用料を時間単位を廃止し月額のみとし、消費税を含んだ総額表示に改めるものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 東伊豆町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

議長(太田長八君) 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第17 議案第16号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長(太田長八君) 日程第17 議案第16号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第16号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

船員法関係手数料令が改正されたのに伴い、条文の整備を図るものでありまして、詳細につきましては農林水産課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 農林水産課長。

農林水産課長(稲葉忠明君) それでは、ただいま提案されました議案第16号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東伊豆町手数料徴収条例(平成12年東伊豆町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「1,900円」を「1,950円」に改める。

第8条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

この改正につきましては、船員法関係手数料令の一部改正により、船員手帳の交付または書きかえを申請する者の手数料の見直しと、各種証明書の発行に伴う免除規定の見直しをし、条文の整備を図るものです。

以上簡単ですが、説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 東伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第17号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する 条例について

議長（太田長八君） 日程第18 議案第17号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第17号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

幼児教育の充実を図るため、預かり保育を平成15年度から試行的に2園で実施してまいりましたが、16年度から大川幼稚園でも実施をいたしまして、さらに8月の夏季休暇中も3園で実施することになりましたので、条文の整備を図るものでありまして、詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木清司君） ただいま提案されました議案第17号につきまして、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例。

東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例（昭和34年東伊豆町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条に次の1条を加える。

第3条 東伊豆町立稲取幼稚園、同大川幼稚園、同熱川幼稚園において実施する預かり保育の保育料として希望者毎、月単位で預けるときは次のとおり徴収する。

1号 8月以外の月は、月1人につき7,000円とし、在園園児に限り、2人目以下は5,000

円とする。

2号 8月は、月1人につき2万5,000円とし、在園園児に限り、2人目以下は1万円とする。

2項 時間単位で預けるときは、一時預かり保育料として1時間200円を徴収する。

8条の見出しを削る。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

以上御審議のほど、よろしく願います。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 直接的には条例改正には関係ないかもしれませんが、国の方で、幼稚園の預かり保育について、交付税算入なり別途措置がとられたというふうな話を聞いているんですけど、この内容や徴収内容については、そうした国の方からの補助に該当するとか、そういうふうな整合性や何かは関係ありますか。その点ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

議長（太田長八君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木清司君） 今の質問ですけれど、まだ委員会の方にはそういうふうな国からの通達は来ておりません。

議長（太田長八君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 東伊豆町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田長八君） 日程第19 議案第18号 東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコー

トの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第18号 東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消費税法の改正及び教育委員会が管理に当たること改めるため、条文の整備を図るものでありまして、詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(鈴木清司君) ただいま提案されました議案第18号につきまして、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコートの設置及び管理等に関する条例(昭和62年東伊豆町条例第10号)の一部を次のように改正する。

「町長」を「教育委員会」に改める。

第3条を次のように改める。

管理。第3条 テニスコートの管理及び運営は、東伊豆町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が当たる。

第7条第1項中「に定める額に100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削る。

別紙を次のように改める。

別紙につきましては、前の使用料を内税とした総額表示の内容でありますので、朗読につきましては省かせていただきます。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

以上御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) 教育委員会の管理ということで、これはしょうがない、適切なことだと思うのですが、実際の町民または観光客の使用ということを考えますと、通常の管理の場合、教育委員会に届け出をして、土日の場合宿直室へかぎを取りに来るということになるんですけど、ここもそのような形になりますか、どういう形での対応をされますか。

議長(太田長八君) 町長。

町長(片野 武君) 通常の場合ですと、今のような形になるけれど、それじゃいかにも場所が熱川地区にあるわけですし、そういったことでわざわざここまで来てということのないように、今までも熱川の観光協会に全面委託をしている。それで去年審査の中で大きな赤字が出ているのを、このままでいいのかというような御意見で、それで今年から地代と管理料を払ってこっちの方に移したということですが、やはり観光客等が使う場合にそういった利便を図らな

ければならないということで、引き続き熱川の観光協会にもお願いをしていこうと、こういうふうに思いますし、通常の場合ですと支所でもそれが受け付けられるような、あるいは図書館でもと。これからちょっと検討させていただきたいと思いますし、四角張った話で教育委員会に来なければだめだよとか、そういったことはなるべくしないような形で、利便性の高いような形を考えていきたいと思っております。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 熱川の観光協会も、場合によると土曜半日ぐらいだったり、日曜日がお休みだったりするんですね。支所も当然そういう形になってきますと、場合によると制度的なものへの対応が可能かどうかわかりませんが、通常から考えると図書館あたりの火曜日休みというのがある面一番、観光客の対応また町民の皆さんの利用の点でもいいのかな。ただそれが、図書館でそういうことをやらしていいかどうか整合性はわかりませんが、現実たしか観光協会も休みがある。土日休まれた日にはこれは意味がないわけですから、ぜひそういう点で検討していただきたいと思います。

議長（太田長八君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号 東伊豆町営熱川スポーツビレッジテニスコートの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田長八君） 日程第20 議案第19号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第19号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消防職員に支給しております特殊勤務手当のうち、本部職員手当について、行財政改革の観点から無支給に改めるものでありまして、詳細につきましては消防長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 消防長。

消防長（金田弘道君） それでは、ただいま提案されました議案第19号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町消防職員諸給与に関する条例（昭和57年東伊豆町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとする。

第3条の2を削り、第3条の3を第3条の2とし、第3条の4を第3条の3とし、第3条の5を第3条の4とし、第3条の6を第3条の5とし、第3条の7を第3条の6とする。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

今回の改正は、消防職員の諸手当を見直すもので、特別手当のうち日勤者の本部職員手当、月額3,000円の支給を廃止するものでございます。

以上簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 内容的にはわかりますけれども、第2条の1号中のイを削りという形で、この内容的な、ウをイでしょ。エをウと。この内容は要するに、先ほど言われたものだけですか。ちょっと内容もう一度説明してください。

議長（太田長八君） 消防長。

消防長（金田弘道君） ただいまの質問につきましてお答えします。

特殊勤務手当のうち、アからキまで、アが特別手当、イが本部職員手当、ウが救急手当、エが機関員手当、オが深夜出勤手当、カが夜間勤務手当、キが救急救命士手当ということで、イの本部職員手当を削りますので、ウの救急手当から順次上に上っていくということです。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 東伊豆町消防職員諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例について  
議長(太田長八君) 日程第21 議案第20号 東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第20号 東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

消防団員の定数を、現在及び今後の状況を勘案いたしまして改正するものでありまして、詳細につきましては消防長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 消防長。

消防長(金田弘道君) それでは、ただいま提案されました議案第20号 東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東伊豆町条例第号、平成年月日、東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例。

東伊豆町消防団条例(昭和36年東伊豆町条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「360人」を「330人」に、「13人」を「9人」に、「62人」を「56人」に、「268人」を「248人」に改める。

第3条中「35歳」を「45歳」に改める。

附則。この条例は、平成16年4月1日から施行する。

今回の改正につきましては、消防団員の条例定数と実人員との整合性をもたせるため、条例定数360人を330人に、副分団長13人を9人に、班長62人を56人に、消防員、これは消防団員ですけれど、268人を248人に改め、団員の年齢資格の上限を35歳から45歳に引き上げるものでございます。

以上簡単でございますけれど、説明にかえさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) 1つの条例で、僕は相反することを決めているんじゃないかなあという感じがするさ。というのは、3条で35歳を45歳にするということは、消防団員になれる人の資格対象を広げたわけでしょう。広げたわけじゃないですか。そういうことをやりながら、

片方で消防団員の数を減らすということは、一体どういうことかなと。そういう形でいくと、消防団員が実際本当にどれだけ必要なのかということ。本当に必要ならば、必要な数を地域で確保していかなければならないわけじゃないですか。必要だという面があるから、年齢を上げるということをやしながら、片方で数を減らすというのは、どうしてこういうことになるんですか。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 分団によって、大変35歳以下がほとんどいないという分団があるんです。そうしますと、定数どころか分団の体をなさないというような現実があります。ある区で、それで引き上げたということで、総体的に、やはり少子化も進んでおりますし、それと町外に出ている人も多々いますものですから、町内にいる方の団員の皆さんにお願いするために、やはり今の360人の定員ではそこまでは集めきれないというような現実がありまして、消防団等の方と団長含めた本部役員とも協議した中で、この定数と、実定数の方に移行したと。今、一見矛盾しているようですが、地区によっては、そういったことで35歳以下がほとんどいないということで、団員も集まらないということで、45歳まで上げたということで、全体という形で考えると、今山田議員が言われるような矛盾した問題出ますけれど、ある地区によっては、そういった形が現実にもう出ているということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 言われればわかるような気もするんですが、ただそうすると本当に消防団が必要なか必要じゃないのかというのがわからなくなってくるんですよ。つい2年ぐらい前までは400人の定数でやっていたわけじゃないですか。今回この提案されているものは330人にすると。今町長言われたような説明聞いたりすれば、たしかに若い人がいないところもあると。そうだとすると消防というものが、消防団がどうあるべきかということについて、もう1回考えていかなければならないという時期も来ているのじゃないかなと。そういうことなしに、ただ実情実情という問題だけでいってしまっているのかなという感覚はあるんですよ。場合によったらそれは消防団が、分団の数が9個が適切かどうかというものだってあるじゃないですか。今町長言われたように、たしかにもしかすると人口の数からすればこうだけれど、実際町外へ行っている人間が多いからそうしたものを加味したらこの程度の分団が必要だということだって考えなければならぬ要素あるじゃないですか。過去の消防団が、旅館の火災やいろいろな形でサポートしてきた役割というものを含めてね。また、そういうものも当然今後も地域の中で期待されるものだってあるじゃないですか。そうすると、ただ集まっていなくてああしようこうしようという考え方は、間違いじゃないかもしれないけれど、しかしこれから地震に対応してとか、従前あったような旅館やなんかの大きな火事に対して、東伊豆町の消防団はどういうふうに役割を果たしていくかということについては、全然そういうものが展望が見えないまま、400人がいないからしょうがないからしょうがないから330まできましたと。それで一体本当に火事があったときに消防車が出動できるのかと。分団のね。それだってやっぱり不安じゃないですか。そういう点でいくと、将来展望欠いた形で員数合わせだけしていくような気がしてならないんですよ、現状がね。たしかに若い人が本当に20代がものすごく激減をしているわけで、団員もいないですよ。だから年齢も上げなければならぬというけれど、そういう若い人だけの問題ではなくて、地震を含めて地域の消防活動全般を考えたときに、この地域にせめてこのくらいの消防団が必要だなというふうな、根本に立ち返ったような考え方

をしないと、若い人たちは若い人たちの都合やいろんな理由もあって、なかなか年齢も上がらないとかいろんな話も聞くんですけども、400人からとうとう330まで来たなど。これは数が集まる集まらないだけだったらそのうちもう300人を切るじゃないですか。でも本当に今我々が消防団に災害、火災を前に期待したいことというのもあるわけで、消防署ができたことによって機能も変わってはいるんですけども、期待するものもあるんだから、やっぱり1回これ見直しをしないと、本当の機能と、どれだけのものが必要かということをやっけていかないと、ずるずるずるずる、若い者がいないいいないといっけていっけたら、まわり見たら全然昼間出勤できる人間はいませんでした。どこかの火災のときもありましたよね。稲取のときも。見たら役員の方が団員よりも多いというふうな昼間の火事もありましたけれどね。もう1回考えるべき点があるんじゃないかなと。現状若い人がいないことはよくわかるんですけど、消防団持っている以上、町民の皆さんも含めて、我々も期待するものがあるんでね、ただ減らすことを認めるだけじゃ俺認めたくないという感じもするんで、そういう見直しがされないままずっと一方的に減らしているのはどうかなと思うんですけど。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 私どもから、今後どうするかという方針的なものを説明いたします。と同時に今度消防長の方から、実際どういう形で今そういうことが進んでいるのかということも説明させていただきたいと思ひますし、今議員おっしゃいましたような形で、たしかに過渡期の1つの通過点であるというように理解をしていただきたいと思ひます。

しかし、今320何名の団員は一生懸命やっているわけですよ。治安、町民の生命、財産を守るために。そういう崇高な仕事をされているということ、我々はきちっと肝に置いて、その中で今後の消防団のあり方がどういう形が望ましいのかというようなことは、消防本部と消防団と協議をして、1つの方向というものがやがて出てくるんじゃないかなと、私はこういうように思っております。しかし今は過渡期の1つの通過点であるということで御認識をさせていただきたいと、かように考えております。

事務的にどういうふうに進んでいるのかというのは、消防長の方から答弁いたさせます。

議長（太田長八君） 消防長。

消防長（金田弘道君） 消防団の現状につきましてですけど、現在実人員が314名でございます。山田議員がおっしゃったように、消防団の活動というものは、私どもが500人、600人とか、そういう何人必要かというのは、現状言いますとちょっと判断には苦しむところですけど、本来ならば400名ぐらいは、普通の火災でしたらいいんですけど、地震災害等広域になりますと、とても消防署の35人じゃやっていけないと。どうしても消防団の力が不可欠なので、それにつきましては、最低でもやっぱり400人ぐらいは欲しいというふうな感じは持っています。ただ、現状を見ますと、今各分団で30歳ぐらいで退団しちゃうわけなんです。そうすると東伊豆町は県下でも平均年齢でいきますと26歳ですので、団員がすごく若いんです。今団員の確保といたしまして、各分団で退団年齢を引き上げてくれないかということで要請をしております。それから、各区長とも話をいたしまして、団員確保のための努力は今団の方もしております。先ほど町長が申し上げましたとおり、今後消防団どうするかという問題が今現実的に持ち上がっているものですから、その辺につきましては、稲取の若い衆制度等の絡みもいっぱいございまして、ものすごく複雑な問題もいっぱいあるわけなんです。それについて消防団の本部会議等で今検討するところでございます。

それから平成16年度につきまして、町長、それから委員会等の御理解もらいまして、検討委員会をつくりまして、今後消防団のあり方、例えば分団の統合、そういう問題も絡めて検討していくということで、1年間猶予いただきたいということで、今前向きに進めているところです。

たしかに議員さんのおっしゃるとおり、若い者がいないからといって条例定数を削るとかなくて、今は実際には314人ですね。実人員が。定員が360人ですので40何名不足しているわけなんですけれど、結局公務災害とか、定期的でいきますと福祉共済だとか、そういう掛金が条例定数で算定されてしまいますので、変な話が年間60万円ぐらいただの経費を払っているということもあるわけです。それにつきまして、町長等々協議いたしまして、財政的な面もありますので、一たんそれを314人の実員の方に整合性を持たせる意味で人員改正やっていただいて、これから団員確保がだんだん増えてもっと団員が多くなってくれば、その状態でまた条例定数を上げさせていただくと、そういうふうなことも消防団の会議の中で検討しているものですから、その辺を少し御猶予いただきたいと思いますけれど。

よろしく申し上げます。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） この問題につきましては、私もかつて一般質問で、女性の登用を考えていないかというふうな提言をさせていただいて、消防署の方では既に視察もし、かなり具体的な案もつくられていたようでございますけれども、さまざま意見がある中で、その部分がどういうふうになっているのか。この定数あるいは30歳ぐらいで退団をするというその背景に、消防団のかつてのいろいろな伝統とか慣習とか、分団長になるとこういう形でこうだというようなものの引き継ぎがある中で、そこをやらされるのは困るからというふうなことでやめたい方も出てくるのではないかというふうなこともあるかと思うんで、ちょっと伺いたいと思います。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 女性消防団員は考慮に入れております。その場合も、45歳という年齢制限を設けてですね。今回第7分団で、何人かの志願者がいるというように私も報告受けておりますもんで、そういった中で、女性消防団という形ではないですが、団員として本部付にして訓練をしていただくと。こういうような形で今進めておるところでございます。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） それではその消防団に関するさまざまな約束事の中に、特に男性でなければならないというふうにはなっていないわけですか。そうすると女性でもオーケーということなんですね。志願すれば。それを知らなかったものですから。結構なことだと思います。これからいっぱい、かなりエネルギーのある女性がたくさんいますから、地域のために、我が地域を守るためにというふうなことで、志願する方が出ることを私は大いに望みたいと思います。年齢制限45歳というのがとても残念で、55歳まで引き上げていただければ真っ先に志願をしたいなというふうに思うわけですが。

あとは、先ほどの言うなれば分団長になっての申し渡し事項とか、かつて行われていたその部分のところを町長はどういうふうに御認識されているのかを教えてくださいたいと思います。

議長（太田長八君） 消防長。

消防長（金田弘道君） 分団長就任につきましては、私もいろいろ聞いております。今現在は、昔のように、まあ言うてはあれですけど、いろいろ経費的な面もあったということで大変のような時期もあったと思いますけれど、今は時代が時代ですから、そういうことはなるべくないような形で、私ども、それから消防団本部の方も、現在の分団長から新しい分団長へ引き継ぐときには、そういうふうな形でいってくれと。それから、サラリーマンが多いもんですから、仕事を持っている人は、例えば沼津等に仕事に行っていてちょっとしたこちらで火災があったときに、もう鎮火しそうだよというときにも飛んでくる分団長もいるわけですよ。ですから、そういうときには、こちらで対処できるもんですから、それについては無理して来なくてもいいよ、そういうふうな柔かいようなあれをやっている場合もあるもんですから。今言ったように、昔の伝統がどうだとかあだとかという問題は、今はあまり消防団本部の方の関係からは、そういうことは強制とかそういうことはしておりませんので、いろいろ住民の皆様は消防団に関してはどうさとかいろいろなことを申しますのでわからないもんですから、その辺につきましては私どもから分団長会議等で常々指導というんですか、そういう話はさせていただいております。

議長（太田長八君） 11番、いいですか。

11番（居山信子君） 了解です。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 東伊豆町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第21号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について

議長（太田長八君） 日程第22 議案第21号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第21号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

伊豆つくし学園において居宅介護等事業を実施することになりましたので、規約の変更をするものでありまして、詳細につきましては福祉介護課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 福祉介護課長。

福祉介護課長(村木重男君) ただいま提案されました議案第21号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約についてを、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約。

伊豆つくし学園組合規約(昭和47年4月1日静岡県指令地第2号)の一部を次のように変更する。

第3条中「第6条の2」の次に「第7項の規定による児童居宅介護等事業、同条」を、「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条」の次に「第7項の規定による知的障害者居宅介護等事業、同条」を、「知的障害者短期入所事業」の次に「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第6項の規定による身体障害者居宅介護等事業」を加える。

この内容につきましては、児童知的障害者、身体障害者についてのホームヘルプサービスの実施をするものであります。

附則。この規約は、平成16年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 0時59分

議長（太田長八君） 午前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第22号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）

議長（太田長八君） 日程第23 議案第22号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第22号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,099万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を52億5,993万3,000円とするものであります。

緊急的な要因が発生しない限り、平成15年度の最終補正予算となりますので、全般的に事業の精算及び執行残額の最終調整を実施しているところであります。

特に申し上げます補正要因といたしましては、7月の集中豪雨による農林水産業施設及び工業土木施設災害復旧事業のうち、平成15年度中に事業完了できない農業用施設、河川災害復旧事業の一部について、翌年度への繰越明許費とさせていただきます。

町税につきましては、さきの12月定例会でも減額措置を実施させていただいたところですが、景気低迷による収納状況の厳しさや、来遊客の減少などもあり、固定資産税、入湯税などについて減額措置をお願いするところとなりました。

必要な財源配分を行った後、経常的経費の見直しによる東河環境センターへのごみ処理負担金の大幅な減という要因もあり、財政調整基金からの繰入金を減額計上させていただきました。

なお、今定例会にて、条例の廃止について上程いたしました文化会館等整備基金から基金の全額を繰り入れし、財政調整基金及び新たに制定いたしましたアスド会館等整備基金に積み出す措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第22号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、概要を説明させていただきます。

平成15年度東伊豆町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,099万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,993万3,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は「第2表繰越明許費」によります。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」によります。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、12ページをお開きください。

まず、2の歳入ですが、1款町税、1項町民税、1目個人、補正額はゼロでございますが、1節現年課税分、個人町民税普通徴収分、個人町民税特別徴収分の、退職者等の普通徴収分への細節がえをするのものでございます。2目法人、補正前の額に30万円を補正いたしまして、補正後の額を9,500万9,000円といたします。2節滞納繰越分の30万円、内容につきましては徴収実績に基づき増額補正をするものであります。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正前の額に3,000万円を減額補正いたしまして、補正後の額を13億8,821万3,000円といたします。1節現年課税分2,500万円の減でございますが、内容につきましては、努力目標から徴収実績に基づく86.87%へ減額補正をさせていただくものでございます。2節滞納繰越分500万円の減につきましても、現年分同様の減額補正でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、補正前の額に20万円を補正いたしまして、補正後の額を2,129万3,000円といたします。1節現年課税分20万円、内容につきましては、軽自動車税の登録台数が増えたためでございます。

13ページをごらんください。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、補正前の額に700万円を減額補正いたしまして、補正後の額を1億3,430万円といたします。1節現年課税分700万円の減で、内容につきましては、今年度値上げがございましたが、禁煙者等の増加、入り込み客数の減などにより、売り上げ本数が減ったためでございます。

6項入湯税、1目入湯税、補正前の額に1,125万円を減額補正いたしまして、補正後の額を1億7,250万1,000円といたします。1節現年課税分1,125万円を減額いたします。内容につきましては、当初122万5,000人を見込みましたが、最終見込み客数115万人の見込みに修正をするものでございます。

14ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正前の額に200万円を減額補正いたしまして、補正後の額を5,400万円といたします。1節自動車重量譲与税200万円の減で、内容につきましては、地方財政計画の伸び率による減額を補正をするものでございます。

4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正前の額に500万円を減額補正いたしまして、補正後の額を1億5,500万円といたします。1節地方消費税交付金500万円の減で、内容につきましては、景気回復状況に一番影響されやすい税ということで、消費の回復に至っていない状況で、減の見込みにより減額補正をするものでございます。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正前の額

に200万円を減額補正いたしまして、補正後の額を5,200万円といたします。1節自動車取得税交付金200万円の減で、内容につきましては、自動車の売り上げ台数が伸び率減の推定により減額補正をさせていただくものでございます。

15ページをごらんください。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、補正前の額に147万3,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,985万円といたします。社会福祉費負担金120万7,000円の減、2節の児童福祉費負担金26万6,000円の減、内容につきましては、実績に基づき減額をいたすものでございます。2目災害復旧費負担金、補正前の額に500万8,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を427万4,000円といたします。1節農業用施設災害復旧費負担金500万8,000円の減で、内容につきましては、農地災害復旧費受益者負担金を繰り越し事業となったため16年度で受け入れることとした内容でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、各使用料の実績につきましてそれぞれ増減をさせていただきました。

16ページをお開きください。

2項手数料、1目総務手数料、補正前の額に314万7,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を854万円といたします。3節戸籍住民手数料241万4,000円の減でございますが、15年度手数料の見直しを予定いたしましたが見送りとしたための減となっております。

13款国庫支出金、1項国庫支出金、1目民生費国庫負担金、補正前の額に1,055万4,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1億2,103万4,000円といたします。1節社会福祉費負担金743万円の減で、特に老人保護措置費負担金437万6,000円、細節7の知的障害者施設訓練等支援費負担金180万3,000円の減で、内容につきましては、いずれも実績による負担金の確定によるものでございます。6節児童保護措置費等負担金259万5,000円、保育所運営費負担金259万5,000円の減でございますが、内容につきましては、同じく負担金の確定による内容でございます。

3目災害復旧費国庫負担金、補正前の額に291万8,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を8,293万1,000円といたします。1節公共土木施設災害復旧費負担金291万8,000円の減で、特に細節3の河川災害復旧費負担金294万8,000円の減でございますが、内容につきましては、工事完了に伴う精算分でございます。

18ページをお開きください。

2項国庫補助金、7目災害復旧費国庫補助金、補正前の額に988万7,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を2,092万2,000円といたします。1節農業用施設災害復旧費補助金983万1,000円の減でございます。内容につきましては、16年度歳入に措置されることになり、15年度を減額させていただきます。

19ページをごらんください。

14款県支出金、1項県負担金につきましては、国庫負担金と連動し、同様に実績による負担金の確定によるものでございます。

20ページをお開きください。

4目土木費負担金、1節河川費負担金につきましては、用地交渉時に公図訂正を行ったため、16年度において用地買収をするものであり、15年度を減額させていただきました。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正前の額に611万2,000円を減額補正いたしまして、

補正後の額を6,787万8,000円といたします。1節総務費補助金611万2,000円の減、内容につきましては、I K Cによる新世代地域ケーブルテレビ施設整備の完了に伴う精算によるものでございます。

21ページをごらんください。

5目商工費県補助金、補正前の額に290万円を減額補正いたしまして、補正後の額を3,736万4,000円といたします。1節観光費補助金290万円の減、片瀬海岸観光施設整備事業、グリーンロードネットワーク整備事業等の事業完了に伴う精算でございます。

23ページをお開きください。

16款寄付金、1項寄付金、3目民生費寄付金、補正前の額に1万円を補正いたしまして、補正後の額を12万4,000円といたします。1節社会福祉費寄付金、東伊豆町稲取1191番地の1、稲岡威夫様よりの御浄財でございます。4目教育費寄付金、補正前の額に10万円を補正いたしまして、補正後の額を70万1,000円といたします。1節教育費寄付金10万円、東伊豆町稲取1892番地の4、土屋貞枝様より10万円の御浄財をいただきましたので御報告いたします。

24ページをお開きください。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の額に4,000万円を減額補正いたしまして、補正後の額を6,930万円といたします。1節財政調整基金繰入金を4,000万円の減額といたします。3目文化会館等整備基金繰入金、補正前の額に2億7,769万9,000円を補正いたしまして、補正後の額を3億2,689万9,000円といたします。1目文化会館等整備基金繰入金2億7,769万9,000円といたします。

25ページをごらんください。

20款町債、1項町債につきましては、2目商工債、補正前の額に210万円を減額補正いたしまして、補正後の額を2,820万円といたします。1節観光施設整備事業債210万円の減、内容につきましては、片瀬海岸観光施設整備事業の完了に伴い調整するものであります。9目災害復旧費、補正前の額に1,130万円を減額補正いたしまして、補正後の額を4,490万円といたします。

26ページをお開きください。

2節農業水産業施設災害復旧費1,080万円を減額いたします。内容につきましては、16年度復旧へ繰り越した分がございましたので、減額をさせていただきます。

27ページをごらんください。

次に3の歳出ですが、31ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、12目電算費、補正前の額に609万4,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を7,028万6,000円といたします。19節負担金補助及び交付金468万円の減、歳入でも申し上げましたが、細節3のI K Cによる新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業が終了いたしました関係の精算でございます。

14目財政調整基金、補正前の額に3,998万2,000円を補正いたしまして、補正後の額を4,000万3,000円といたします。

25節積立金、3,998万2,000円でございます。

23目アスド会館等整備基金積立金、補正前の額に2億3,769万9,000円を補正いたしまして、補正後の額を2億3,769万9,000円といたします。25節積立金2億3,769万9,000円、内容につきましては、文化会館等整備基金を廃止し、新たにアスド会館等整備基金を設立し、積み立て

をするものでございます。

35ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費、補正前の額に958万2,000円を減額補正いたします。補正後の額を1億2,678万円4,000円といたします。20節扶助費、827万6,000円の減でございますが、内容につきましては、各事業実績に伴う精算によるものでございます。

3 目老人福祉費、補正前の額に900万9,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1億294万3,000円といたします。20節扶助費、1,028万円の減でございますが、内容につきましては、老人保護措置費の見込みが人数減のため減額するものでございます。

23節償還金利子及び割引料189万円、内容につきましては前年度実績により精算されるものでございます。

36ページをお開きください。

7 目人にやさしいまちづくり推進事業、補正前の額に150万円を減額補正いたします。補正後の額を431万6,000円といたします。負担金補助及び交付金150万円の減、内容につきましては、利用者実績により減額するものでございます。

8 目国民健康保険費、補正前の額に1,009万2,000円を補正いたしまして、補正後の額を6,469万7,000円といたします。28節繰出金1,009万2,000円、内容につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございますが、財政安定化支援事業分の繰出金でございます。

9 目介護保険費、補正前の額に161万3,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1億606万円、28節繰出金161万3,000円の減につきましては、介護保険特別会計事務費への繰出金で、内容につきましては、実績により減額をするものであります。

37ページをごらんください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正前の額に379万4,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を9,596万1,000円といたします。13節委託料、主な内容につきましては、保育所入所委託料410万3,000円の減、細節8の次世代育成支援対策地域行動計画策定委託料111万2,000円の減でございます。内容につきましては、稲取保育園の入所者実績によるものと、行動計画につきましては、県と合同で行うこととしたためによる減額でございます。20節扶助費120万円、乳幼児医療費120万円、内容につきましては、実績による増額でございます。

39ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費、補正前の額に322万9,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,926万1,000円といたします。19節負担金補助及び交付金306万円、これは合併浄化槽設置補助金の実績による減額でございます。

40ページをお開きください。

2 項清掃費、2 目塵芥処理費、補正前の額に5,121万2,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1億9,266万7,000円といたします。

41ページをごらんください。

19節負担金補助及び交付金、5,051万1,000円を減額いたします。内容につきましては、東河環境センター分担金でございますが、環境センターの方の事業内容等の見直しによる節約分で、4,994万8,000円の減という内容でございます。

4 目し尿処理費、補正前の額に381万7,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を6,106万4,000円といたします。19節負担金補助及び交付金381万7,000円の減、東河環境センター分

担金381万7,000円の減、内容につきましては、塵芥処理費と同じように事務事業の見直しを行い節約をしたものであります。

44ページをお開きください。

5 款農林水産業費、3 項水産業費の4 目漁港建設費、補正前の額に133万3,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を3,578万6,000円といたします。19節負担金補助及び交付金、稲取漁港整備事業地元負担金133万3,000円の減、内容につきましては、整備事業の実績によるものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目の商工振興費、補正前の額に752万1,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を2,446万3,000円といたします。19節負担金補助及び交付金752万1,000円の減といたします。内容につきましては、細節1の商工会経営改善普及事業補助金130万5,000円の減、内容につきましては、商工会職員の人勤並みの削減による内容でございます。細節14緊急経済支援対策資金利子補助金611万1,000円の減でございますが、内容につきましては、国県等の借入れ条件を満たせない企業が多く見られたための減額措置でございます。

46ページをお開きください。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費につきましては、事業完了による精算差金でございます。

47ページをごらんください。

3 項河川費、1 目河川総務費、補正前の額に322万円を減額補正いたしまして、補正後の額を149万2,000円といたします。17節公有財産購入費200万円の減、細節1の用地取得費200万円の減でございますが、歳入でも申し上げました内容で、内容といたしましては、湯ヶ岡赤川線の河川用地取得費を16年度用地買収としたための減額でございます。2 目用悪水路費、補正前の額に149万5,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,330万5,000円といたします。15節工事請負費149万5,000円の減、内容につきましては、矢崎水路、大川宮田川改修工事完了による精算でございます。

49ページをお開きください。

8 款消防費、1 項消防費につきましては、事業執行残の措置でございますが、50ページをお開きください。2 目非常備消防費、補正前の額に217万7,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を5,894万7,000円といたします。主な内容といたしましては、8 節報償費182万1,000円の減で、消防団員退職報償金182万1,000円の減で、年齢引き上げにより当初の見込みより退団者が減ったための措置でございます。

51ページをごらんください。

4 目防災対策費、補正前の額に272万3,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,503万1,000円といたします。11節需用費221万7,000円の減、細節2の印刷製本費185万3,000円の減、この内容につきましては、防災計画の法改正により本年度計画していた印刷製本を16年度に回すためでございます。

59ページをお開きください。

9 款教育費、7 項奨学金、2 目育英奨学金費、補正前の額に10万円を補正いたしまして、補正後の額を681万8,000円といたします。25節積立金10万円、内容につきましては、歳入で御説明いたしました土屋豊先生の奥様の土屋貞枝様からの御寄付をこの奨学金の方へ積み立てをするものでございます。

60ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正前の額に542万5,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を4,254万8,000円といたします。7節賃金、517万2,000円の減でございます。内容につきましては、16年度復旧になったため雇人料を16年度へ措置するもので、今回減額をさせていただきました。2目林業用施設災害復旧費、補正前の額に125万9,000円を減額補正いたしまして、補正後の額を1,195万9,000円といたします。15節工事請負費121万9,000円の減、内容につきましては、林道小溝線災害復旧工事の完了に伴う精算差金でございます。

2項公共土木施設災害復旧費につきましては、事業完了による精算差金でございます。

7ページへお戻りください。

第2表繰越明許費でございますが、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業610万4,000円、同じく公共土木施設災害復旧費、準用河川濁川災害復旧事業2,034万3,000円を、翌年度へ繰り越しさせていただくための繰越明許費の提示でございます。

8ページをお開きください。

第3表債務負担行為につきましては、資源ごみ・可燃ごみ等の収集業務が4月1日より行われるため、3月中に契約行為を行うため、債務負担行為として追加をさせていただくものでございます。

変更につきましては、事務機器等のリース料の契約時の変更でございますので、ごらんになっていただきたいと思えます。

9ページをごらんください。

第4表地方債補正でございますが、片瀬海岸観光施設整備事業210万円の減、公共土木施設現年発生補助災害復旧事業50万円の減、農林水産業施設現年発生補助災害復旧事業1,080万円の減といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますのでごらんになっていただきたいと思えます。

10ページをお開きください。

その歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してございます。

まず歳入で、合計で申し上げます。補正前の額51億4,894万円に1億1,099万3,000円を補正いたしまして、補正後の額を52億5,993万3,000円といたします。

11ページをごらんください。

次に歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額51億4,894万円に1億1,099万3,000円を補正いたしまして、補正後の額を52億5,993万3,000円といたします。

次に補正額の財源内訳ですが、特定財源といたしまして、国県支出金4,431万円の減、地方債1,340万円の減、その他2億5,282万円、一般財源8,411万7,000円の減といたします。

以上、まことに簡単ですが、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） まず、16ページお伺いをしたいと、3点ほど全部でありますけれども、13款国庫支出金……失礼いたしました。16ページの教育使用料、4目の関係なんですけれども、熱川幼稚園使用料、稲取幼稚園使用料双方の実績に基づく減額だという御説明だったんですけれども、この数字的なものをお伺いをしたいというふうに思います。

さらに、20ページお願いをいたします。20ページ、これ2目民生費県補助金の関係で、乳幼児医療費の補助金なんですけれども、63万3,000円増額の数字を教えてくださいと思います。何名が対象で、どういうふうであったということをお願いします。

もう1点、34ページ、1目社会福祉総務費の関係の社会福祉法人等利用者負担減免事業費補助金66万1,000円の内容について御説明をいただきたいというふうに思います。

議長（太田長八君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木清司君） ただいま質問がありました第1項4目1節の幼稚園使用料で、稲取幼稚園使用料、預り保育使用料ということで22万6,000円の減額につきましてお答えします。

まず、月預かりの利用者が当初見込みより少なく、時間預かりの利用者が非常に多かったため、そういうふうな内容で、今回の減額をさせていただきました。当初月決めの利用者1カ月当たり10名、時間預かりは5名を見込んでおりましたが、実績では月預かりが1カ月2.2名で、時間預かりが25名平均というふうなことで、月預かりより時間預かりの方が多く利用したというふうな内容で、今回の減額補正というふうな扱いになりました。

以上です。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） 私の方からは、乳幼児の補助金の63万3,000円の内訳というのですけれど、恐れ入りますが、37ページの扶助費の乳幼児122万円、うちの方でこれから3月までの実績でいったらこれだけ足りないということで、63万3,000円の補助金をお願いしたということです。ですから、何名とかそういう意味じゃなくて。

それから、歳出の社会福祉法人等利用者減免の関係なんですけれども、湯ヶ岡の郷さんみたいなところに入っている人の生計困難者に対する介護保険のサービスにかかわる利用者減免ということで計算をした金額を計上……。

（何事か言う声あり）

福祉介護課長（村木重男君） 湯ヶ岡の郷さんとかに、介護保険者が入所していますよね。その中で、所得の低い人のための補助金ということで……。

（何事か言う声あり）

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 今の説明で大まかわかりました。

この預かり保育、また月当たりあるいは時間当たりそれぞれのお母さん方のニーズが違っていたということであろうかと思えますけれども、かなりPRの方は徹底がされているのでしょうか。今回また大川の方も始まるというふうなことでありますけれども、利用者への周知徹底がどんなふうだったかなというのをもう一遍伺わせていただきたいということ。

それから、乳幼児医療費については、これから残る数日間の見込みということでの算出だというふうなことで了解をいたしました。

34ページお伺いした点につきましても、湯ヶ岡の郷に入所している方の所得の低い方に対

する負担の減免事業費というふうなことで了解をいたしました。

議長（太田長八君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木清司君） 預かり保育の利用者への周知徹底というような質問ですけど、これにつきましては幼稚園の方から新しい入園者の要綱等配布するわけですけど、その中でも預かり保育のPRは常々させていただいております。うちの方でも当然広報的なものもPRをして、これから預かり保育の充実に努めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 私の方から3点ほどお伺いしたいと思います。

36ページ3款の民生費の7目人にやさしいまちづくり推進事業費ですか、当初予算が細節19の負担金補助及び交付金です。当初予算でたしか204万円計上されてありますけれど、今回減額が150万と。実際この事業はどういう事業を行って、何件ぐらいの対象者があって、当初はどういうふうな計画で見積もりしたかという形のものをお聞かせください。

続きまして、43ページ林業費、林業振興費の委託料、松喰虫防除事業委託料、これ191万円の減額補正になっていきますけれども、これ当初780万ぐらいの計上があったけれども、要するにこれは委託料の差金かなという形のものを見受けられますので、その辺のお答えをお願いします。

それから、次のページの44ページ。目の3ですね、観光費、12節役務費、広告料。これも当初60万の計上で減額が52万7,000円。微々たる広告料しか使わないなという年間に通してはという形のことを印象受けますので、このものがどこか違うところで広告料を、重なるからこれだけの減額ができたんだよという形のものがあれば、答弁をお願いします。

以上です。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） 私の方からは、高齢者のはり灸マッサージの150万円の減額についてお答えをいたします。

対象者は70歳以上の方、それから戦傷病者ということです。70歳以上の方につきましては、約3,000名程度で、7割から8割程度の方が利用するんじゃないかということで計算をいたしました。

それから1年間につき6枚、はりマッサージ券を配布するんですけど、1回につきはりマッサージが4,000円ぐらいかかるもんで、1,000円の補助ということです。実際の話、委員会の方でもPRが足りないんじゃないかなったのかとのことで、いろいろ御指摘受けたんですけど、2月現在で2万円程度しか歳出がなかったもんで、はりマッサージの方に電話を入れましたら、結構ためているよという話をされましたもんで、僕らもこんな大きい金額を減額するということは不名誉なことだから、大至急持ってきてくださいと言っているんですけど、せいぜいいても20~30万じゃないかという話だったもんで、来年からは、はり灸マッサージ組合さんと、業者の方とPRをして、もう少し利用してもらおうかなと思っております。

議長（太田長八君） 農林水産課長。

農林水産課長（稲葉忠明君） 林業振興費の中の委託料、松喰虫防除事業委託料の191万円の減ですけど、松喰虫による被害木の倒木の処理ですけど、その関係で、予定より少なかつ

たために減額させていただいたということです。

議長（太田長八君） 観光商工課長。

観光商工課長（山本幸雄君） それでは、観光費12節の役務費、広告料の52万7,000円の減額なんですけど、これは毎年秋に行われますクロスカントリー大会、これが去年は静岡国体が前寄せになったということで、本来ならば早い時期に、3月とかに計上して11月の形に合わせるんですけど、そういう形の中でできましたけれど、今年はまた11月に変わると。そういう中で静岡県の国体がマイナスになったと、新たになって、そういう中で広告する時期の関係もありました。そういう中で今回不用ということです。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 観光商工費の方は了解しました。

はり灸マッサージはこれは要するにPRはなされているのかなという形のものをあと1点、ちゃんとしたあれを、70歳以上の方々どういうふうにPRしているのかなという形のものを、啓蒙の仕方をお教えてください。

それとですね、松喰虫の方は、これだけの入札差金みたいなもんだよという形のものはありません、その対象が少なかったんだよ、これもわかります。でも、平成16年度には500万弱の見積もりをしているという、予算計上しているということは、こういうものを踏まえて今回16年度の予算をつくったんだよという形のものがあるのかなのか、町長の方からそれは答弁していただきたい。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） 年度当初、15年度当初の町の広報に記載はしました。記載して、やはり来た人もすぐ見たということで、来た人もあるんですよ。ですから、はっきり言って、あまり町の広報はそういわれると見ていないんじゃないかなと、僕の感想なんですけれど、これからはハイキャットとか伊豆新聞とか利用して、広報に努めたいと思います。

議長（太田長八君） 農林水産課長。

農林水産課長（稲葉忠明君） 松喰虫の駆除の関係ですけれど、今おっしゃるとおりに新年度予算の金額は、はっきりした金額は今ここではわかりませんが、松喰虫の被害の方が年々減ってきていますので、減額させてあります。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） まず、30ページの自治振興費ですけれども、ここで生活路線事業の委託費の87万7,000円というのがあるんですけど、この増額についての理由をお聞かせをいただきたいというのが1つと、2つ目に今7番議員も触れられましたけれども、36ページの高齢者のはり灸マッサージの問題なんですけど、私は、広報の問題もあるんですけど、70歳以上の方がはり灸マッサージを受けて健康になろうという志向というのがどれだけ強いかなということで、僕はもう従来、この辺が必要なのは本来1番働き盛りの世代、50代ぐらいのところなんじゃないのかなと。70なんかの場合、体を悪くしたり、介護保険受けたりしていると、その部分でのリハビリ治療に行くという方もいらっしゃるわけで、そういう人のターゲットの、やっぱり絞り込みの問題がやっぱりあるんじゃないのかなという考え方もしているんですけども、事業として悪い事業じゃないんだけど、ターゲットが70歳以上が適切かどうかというところが、ターゲットとして問題なんだと。今介護保険もやっている中で、普通に病院の通所

リハビリ等へ行けば幾らもかからないわけですよ、現実には、70歳以上の方の場合に。介護認定を受けていれば。それが、マッサージで、普通に行って4,000円ぐらいかかりますというところへ、70歳以上の方がどの程度行くのかなと。この辺はやっぱりターゲットの問題が1つありはしないかなというふうなことを。1年間ですべてのデータが集約されたわけじゃないというふうな福祉介護課長の答弁もごさいますけれども、ターゲットの問題というのももう1回検討してみる必要があるんじゃないかなということ、この事業実績から感じるんですが、それらについての問題はないかなということが2点目ですね。

以上です。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

議長（太田長八君） 再開いたします。

町長。

町長（片野 武君） まず路線バス、生活路線バス運行委託料が87万7,000円増えたと。このシステムは、利用者の増減によって町の負担が増減するということが基本にありますもんで、15年度は87万7,000円分、バス会社の方が食い込みになったと。こういう中での補てんという形で御理解をお願いしたいと思いますし、これは翌年度県からも補助があります。そういったことで、16年度から今度は日中はアスド経由になりますもんですから、まだまだ利用者が増える可能性があります。200円で行けます。町内どこからも。アスドへ。

そういったことで新たにバス会社との契約をさせていただきましたもんですから、来年度以降はこれがもう少し減っていくのかなあと、全体に。そんな感じがするわけでございます。

そういうことでぜひ御理解をお願いしたいと思いますし、36ページのはり灸マッサージ券の問題ですが、ターゲットを絞れということで、確かに働き盛り、50代の方の利用は高いと思うんですが、やはりここはある程度制約を設けないと、だれでもというわけにはいかないと。この中に、介護をしている方は年齢関係なくその下でもやれると、使えると、こういうようなこともうたってありますもんで、要するにPR不足というのはまだまだあったのかなと、反省しているところでありますし、先ほどの7番議員からも御指摘をいただきましたように、今後はより一層のPRをしまして、マッサージ組合ともよく話をしながら、そしてこういう制度があるということの普及、趣旨を徹底させるということも1つの課題として考えておるところでございますもんで、もうしばらく時間をいただきたいと思っておりますけれど、ただ50代に絞るということは、今のところ、やはりある程度の制約をしていかなければいけないということで、考えておりません。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） まず自主運行バスの関係でいうと、アスド会館のやつが自動的に増えるかという問題でいくと、アスド会館以上に、出発の時間が、基本料において1番おいしいところは、小・中学生、高校生のところをしっかりとキャッチできるかどうかにかかっていると思うんですよ、この事業はね。アスドを利用してくれる方はいるんですけど、これはどの程度

利用するかということになるとこれはかなり水もの要素があって、小学校、中学校、高校へ通学で通う子供たちができるだけ多く利用できるような配置、シフトしないと、かなり基礎ですよ、200円ずつ毎日払ってくれるのは、小、中、高校生の通学以外にはないんですね。この辺やっぱり基本的なもの、時間的な、もう1回見直しがある面必要な要素というのがないのかなあと。アスド会館だけに頼るといのは厳しい面があるんじゃないかと僕はみえています。

2つ目のマッサージの問題でいうと、制約を受けるというのが当然制約はいろんな意味で必要なんですけれど、人にやさしいという点で言えば、一番働き盛りの人に健康を保持していただいて、いろんな事業が、先ほど聞きましても40歳以上でやるんですけれども、65歳以上がただになるとか、お年寄りのところの制度というのはいろんな意味の形で国家的にも保護されいろんな事業施策があるんですけれども、人にやさしいという意味で一番働き盛りというところにもう少しターゲットを与えていく施策ということも考えると、僕はやっぱり実際の利用者の方もかなりそういう世代が多いというふうに聞いていますんで、70以上の方が本当に必要なのかなという点では、町長も言われたように話し合いを持っていくということなんですけれども、実際の面ではもう少しお年寄り、70歳以上というふうに視点を当てるよりは、そういうことじゃなくて、そういう点では介護保険やいろんな制度もあるんで、逆に今まで全然制度的には何も無い50代とか60代のところに人数制限あったとしてももっとそっちの方にシフトする方が事業としては有効じゃないかなというふうに考えていますけれども、その辺の見解をお聞かせいただきたいということと、すみません2回目ですっきり質問をし忘れた点があるんですが、歳入の問題で、町税の減収問題は聞かないと最終補正に来て大変まずいなと思っているんですが、固定資産税の収納に対する状況で、実情からこうなっているというふうに思うんですが、最終の状況としての収納率についてはどういう到達状況を想定されていますか。その点だけお答えください。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、はり灸マッサージのターゲットの問題ですが、やはり非常に難しいと思うんですよね。この制度をスタートさせるときに、70歳以上だけじゃなくて、介護を受けている方、また介護をしている方、こういう方も対象にしてありますから、いずれにしてもPR不足というのは否めないと思います。私自身も反省していますし、先ほどの御指摘のとおりで、今後はそういうことのないような広報というものにしていきます。そういう中で、やはりある程度の制約というものをしていかないと、4,000円のやつが3,000円でできるよ、50歳以上のだれでも3,000円でできるよということはいかがかなと。こういう議論も聞こえてくるわけですから、そこではもう一度考え直さなきゃいけないこともありますけれど、やはりまずPRをしてもう少し利用促進を図っていくという形をまずとっていきたいと。その上でまた実績を見ながら改めて御相談をさせていただきたいと、かように考えております。

それから、路線バスの件ですが、今度日中の4便がアスド経由になります。朝夕は今までどおりということになりますもんですから、通勤通学は朝夕に集中すると思うんです。それと日中でとまらないところが白田の海岸と磯部と唐沢ですか、唐沢は高校のところまでちょっと歩いていただければ利用できますから、そういったことで日中かなり今までは、大変申し訳ない言い方で空気を乗っけて走っていた時代が長くあったものですから、そういったことの解消をすればおのずと町の負担分というものは少なくなってくると思っていますし、それにアスドだけじゃなくてアスド回りにはなりますけれど通常よりも便数は日中4便が、いろんな形で今度

湯ヶ岡も通りますから、そういったことでいくと、もう1つは熱川温泉病院の前にも停留所ができます。そういった病院に通うというようなことも、新しいお客さんの需要にこたえられるんじゃないかなあと、こんな感じいたしますもんですから、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

それから、固定資産税の最終的なことを収納課長、税務課長の方から答弁させますが、歳出の方で緊急経済対策で611万円ほどの減額をしたということになりますと、当初見込んでいたよりはるかに町内経済厳しくて、各企業が国民生活金融公庫の審査をパスできなかったと。それがパスすればある程度この中から固定資産税を頂戴できると。納付していただけると。こういう腹積もりでやったわけですが、結果的に融資実績が思うように伸びなかったということで、ぜひ1つまた御理解いただきたいと思います。

最終的なものは今88%、私は聞いていますけれど、もっと上げろということで、今収納課に、今までの収納の仕方そういうものが否定をされているんだと、こういうことの認識に立って新たなスタートをしようと、こういうことで今レポートを出させる準備をして、国保と介護保険はレポートが出てきました。来年はこれを逐次検証しながら、事業の執行、要するに収納状況をいうものを私自身がきちっと把握していくつもりでありますので、ぜひそこで御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 収納課長。

収納課長（楠山節雄君） 議員からの固定資産税の収納の最終見込みどのくらいということですが、当初予算では88.5%、ただいま町長の方から御説明ありましたように、経済対策の要因を盛り込んだ数字で努力目標としましたけれど、最終的には補正予算で87%という数字を見込まして減額をさせていただきます。これにつきましては、歳入欠陥等のこともありまして少し安全を見込んだ数字ということで御理解をしていただきたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 2つの問題についてはわかりました。

今の税の問題ですが、当初の予算編成したときについては、手を打った形でまた納めていただくという策が残念ながらうまくいっていないという、事実そうだと思うんですね。本当にこの補正予算でみますと、災害復旧の問題があったにしても、東河環境センターあたりからの配分、戻しがあったから何とかよかったなあというふうな予算編成になっているのかなという。それがなかったらどうするんだろうかなという感じ、状況だったですね。1番大きい出っ張りへっばりを見ますと、環境センターの5,000万ぐらいの戻しがあったら、ちょっと穴があくかな、また基金をここで入れなきゃならなかったような感じもするんですけど、今87ですけども、これは後の関係ですけども、当初予算との関係で非常に事態は深刻じゃないのかなと。やり方の問題はいろいろあるんでしょうけれども、どうなんですか、収納課はできて1年もたっていないですけども、当初予算の予算書見ると、そんな金額、パーセンテージじゃなかったような感じがしてますけれど。この状況で、当然全部残っているものというのは繰り越しで滞繰にもまわっていくわけだし、またそこが大きく膨らんでくるということで、非常に大きな心配が、来年度の予算の方へ持ち越しということになるんですけども、安閑としてられないなという感じがこの補正で感じるんですが。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 安閑としているわけじゃありませんし、それはぜひ誤解のないようにしていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、各セクションからレポートを出させます。今までの収納の仕方が否定をされているんだと、新しい感覚のスタートをしなければ、今までと同じことをやっていたら全く同じことになる。県下で1番最低の徴収率で恥ずかしくないのか、ということまで言っております。

そういった中で、暫次改善をして、新年度にこういうことがないように、きちっとしたきめ細かな収納体制というものを確立していきたいと思っておりますし、昨年の7月から収納課を設けまして、実績としては14年度よりも上がっていると、これだけは理解していただきたい。ということは、逆に私は方針として、滞納をなるべく減らせということで、現年課税を優先させました。現年収納を優先しました。その結果、現年は上がっています。しかし、滞納繰り越しが逆に下がっているということで、中には滞納繰り越しの中で、あるところは4億近く、1件で4億近くのものもありますし、旅館、ホテルの倒産によるものもございまして。こういうものが、15年度を境にして、ある程度整理ができる。不納欠損として整理ができますと、分母が非常に小さくなりますもんですから、滞納繰り越し4億以上、あるいは5億近くのものが減ります。14億あるうちが10億を切るような形になってみますと、分母が減りますから、当然収納率というのは上がってきます。それで、今その助走としまして、ランディングとしまして、現年の収納に最大の努力を払っているということでございまして。

それと今回の最終補正の特徴で御指摘をいただきましたけれど、もう1つあるというのは災害復旧。これが昨年の11月にもう査定を受けて、すぐ入札をして終わっているんですね。しかし国に金がないために、はっきり申しましてこれを16年度にしてくれと、ある日突然言ってくるわけですよ。もう既にこちらは全部入札も終わって支払いも前途金も払った。もうこの年度末までに払わなければならないんです。そういった要因もあったということで、たまたま、管理者を私もやっています東河環境センターの方からかなりの見込み違いもあったと。あるいは初年度で多少大きく予算を計上したということもあって、精査しろということを示したしまして、結果的には8,000万ぐらいのものが余計に計上されていたと。これは河津と両方で、うちの町がし尿合わせて5,376万5,000円ですか、こういう大きな数字になったということは、結果的にありますけれど、そういった中でやはり現年災害を16年度に先送りをする国の政策も大きく影響しているということはぜひ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成15年度東伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### 散会の宣告

議長(太田長八君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

平成16年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成16年3月10日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議案第23号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
 日程第 2 議案第24号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)  
 日程第 3 議案第25号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
 日程第 4 議案第26号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)  
 日程第 5 議案第27号 平成15年度東伊豆町水道事業特別会計補正予算(第4号)  
 日程第 6 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算  
 日程第 7 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算  
 日程第 8 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算  
 日程第 9 議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算  
 日程第10 議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算  
 日程第11 議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算  
 日程第12 議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算

出席議員(12名)

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 飯田龍一君 | 2番  | 森田礼治君  |
| 3番  | 西村弘佐君 | 5番  | 関野博君   |
| 6番  | 鈴木勉君  | 7番  | 山本鉄太郎君 |
| 8番  | 八代善行君 | 10番 | 太田長八君  |
| 11番 | 居山信子君 | 12番 | 定居利子君  |
| 13番 | 山田直志君 | 14番 | 内山恒昭君  |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                          |       |                                     |        |
|--------------------------|-------|-------------------------------------|--------|
| 町長                       | 片野武君  | 助役                                  | 太田俊彦君  |
| 収入役                      | 渡辺富夫君 | 教育長                                 | 石井建三郎君 |
| 総務課長                     | 村木脩君  | 企画調整課長<br>兼防災監                      | 太田英明君  |
| 税務課長                     | 西川真人君 | 収納課長                                | 楠山節雄君  |
| 農林水産課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 稲葉忠明君 | 農林水産課長<br>補佐兼中山間<br>事業推進係長<br>兼整備係長 | 上嶋智幸君  |
| 建設課長                     | 小澤正幸君 | 観光商工課長                              | 山本幸雄君  |
| 消防長                      | 金田弘道君 | 教育委員会<br>事務局長                       | 鈴木清司君  |

住 民 課 長	山 田 嘉 之 君	福 祉 介 護 課 長	村 木 重 男 君
健 康 づ く り 課 長	鈴 木 希 美 雄 君	国 体 室 長	鈴 木 新 一 君
水 道 課 長	田 中 輝 知 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 悟 君	書 記	石 井 尚 徳 君
-------------	---------	-----	-----------

開議 午前10時00分

### 開議の宣告

議長（太田長八君） 連日の御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第1回定例会第3日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

### 日程第1 議案第23号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

議長（太田長八君） 日程第1、議案第23号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) おはようございます。

それでは、議案第23号の提案理由を申し上げます。

平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,502万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を17億3,402万6,000円とするものであります。

まず、主な内容について申し上げますと、退職被保険者等国民健康保険税を1%のアップと、国庫支出金及び交付金の確定に基づき、差額の増額分及び支払準備基金より財源事由として、医療費の増加分の調整を図ったものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、ただいま提案されました議案第23号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、概要を説明申し上げます。

平成15年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,502万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,402万6,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

4 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税に564万9,000円を補正し、6,318万3,000円といたします。1 節医療給付費分現年課税分516万9,000円増、2 節介護納付金分現年課税分48万円増は、退職被保険者の現年課税分を収納率96から97にし、1%を見込み、増額補正をしたものであります。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金から1,217万1,000円減額補正し、5 億8,673万円といたします。1 節療養給付費負担金602万3,000円の減、2 節老人保健医療費拠出金負担金578万7,000円の減、3 節介護保険納付金負担金17万6,000円の減につきましては、1 月までの医療費の伸び、老人介護を含めて申請を行い、減額になったものであります。細節4 高額医療費共同事業拠出金負担金18万5,000円の減は、拠出金負担金の確定により、その差額分を減額といたしました。

5 ページをごらんください。

次に、4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金861万1,000円を補正し、1 億4,959万8,000円といたします。内容につきましては、退職被保険者等の医療費の増加により、その実績に基づく交付金が増額になったものであります。

次に、5 款県支出金、2 項県負担金、1 目高額医療費共同事業拠出金から18万5,000円減額補正し、961万3,000円といたします。高額医療費共同事業拠出金負担金が確定したことによる減額であります。

次に、6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金2,403万5,000円を補正し、6,303万5,000円といたします。高額医療費の70万円以上60%は交付とありますが、その確定により増額となったものであります。

6 ページをごらんください。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金に1,009万2,000円を補正し、1 億1,983万1,000円といたします。3 節助産費等繰入金の200万円の減は、当初出産を46人見込みましたが、36人で10人減となったものであります。5 節財政安定化支援事業繰入金の1,209万2,000円の増は、財政安定化支援事業繰入金最終確定で2,031万7,000円となったことにより、その差額分を計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目保険給付費等支払準備基金繰入金に900万円を補正し、900万1,000円といたします。保険給付等支払準備基金で医療費の増加に伴い、その補充といたしまして、基金を取り崩して補てんするものであります。

7 ページをごらんください。

次に、歳出ですが、1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴収費から47万円減額補正し、257万2,000円といたします。11 節需用費で印刷製本費。これにつきましては、窓空き封筒の安価により、その差額分を減額とするものであります。

8 ページをお開きください。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費から40万円減額補正し、43万円といたします。8 節報償費の9 万円の減は、健康家庭表彰記念品の精算によるものであります。11 節需用費の31 万円の減につきましては、パンフレットの購入価格が安価により、その差額分を減額するものであります。

次に、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般保険者療養給付費に1,911万9,000円を補正し、7 億8,535万2,000円といたします。一般保険者療養給付費保険者負担金で医療費の増加により、その増額分を見込みまして計上いたしました。2 目退職被保険者等療養給付費に3,140万9,000万円を補正し、1 億6,127万5,000円といたします。退職被保険者等療養給付費保険者負担金で医療費の増加により、その増額分を見込みまして計上いたしました。3 目一般被保険者療養費に20万円補正し、320万円といたします。この内容につきましては、マッサージ、コルセット、柔整の増加による補正でございます。

9 ページをごらんください。

4 目退職被保険者等療養費に19万円補正いたしまして、91万5,000円といたします。この内容につきましても、マッサージ、コルセット、柔整の増加による増額分でございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費から90万円減額補正し、9,009万8,000円といたします。一般被保険者高額療養費の実績に基づき減額といたしました。2 目退職被保険者等高額療養費に90万円補正し、1,160万円といたします。退職被保険者等高額療養費の実績に基づき増額といたしました。

10 ページをお開きください。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金から300万円減額補正し、1,080万円といたします。この内容につきましては、当初46人が36人という形で、10人減となったことによる内容でございます。

12 ページをお開きください。

次に、5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金から73万7,000円を減額補正し、3,845万5,000円といたします。高額医療費共同事業医療費拠出金の確定により、その差額分を減といたしました。

次に、6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費から90万円を減額補正し、369万円といたします。11 節需用費、細節1 の消耗品で、パンフレットの購入価格が安価により、その差額分を減といたしました。13 節委託料。内容につきましては、医療費通知7 回分を6 回分とした内容でございます。

3 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、この歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前額16億8,900万5,000円に4,502万1,000円補正いたしまして、補正後の額を17億3,402万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額16億8,900万5,000円に4,502万1,000円を補正いたしまして、補正後の額を17億3,402万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、国県支出金1,236万6,000円の減、その他財源5,173万8,000円、一般財源564万9,000円といたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 1点お伺いをしたいと思います。

6ページの関係でございますが、一般会計繰入金の中の助産費等補助金の繰入金がマイナス200万円になっているというふうなことなんですけれども、当初見込みの出産の人数が、10人少なかったというふうな御説明だったわけですけれども、現状、少子化を本当に何とかしていかなければいけないという中で、これほどまで、10人も子供が出産をされなかったというふうなことはとても残念なことではあるんですが、その点、担当は、今後、来年度の予算もどんなふうな見込みか、これからまた審議をしていくところでございますけれども、現状をどういうふうに認識をされているのかをお伺いしたいと思います。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） この出産一時金につきましては、過去3年間の、まず平均で算定をいたします。それと、その前年度の伸び率、例えば、前年度が伸びていけば、その伸び率を掛けまして算定いたします。うちの方も、当初3年間の平均で46人という形の数値が出ましたので、その前の前の年が、かなり人員が多かったという関係で46人算定したんですが、最終的には36人。これも、最終的といいますか、保健センターの方の保健師の方に確認いたしまして、現在、国保の被保険者で母子手帳を持っている方の確認をいたしまして、うちの方が、最終的には36人という形に見込んだ内容です。来年度につきましても、若干減るということは、当初予算の方でまたお話ししますけれども、若干減っている要因でございます。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） そうしますと、昨日もいろいろな議論の中で、一昨日ですか、私も伺った点ですけれども、今現在、町全体でのゼロ歳児の人数というものを、せんだって伺いました一般質問の答弁で、一応は確認はいたしますけれども、もう一度、明確な数字をお教えいただきたいなというふうに思います。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 昨日の一般質問の中で、教育長のお話がありまして、私の方で資料を持っておりましてのお答えしたと思うんですが、まず東伊豆町全町で零歳児が90人でございます。1歳児が104人、2歳児が106人、3歳児が117人という形になっています。それから、国保の被保険者の現在の零歳児が32名でございます。1歳児が40名、2歳児が47名、3歳児が45名という数字となっております。ですから、今時点では、零歳児が32人しかないということでございます。ですから、16年度当初予算では、若干、出産一時金の方が減っていく予定でございます。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成15年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第24号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算  
(第2号)

議長(太田長八君) 日程第2 議案第24号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) 議案第24号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から7,522万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出を14億4,495万3,000円とするものであります。内容を申し上げますと、現在までの医療費実績を基準に医療費推計を行い、医療費が減額となりますので、それぞれの公費負担割合に基づき補正措置をいたした内容でありまして、詳細につきましては、健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いします。

議長(太田長八君) 健康づくり課長。

健康づくり課長(鈴木希美雄君) それでは、ただいま提案されました議案第24号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)について、概要を説明いたします。

平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,522万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,495万3,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

3 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金から4,479万2,000円を減額補正し、9 億2,181万4,000円といたします。内容につきましては、医療費の減少に伴い、その減額分を負担割合により、減額といたしました。2 目審査支払手数料交付金から39万9,000円減額補正し、591万円といたします。この内容につきましても、医療費の減により、その審査支払件数等の交付金の減となった内容でございます。

次に、2 款国庫出資金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金から3,251万2,000円減額補正し、3 億3,223万4,000円といたします。この内容につきましても、医療費の減少に、その減額分を負担割合に減とした内容でございます。

次に、3 款県支出金、1 項県負担金、1 目医療費負担金から63万円減額補正し、8,868万6,000円といたします。この内容につきましても、医療費の減少に、その負担割合により、減

額といたした内容でございます。

4ページをお開きください。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から62万8,000円減額補正し、8,869万3,000円といたします。この内容につきましても、医療費の減により負担割合に減とした内容でございます。

6款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金に373万3,000円補正し、373万4,000円といたします。この内容につきましては、1件の交通事故の示談が成立したことにより、その入金されたものであります。

5ページをごらんください。

次に、歳出ですが、1款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費から6,312万3,000円減額補正し、14億925万6,000円といたします。医療給付費の減の内容につきましては、医療費の減少により、その残りの支払い月を見込みまして、その差額分を減額といたしました。2目医療支給費から1,169万8,000円を減額補正し、1,841万9,000円といたします。この医療給付費につきましても、高額医療費のマッサージ、コルセット、柔整の支払額が減少したことによる減額でございます。3目審査支払委託費から40万7,000円減額補正し、591万円といたします。この内容につきましても、レセプト点検等の減少により、その差額分を減額といたしました。

2ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容は、この歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額15億2,018万1,000円から7,522万8,000円減額補正いたしまして、補正後の額を14億4,495万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額15億2,018万1,000円から7,522万8,000円減額補正いたしまして、補正後の額を14億4,495万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、国庫支出金3,314万2,000円の減、その他財源4,519万1,000円の減、一般財源310万5,000円といたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。  
議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 2点伺いたいんですが、1点は雑入に入っている第三者行為の関係なんですけれども、1件というふうなことで説明されたと思うんですけれども、金額が非常に大きいのかなというふうにも思うんですが、いわゆるお年寄りの方が交通事故等に遭われたという内容だと思うんですが、どういう内容であるのか、もう少し説明をいただきたいというふうに思っております。

2つ目ですが、歳出の方でお伺いしたいんですが、これは事務的な問題なんだろうと思うんですが、例えば、5ページで、医療諸費の財源内訳を含めた減額内容を見ていきますと、総体では、支払準備基金と国と県と町の負担というのはあるわけで、それは総体ではそうになっているんですが、この医療諸費のところでの今回の減額割合を見ると、どうもそういう関係ではないわけですよね。特定財源のその他のところが減って、国庫が減って、一般財源のところは、ここは実は増えているというふうなことがあるんですけれども、これは事務的に、どうしてこういうふうな形の取り扱いになるのか、わかったら御説明をいただきたいと思います。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） まずは第三者行為の関係でございますが、これは2年前に交通事故が発生いたしまして、民間の保険会社が入りまして、自由診療になりますと2倍払わなくてはなりませんので、まずは老人の保険証を使わせていただきたい。それで、レセプト等の関係もありますから、その関係で、うちの方で委託してあります連合会と保険会社といろいろ協議して、最終的には2年後に示談が成立したということで、負担割合も明確になったということで、それで入金されたという内容でございます。発生場所は、どこであったというのは、それはちょっとわかりませんが、2年前に発生した交通事故の内容が示談になったために入金されたということです。

それから、歳出の内容でございますが、先ほど、負担割合に基づくというお話をさせていただきましたんですが、これは平成14年10月に制度改正がなされまして、今まで基金の方が70%、公費負担が30%という形で負担割合が明確になっていたんですが、平成18年10月までに基金が50%で公費が50%にもっていく。まず70%が66%、62%、58%、54%と段階的に負担割合がかかっていきます。そうすると、公費の方につきましても、今まで30%が34%、38%、42%、46%、50%という形で、5年間の間に全部負担割合が明確になるということでございます。ですから、それでおのずと市町村負担、都道府県負担、国の負担が若干かわってくるという内容になっています。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 交通事故の問題で、かなり大きいやつで、時間がかかったということがあるみたいなんですけれども、内容はわかりました。

そうしますと、2点目の、この負担割合のやつは、私は一般質問のときも、ちょっとしたんですけれども、この部分も、医療改革で見ると余り改革じゃないような感じですよ。来年度いっとき見れば、例えば、いろいろな意味で老人保健の拠出金の国保なんか下がったり、いっときはいいような感じがするんですけれども、現状は、例えば、老人の医療費の伸びなんかを考えていくと、支払準備基金の負担割合が軽くなっても、結果として、国や町としての負担がそれだけ増えていくわけですから、この部分でもやっぱり町財政に対する影響というのは非常に大きいものがありますよね。その辺でみると、大変この間、それは答弁漏れだったんではないかなと思うぐらいに、この老人保健の負担割合が、改革という名のもとに見逃されているということが、将来的にも町の財政にとっては、やっぱりとんでもない重荷になっていくなというのを改めて実感しました。

以上です。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 私は、関連になるかと思えますけれども、今、当面はこういう形の減額がなされているという中で、常々高齢者の皆さんに対する重複受診というものの指導もなされて、その成果も出ているのかなというふうに思えますけれども、担当はどのようにこの状況を分析なさっているのかを、お伺いしたいなと思います。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） 確かに連合会の方から、重複と多受診の関係のリストがまわります。大体百四、五十名の方が、多受診なり重複の対象だということで、うちの方も3年

ぐらい前、連合会の方から2名の在宅保健師を派遣していただきまして、その中の100件を、全体を回ったという実績がございます。

この数年はちょっとやっていないみたいですので、うちの方も私が11月に健康づくりの方に来たときに、保健婦さんをちょっと呼んで、医療費が伸びる要因というのは、保健事業をもう少しやるべきだ。それと同時に、寝たきりとか在宅にいる老人・高齢者さんになるだけ起こすような、そういった指導もしたらどうだという話。それと、地域に密着した保健師であるべきだという話をしてきまして、なるだけ地域に出て、そういった保健事業を活発にやってほしいというお話はしておられます。ですから、16年度については、そういう事業を取り入れた中で、それで連合会の補助金も若干あるという話を聞いておりますので、それもあわせて中で対応していきたいと考えております。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成15年度東伊豆町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第25号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（太田長八君） 日程第3 議案第25号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第25号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、概要を申し上げ提案理由といたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に266万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億8,006万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、需用費などの不用額の減額と国庫負担金過年度精算分などを基金に積み立てるものでありまして、詳細につきましては、福祉介護課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） ただいま提案されました議案第25号 平成15年度東伊豆町介

護保険特別会計補正予算（第3号）について、概要を説明いたします。

平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,006万円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

4 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に422万9,000円を補正し、1億5,002万3,000円といたします。2節過年度分負担金、細節1介護給付費過年度精算分負担金422万9,000円は、平成14年度の国庫負担金の精算交付分でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目その他一般会計繰入金に161万3,000円を減額補正し、補正後の額を1,493万9,000円といたします。1節事務費繰入金、細節1事務費繰入金161万3,000円の内容は、総務費の需用費等の減額により、繰入金の減額をしたものです。

6 ページをお願いいたします。

次に、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に142万7,000円減額補正し、1,075万4,000円といたします。主な内容は、13節委託料、細節2システム管理開発委託料129万7,000円の減額の内容は、運用支援産業を電算職員で行ったため手数料の減額をするものです。

次に、8 ページをお開きください。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金に705万3,000円補正し、1,825万2,000円といたします。25節積立金、細節1介護保険給付費準備基金積立金に705万3,000円の内容は、国庫負担過年度精算分であります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に282万5,000円減額補正し、496万8,000円といたします。23節償還金利子及び割引料、細節1国庫支出金過年度分返還金282万5,000円の減額内容は、14年度分の精算見込み誤りによるものです。

3 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額7億7,739万9,000円に266万1,000円補正し、補正後の額を7億8,006万円といたします。

次に、歳出ですが、合計で申し上げます。補正前の額7億7,739万9,000円に266万1,000円補正し、補正後の額を7億8,006万円といたします。補正額の財源内訳ですが、一般財源266万1,000円といたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。議長（太田長八君） これより質疑の入りです。質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 2ページなんですけれども、1款総務費の関係で、介護認定審査会費というものの補正前の金額の補正はなかったというふうなことなんですけれども、一応今年度の締めくくりというふうなことで、確認で伺いたい点なんです、この介護認定審査会、この

たびは、うちの町が担当でということだったと思うんですね。それで、16年度はどういうふうになっていくのかな。今後の予算編成の上で、そこはまたお尋ねはしていきますけれども、確認の意味で、この審査会の人数をちょっと教えていただければと思います。

議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） 介護認定審査会の関係は、議員さんも御存じのように、15年度から当町が事務局になりました。16年度も、一応うちの方で事務局ということで、16年度予算は計上させてもらっております。それで、うちの方と河津が第1合議体、それから南伊豆が1町で合議体、それから西伊豆3町が合議体ということで、3つの合議体の事務局をうちの方でやっております。委員さんの人数は、多分15名ぐらいだと思っておりますけれども、ですから3つで四十五、六名だと感じております。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） そうしますと、15名で、この3つをやっているというふうなことで理解してよろしいでしょうか。うちの町が東伊豆と河津の分だけではなく、今、言われた南伊豆、西伊豆3町も含めたものを15名の介護認定審査でやっているということでしょうか。

（「合議体が15」の声あり）

11番（居山信子君） じゃあ、うちの町と河津町の問題を15名でやっているということでもいいわけですね。わかりました。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 平成15年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第26号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算 （第2号）

議長（太田長八君） 日程第4 議案第26号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） 議案第26号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第

2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から14万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ4億6,889万4,000円とするものであります。

内容につきましては、風力発電施設整備工事が完了いたしまして、精算により事業費に変更が生じたため減額措置をするものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監(太田英明君) それでは、ただいま提案されました議案第26号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)について、概要を説明いたします。

議案第26号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,889万4,000円といたします。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は「第2表地方債補正」によります。

なお、概要説明は、款項の区分で説明させていただきます。

4ページをお開きください。

初めに、歳入について申し上げます。

4款諸収入、1項雑入につきましては、4万8,000円の減額措置をいたしました。内容につきましては、地域新エネルギー導入促進対策費補助金の減でございます。

次に、5款町債につきましては、電気事業債10万円を減額措置いたしました。いずれも事業費の精算によります減額でございます。

5ページをごらんください。

次に、歳出ですが、1款電気事業費、2項風力発電事業費につきましては、14万8,000円の減額措置といたしました。主な内容といたしましては、工事内容の一部変更により減額をしたものでございます。

2ページにお戻りください。

「第2表地方債補正」ですが、対象工事費の減額によるもので、10万円の減額措置といたしました。

3ページをごらんください。

この歳入歳出事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してございます。補正額の財源内訳につきましては、地方債及びその他がそれぞれ10万円及び4万8,000円の減額となっております。

以上、まことに簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 最終補正ということで、ちょっと確認の意味を含めてですが、風力の発電の状況については、ここで特に増額も減額も出てきておりませんので、当初の予算どおり順調にしているのかなというふうに理解をするしかないわけなんですけれども、個人的に、毎日見ていましてかなりとまっているときが多いんじゃないかというふうなことを、私も感じますし、町民の皆さんもそういうふうに問われることが割と多いんですね。これは、順調にしているということならば、いっているということの御返答をひとついただきたいということと、中には、できておまして、非常に騒音があるとかというふうな声も聞いたりしますけれども、そうしたふぐあいとかそういうものについては、設置後約3カ月たって、いろいろな問い合わせや、そういうものについては発生していないかどうか、その点だけお願いいたします。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、1点目の風力発電事業は、順調にしているかどうか。順調にしております。と申しますのは、1月は、御案内のように、非常に風が弱くて、当初の計画どおりいかなかったんですが、2月が本当によく稼いでくれました。540万くらい2月だけで稼ぎまして、当初計画しました900万のものは、2月末でもう完全にクリアしております。3月からが次年度になりますもので、1月、2月ということと12月の半ばにもう完成しましたもので、売電を始めましたから、そういった中で900万は軽くクリアしている。こういうことでご理解をお願いしたいと思いますし、騒音の問題は、1部そういう話もなきにしもあらずですが、皆さん、現場に行ってもおわかりのように、そんな大きな騒音がするものでもありませんし、風に乗って、風下に多少聞こえるということはあるかもしれませんが、それが生活に大変影響があるというようなものではないというように認識をしております。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 5ページの関係ですけれども、1目風力発電事業費の補正額の、今、御説明を伺う中で、工事内容の変更があったというふうにおっしゃってございましたけれども、少し詳しく御説明をいただければというふうに思います。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） 工事につきましては、さまざまな工事がございます。その中で、設計どおりいかなかったものとか、あるいは修正をしなければならぬものとかありまして、それらを全体的に精算すると10万5,000円が減になったということ。特に、基礎部分ですね。かなり大きい建物ですから、相当長い基礎を打つわけですけれども、やはり基礎を打っていきますと計画よりも浅いところで杭がとまったと。それ以上打ち込む必要もないなというようなこともあったりして、そういうところで減額が出てきたというようなこと。そのほかにもいろいろ精算があって、プラス・マイナスして10万5,000円の減ということでございます。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成15年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)

議長(太田長八君) 日程第5 議案第27号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、議案第27号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

水道事業会計を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況となっております。

今回の補正も、前回の3号補正と同様に給水収益の減額を中心にした補正予算編成でございます。

最初に、予算第3条に定める収益的収入及び支出のうち、収入について294万8,000円の減額補正を行い、総額を4億8,308万9,000円にするものであります。主な内容は、給水収益におきまして300万円の減額補正を行い、給水収益の予算総額を4億5,703万2,000円といたします。営業外収益におきましては、雑収益で5万2,000円の追加補正を行っております。

支出につきましては、239万2,000円の減額補正を行い、支出総額を4億7,727万3,000円といたします。主な内容は、営業費用関係で238万1,000円の減額補正を行い、各目ごとの不用額を中心に減額するとともに、メーター器交換に伴う資産減耗費の増額補正を行っております。営業外費用では、今回の補正に伴う消費税の減額補正を行っているところでございます。

この結果、税引き後の当年度末の予定損益計算書では、利益予定額が87万3,000円となり、当初予算と比べまして大幅な減益となる予定となっております。

また、予算第4条に占める資本的収入及び支出については、支出においては建設改良費の不用額760万5,000円の減額補正を行い、総額1億5,528万4,000円といたします。これに伴いまして、補てん財源の組み替えを行い、さらに債務負担行為の補正、たな卸資産購入限度額の補正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(太田長八君) 水道課長。

水道課長(田中輝知君) それでは、ただいま提案されました議案第27号 平成15年度東伊

豆町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

（総則）

第1条 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条 平成15年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「408万9,000立方メートル」を「407万4,000立方メートル」に改め、同条第3号中「1万1,172立方メートル」を「1万1,131立方メートル」に改めます。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

初めに、収入であります。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業収益4億8,603万7,000円から294万8,000円を減額補正し、4億8,308万9,000円に。第1項営業収益4億8,141万5,000円から300万円を減額補正し、4億7,841万5,000円とします。第2項営業外収益462万2,000円に5万2,000円の追加補正をし、467万4,000円といたします。

次に、支出であります。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款水道事業費用4億7,966万5,000円から239万2,000円を減額補正し、合計4億7,727万3,000円に。第1項営業費用4億640万8,000円から238万1,000円を減額補正し、4億402万7,000円に。第2項営業外費用6,726万2,000円に1万1,000円を減額補正し、6,725万1,000円とします。

2ページをお開きください。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「1億5,510万6,000円」を「1億4,750万1,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「6,282万5,000円」を「5,522万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

補正内容は支出についてであります。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

第1款資本的支出1億6,288万9,000円から760万5,000円を減額補正し、合計1億5,528万4,000円とします。第1項建設改良費1億2,041万3,000円から760万5,000円を減額補正し、合計1億1,280万8,000円とします。

（債務負担行為の補正）

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」によります。

（たな卸資産購入限度額の補正）

第6条 予算第7条中「1,711万5,000円」を「1,671万円」に改めます。補正の内容につきましては、参考資料をもとに説明させていただきます。

9ページをお開きください。

9ページから10ページにかけては、収益的収入及び支出についてであります。

初めに、収益的収入及び支出についてのうち収入についてであります。

給水収益におきましては、300万円を減額し、4億7,003万2,000円とします。

これらの補正が、第2条に定めた業務の予定量に反映されています。上水道の予定給水量392万1,000立方メートルを390万6,000立方メートルに。1万5,000立方メートル減じ、給水予定量を407万4,000立方メートルに減ずるものでございます。これにあわせて1日平均給水量も、1万1,172立方メートルから1万1,131立方メートルに改めます。このほか、その他雑収益において5万2,000円の増額補正を行い、水道事業収益では294万8,000円を減額し、4億8,308万9,000円とするものであります。

次に、支出であります。原水及び浄水費では、委託料10万円、賃借料63万2,000円、修繕料20万円、薬品費40万円及び材料費15万5,000円を減額し、総額147万8,000円の減額補正をいたし、総額6,259万6,000円とします。

次に、配水及び給水費では通信運搬費を8万1,000円増額し、委託料25万円、修繕費50万円及び動力費40万8,000円を減額補正し、総額107万7,000円の減額補正をいたし、総額8,058万4,000円とします。補正内容の主なものは、新稲取系の動力費が予定したほど伸びておらず、修繕費も大きな支出が1月末までにありませんでしたので、減額したものでございます。

簡易水道事業費用におきましては、新しい大川浄水場の通信運搬費を2,000円、薬品費を15万円を増額補正するとともに、賃借料を1万6,000円、修繕費を40万円減額し、総額で26万4,000円の減額補正し、簡易水道事業全体を261万1,000円とするものであります。総係費では、総額15万3,000円の減額となっております。主なものは、委託料で10万3,000円、修繕費で5万円を減額するものであり、総額で5,477万5,000円とします。

資産減耗費では60万円の増額補正を行い、総額410万円とするものであります。内容は、メーター器交換を1,289個行う予定になっておりまして、これにかかる除却費等の増加によるものでございます。

次に、営業外費用であります。今回の補正に伴い消費税を減額補正するものでございます。資本的収入及び支出については、支出の建設改良費におきまして、入札差金が発生しましたので760万5,000円の減額補正を行い、総額1億1,280万8,000円とするものであります。

3ページをお開きください。

債務負担行為補正についてであります。これは、今年度更新予定の遠方監視システムをそのまま古い機械を使用することになったために、債務負担の一部を変更するものでございます。

今回の補正で、予定利益は大幅に減少いたします。予定貸借対照表に掲げてありますとおり、予定純利益は87万3,000円を予定しております。当初予算におきましては、当年度純利益は1,041万3,000円を予定しておりましたが、約950万円余の減額となります。

なお、決算時におきましては、補正予算編成後の2月、3月の収支状況によっても違ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。  
議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 今、補正の内容を細かくどうということではないんですが、ちょっと教えていただきたい点ですけれども、業務の予定量の第2条の関係なんですけれども、第2条第2号中の、この数字というのは年間ということなんですか。あと、同条第3号というのは、1日当たりというふうなことでよろしいんでしょうか。

議長（太田長八君） 水道課長。

水道課長（田中輝知君） これは、年間の給水予定量でございます。それを、平成15年度で366日で割ったものでございます。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 平成15年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

#### 日程第6 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算

議長（太田長八君） 日程第6 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算について、概要と提案理由を申し上げます。

平成16年度の当初予算は49億8,500万円で、平成15年度当初予算に比べ1億5,000万円、3.1%の増であります。平成7、8年度の借り入れの減税補てん債の借りかえ分を除いた実質の伸び率は、マイナス2.5%となっております。

予算編成の状況及び主要事業につきましては、施政方針で申し述べさせていただいたとおりであります。景気低迷による町税の減収に加え、いわゆる三位一体の改革により地方交付税の縮減や国庫支出金の一般財源化が進められている状況下であり、歳入の伸びが見込めない中、歳入及び歳出に必要な検討をいたしまして、施策の重点化を図るなど、限られた財源の有効活用に留意をいたしまして、慎重に調整をいたしたところであります。改めてその概要を申し上

げますと、まず、歳入では、自主財源が26億6,120万5,000円で、構成比は53.4%となり、前年度と比較しますと4.5%の減で、1億2,474万6,000円の減となっております。

歳入の根幹であります町税は、前年度比3.7%、8,654万8,000円の減であり、収納体制強化にあり、収納率の向上に努めておりますが、依然として厳しい内容を示しており、そのため財政調整基金からの繰り入れ措置をさせていただいております。

また、依存財源は23億2,379万5,000円で、構成比は46.6%、前年度対比では、減税補てん債の借りかえ分や国庫支出金の増により2億7,474万6,000円、13.4%の増となります。

本格的な税源移譲までの暫定措置としての所得譲与税の創設などはございますが、景気低迷により、各交付金の減や交付税の補完的財源であります臨時財政対策債が大幅な減となっております。

次に歳出の状況であります。まず経常的経費では、人件費は昨年的人事院勧告による職員給の減などにより、前年度比3.1%減の16億868万円となります。扶助費につきましては、法改正による児童手当の増などにより、前年度比10.7%の伸びとなっており、公債費も含めた義務的経費は27億6,859万円となります。また、物件費を初めとする庁用事務費については可能な限りの縮減を図り、町単独補助金についても、綿密なる補助効果の精査をいたしたところであります。

次に投資的経費であります。観光を初めとした産業基盤整備、生活基盤、環境基盤整備などに計画的な施策展開を図るとともに、各分野における必要な基盤整備への対応に配慮しつつ、事業の緊急性、必要性を精査いたしたところであり、前年度比0.1%減の4億2,904万6,000円となったところであります。非常に厳しい財政環境下であります。地方分権の進展に伴い、増大しつつあります行政ニーズに的確に対応し、地域性を生かした自立したまちづくりを具現してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。議長（太田長八君） 総務課長。

総務課長（村木 脩君） それでは、ただいま提案されました議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を説明させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

平成16年度東伊豆町一般会計予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ49億8,500万円と定めます。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によります。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」によります。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定めます。

2ページをお開きください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

なお、概要説明をさせていただきますが、款項の区分で説明させていただきたいと思います。

この予算の中で、本年度と申し上げますのは平成16年度であり、前年度とは平成15年度であります。また、比較につきましては、平成16年度当初予算と平成15年度当初予算の内容で申し述べますので、御理解願いたいと思います。

それでは、3ページをごらんください。

「第1表歳入歳出予算」の歳入について、申し上げます。

第1款町税につきましては22億8,420万円で、前年対比8,654万8,000円、3.7%の減で、予算全体に占める割合は45.8%となっております。

まず、1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で5億729万4,000円となり、前年対比1.7%の減であります。

2項固定資産税につきましては14億3,261万2,000円、前年対比5.0%の減であります。

3項軽自動車税につきましては2,129万1,000円、前年対比0.9%の増を見込んだものであります。

4項町たばこ税につきましては1億4,000万円、前年対比0.9%の減であります。

5項特別土地保有税につきましては、昨年度において制度廃止となったため、科目存置とさせていただきます。

6項入湯税につきましては1億8,300万1,000円、前年対比0.4%の減で、課税対象者を122万人と推定したものであります。

次に、2款地方譲与税につきましては1億200万円、前年対比2,600万円、34.2%の増で、予算全体に占める割合は2.0%となっております。

1項所得譲与税につきましては、所得税から個人住民税に税源移譲されるまでの間の暫定措置として今年度より新設され、国調人口を基準に2,600万円の譲与となっております。

2項自動車重量譲与税につきましては5,600万円、前年度同額となっております。

3項地方道路譲与税につきましては2,000万円、同じく前年と同額となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては1,000万円を計上いたしました。前年対比200万円、16.7%の減で、予算全体に占める割合は0.2%となっております。低利率により、減を見込んだものであります。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、15年度税制改正により、県民税配当割と県民税株式譲渡所得割が創設されることとなり、事務費5%を控除したものの、100分の68に相当する額を市町村に交付されるものです。ただし、今後の5年間は3分の2となります。

4款配当割交付金につきましては340万円が交付され、予算全体に占める割合は0.1%となっております。

5款株式譲渡所得割交付金につきましては130万円の交付見込みとなっております。

4ページをお開きください。

6 款地方消費税交付金につきましては1億6,000万円、前年同額を計上いたしており、県よりの交付金でありますので、県の予算をもとに推計したものであります。

なお、予算全体に占める割合は3.2%となっております。

7 款ゴルフ場利用税交付金につきましては3,072万3,000円、前年対比214万7,000円、6.5%の減で、予算全体に占める割合は0.6%となっております。稲取ゴルフクラブの利用客数を4万6,200人と推定し、計上させていただきました。

8 款特別地方消費税交付金につきましては1,000円。当交付金は、平成11年度で廃止となっておりますが、滞納繰越分が収納されたときのため、科目存置いたしました。

9 款自動車取得税交付金につきましては5,000万円、前年対比400万円、7.4%の減で、県の予算により推定し、予算全体に占める割合は1.0%となっております。

10 款地方特例交付金につきましては、平成11年度に創設されたものであります。本年度も引き続き恒久的な減税に伴う地方税減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として交付されるものであります。予算計上額は3,600万円、前年対比400万円、10.0%の減で、予算全体に占める割合は0.7%となっております。

11 款地方交付税につきましては6億6,000万円、前年対比1,000万円、1.5%の減で、予算全体に占める割合は13.2%となっております。普通交付税5億2,000万円、特別交付税1億4,000万円を見込んでおります。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては220万円、10万円、4.3%の減となっております。

13 款分担金及び負担金につきましては2,174万2,000円、前年対比43万6,000円、2.0%の増を見込みまして、予算全体に占める割合は0.4%となっております。保育所、保育料負担金及び農地災害復旧費受益者負担金等が計上されております。

5 ページをごらんください。

14 款使用料及び手数料につきましては6,457万円、前年対比11.5%の減となっております。

15 款国庫支出金につきましては2億1,401万1,000円、40.3%の増で、予算全体に占める割合は4.3%となっております。

1 項国庫負担金につきましては1億4,147万2,000円で、前年対比14.9%の増であります。児童手当負担金、保険基盤安定負担金などが計上されております。

2 項国庫補助金につきましては5,781万円、前年対比155.4%の増であります。前年度において、被災した農業用施設災害の復旧費補助金が今年度に交付されるためであります。

3 項委託金につきましては1,472万9,000円、前年対比115.2%の増であります。参議院議員通常選挙委託金が計上されております。

16 款県支出金につきましては2億7,476万円、前年対比2.2%の減を見込んでおり、予算全体に占める割合は5.5%となっております。

1 項負担金につきましては6,416万7,000円、前年対比13.4%の増となっております。本年度より、児童手当の支給年齢が引き上げられたためと、保険基盤安定負担金が増額計上されたためであります。

2 項県補助金につきましては1億8,857万3,000円、前年対比5.8%の減となっております。国体と熱川海岸駐車場整備工事の終了などによるものであります。

3 項委託金につきましては2,202万円、前年対比9.0%の減となっております。前年度は、

県議会議員選挙費が計上されていたためでございます。

17款財産収入につきましては8,619万7,000円、前年対比2.4%の減で、予算全体に占める割合は1.7%となっております。

1項財産運用収入につきましては8,352万3,000円で、土地建物貸付収入及び各種基金等の預金利子が主な内容でございます。

2項財産売払収入につきましては267万4,000円で、前年対比29.9%の減であります。

18款寄付金につきましては4,000円の科目存置であります。

19款繰入金につきましては1億968万3,000円、前年対比29.9%の減であり、予算全体に占める割合は2.2%となっております。

1項財産区繰入金につきましては52万2,000円、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

2項基金繰入金につきましては1億116万円、前年対比5,476万7,000円の減となっております。本年度は、財政調整基金8,800万円、緑と水のふるさと基金800万円、育英奨学基金516万円をそれぞれの基金条例の目的に沿って繰り入れ措置を講じたものでございます。

20款繰越金につきましては、前年度予算執行状況などから、実質収支額4,000万円を見込みましたが、そのうち地方自治法233条の2の規定により、2分の1以上を基金に積み立ていたしますので、予算計上額は2,000万円となりました。前年対比2,000万円、50%の減で、予算全体に占める割合は0.4%となっております。

6ページをお開きください。

次に、21款諸収入につきましては7,480万9,000円、前年対比106.7%の増で、全体に占める割合は1.5%となっております。

1項延滞金、加算金及び過料につきましては200万円で、町税の延滞金であります。

2項町預金利子につきましては、3万円を計上してあります。

3項貸付金元利収入につきましては191万6,000円、前年対比45.5%の増となっております。

4項雑入については7,086万3,000円、114.6%の増となっております。本年度におきましては、市町村振興資金協会より、基金の配分金が計上されております。

最後に、22款町債につきましては7億7,940万円、前年対比2億1,100万円、37.1%の増となり、予算全体に占める割合は15.6%となっております。本年度におきましては、平成7年及び8年の減税補てん債の借りかえ分2億7,120万円を計上しております。

お手数ですが、11ページをお開きください。

本予算書第3条で定めました、「第3表地方債」の内容でございますが、限度額7億7,940万円で起債の方法につきましては、証書借入または証券発行といたします。利率については5.0%以内とし、償還方法を定めたものです。

なお、「地方債の現在高の見込みに関する調書」につきましては、予算書147ページに記載されておりますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

まず、第1款議会費につきましては6,615万8,000円、前年対比793万5,000円、10.7%の減で、予算全体に占める割合は1.3%となっております。内容につきましては、議員報酬、各常任委員会活動費及び職員3名の人件費が主なものとなっております。

なお、今年度の減額の理由は、議員報酬の20%カットの内容であります。

2 款総務費につきましては10億211万9,000円、前年対比7,476万9,000円、6.9%の減で、予算全体に占める割合は20.1%となっております。

1 項総務管理費につきましては7億8,080万6,000円、前年対比6.6%の減であります。全般的な需用費、町広報、庁舎維持管理費、交通安全対策費、自治振興費などのほか、アスト会館費を計上いたしました。

2 項徴税費につきましては1億5,817万6,000円、前年対比9.8%の減となっておりますが、固定資産税の評価システムを変更するための基礎資料作成業務委託料、評価替え資料となる土地鑑定評価委託料10カ所分などについて、計上させていただきました。

3 項戸籍住民基本台帳費につきましては3,493万円、前年対比4.7%の減で、戸籍事務関係費用を計上させていただきました。

4 項選挙費につきましては1,815万3,000円で、前年対比13.5%の減で、農業委員会議員選挙費、静岡海区漁業調整委員会議員選挙及び参議院議員通常選挙費にかかる費用を計上しております。

5 項統計調査費につきましては861万2,000円、前年対比31.5%の増となっております。

6 項監査委員費につきましては144万2,000円で、監査事務諸費を計上いたしております。

次に、3 款民生費につきましては7億9,553万9,000円、前年対比1億2,589万1,000円、18.8%の増で、予算全体に占める割合は16.0%となっております。

1 項社会福祉費につきましては6億3,287万1,000円、前年対比21.2%の増で、身体障害者福祉費、老人福祉費及び国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、介護予防事業費等が計上されております。

2 項児童福祉費につきましては1億5,529万2,000円、前年対比11.0%の増であります。児童手当は法改正により、支給対象年齢が就学前から小学校3年生までに拡大され、増額の要因となっております。

3 項国民年金事務取扱費につきましては727万6,000円、前年対比3.5%の減で、国民年金事務費が計上されております。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上いたしました。

次に、4 款衛生費につきましては6億860万円、前年対比4,392万2,000円、6.7%の減で、予算全体に占める割合は12.2%となっております。

1 項保健衛生費につきましては2億9,532万7,000円、前年対比2.0%の増で、各保健対策事業が主な内容でございますが、16年度より、美化推進費に企画費観光費より国道135号植栽管理委託費、花壇用苗の購入費が科目替えされ、計上されております。

2 項清掃費につきましては3億1,327万3,000円、前年対比13.7%の減となっております。ごみ収集委託料は東河環境センター分担金が主な内容でございます。

8 ページをお開きください。

5 款農林水産業費につきましては1億8,376万2,000円、前年対比3,041万3,000円、14.2%の減で、予算全体に占める割合は3.7%となっております。

1 項農業費につきましては1億662万円、前年対比2.1%の減であります。産業関係舗装用生コン、農業振興費補助金、中山間地域等直接支払制度交付金を計上いたしました。また、中山間地域総合整備事業負担金を措置いたしております。

2 項林業費につきましては1,799万5,000円を計上いたしました。ふれあいの森維持管理委託料、施設補修工事費等を措置いたしました。

3 項水産業費につきましては5,914万7,000円、前年対比28.8%の減となっております。漁業振興費補助金及び稲取漁港整備事業地元負担金等を計上してあります。

次に、6 款商工費につきましては3 億2,826万8,000円、前年対比1,151万2,000円、3.6%の増で、予算全体に占める割合は6.6%となっております。片瀬海岸観光施設整備工事、熱川桜山整備工事、稲取竜宮岬公園整備工事を実施いたします。また、昨年に引き続き、緊急経済支援対策資金利子補助を行いますとともに、今年度より、新たにリフォーム振興事業補助金と勤労者教育資金利子補給補助金を措置いたしました。

次に、7 款土木費につきましては2 億2,808万1,000円、前年対比1,276万2,000円、5.3%の減で、予算全体に占める割合は4.6%となっております。

1 項土木管理費につきましては4,466万5,000円、前年対比14.5%の減で、測量登記事務委託料及び急傾斜地対策事業地元負担金などが、主な内容となっております。

2 項道路橋りょう費につきましては1 億3,436万3,000円、前年対比4.1%の増で、道路維持費で町道全般の補修工事、改良事業では11路線分を計上いたしました。

3 項河川費につきましては2,209万6,000円、前年対比31.6%の増で、稲取大川砂防堰堤敷地及び湯ヶ岡赤川線河川用地取得費ほか3 水路改修工事費などであります。

4 項都市計画費につきましては2,415万2,000円、前年対比23.1%の減で、内容は都市公園管理委託料、都市計画基礎調査委託料及び都市下水路整備工事費などであります。

5 項住宅費につきましては280万5,000円、前年対比75.3%の減で、内容は町営住宅補修工事費であります。

次に、8 款消防費につきましては3 億4,236万5,000円、前年対比2,363万2,000円、6.5%の減で、予算全体に占める割合は6.9%となっております。本年度におきましては、第七分団のポンプ車、第三分団の可搬積載車購入費を計上してございます。

次に、9 款教育費につきましては4 億8,322万円、前年対比5,811万9,000円、10.7%の減で、予算全体に占める割合は9.7%となっております。

1 項教育総務費につきましては1 億510万7,000円、前年対比3.2%の減であります。

2 項小学校費につきましては6,407万2,000円、前年対比6.9%の減となっております。本年度においては、稲取小学校屋上防水工事費が計上してあります。

3 項中学校費につきましては5,016万4,000円、前年対比36.9%の減となっております。前年度は、熱川中学校の水道管布設がえ工事が予算計上されていたためであります。

9 ページをごらんください。

4 項幼稚園費につきましては1 億4,045万5,000円、前年対比3.3%の減となっております。本年度は、稲取幼稚園耐震補強設計委託料を計上してございます。

5 項社会教育費につきましては3,443万4,000円、前年対比19.7%の減であります。減額の要因といたしましては、図書館の浄化槽のポンプ修理の完了などによるものでございます。

6 項保健体育費につきましては7,991万1,000円、前年対比4.8%の減となっております。

7 項奨学金につきましては907万7,000円で、育英奨学金を計上いたしました。

次に、10 款災害復旧費につきましては728万8,000円であります。1 項農林水産業施設災害復旧費において、雇人料を計上してございます。2 項で公共土木災害復旧費として、災害に対

する応急工事費を計上いたしております。

次に、11款公債費につきましては9億2,960万円、前年対比2億5,920万円、38.7%の増で、予算全体に占める割合は18.6%となっております。増額の要因といたしましては、平成7年、8年度の減税補てん債借りかえ分2億7,120万円を措置してございます。内容は、元金償還金8億109万9,000円、利子支払額1億2,541万円、一時借入金の利子を295万4,000円を見込んだほか、諸費として13万7,000円計上したものであります。

最後に、13款予備費につきましては1,000万円で、予算総額の0.2%を計上いたしました。

なお、12款諸支出金につきましては、補正時に対応することとし、科目存置はいたしておりません。

10ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として平成16年度分を示してございますので、事項、期間、限度額等をごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては、145ページに掲載してございます。

12ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較も加え示されておりますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

13ページをごらんください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。歳出予算総額の財源内訳について申し上げます。

国県支出金4億6,564万9,000円で、地方債4億3,340万円、その他財源は3億3,653万2,000円という内訳になっております。

以上、まことに簡単ではございますが、概要説明をさせていただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時00分

議長（太田長八君） 農林水産課長が出張のため、上嶋課長補佐が代理出席しておりますので、御承知をお願いいたします。

休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 7 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算

日程第 8 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算

日程第 9 議案第 3 1 号 平成 1 6 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算

日程第 1 0 議案第 3 2 号 平成 1 6 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算

日程第 1 1 議案第 3 3 号 平成 1 6 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算

日程第 1 2 議案第 3 4 号 平成 1 6 年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（太田長八君） 日程第 7 議案第 29 号 平成 16 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、日程第 8 議案第 30 号 平成 16 年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算について、日程第 9 議案第 31 号 平成 16 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算について、日程第 10 議案第 32 号 平成 16 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算について、日程第 11 議案第 33 号 平成 16 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算について、日程第 12 議案第 34 号 平成 16 年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

町長から、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） ただいま、提案されました議案第 29 号から第 34 号まで、6 本を順次 1 本ずつ説明させていただきます。

議案第 29 号 平成 16 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成 16 年度の歳入歳出の総額は 16 億 6,740 万 8,000 円で、前年度当初予算と比較いたしますと 8,237 万 8,000 円、4.7% の減となっております。

まず、歳入につきまして主な内容を申し上げますと、国民健康保険税で 7 億 9,196 万 5,000 円を計上いたしました。これは予算全体の 47.5% を占めております。

このほか、国庫支出金で 6 億 13 万 6,000 円と療養給付費交付金 1 億 982 万 2,000 円、共同事業交付金 3,900 万円及び一般会計繰入金 1 億 1,500 万円を計上してあります。

次に、歳出について主な内容を申し上げます。総務費で事務的経費といたしまして 1,107 万 8,000 円、保険給付費で 10 億 6,999 万 9,000 円、老人保健拠出金 4 億 907 万 9,000 円、介護納付金 1 億 2,370 万 4,000 円及び共同事業拠出金 4,268 万 7,000 円を計上いたしたところであります。医療費に関連する歳出項目といたしまして、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金を合計いたしますと、予算総額の 98.7% を占めております。

詳細につきましては、後ほど健康づくり課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続いて、議案第 30 号 平成 16 年度東伊豆町老人保健特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

平成 16 年度の歳入歳出の予算の総額は 14 億 2,631 万 3,000 円で、前年度当初予算額と比較いたしますと 8,250 万 6,000 円、5.5% の減となっております。

歳入の内容を申し上げますと、医療費の公費負担割合により、社会保険診療報酬支払基金交付金で 8 億 7,089 万 9,000 円、国庫支出金 3 億 7,560 万 5,000 円、県支出金 8,990 万 2,000 円、一

般会計繰入金8,990万1,000円をそれぞれ計上いたしました内容でございます。

歳出につきましては、医療諸費で14億2,630万7,000円、100%を計上したところであります。詳細につきましては、後ほどこれまた健康づくり課長から説明いたさせます。

議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

平成16年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は8億165万円で、前年度当初予算に比べまして6,985万9,000円、9.5%の増となっております。

歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が1億3,745万5,000円で、歳入総額の17.1%となります。国庫支出金が1億9,410万3,000円で24.2%、2号被保険者の保険料である支払基金交付金が2億4,639万2,000円で30.7%、一般会計繰入金が1億1,955万4,000円で14.9%となります。いずれも特定財源等が前年度を上回っておりますが、保険給付費の伸びによるものでございます。

歳出につきましては、第2次事業計画における事業運営期間の中間年度に当たりまして、老人給付費見込額に、平成15年度の給付実績を勘案した中で算定した保険給付費が7億6,997万6,000円で、96%となる内容でございました。

後ほど、福祉介護課長より詳細を説明いたさせます。

議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成16年度の歳入歳出予算の総額は188万1,000円で、前年度当初予算額に比べまして117万1,000円の増となっております。

主な内容を申し上げますと、財産収入といたしまして、天草事業からの配分金が、ここ3カ年の実績から少額ではありますが増収を見込み、また、雛の館むかい庵設置に伴う土地貸付料による増額となったものでありまして、詳細につきましては、後ほど、企画調整課長より説明いたさせます。

議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成16年度の歳入歳出予算の総額は5,150万1,000円で、風力発電施設整備事業が終了いたしましたので、前年度当初予算に比べまして4億3,639万9,000円の減となっております。それでは、概要について申し上げます。

まず歳入では、風力発電所が昨年12月に完成いたしましたので、売電収入といたしまして5,100万円を計上いたしました。

次に、歳出につきまして申し上げますと、風力発電施設が終了し、今年度からは一年を通した施設の保守管理費費用を計上いたしましたところであります。また、自動車にて風車現地まで行きたいとの要望にこたえるため、道路の安全施設整備などを実施する財源といたしまして、一般会計への繰出金を計上いたしました。

なお、本年度につきましては、風力発電所運用に関する主要な経費を除いた2,550万円余りを基金に積み立てる予定となっております。

詳細につきましては、これまた企画調整課長から後ほど説明をいたさせます。

最後に、議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の状況であります。水道事業収益は4億7,733万8,000円で、前年度と比較いたしまして1,635万4,000円、3.3%の減額で計上してございます。主な要因は、営業収益、特に給水収益で1,700万円、3.6%の減収を予定したところでございます。このほか、受託工事収益で48万円、44.4%の減を予定しております。このため、簡易水道収益及びその他の営業収益で増加を見込みましたが、給水収益の減収を補てんすることは困難な状況となっておりますところでございます。さらに、営業外収益で前年度対比74万1,000円の減を見込んでおります。全体的には景気の回復がおくれており、水事業が伸び悩む傾向が続くと考えておるところでございます。

水道事業費用におきましては4億7,177万9,000円で、前年度対比758万8,000円、1.6%の減額を見込んでおるところでございます。営業費用では4億436万1,000円で、前年度対比603万2,000円の減額で計上してございます。全般的に、経費の節減を図ることを前提に予算計上をしてございます。しかし、減価償却費は、平成15年度の海洋事業に伴う償却額の増加により、約220万円余の増加となっておりますところでございます。

このほか、簡易水道事業費用におきましては、新しい施設に伴う薬品費、動力機等の増加により増額がなされております。営業外費用につきましては6,691万7,000円で、前年度対比155万6,000円の減額となっております。主なものは、元金償還金の増加に伴い、支払い利息が減少したことであります。

いずれにいたしましても、水道事業会計を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。このため、一層の経費の節減を図りながら事業を進めていくつもりでございますので、どうか御理解をお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入につきましては、前年度同様分担金及び寄付金を科目存置としてございます。

支出につきましては、総額1億3,023万3,000円を計上してございます。前年度対比で659万6,000円、5.3%の増となっております。

最初に、建設改良費で、総額7,230万9,000円で、前年度対比885万2,000円、10.9%の減額となっておりますところであります。内訳といたしましては、工事関係で6,198万6,000円、固定資産購入費で404万3,000円及び設計委託で628万円を計上してございます。主なものは、新稲取系の送水能力向上のためのポンプ設置工事、白田浄水場の水上補機、補機盤設置工事、ほか8件を予定しておるところでございます。

次に、企業債償還金であります。5,792万4,000円を計上してございます。これは、前年度対比1,544万8,000円、36.4%の増となっております。今後とも、この元金償還金は増加していきますので、資本的支出の改良工事予算を圧迫していくものと、心配しているところでございます。

なお、収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんを予定しているところでございます。この予算におきましては、約200万余の利益を見込んでおりますが、一刻も早い景気の回復を望むところでございます。そして、水道事業の収益確保を期待するところでもございます。

以上、簡単ですが、提案理由とさせていただきます。

詳細につきましては、後ほど水道課長から詳しく説明をさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（太田長八君） 健康づくり課長。

健康づくり課長（鈴木希美雄君） それでは、ただいま提案されました議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、概要を説明申し上げます。

148ページをごらんください。

平成16年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ16億6,740万8,000円と定めます。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、5,000万円と定めます。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

それでは、149ページをお開きください。

なお、この予算の説明の中で、先に申し上げる金額は平成16年度であり、前年度と申し上げますのは平成15年度でございます。また、比較につきましては、平成16年度当初予算に対し、平成15年度当初予算の内容で申し上げますので、御理解をお願いいたします。

「第1表歳入歳出予算」の歳入の款項の区分で申し上げます。

1款国民健康保険税につきましては7億9,196万5,000円、前年対比1,051万6,000円、1.3%の減で、予算全体の47.5%を占めております。内容を申し上げますと、一般被保険者国民健康保険税の現年課税分は6億8,476万6,000円で、前年対比1,256万5,000円、1.8%の減で、その内容を申し上げますと、医療給費分現年課税分6億2,788万5,000円と介護納付金分現年課税分5,688万1,000円の割合となっております。滞納繰越分は4,230万円で、前年対比45万5,000円の減となっております。また、退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分は6,372万2,000円で、前年対比275万円、4.5%の増で、その内容を申し上げますと、保険給付費分現年課税分6,068万円と介護納付金分現年課税分304万2,000円の割合となっております。滞納繰越分は117万7,000円で、前年対比24万6,000円の減となっております。

2款使用料及び手数料につきましては49万1,000円で、前年対比4万円、8.9%となっております。

3款国庫支出金は6億13万6,000円、前年対比2,853万5,000円、4.5%の減で、予算全体の36%の割合となっております。

1項国庫負担金は5億1,928万4,000円、前年対比2,848万8,000円、5.2%減となり、2項国庫補助金では8,085万2,000円、前年対比4万7,000円、0.1%の減となっております。

次に、4款療養給付費交付金につきましては1億982万2,000円、前年対比7,523万3,000円、40.7%の減となり、予算全体の6.6%の割合となっております。この減額内容につきましては、退職被保険者療養給付費交付金の減によるものであります。

次に、5款県支出金につきましては1,067万2,000円で、前年対比皆増となり、高額医療費

の共同事業拠出金で、前年度中の改正で、国保連合会に拠出された交付金、交付されておりましたが、直接県支出金となったものであります。

6 款共同事業交付金につきましては3,900万円で、前年度と同額を計上いたしました。予算全体の2.3%の割合となっております。

次に、7 款財産収入につきましては2,000円を計上いたしました。

次に、8 款連合会支出金につきましては、前年度同額の2,000円を計上いたしました。

150ページをごらんください。

9 款繰入金につきましては1億1,500万1,000円で、前年対比2,439万5,000円、22.9%増となり、予算全体の6.9%の割合となっております。この増額の内容は、保健基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金が増額になったものであります。

2 項基金繰入金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

10 款繰越金につきましては、前年度同額の2,000円を計上いたしました。

11 款諸支出金につきましては31万5,000円で、前年対比19万9,000円、37.8%の減となっております。

151ページをごらんください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

まず、1 款総務費では1,107万8,000円、前年対比45万6,000円、4%の減で、予算全体に占める割合は0.7%となっております。1 項総務管理費では729万円で、前年対比16万6,000円、2.2%の減となっております。2 項徴税費では286万4,000円で、前年対比17万9,000円、5.9%の減であります。3 項運営協議会費では20万4,000円で、前年対比1,000円の減となっております。4 項趣旨普及費では72万円で、前年対比11万円の減であります。

次に、2 款保険給付費では10億6,999万9,000円で、前年対比1,731万円、1.6%の減で、予算全体の64.2%の割合となっております。1 項療養諸費では9億5,354万9,000円で、前年対比1,956万円で、2%の減となっております。内容は、一般被保険者療養給付費保険者負担金7億9,800万7,000円と、退職被保険者等療養給付費保険者負担金1億4,803万3,000円が主な内容であります。2 項高額療養費では1億20万円で、前年対比620万円、6.6%増となっております。3 項移送費では、前年度同額の50万円を計上いたしました。4 項出産育児諸費につきましては990万円、33人分を計上してございます。前年対比390万円、28.3%の減となっております。5 項葬祭諸費では585万円で、前年対比5万円、0.8%減となっております。

次に、3 款老人保健拠出金につきましては4億907万9,000円で、前年対比9,260万8,000円、18.5%の減で、予算全体の24.5%の割合となっております。主な内容につきましては、老人保健医療費拠出金4億370万円と老人保健事務費拠出金537万9,000円となっております。

次に、4 款介護納付金につきましては1億2,370万4,000円で、前年対比504万4,000円、4.3%増で、予算全体の7.4%の割合となっております。

次に、5 款共同事業拠出金につきましては4,268万7,000円で、前年対比2,308万9,000円、117.8%増で、予算全体の2.6%の割合となっております。増加内容につきましては、高額医療費の伸び率に基づき増額したものでございます。

152ページをごらんください。

6 款保健事業費につきましては445万3,000円で、前年対比13万7,000円、3%減で、予算全体の0.3%の割合となっております。

7 款基金積立金につきましては2,000円、前年度と同額を計上いたしました。

8 款公債費につきましては1,000円で、前年度と同額を計上いたしました。

9 款諸支出金につきましては140万5,000円で、前年度と同額を計上いたしました。

最後に、10款予備費につきましては500万円で、前年度と同額を計上いたしました。

153ページをお開きください。

ただいま、説明いたしました各款の歳入の内容につきましては、この事項別明細書総括表で、前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

154ページをごらんください。

歳出につきましても各款の前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

次に、財源内訳について申し上げます。

国県支出金が5億8,946万6,000円で、その他財源が2億6,382万8,000円、一般財源が8億1,411万4,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算について、概要を申し上げます。

175ページをごらんください。

平成16年度東伊豆町の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,631万3,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

176ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算」の款項の区分で申し上げます。

1 款支払基金交付金につきましては8億7,089万9,000円、前年度対比1億201万6,000円、10.5%の減で、予算全体の61.1%を占めております。

2 款国庫支出金につきましては3億7,560万5,000円、前年度対比1,834万4,000円、5.1%の増で、予算全体の26.3%の割合となっております。内容は、医療費国庫負担金でございます。

3 款県支出金につきましては8,990万2,000円、前年度対比58万6,000円、0.7%増で、予算全体の6.3%の割合となっております。内容は、医療費県負担金であります。

4 款繰入金につきましては8,990万1,000円、前年度対比58万円、0.7%増で、予算全体の6.3%の割合となっております。内容は、一般会計繰入金であります。それぞれの債務につきましても、医療諸費の算定に基づき負担割合によるものであります。

177ページをごらんください。

次に、歳出につきましては、款項の区分で申し上げます。

1 款医療諸費につきましては14億2,630万7,000円で、前年度対比8,250万6,000円、5.5%減で、予算全体の占める割合は100%となります。その内容は、医療給付費14億2,010万2,000円、医療支給費1,825万4,000円、審査支払手数料595万1,000円であります。

178ページをお開きください。

ただいま説明いたしました、各款の歳入の内容につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

次に、歳出につきましても各款の前年度比較を加え示してありますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

次に、財源内訳につきましては、国庫支出金が4億6,550万7,000円、その他財源8億7,089万9,000円、一般財源8,990万7,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。  
議長（太田長八君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（村木重男君） ただいま、提案理由されました議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、概要を説明いたします。

186ページをお願いいたします。

議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億165万円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

2ページをお願いいたします。

「第1表歳入歳出予算」の歳入の款項の区分で申し上げます。

1 款介護保険料につきましては1億3,745万5,000円で、前年対比692万2,000円で、4.8%の減で、歳入予算の17.1%を占めております。内容を申し上げますと、被保険者介護保険料の特別徴収分は3,110人で、1億1,262万6,000円、普通徴収分が840人で、2,278万9,000円を見込んでおります。特別徴収、普通徴収分とも65歳到達者、死亡者、転出者等を見込んでおります。

次に、2 款分担金及び負担金621万5,000円で、前年対比218万3,000円、26%の減で、歳入全体で0.8%を占めております。内容は、前年度に引き続き当町が賀茂郡介護認定審査会事務局を担当することにより、関係町村からの負担金を計上いたしました。

次に、3 款使用料及び手数料は9万1,000円で、前年対比5万円で、112%の増となっております。証明手数料及び普通徴収に係る督促手数料でございます。

4 款国庫支出金は1億9,410万3,000円で、前年対比1,412万2,000円、7.8%の増となり、歳入全体の24.2%でございます。内容は、1 項国庫負担金が1億5,399万5,000円で、前年対比1,400万円、10%の増となります。これは、保険給付費の20%に相当する法定負担率で、国の負担分でございます。

2 項国庫補助金4,010万8,000円で、前年対比12万2,000円、0.3%の増となっております。

次に、5 款支払基金交付金は2億4,639万2,000円で、前年対比2,240万円、10%の増となっており、歳入全体で30.7%を占めてございます。給付費の32%に相当する支払基金からの交付金でございます。

次に、6 款県支出金は9,624万9,000円で、前年対比875万1,000円、10%の増となっており、歳入総額の12%でございます。内容は、保険給付費の12.5%に相当する法定負担率で、県の負担分でございます。

次に、7款財産収入は、介護給付費準備基金の定期利息で、前年度同額1,000円を計上いたしました。

次に、8款繰入金は1億1,955万4,000円で、前年対比3,205万7,000円、36.6%の増で、歳入全体の14.9%となります。保険給付費の12.5%に相当する法定負担率市町村負担分と事務費繰入金1,330万6,000円及び過年度分事務費繰入金1,000万円を計上いたしました。

なお、2項の基金繰入金につきましては、科目存置といたしました。

9款繰越金につきましては153万6,000円といたします。前年対比153万5,000円の増で、歳入全体の0.2%となります。

次に、10款諸収入につきましては5万4,000円を計上いたしました。前年対比4万9,000円の増でございます。内容としては、雑入として、65歳以下の生活保護者の県からの認定調査委託料5万円を見込んだものでございます。

恐れ入りますが189ページをお開きください。

次に、歳出ですが、歳入と同じく款項の区分で申し上げます。

1項介護保険サービス等諸費。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

福祉介護課長（村木重男君） すみません。

次に、歳出につきましても款項の区分で申し上げます。

まず、1款総務費1,966万1,000円、前年対比1,013万6,000円、34%の減で、歳出全体に占める割合は2.5%となっております。

1項総務管理費は535万円で、前年対比740万6,000円、58.1%の減といたしました。減額の主な内容は、電算機等のリースの終了によるものと電算委託料の減によるものです。

2項徴収費は118万2,000円で、前年対比9万6,000円、8.8%の増額といたしました。

3項介護認定審査会費は1,312万9,000円で、前年対比22万6,000円の増額となっております。内容は、賀茂郡介護認定審査会事務局に伴う経費818万8,000円を計上しております。

次に、2款保険給付費につきましては7億6,997万6,000円で、前年対比7,000万1,000円、10%の増となり、歳出全体の占める割合は96%を示しております。

1項介護サービス等諸費は7億4,317万4,000円で、前年対比6,111万1,000円、9%の増といたしました。内容は、要介護者の認定された者の在宅並びに介護施設入所者の、介護サービスに対する保険給付費でございます。

2項支援サービス費等諸費は2,041万7,000円で、前年対比950万5,000円、87.1%の増で、内容は、要支援と認定された者の居宅支援サービスに対する保険給付費の、要支援認定者の増加によるものでございます。

3項のその他諸費は124万5,000円で、前年対比28万5,000円、18.6%の減で、審査支払委託料の単価が117円2銭から95円に下がったことによるものです。

4項の高額介護サービス等諸費の514万円は、前年対比33万円、6%の減といたしました。

3款財政安定化基金拠出金につきましては、81万2,000円を計上いたしました。

4款基金積立金につきましては、過年度事務費繰入金1,000万円を積み立てるもので、歳出全体の1.2%を占めております。

5款諸支出金は20万1,000円で、前年度と同額を計上いたしました。内容は、第1号被保険者の保険料過誤納還付金等で、特に特別徴収の資格喪失による保険料還付金で、年金保険者への還付金であります。

6款予備費につきましては、昨年同様100万円を計上いたしました。

ただいま説明しました各款の歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書総括表で前年度比較を加えて示してございますので、ごらんの上、御理解願います。

191ページの財源内訳について申し上げます。

特定財源国県支出金が2億9,035万円、その他財源2億4,639万4,000円、一般財源2億6,490万6,000円となっております。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（太田長八君） 企画調整課長。

企画調整課長兼防災監（太田英明君） それでは、ただいま提案されました議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の主な内容を説明させていただきます。

206ページをお開きください。

平成16年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ188万1,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によります。

なお、概要説明につきましては、款項の区分で説明させていただきます。

207ページをお開きください。

初めに、「第1表歳入歳出予算」の歳入について申し上げます。

1款財産収入、1項財産運用収入につきましては180万9,000円で、前年度比較120万9,000円の増となっておりますが、天草事業配分金の増収と雑の館むかい庵設置による土地貸付料により増額となったものでございます。

2款繰越金、1項繰越金7万1,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

3款諸収入につきましては、預金利子でございます。

208ページをごらんください。

次に、歳出について申し上げます。

1款管理会費、1項管理会委員会費につきましては、主な内容といたしまして、雑の館むかい庵設置に係る天草用地使用補償料120万円を計上いたしております。

2款諸支出金、1項繰出金52万2,000円につきましては、一般会計繰出金でございます。

3款予備費につきましては5,000円を計上いたしました。

209ページをお開きください。

各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で、前年度比較も加え示されてお

りますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

210ページをごらんください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっておりますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の主な内容を説明させていただきます。

214ページをお開きください。

平成16年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,150万1,000円と定めます。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

なお、概要説明につきましては、款項の区分で説明させていただきます。

それでは、215ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算」の歳入について申し上げます。

1 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入を1,000円計上いたしました。昨年設置いたしました風力発電事業基金の利子となっております。

2 款繰越金につきましては、1 項繰越金として50万円を計上いたしました。内容につきましては、前年度からの繰越金でございます。

3 款諸収入につきましては、3 項公益事業収入として売電収入を5,100万円計上いたしました。風力発電事業につきましては、公営企業法を適用する必要があるとの結論を得ましたので、地方自治法施行規則に従い、本年度より、諸収入として計上することといたしました。また、風力発電施設建設工事が終了いたしましたので、前年度計上してございました繰入金、補助金及び町債につきましては、本年度は計上ございません。

なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書225ページに記載されておりますので、ごらんの上、御理解をお願いいたします。

216ページをごらんください。

次に、歳出について申し上げます。

1 款電気事業費につきましては、1 項電気事業管理費に風力発電推進市町村全国協議会費を計上いたしました。また、2 項風力発電事業費につきましては、風力発電施設建設工事終了に伴い、前年度と比較して4 億4,920万5,000円の減額となっております。主な予算措置内容といたしましては、発電施設保安管理委託料として941万4,000円を計上し、また歳入から必要経費を差し引いた額を基金積立金として2,550万1,000円を計上いたしました。

次に、2 款公債費につきましては、公債利子として538万4,000円を計上いたしました。

3 款諸支出金につきましては、1 項繰出金として、一般会計への繰出金を措置いたしました。これは、風車への進入路を一般の皆様へ開放するため、道路の安全施設等を設置するための財源とするものです。

4 款予備費につきましては50万円を計上いたしております。

217ページをごらんください。

各款の歳入内容につきましては、この事項別明細書総括表で、前年度比較も加えて示されておりますので、ごらんの上、御理解をお願いしたいと思います。

218ページをごらんください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。特定財源の1,000円は、風力発電事業基金から発生した利子を、再度基金に積み立てるものであります。

以上、まことに簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） 水道課長。

水道課長（田中輝知君） ただいま提案されました議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1ページをお開きください。

（総則）

第1条 平成16年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとします。

（1）給水戸数6,700戸。

（2）年間総給水量407万4,000立方メートル。

（3）一日平均給水量1万1,161立方メートル。

（4）主な建設改良事業 白田浄水場（取水場）の補機盤改修工事、第1中継場送水ポンプ設置工事ほかでございます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入についてです。

第1款水道事業収益2億7,733万8,000円、第1項営業収益4億7,376万8,000円、第2項営業外収益357万円を予定しています。

支出についてです。

第1款水道事業費用4億7,177万9,000円、第1項営業費用4億436万1,000円、第2項営業外費用6,691万7,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円を予定しています。

2ページをお開きください。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとします。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,023万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,323万1,000円、減債積立金5,700万円を補てんするものとしします。）

収入についてです。

第1款資本的収入2,000円、第1項分担金1,000円、第2項寄付金1,000円。

支出についてです。

資本的支出1億3,023万3,000円、第1項建設改良費7,230万9,000円、第2項企業債償還金5,792万4,000円を予定しています。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、9,572万円であります。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は463万6,000円と定めます。

3ページをごらんください。

平成16年度東伊豆町水道事業会計実施計画で、主な説明をさせていただきます。

最初に、収益的収入及び支出についてであります。

説明において、前年度対比とあるのは平成15年度当初予算額との比較であります。

収入についてです。

第1款水道事業収益4億7,733万8,000円で、前年度対比1,635万4,000円、3.3%の減となります。

第1項営業収益4億7,376万8,000円で、前年度対比1,561万3,000円、3.2%の減であります。

第1目給水収益4億5,300万円で、前年度対比1,700万円、3.6%の減で計上してあります。

第2目簡易水道収益1,980万円で、前年度対比180万円、10%の増で計上してあります。

第3目受託給水工事収益60万円で、前年度対比48万円、44.4%の減で計上してあります。

4目その他営業収益36万8,000円で、前年度対比6万7,000円、22.3%増で計上してあります。

第2項営業外収益357万円、前年度対比74万1,000円、17.2%の減で計上してあります。

第1目受取利息2万4,000円で、前年度対比4,000円の増額でございます。

第2目分担金283万5,000円で、66万5,000円、19%の減で計上してあります。

第3目雑収益71万1,000円で、前年度対比8万円、10.1%の減額で計上してあります。

4ページをお開きください。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用4億7,177万9,000円で、前年度対比758万8,000円、1.6%の減で計上してあります。

第1項営業費用4億436万1,000円で、前年度対比603万2,000円、1.5%の減であります。

次に、第1目原水及び浄水費6,563万2,000円で、前年度対比12万6,000円、0.2%の減で計上してあります。

第2目配水及び給水費7,879万2,000円で、前年度対比407万円、4.9%の減で計上してあります。

第3目簡易水道事業費用299万9,000円で、前年度対比38万4,000円、14.7%の増で計上してあります。

第4目受託給水工事費67万8,000円で、前年度対比26万5,000円、28.1%の減であります。

第5目総係費5,535万円で、前年度対比326万5,000円、5.6%の減であります。

第6目減価償却費1億9,821万円で、前年度対比221万円、1.1%の増であります。

第7目資産減耗費260万円で、前年度対比90万円、25.7%の減で計上してあります。

第8目その他営業費用10万円で、前年度と同額を計上してあります。

営業費用関係では、減価償却費及び簡易水道事業費を除き、減額計上してあります。

次に、第2項営業外費用6,691万7,000円で、前年度対比155万6,000円、2.3%の減でありま

す。

第1目支払利息5,216万3,000円で、前年度対比147万2,000円、2.7%の減で計上してあります。これは、元金の償還の増加に伴い、利息も減少したものであります。

2目繰延勘定償却1,000円で科目存置してあります。

3目消費税1,465万3,000円で、前年度対比8万4,000円の減であります。これは、この予算を執行することによって発生する消費税でございます。

4目その他営業外費用10万円で、前年度と同額を計上してあります。

次に、第3項特別損失、第1目過年度損益修正損を1,000円で科目存置してあります。

次に、第4項予備費、第1目予備費ですが、50万円を前年と同額で計上してあります。収益的収入及び支出におきましては、経費節減を図ることを前提に予算計上してあります。

5ページをごらんください。

次に、資本的収入及び支出であります。

最初に、収入についてです。

第1款資本的収入2,000円であります。これは、前年度と同様、第1項分担金第1目分担金で1,000円、第2項寄付金、第1目寄付金1,000円を科目存置してあります。

次に、支出であります。

第1項資本的支出を1億3,023万3,000円で、前年度対比659万6,000円、5.3%の増となっております。

次に、第1項建設改良費7,230万9,000円で、前年度対比885万2,000円、10.9%の減となっております。

第1目原水及び浄水費施設整備費987万円で、前年度対比267万円、37.1%増となっております。白田浄水場関係の改良工事を計上してあります。

第3目配水及び給水設備工事費2,061万6,000円で、前年度対比817万2,000円、28.4%の減となっております。内容は、建設課関連工事及び老朽配水管の布設がえ工事でございます。

4目固定資産購入費404万3,000円で、前年度対比374万2,000円、48.6%の減となっております。内容は、浄水器交換に伴う経費が、主なものでございます。

5目調査費628万円で、前年度対比2,529万9,000円、80.1%の減となっております。内容は、工事関係の設計委託でございます。

7目第5次拡張事業費3,150万円で、新規計上であります。これは、新稲取系のポンプ設置工事であります。

次に、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金で5,792万4,000円で1,548万4,000円、36.4%の増となっております。企業債償還金は、今後とも増加していきますので、建設改良予算に影響を与えると考えております。

7ページから8ページにかけましては、前年度分の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載してあります。

9ページをお開きください。

ここで、平成16年度の予定貸借対照表を記載してあります。

平成16年度の予算におきましては、前年の年度末に、予定貸借対照表に計上してありますとおり208万2,000円の利益を見込んでおります。10ページ以降は参考書を記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。  
議長（太田長八君） 以上で、提案されました平成16年度の各会計の当初予算の概要説明を終了いたします。

また、大綱質疑につきましては、締め切りを3月11日午前10時までにはいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、大綱質疑の締め切りを3月11日午前10時までといたします。

なお、11日は午後2時から会議を開きますので、ご承知ください。

#### 散会の宣告

議長（太田長八君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 1時54分

## 平成16年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

平成16年3月11日(木)午後2時開議

- 日程第 1 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算  
日程第 2 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算  
日程第 3 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算  
日程第 4 議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算  
日程第 5 議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算  
日程第 6 議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算  
日程第 7 議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算

### 出席議員(11名)

- |     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 飯田 龍一君  | 2番  | 森田 礼治君 |
| 3番  | 西村 弘佐君  | 6番  | 鈴木 勉君  |
| 7番  | 山本 鉄太郎君 | 8番  | 八代 善行君 |
| 10番 | 太田 長八君  | 11番 | 居山 信子君 |
| 12番 | 定居 利子君  | 13番 | 山田 直志君 |
| 14番 | 内山 恒昭君  |     |        |

### 欠席議員(1名)

- 5番 関野 博君

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                          |        |                         |         |
|--------------------------|--------|-------------------------|---------|
| 町長                       | 片野 武君  | 助役                      | 太田 俊彦君  |
| 収入役                      | 渡辺 富夫君 | 教育長                     | 石井 建三郎君 |
| 総務課長                     | 村木 脩君  | 企画調整課長<br>補佐兼<br>企画調整係長 | 吉野 竹男君  |
| 税務課長                     | 西川 真人君 | 収納課長                    | 楠山 節雄君  |
| 農林水産課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 稲葉 忠明君 | 建設課長                    | 小澤 正幸君  |
| 観光商工課長                   | 山本 幸雄君 | 消防長                     | 金田 弘道君  |
| 教育委員会<br>事務局長            | 鈴木 清司君 | 住民課長                    | 山田 嘉之君  |
| 福祉介護課長                   | 村木 重男君 | 健康づくり<br>課長             | 鈴木 希美雄君 |
| 国体室長                     | 鈴木 新一君 | 水道課長                    | 田中 輝知君  |

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 悟 君 書 記 石井尚徳君

開議 午後 2時00分

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） 本日5番関野議員におかれましては、所用のため欠席の通知を受けており、これを許可いたしましたので御報告いたします。

また、企画調整課長が所用のため欠席の通知を受けております。吉野課長補佐が代理出席いたしますので御承知ください。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第1回定例会第4日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

#### 日程第1 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算

議長（太田長八君） 日程第1 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算についてを議題といたします。

これより大綱質疑を行います。

大綱質疑につきましては質問回数は2回までとし、質問時間は1人30分といたしたいと思います。

7番、山本鉄太郎さんの大綱質疑を許します。

7番、山本鉄太郎さん。

（「議長、自席でいいんでしょう」の声あり）

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

議長（太田長八君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） 私は、今回は特別会計の方の審議委員ですので、一般会計について大綱質疑をさせていただきます。

1点目、歳入の減少、特に町税の減少や交付税等の削減に対する当局のお考えをお聞かせく

ださい。

2点目といたしまして、歳出については福祉、商工関係が前年に対して増えております。その他全般的に、前年の予算よりも減っておりますが、公債費が多く伸びておりますが、その内容をお聞かせください。

なお、教育費、教育振興費についてどのような見直し、査定を行ったかもあわせてお願いいたします。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） どうも御苦労さんです。

それでは今、一般会計の方の大綱質疑で2点からなる山本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、歳入の減少、特に町税の減少や交付税等の削減に対する当局の考えと、こういうお尋ねですからお答えをいたします。

本定例会の施政方針でも触れさせていただきましたが、当町の財政状況は、歳入の根幹である町税が景気の低迷に伴う町民税、入湯税等の減収や評価替えに伴う固定資産税の減などにより、前年度より8,600万円、3.7%の大幅な減が見込まれるなど非常に厳しい状況でございます。

財政運営の健全化を保つためには、また税負担の公平性という意味合いからも税収の確保は最重要課題であり、職員一丸となって横断的な応援体制による徴収体制の強化、滞納者の状況においた差し押さえ等の滞納処分をより一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、国の三位一体の改革によりまして、基幹税には及ばぬがわずかな税源移譲はあるものの、地方交付税とその補完財源としての臨時財政対策債等を合わせた実質的な交付税収入は、前年度予算よりも1億3,000万円、12%もの大幅な減となっておりますのが現状であります。

平成18年度までの3カ年にわたって進められております当改革により、基幹税を主とした税源移譲には期待がある程度持てますものの、国庫補助負担金の廃止、削減や交付税の縮減は確実なところでありまして、地方自治体には、これまで以上の自主的、自立的な行財政運営が求められており、そのためにはまず、収納率向上による町税の確保が第一でございます。歳出の徹底的な見直しによる、限られた財源の有効活用が不可欠であると考えている次第でございます。

第2点目の歳出については、福祉、商工関係が前年に対して増になった、その他全般的には前年より減になっているが、中でも公債費が多く伸びているがその内容と、こういうことと、教育費の教育振興費についてはどのような見直しを行ったかと、こういうお尋ねでございますから、順次お答えをいたします。

御案内のとおり、非常に厳しい財政状況でありますので、歳入に見合った予算編成をということで、歳出については徹底的な見直しを行いまして、全般的には前年度予算より減となっております。

目的別の歳出予算では、民生費、商工費、公債費等が前年対比で増となっておりますが、まず民生費につきましては、児童手当が法改正によりまして支給対象が3年生までというような拡大をされたことや、平成15年度に措置から支援へと移行されました障害者付与費の増や、国

民健康保険特別会計、あるいは介護保険特別会計への制度改正による繰出金の増額などによるものであります。

商工費につきましては、熱川桜山公園整備事業、稲取竜宮岬公園整備事業などの観光基盤整備の実施が新たに加わって増となったものでございます。

公債費が前年より2億5,920万円、率にして18.6%の大幅な伸びとなっておりますが、平成7年、8年度に借り入れいたしました減税補てん債、2億7,120万円の借りかえによるものでございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

教育費につきましても、事務局と学校とのヒアリング、財政担当と事務局とのヒアリング、あるいは私とのヒアリング等、例年どおりの予算査定を実施しております。

小中学校の教育振興費が前年度対比で減となりましたのは、大きな要因といたしましては、教育用のパソコンのリースです。昨年10月にリース替えに伴う契約の際、徹底的に物件金額を下げました。そして新たに、リース料率も別のリース会社に料率見積もりをして競争をさせたと、こういう中で大きく下がってきたというのが、まず大きな原因であるというように御理解をお願いいたします。

また、他の歳出同様その内容について厳しく精査をする一方で、我が町の将来を担う子供たちの育成、教育の質の向上という観点にも立った上で予算配分をしたつもりでございますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

（7番 山本鉄太郎君登壇）

7番（山本鉄太郎君） 歳入の方は、相当苦慮されているとは思いますが、今度、地域再生事業債、臨時財政対策債、この辺のものがまた少しずつ加わりながらも、町税を一生懸命やっついていこうという、その配慮はうかがえました。

でも、相手あってのことでなかなか難しいことじゃないかなと、私は思いますので、その辺は歳入の方は、当局よろしくお願いしたいと思います。

あと歳出の方で、今、高齢化社会でもあって、少子化の関係で児童手当がこれだけ増えたんだよと。福祉はしょうがないかな、やっぱりこれくらいは伸ばさなければという観点がございませう。

それで商工費の方は、観光はうちの基盤産業ですから多少の伸びはまあ、いいだろうかなと。

でも私思うのに、最終的に教育振興費。二、三日前に私どもも減額補正で可決いたしましたけれども、要するに、これからこの町を担っていく子供たちが、教材費、そういうようなもので末端の、要するに学校の先生たちが、ああ、このときにこういう教材費が欲しかったのに今年の査定ではこれを出していないからだめかというような、そういうようなあれではなくて、この辺は20万ぐらいですか、15年度の教育振興費の備品は。幼稚園では4園、小学校3校、中学校2校合わせると。

もし3学期でこういう物が欲しいなというときがあったら、できれば教育委員会あたりで教育長が音頭を取って、要するにこのものは教材に必要なんだという形で。町長、この辺の中で、あくまでも減額補正するのではなくて、子供たちのためにという形のものがあつたらこういうものは泳がせてその中で教育長に責任を持たせて、こういうものを活用してもらったらどうかと私は思いますので、この減額されているという形、工事があれば当然減額になってきましようけれども、その辺の配慮の願いを、私はここで言うておきたいと思っておりますけれども、そ

の辺の答弁だけで結構です。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 教育振興費の不用額、先日お願いしたわけですが、こういうものも基本的には、やはり、当初予算に計上してあるものはなるべく早く購入をして、教育の用に供していただきたい。しかし、ここ何年かを見てみますと、当初予算に計上してあるのにもかかわらず、年をまたいで1月とか2月とかと、年度末に近いときに購入をするような傾向がありまして、それは誠に慎んでもらいたいと、こういうことを教育委員会を通じて学校側にもきつく言っておるところであります。今お尋ねのようなところで、例えば早く手当てをしたんだけど、こういう物が学期末に欲しいよと、あるいは中間に欲しいよということは、やはりある程度の裁量権は教育委員会の中にも持たせてありますもので、その中で泳げるものは泳いで結構じゃないかと、私自身はこういうふうを考えております。

議長（太田長八君） 以上をもって、平成16年度一般会計歳入歳出予算についての大綱質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算については、6人の委員で構成する一般会計歳入歳出予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号については、6人の委員で構成する一般会計歳入歳出予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計歳入歳出予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、一般会計歳入歳出予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、一般会計歳入歳出予算審査特別委員会に付託いたしました議案第28号については、会議規則第45条第1項の規定により、来る3月19日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、一般会計歳入歳出予算審査特別委員会において、来る3月19日までに審査を終え、報告できるように期限をつけることに決しました。

日程第2 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算

日程第3 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算

日程第4 議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算

日程第5 議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算

日程第6 議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算

日程第7 議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（太田長八君） 日程第2 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、日程第3 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算について、日程第4 議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算について、日程第5 議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算について、日程第6 議案第34号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算について、日程第7 議案第35号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

これより大綱質疑に入ります。

13番、山田直志さんの大綱質疑を許します。

13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） それでは、特別会計に対して大綱的に何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目に、国民健康保険会計でございます。今回の16年度の予算を見ますときには、医療費の伸びというものが大きくあらわれていないというふうに予算上は思いますけれども、医療費、補正予算で議論したとおり今後70歳以上75歳までの方が順次国民健康保険の方に入ってくるという点からは、医療費の軽減という問題が極めて重要な課題になっているというふうに思いますが、新たに健康づくり課もでき、これらの問題について総合的にどのように取り組まれるのか、お考えを伺いたいと思います。

2点目に、介護保険会計でございますが、とりわけ介護給付費の増加というものが目につくわけでありまして、これらの原因と対策について担当課の方ではどのようにお考えであるのか伺いたいと思います。

3点目に、稲取財産区特別会計ですが、管理会費の中の補償補てんの120万の根拠についてお答えをいただきたいと思います。

4点目、風力会計ですが、諸支出金の位置づけと、今回支出しております費用等のルール化、計画性等が必要ではないかというふうに私は考えますが、これらについてのお考えを基本的に伺っておきたいと思います。

最後に、水道事業会計ですが、給水量が減少し収益が減少する、そういう中で内部留保資金等々は増加をしているけれども、なかなかこれが活用できない状況にあらうかというふうに思います。そうした中でも、水道事業会計は安定した水の供給という、この事業の目的を果たさなければならぬという責任があらうかと思えます。この安定した水の供給に向けて、今どのように町として取り組んでいるのか、この点について考え方を伺うものであります。

よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

(町長 片野 武君登壇)

町長(片野 武君) それでは、特別会計の5会計にそれぞれ1点ずつ、山田議員から質問されておりますから、順次お答えをさせていただきます。

まず、国保会計の医療費軽減のための対策についてということで。医療技術の高度化、疾病構造の多様化等によりまして、毎年医療費は増加の一途をたどっておるのが現状であります。さらに、高齢化の進展に伴いまして、加齢より病気を誘発する割合が大変多くなってまいっております。

私の政策の一つでもあります寝たきり予防対策として、昨年10月にオープンいたしました介護予防拠点施設を、アスト会館敷地内に設置をいたしましたところであります。この施設におきまして、アリーナ事業で、運動不足解消教室、ミニテニス教室、セルフケア教室、プール事業として健康水泳教室、水中リラクゼーション教室及び膝・背中・腰痛予防教室、これは水中歩行でありますけれども、11教室を開催しておりますところであります。

さらにこの3月から、中・高齢者のための健康づくりを筑波大学講師の久野先生の御指導のもとに実施をいたしてまいります。この事業は、御案内のように、茨城県の大洋村で実績を上げており、科学的データに基づくメニューによって実施をいたします。メニューも、個人個人に合わせたプログラムを作成いたしますので、無理なく効果を上げることができま

す。

また、保健事業といたしまして、重複多受診者に対する保健師の訪問強化、長期入院者の家庭復帰等の促進、60歳代を対象に家庭訪問と健康教室の実施をしてみたいと考えておるところであります。

このように、あらゆる方法で保健事業と健康づくり事業を推進強化していきたいと考えておりまして、即効性はございませんが、必ず3年先、あるいは5年先には医療費は軽減するものと確信をしているところでございます。

次に、2点目の介護保険の関係で、増加している介護給付費の原因と対策ということでございます。お答えいたします。

当町の要介護認定者は1月末現在で475人で、高齢化率は24.7%でございます。団塊の世代と言われる戦後生まれの方々が70歳以上になる約15年間は、高齢化が進むと予想しており、これに伴い要介護者も増加をいたしまして、介護給付費も増大していくものと予想をしております。

国では、右肩上がりの給付の伸びに対しましては、給付適正化事業を昨年度に引き続き行い、具体的には、国保連の介護給付費データの分析、介護予防事業の推進などを図っていくということでございます。

当町におきましても、介護給付費数値の送付、サービス利用者宅への訪問などを行いまして、サービス料が適正であるかどうかを検証していき、事業者への指導監督の資料にしていきたいと考えておるところでございます。

また、アスト会館で行われる介護予防事業によりまして、介護サービスを必要としない元気な老人づくりを目指していきたいと思っております。

3点目に、稲取特別財産区特別会計の管理会費の補償費補てんの根拠ということでございます。お答えいたします。

この補償費につきましては、12月定例議会で平成15年度の補正予算として御審議をいただいた経過もございますが、年々盛況となってきております、雛のつるし飾り祭の核となっております富岡邸の使用が不可能となり、近隣地に代替施設を、稲取温泉旅館協同組合が探してありました。雛のつるし飾り祭は、初春の一大イベントとして定着いたしました、極めて誘客性にすぐれた内容となっておりますので、富岡邸に近い道向かいに位置する稲取財産区管理地への展示施設の整備要望がありましたので、財産区管理会とも相談をいたしまして、稲取温泉旅館協同組合と土地賃貸契約をしたものであります。

御案内のとおり、この土地は稲取漁業協同組合による天草事業用地ですが、天草事業にかけりが見えており組合の経営も厳しさを増していることから、土地賃貸料をもって漁協への天草用地使用補償料としたものでありますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

4点目に、風力発電事業に対して、諸支出金の位置づけとルール化計画は必要じゃないかと、こういうお尋ねですからお答えをいたします。

風力発電所の完成によりまして、昨年12月より稼働を開始いたしましたが、風車の位置する周辺は、御案内のとおりすばらしいロケーションに恵まれた所でありまして、環境対策への啓発のためにも、風車を多くの方々に訪れていただきたいと考えておるところでございます。風車へのアクセスは、工事用に整備いたしました道路がありますが、一般開放にはガードレール等の安全面で不安がございますので、現在進入を禁止いたしております。

風力事業は一応の完成となりましたので、道路の安全施設は一般会計予算として実施するものであり、財源を予定収益の中より一般会計に繰り出すものであります。

なお、繰り出しする場合は、風力というクリーンエネルギー活用の面から、環境対策に対する施策への繰り出しを原則と考えております。また、計画といたしましては風車周辺を活用する、風の広場及び風の小道、これは仮称ではありますが、こういうものを検討しております。

まず、基金積み立てという方法もありますが、緊急性のある目的に沿った内容への収益活用ですので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

最後に、水道事業会計でございます。

まず、収益が減少し、内部留保資金が増加する現状であるが、安定した水供給に向けた運営はどうするんだと、こういうお尋ねでございました。水道は、御案内のとおり、日常生活に必要不可欠でございます。水の安定供給が、水道事業の大事な使命であることも、また御案内のとおりであります。この水道事業の運営のため、予算で最初に当該年度の水道事業の企業としての活動目標を定めて、その実現を目指しておるところでございます。

御指摘のとおり、水道事業のかなめであります給水収益は年々減少しております。平成14年度と平成15年度を比較してみますと、上水道で20万立方メートル以上減少しており、簡易水道や他の収益ではとても補えるような状況ではございません。

さらに、第5次拡張事業の新稲取系の給水開始に伴い、減価償却費が1億9,000万円以上となりまして、給水収益の減少とあわせて、水道事業経営を大きく圧迫しておるところでございます。さらに水の安定供給のためには、改良工事を継続的に行わなければなりません。その財源となるのは、収益的収入いわゆる3条の収入及び支出でございまして、適正利益を確保することが課題となっております。

さらに、減価償却費等の内部留保資金が建設改良の原資となることは、御案内のとおりでございまして、特に平成16年度予算編成におきまして、収入の確保が不透明な状況であるため、

コスト削減が重要な課題と位置づけ予算編成を行っております。水道事業費用全体で、758万8,000円の減額で計上させておるところであります。

そして、予算上で200万円余の利益を予定していることは、提案理由でもさきに申し上げたとおりでございます。さらに、資本的収入及び支出におきましても、サービスの安定供給のため、改良事業を継続的に行う必要がございます。これらの改良工事を行いますと、翌年度には、また減価償却が始まりまして、3条予算の収支にまた大きな影響を与えます。

また将来的には、浄水場の改良という大きな課題も背負っているのが、この事業の宿命でございます。既にもう40年以上を経過している老朽化した浄水場というのは、一刻も早く改築あるいは新築をしなければならないという現状でございます。

さらに、元金償還金が、5次拡張の借り入れの起債の関係で増加していくことから、改良工事の影響が出てくるのが懸念をされるところでございます。現在、新熱川系の計画見直し及び浄水場の改良計画案ができており、内容を検討しております。この内容をもとに、今後の改良計画を自立して行く予定となっております。

水道事業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にありまして、国では景気が回復していると、新聞等の報道では盛んに行われておりますが、この水道事業会計を見ますと、その傾向がまだまだあらわれてきておりません。そのために、コスト削減に水道課一丸となって努力いたしまして、効率的な水道事業運営を目指しております。しかし、景気の回復がおくれば、水需要の増加が見込めず、どうしても運営ができない状況となったときは、議会の皆様方にも御相談を申し、また町民の皆さんの御理解を得ながら、水道の将来計画も考慮した料金改定を含め今後の方針を相談したいと考えておりますので、そのときはよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

（13番 山田直志君登壇）

13番（山田直志君） まず、国民健康保険ですけれども、医療費の増加ということで考えてみると、今回の、例えば予算で見ましても、老人保健拠出金が大きく減ったという制度の改定に伴って、ちょっと見えてきていないと。ただ先般の補正予算の審議で明らかになっているように、今回70歳以上の方が180人ぐらいそのまま国保に残ったという経過から見ると、国保の会計に残っているところの医療費の減少率やなんかというのは、本当にそれだけのおさまっているのかなという不安はちょっと感じるんですね。さらに、70歳の方々が老人に移らないまま国保に残る世代が、もう一世代また今年度増えるわけですから、そういうことを考えると、予算上は減額というふうな形にはなってるんですが、この伸びというものはかなりちょっと不確定要素、一番病院にかかる世代だということを考えると、ちょっとこの辺は読みづらい部分だろうなど。今回は、もうこういういろんな形のもので出すしかないんだろうけれども、どうなるかわからないところが、この国保の、特にこれから何年間かはこういう部分が出てくるのかなという感じをしているんです。実績には、非常に心配だと思うんです。

今、町長からいろいろアスド会館の問題、トレーニングの問題、重複多受診の問題とかいろいろあったんですけども、これは介護の方とも直接かわる問題の一つは、僕は今後その病気という問題でいった場合に、食生活と運動、それぞれバランスよく町として指導していくということが必要なんじゃないのかなという気がするんですね。町は、管理栄養士と栄養士と、そ

ういうマンパワーも持っているわけで、これらをやっぱり最大限活用して、生活習慣病ということから言われるように、食生活のところからただす部分をたださないといけない要素というのが、これから長い目ではあるのかなと。当面の筋肉トレーニングやアスドでやっているような問題プラス、この辺はやっぱり、今後着目をしていただく必要があるのかなというふうな感じを私は持っております。

これは1点目、2点目、総合してやっぱりそういう問題じゃないかというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

3つ目の稲取財産区の問題なんですが、町長、今、使用補償というふうなことで言われたんですが、稲取財産区は、基本的に天草事業の収益を運営するというの特別会計、地べたですか、そういうふうなあれだと思えますよ。でも、そういう意味からすると、現状、言われたように天草の収穫量というのが落ちています。現状あそこの、旅館組合がむかい庵とかいうのをつくったところというのは、使用はほとんどしていなかった部分じゃないかと思えますよ。補正予算で、単年度、今まで漁協に貸してあったところをあけてもらうという点で、1回補償することなら、これはこれで一つの考え方はあると思えますよ。1回は使っているところをあけてもらうについての補償をしたというのはね。だけど、今回また今年度予算でそういうふうにするということは、毎年これから、これ補償するという形が本当に正しいのかなと。

今、町長言われたように、天草の問題を含めて漁協への補助的な要素もあるとすれば、別にそれは一般会計に入れて、漁業振興費等々の中に充当したりするという扱い方も町としてはあるんじゃないかなと。

これ、法律的な根拠として見ると、極めて薄弱な部分があるんじゃないかなと。少なくとも町が関係してやっている財産区の中で、上がった収益をそのまま使用補償としてやるについては、法律的な根拠はちょっと欠けている対応じゃないかなというふうに、私は思っております。その辺の根拠を、もし何かあるならばお示しをいただきたいと思えます。

4点目の風力発電ですが、町長言われたように、環境対策というのはある程度前から言っていましたので、大体わかりましたけれども、しかしルールは、これからひとつ特別委員会の方を通じてははっきりとしていかないと、当面は基金の積み立てが大事だということもありますし、それからまた、それ以降も使うについては、どういう形で使っていくのかという考え方が必要だというふうに思えます。

5点目の水道事業については、大体言われたような点ではありますが、町長言われた点、大体理解できるんですが、ただ今年度も見ましても、町長、コスト削減で200万というふうに言っていますけれども、ただこれも、本当に供給が落ちる可能性というのものもあるじゃないですか。今回も、最終補正のところへ来て、やっぱり落とすということもありました。何とか、今年最終補正でも赤字にはならないところで踏みとどまったという状況はあろうかと思えますが、現実、観光関係を含めたお客さんのところが減少し続けてる中では、相当厳しい部分が、これでもなおあるんじゃないかというふうに考えとりますので、その点だけ、最後お伺いしたいと思えます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） まず、1点、2点目は共通したことで、こういった医療費の軽減のためには、やはり運動も大事だけど食生活の指導も大事だと。これは御案内のとおりでございますし

て、私も全く同じでございます。

そのために、ウェルスマネジャーにも保健師をとというような形、あるいはあそこのアスドの方にも管理栄養士がそういった指導をしている。あとは食生活推進の皆さんにも大変ごやっかいになっていると、こういう2本立てでやるというのは当然のことでありまして、今後もこの体制というものをより強化をしてまいりたいというように考えておるところでございます。

それから3点目の、財産区の問題ですが、やはり稲取財産区という法に沿った財産区の中で、この配分の関係ですが、70、30という形になっております。それで70が、今回これに限っては100になりましたけれども、それはさっき言ったように補償といいますか、そういった意味を含めた中でということで、ぜひ、ひとつ御理解をお願いしたいと思いますし、またこの財産区も、発足の設立当時と大分情勢が変わっておりますもので、改めてこういう問題も、根本的な形で検討し直さなければならないんじゃないかなと、こんな感じも持っているところでございます。

それはそれで、また管理会の委員長さんともよく協議をして、漁協とも協議をしてやっていきたいと思いますが、まずそういった配分という、昭和34年5月に設立されたときの配分に基づき、それに準拠をしたという形で、ぜひひとつ御理解をお願いをしたいと思います。

それから、風力の問題ですが、やはり先ほども申しましたように、この風力、クリーンエネルギーの活用の面から、環境対策ということは今後も主力に持っていかなざるを得ないし、持っていきたいと思っておりますもので。また改めて、基金を積むというのは当然のことではありますが、そういった中で一般会計の方に繰り出しまして、そういう環境対策に必要なものであれば、こういう財源を活用していきたいと、基本的にはそういう考え方を持っております。

それから水道課事業ですが、先ほども述べました。議員も十分認識をされております。そういった中で、またまた供給が落ちる可能性というものは、やはり景気がこういう状況でありますと否めないのかなと。しかし、今回の予算におきましては、やはり内部的な経費の削減でと。

さらに、新年度から人員1人削減をする予定でおるんです。計画しますと、ほかのところへ回しますもので、その分の人件費も利益としては出てくるのかなと。ただ、先ほども壇上からちょっと触れさせていただきましたが、そういった内部改革をしても、ある程度まではできませんけれども、それ以上になりますとどうしても収入を削っていかなければならないという問題があるわけでございます。今すぐではなくて、やはり近い将来、そういった料金の改定等もお願いする場面も、できるだけことはやりますけれども、その中ではあるかもしれないということは、ぜひひとつ御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（太田長八君） 以上で、13番、山田直志さんの大綱質疑を終結いたします。

次に、11番、居山信子さんの大綱質疑を許します。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） ちょっと休憩していただけますか。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

議長（太田長八君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（ 11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） それでは私は、平成16年度の特別会計、何点かにつきまして先ほど議長に通告をいたしました。いろいろ細かな観点での質問になってしまったかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、介護保険特別会計予算についてお伺いをいたします。さまざまな議論を経て、国が介護保険制度を導入をしたわけですが、これは、走りながら施設整備をしていくというふうな状況の中で、大変不本意な出発をした介護保険でございましたが、この発足より4年たちました。

当初、町民の皆様への保険制度の説明やら、また、このサービス基盤というものがどうなっているのかというふうなことで、さまざま危惧する点はございましたけれども、やはり4年経過する中でいよいよ問題が出てきているかなというのを、一般紙等の報道を見ながらうちの町の問題だけではなく、国全体の問題として、高齢化が当町でも、先ほど町長おっしゃった24.7%というふうに推移する中で起きております。

そこで、私がお伺いをしたい点でございますけれども、この介護保険制度のサービス基盤整備と、また介護保険サービスの質の向上というものが、利用する皆様方からは大変いろいろな問題で求められております。

そこで、当町の16年度予算編成上痴呆症要介護者等、グループホームや特養ホーム待機者の解消策はどのように御配慮をされて予算編成をなさったのか。1点、お伺いをするところでございます。

2点目でございますけれども、基幹型在宅支援センターあるいは在宅介護支援センター、当町では2カ所あるわけですが、この在宅介護支援センター双方の機能、役割というものが介護保険の中でどう位置づけられて、また予算が組まれているのかをお尋ねしたいと思います。

3点目といたしまして、東伊豆町の高齢者福祉計画、介護保険も含めた計画の中で、地域ケア会議というものが明確に計画の中にございます。これは、大変介護保険をうまく推進していくのに、利用者の皆様にとって大事な会議となるものでございますけれども、この地域ケア会議等サービス向上のための機関の充実性というものが予算にどう反映をされているのかということでございます。

4点目といたしまして、今、ケアマネジャーの果たす役割が大変大きく、私も先般一般質問で、高齢者の虐待の問題について質問をいたしましたが、その発見をするのも往々にしてケアマネの方が多いというふうなことを聞いております。このケアマネジャーの仕事というものは大変御苦労の多いお仕事で、私も何度か現場で御一緒にさせていただいたことがあるんですが、大変高度な知識とそして人間的にも器の大きな、またその高齢者のための状況のことを考えて、どういうふうにしていこうかと、そういう面での大変な作業量というものがあろうと思うんです。このケアマネの作業量とサービスの質というものが担保されているのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、水道事業特別会計予算についても質問をさせていただきますので、後ほど一括して御答弁をいただきたいというふうに思います。

この水道事業会計なんですけれども、私も特別会計の委員になってこの審査をしていくたびに、この水の問題というものが大きな課題になっているというふうなことで、ここ数年いろいろと考えているところがありました。

今後の課題もたくさんあるようでございますけれども、平成7年より平成16年まで、第5次拡張計画というものが進められていく中で、バブルのころの計画でありましたので、それをそのまま計画を進める中で、新稲取系につきましては平成14年度に完成をしているということは承知しております。今、問題となります熱川系の問題かなというふうに思いますのと、先ほどの町長のお話にありました、今後、白田浄水場の施設の改築あるいは新築というふうなことでの大きな課題があるというふうに伺いました。そこで、平成16年度予算編成上の留意点と今後の将来見通しについてお尋ねをさせていただきます。

2点目といたしまして、今申し上げました第5次拡張計画を踏まえて、水道会計の収支というものがどう推移していくと想定されておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（太田長八君） 順次答弁を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは、居山さんの特別会計の大綱質疑、一般会計が入っておりますけれども、後ほど指摘いたします。

まず1点目の、介護保険特別会計予算について予算編成上グループホームや特養待機者の解決策がどう配慮されたか、一昨日、八代議員に詳しくこの件は述べてあります。重複しますが、あえてのお尋ねですから、お答えをいたします。

グループホームにつきましては、現在伊東市に3カ所、下田市に1カ所ございまして、当町からも3名ほど入所している状況でございます。当初予算にも4名分を計上しております。グループホーム整備につきましては、事業者から数件の問い合わせがございますが、まだ具体的に整備を計画している事業ではございません。

特別養護老人ホームにつきましては、当町の待機者は、一昨日も67名という形で申しましたが、今年4月末に河津町に70床の特養が開所いたしまして、平成16年度末には下田市に80床の特養が開所する予定ですので、待機者の解消の一助になるかと思っております。当初予算にはこれらの施設の入所予定者として、10名分を計上してございます。

2点目の、在宅支援センターの役割と介護のかかわりと、この在宅介護センターというのは、一般会計の問題でございまして、今、特別会計でやる問題じゃないんですよ。一般会計の社会福祉協議会の補助金の中の問題ですから、本来特別会計じゃないんですが、そういったことをぜひ、ひとつ御認識をしていただきたいと思います。これ、特別会計じゃございません。一般会計の方ですけど。いいですか。

3点目の、地域ケア会議等、サービス向上するための機関の充実についてということで、地域ケア会議の役割は、自立支援体制の確立、介護保険対象者に対する……、これも、そう。みんなこういう形で、一応 前段骨抜きになりますから、ある程度答弁しますけれども、本来は。

（「ケアのは」の声あり）

町長（片野 武君） ケアマネジャーの方もですね。

(「ケアマネジャーだけですよ」の声あり)

町長(片野 武君) これだけ。

(「じゃ、それをやっていただけますか」の声あり)

町長(片野 武君) ただ、前から読まないとながりにませんから、一応やりますから。

地域ケア会議の役割は、自立支援体制の確立とか、あるいは介護保険対象者に対する介護予防、生活支援サービスの調整、介護サービス事業者への指導及び支援並びに情報交換となっておりますので、御質問にありますように、サービス向上のための機関ではございませんが、介護保険係では、制度開始以来ケアマネジャーや事業者によるサービス調整会議を毎月開催をいたしております。事例研究なども行い、資質の向上に努めております。また行政とケアマネジャー、介護サービス事業者との連携も図っておるところでございます。

4点目、ケアマネジャーの作業力、サービスの質について。現在当町には、介護支援事業者は9事業者、ケアマネジャーは15名おります。当町のケアプラン数は340件でございます。

平成15年4月には、介護報酬の改正がございまして、居宅介護支援、つまりケアプランの作成については、毎月1度の訪問相談が必要になりまして、これがない場合は、介護報酬が減算されることになりました。このようなことから、ケアマネジャー1人が持てるプラン数の数は、50件が限度と言われておりまして、作業量も増加していることと思われまします。平成16年度予算では、昨年まで要介護認定にかかる訪問調査をケアマネジャーに委託しておりましたが、町の専門の調査員の雇い入料を計上いたしまして、なるべくケアマネジャーに負担をかけないように配慮をいたしたところでございます。

水道会計の方ですが、先ほど山田議員にほとんど同じことを言いましたものですから、あえてつけ加えさせていただきますが、稲取系が14年に完成し、新浄水場はどうするんだということ先ほども述べましたけれども、やはり4条の予算の減価償却が大きくなります。先ほども、1億9,000万というお答えをしたんですが、そういった中で、3条の収益事業が収縮しておりますもので、減価償却をとると赤字になってしまいます。非常に厳しい現実があるということ、ぜひ御認識をしていただきまして、浄水場もかなりの老朽化をしていますし、今、効率的にも非常に悪いわけです。一旦下で取水したものが、上へまた逆送しまして、動力をかけて上まで行って、それから浄水をして送っている。今度はやはり、取水場というのは生かしていきたいし、そのまま流下ができるような下流の方に浄水場をつくれれば、それだけ動力費も浮くと、こういうようなことで効率化を図ってまいらなければしょうがないなというふうには考えておりますが、今すぐの問題ではなく、検討プランとして今考えていると、先ほども山田議員の質問に申したところでございます。

以上でございます。

議長(太田長八君) 11番、居山信子さん。

(11番 居山信子君登壇)

11番(居山信子君) るる御答弁をいただきまして申しわけございません。

通告、一般会計の方が入っていたということで。利用者の立場に立って質問をさせていただこうと思いますと、非常に、行政の縦割りというふうなことでのいろんな問題とかですね、今回は一般会計、特別会計との細かな違いがあるというふうなことで、そういう点をこれからよく勉強をしていかなければいけないなというふうに思います。

今、介護保険の問題につきまして、町が高齢者の高齢化率というものが24.7%と、これは当

初平成13年には22.92%だったわけです。今後はさらに、段階の世代の私どもが65歳になるのにはあと10年でございますけれども、もう高齢化というのではなく、超高齢社会になってくるというふうなことの中で、現状、この介護保険、これからどういうふうに運営がなされていくのか。保険料はいただくけれども、受けたいときに受けたいサービスがないというふうな状況になりますと、これは現にもう施設に入っている方などはいいいんですけれども、同じ保険を払っているのに待たされてて67名の方が今入れない。先ほど来、河津、下田の新しい施設ができるということでその数名はもちろん解消をされるわけですけれども、長い介護の御苦労の中で、家庭の中で求められるサービスというのは、やはり施設に入れたいなというのが、介護をなさっている方のお気持ちかなというふうにも思います。

現に、この高齢者に対する虐待が増えているということもですね、これは常々介護は女の仕事だというふうに思われ、今までそういうふうにしてきた中で、もうそれもなかなかできない。逆に、男性が女性を見るという、そういう介護の事例も今は増えております。

今、町長にお伺いをしたい点でございますけれども、そういう中で、この要介護認定の申請の状況というものが、平成13年588、ちょっと増えて597、今年度、15年もあれなんですけれども、15年の数字をもとに。

さまざまな予算が組まれているかと思うんですけれども、この要介護認定の申請の状況みたいなものをお伺い.....。

議長（太田長八君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時53分

議長（太田長八君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、居山信子さん。

（11番 居山信子君登壇）

11番（居山信子君） 要介護認定の申請の状況が、今年度何件ぐらいになるというふうなことで、予算を組まれているのか。

さらに、認定の状況なんですけれども、平成13年には572名、14年には576名、そういうことで、今後この平成16年度はどれぐらいの認定を考慮おられるのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

さらに、居宅介護のサービス受給者なんですけれども、これは230名が、平成13年だったわけです。14年には284名という、15年はまだ決算ないわけで数字がございませんけれども、この裏づけの数字は予算の中でどういうふうに考えて予算編成をなされたかということで、お伺いをしたいと思います。

あと、ケアマネの作業量、サービスの質の点でございますけれども、これは地域ケア会議というものは、うちの町はやっていないというふうなことでございます。今後、この高齢者の計画の中に位置づけられている地域ケア会議というものがとても大事になるかと思うんですけれども。ケアマネの作業量、先ほども1人50人の方を持って、なおかつ1人1人半年に1回認定審査をしていかなければ減額をされていくという中では、きめ細かくさらに回っていくという

ことでは、ケアマネの負担も大きくなるかと思えます。今後、このケアマネ養成というふうな問題がやっぱり一つの課題になってくるかというふうに思えます。

いずれにしても、今伺いたい介護保険の問題について、その2点。

水道会計について伺いをしたい点でございますけれども、町長、施政方針でお話をされておりますように、いうならば、収益的支出と資本的な支出を合わせて6億201万2,000円、0.2%の減という中で、これを観光客の入れ込み客数の減少による使用料の減が、主な要因だというふうにおっしゃっております。厳しい環境の中で、今後のその経営の合理化に努めていくというふうなお話でございました。それは先ほど御答弁にありましたように、コスト削減のための努力を課として取り組んでいくというふうなことだと思いますけれども、それも具体的にはもう、政策の中におありかと思えます。その上での予算編成かと思えますので、伺いをしたいと思えます。

議長（太田長八君） 町長。

町長（片野 武君） 居山さん、一般質問をやらないでくださいね。注意だけはしておきますよ。

それと、やはり介護認定者の人数というのは、一昨日もさっきも言ったように八代議員のときに、八代議員の3点目の待機状況という形できちっと言って、居山さんも聞いていたわけですよ。改めて私の方がここでもう1回同じことを言わなければならないということは、非常に、私言うのはわけないんですが、それでは、やはり皆さん、じゃ、一体何を聞いていたかということになるじゃないですか。だからこの間も、八代議員のときに、要介護認定者の人数とは1月末で475人いると、そのうち65歳以上が447人、65歳以上が28人と、こういうものをベースにして立てているわけですから。ただ、予算をという言葉をつければ、大綱質疑になるわけじゃないから。内容ですから。ぜひひとつそれは注意をしていただきたいと思えます。

それから、今ケアマネジャーのことを言っていましたけれども、50件が私は限度であると、だからそれ以上の仕事量は大変だから、町が専門の調査員を雇って、そういう雇い人料も今回の予算に計上してあるという御答弁したわけですよ。肝心なところを抜かして、50件は多いという、そういう議論はないじゃないですか。それはちょっと訂正をしていただいて。

それと、やはり一般会計の分野に入ったもので、さっき言いわけしていましたが、皆さんは、何も居山さんは、一般会計だけでやるわけではなし、特別会計やるだけ。みんな交互にやっていますから、ですから、あなたは今回は特別会計の大綱質疑をやる立場にあるわけですから、そういったことで一般会計の分野には入らないでくださいと、私は言っているだけのことであって、決して、居山さんが一般会計だけで、いつも特別会計しかやっていないようなニュアンスで言いますから、それは違いますとりたいところでございます。

そういったことで、水道会計の方は議論しますと大変長くなりますもので。

先ほど言いましたように、14年度、15年度と比べますと20万立方も給水量が減っているわけですよ。一時、いいときには185万人から190万人の宿泊客があったのが、今122万人ぐらいですよ。それだけやっぱり、30%、40%落ちて当然水の使用量も落ちてくるわけですから。そういった中で、4条の財源はあるんですよ。5条の減価償却でありますから、先ほども山田議員に、1億9,000万ぐらいの減価償却が見込めるけれども、しかしそれを上げてしまうと3条の収益的な事業の方が大きな赤字になって、それができないというところに苦慮しているんだというこ

とを言っていますから、私は。ぜひ、そういったことを御理解をしていただきたいと思います。やはり3条の収益事業があって、初めて4条の建設改良事業ができるわけですから。3条の支出と4条の支出を合わせると、確かに予算上はそういうふうにやりますけれども、収入というものがなければ4条の支出ができないということも、ぜひひとつ認識をしていただきたいと思います。

議長（太田長八君） 以上で、11番、居山信子さんの大綱質疑を終結いたします。

以上をもって、平成16年度特別会計歳入歳出予算についての大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算について、議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算について、議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算について、議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算について、議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算については、6人の委員で構成する特別会計歳入歳出予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号については、6人の委員で構成する特別会計歳入歳出予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別会計歳入歳出予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、特別会計歳入歳出予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、特別会計歳入歳出予算審査特別委員会に付託いたしました議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号については、会議規則第45条第1項の規定により、来る3月19日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、特別会計歳入歳出予算審査特別委員会において、来る3月19日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として一般会計歳入歳出予算審査特別委員会には大会議室を、特別会計歳入歳出予算審査特別委員会には第一委員会室をそれぞれ充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、3月12日から3月18日までの7日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。したがって、3月12日から3月18日までの7日間休会とすることに決定しました。

### 散会の宣告

議長（太田長八君） ただいまから委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る3月19日は午後1時から本会議を開き、委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時03分

## 平成16年第1回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第5号)

平成16年3月19日(金)午後1時開議

- 日程第 1 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算  
日程第 2 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算  
日程第 3 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算  
日程第 4 議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算  
日程第 5 議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算  
日程第 6 議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算  
日程第 7 議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算  
日程第 8 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 9 陳情・要望書の審査について  
日程第10 陳情・要望書の審査について  
日程第11 意見書案第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る  
国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の  
提出について  
日程第12 議会運営委員会所管事務調査について

### 出席議員(12名)

1番	飯田龍一君	2番	森田礼治君
3番	西村弘佐君	5番	関野博君
6番	鈴木勉君	7番	山本鉄太郎君
8番	八代善行君	10番	太田長八君
11番	居山信子君	12番	定居利子君
13番	山田直志君	14番	内山恒昭君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	片野武君	助役	太田俊彦君
収入役	渡辺富夫君	教育長	石井建三郎君
総務課長	村木脩君	企画調整課長 兼防災監	太田英明君
税務課長	西川真人君	収納課長	楠山節雄君
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	稲葉忠明君	建設課長	小澤正幸君
観光商工課長	山本幸雄君	消防長	金田弘道君

教育委員会 事務局長	鈴木清司君	住民課長	山田嘉之君
福祉介護課長	村木重男君	健康づくり 課長	鈴木希美雄君
国体室長	鈴木新一君	水道課長	田中輝知君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤悟君	書記	石井尚徳君
--------	------	----	-------

開議 午後 1時00分

#### 開議の宣告

議長（太田長八君） 特別委員会の審議、どうも御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成16年東伊豆町議会第1回定例会第12日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（太田長八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

#### 日程第1 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算

議長（太田長八君） 日程第1 議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計歳入歳出予算についてを議題といたします。

一般会計歳入歳出予算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、内山恒昭さん。

（14番 内山恒昭君登壇）

14番（内山恒昭君） 皆さん、こんにちは。

平成16年3月19日。東伊豆町議会議長 太田長八様。一般会計予算審査特別委員会委員長 内山恒昭。

一般会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第75条の規定により報告します。

記。

事件の番号・件名、審査の結果。

議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計予算、原案可決。

次ページをお開きください。

一般会計予算審査特別委員会に付託された議案第28号 平成16年度東伊豆町一般会計予算歳入・歳出全部について、質疑の対象となったものを重点的に報告します。

第1、会議回数、月日、場所、出欠席委員。

これらについては、以下に記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

次に4ページをお開きください。

第2、質疑の要旨。

平成16年度東伊豆町一般会計予算。

## 1. 概要について。

平成16年度の一般会計予算総額49億8,500万円は、平成15年度当初予算総額に比べ1億5,000万円(3.1%)の増である。しかし、町税の減収に加え、三位一体の改革による地方交付税の縮減や国庫支出金の一般財源化が強いられている中での予算は、平成7、8年度借り入れの減税補てん債の借りかえという要因もあり、財源別には依存財源比率が46.6%と過去最大に達している。

歳入。

### 1款 町税。

#### (1) 主な質疑の対象となった事項。

個人町民税普通徴収現年課税調定額2億4,200万円に対する収納率95%は妥当であるか。また、固定資産税の収納率90%も見込みは相当厳しいと思うが、その根拠と対応策はの質疑に対し、個人町民税の調定額は3月の確定申告等により6月の賦課が決定するので、予算編成時には平成15年度の1月末の最終調定見込額を2億7,019万2,000円とし、この95%を措置した。

固定資産税については、現年課税分で90%の収納率を見込んだが、現状を踏まえた場合、努力目標として厳しいかもしれないが頑張っていきたい。法的根拠にのっとり、収納率も踏まえた中で不納欠損処分が可能なものは対処していくことも一つの対策と考える。

今まで以上に悪質者には厳しい姿勢で対応しており、庁舎内にも税に対する意識改革が図られている。

財政的にも厳しいことは認識しており、すべての歳入は見込みである。町内の多額の滞納のあるホテル等は差し押さえの状況にきているが、主幹産業でもあり厳しい面もあるとの答弁がなされた。

入湯税の122万人は妥当と思うが、寮などはどのように徴収しているか。また、滞納はないようだが事実かの質疑に対し、現状で把握しているところはすべて徴収している。滞納については2件ある。倒産した業者で参加差し押さえしてある関係上、予算上は滞納繰越分として科目存置させていただいてあるとの答弁がなされた。

### 2款 地方譲与税。

#### (1) 主な質疑の対象となった事項。

所得譲与税の内容についての質疑に対し、「三位一体の改革」により、平成18年度までに所得税から住民税への本格的な税源移譲が行われるまでの措置として、平成16年度に創設される譲与税であり、基準額(平成16年度においては、所得税の収入額のうち4,200億円に相当する額)の2分の1が国勢調査人口に案分され、譲与されるものであるとの答弁がされた。

### 3款 利子割交付金。

特筆事項なし。

### 4款 配当割交付金・5款 株式等譲渡所得割交付金。

#### (1) 主な質疑の対象となった事項。

配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金の内容と交付基準についての質疑に対し、平成15年度の税制改正により、県民税配当割と県民税株式譲渡所得割が創設されることとなり、平成16年1月1日から施行された。

県民税配当割と県民税株式譲渡所得割ともに住民税の一部であり、基本的には県と市町村の

共同財源であるが、制度の簡素化等の観点から県で徴収されることとなり、納入された配当割、株式等譲渡所得割から事務費（５％分）を控除した後の100分の68に相当される額が、市町村での調定ベース割合に応じ、市町村に交付されるものであるとの答弁がなされた。

６款 地方消費税交付金。

特筆事項なし。

７款 ゴルフ場利用税交付金。

（１）主な質疑の対象となった事項。

ゴルフ場利用税交付金の減額の要因についての質疑に対し、数年度の景気低迷による利用客の減に加え、平成15年度の税制改正により、障害者、18歳未満の者、70歳以上の者などにかかる非課税措置の適用などもあり、全国的に厳しい状況にある。当町においても平成9年の5,450万円をピークに右肩下がりの状況であり、平成16年度の当初予算額においても伸び率6.5%を勘案した予算計上であるとの答弁がなされた。

８款 特別地方消費税交付金。

特筆事項なし。

９款 自動車取得税交付金。

特筆事項なし。

10款 地方特例交付金。

特筆事項なし。

11款 地方交付税。

（１）主な質疑の対象となった事項。

交付税の算定方法及び特別交付税の予算計上額の算出根拠についての質疑に対し、国の交付税総額はおおむね普通交付税が94%、特別交付税が6%である。普通交付税は国で定められた算定方法により、各自治体が算出した基準財政需要額と基準財政収入額との差が財源不足額として交付される。特別交付税については普通交付税に算定されなかった特別な財政需要や災害など、普通交付税算定後に生じた特別な財政需要などを考慮し決定される。

特別交付税の交付には不確定要素が多く、平成15年度は国体開催や災害等により1億7,000万円の交付を見込んでいるが、平成16年度においては、特別交付税の総額の6.5%の縮減や特別な交付要因もないことから、前年度対比で3,000万円の1億4,000万円の予算計上としたとの答弁がなされた。

12款 交通安全対策特別交付金。

特筆事項なし。

13款 分担金及び負担金。

（１）主な質疑の対象となった事項。

老人ホーム入所者負担金347万3,000円の内容についての質疑に対し、賀茂老人ホームに9名、長岡寮湯の家1名、合計10名分であり、所得額が27万円以上の方より負担金を徴収しているとの答弁がなされた。

14款 使用料及び手数料。

（１）主な質疑の対象となった事項。

町営熱川ビレッジテニスコートの使用料の予算措置と過去の実績を踏まえた中での積算が少ないのではの質疑に対し、管理区分が教育委員会になった関係上、教育使用料の総合گران

ド使用料に計上してある。

当初年度であり、今後の利用状況を考慮し、補正予算の段階で細節の名称の見直し等の検討をしたいとの答弁がなされた。

住宅使用料の熱川団地、稲取団地の入居内訳と入居金額の最高額、最低額さらに滞納者はいないか。また、現在の入居状況と抽選の内容についてはの質疑に対し、稲取は66室、熱川は32室、合わせて98室で、家賃は稲取団地が最低8,800円で最高2万8,300円、熱川団地が最低1万3,000円で最高3万7,000円となっている。滞納者については双方ともいない。入居状況は全室入居しており、抽選会は4月下旬から5月初旬を予定しており、3年連続して抽選会で漏れた人は4年目は名簿上位に登録され、同じ条件の人が複数の場合はくじなどで順位を決めるとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

商工使用料の減の要因について。

老人ホーム入所者徴収金の内容について。

老朽化している施設に対応した汚水施設使用料の見直しについて。

15款 国庫支出金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

消防施設整備事業費補助金1,200万円の内容についてはの質疑に対し、第七分団(西町)の消防ポンプ車、第三分団(奈良本)の可搬積載車の購入に伴う補助金で、総事業費がポンプ車が1,800万円、積載車が600万円で、合計2,400万円の2分の1の補助率で1,200万円であるとの答弁がなされた。

平成15年度実績を踏まえた合併処理浄化槽整備事業費補助金の内容はとの質疑に対し、平成15年度は補正をしてあるが5人槽21基、6~7人槽11基、8~10人槽3基である。平成16年度予算は新設、布設替えを合わせての計上であるが、5人槽26基、6~7人槽15基、8~10人槽4基で合計45基分が措置されているとの答弁がなされた。

16款 県支出金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

民生費補助金の乳幼児医療費助成事業補助金370万円、地域子育て総合支援事業費補助金142万8,000円、在宅介護支援センター運営事業費補助金1,446万2,000円の内容についての質疑に対し、乳幼児医療費助成費については前年度実績の月平均により算出している。補助率は入院が2分の1、1歳未満通院が2分の1、1~4歳未満通院が3分の1である。

次に子育て総合支援事業費については保育ママに対する助成であり、算出根拠は学童については、1万6,000円の委託料から8,000円の保育料を差し引き、これに該当者数1人を乗じ、さらに12倍した数値の2分の1と、幼児については、6万6,000円の委託料から2万円の保育料を差し引き、これに該当者数5人を乗じ、さらに12倍した数値の2分の1を加えた額を予算措置した。

最後に在宅介護支援センター運営事業費については基幹型は稲取地区にあり社会福祉協議会に委託する。地域型は熱川地区にあり、湯ヶ岡の郷に委託する。本年度は高齢者実態把握調査を300件行う予定である。

基幹型の交付基準額は1,557万4,000円、地域型は289万9,000円である。これに本年度の高齢者実態把握分を81万円を合わせ交付基準額は合計で1,928万3,000円となり、この4分の3

の1,446万2,000円が交付される予定であり、在宅介護支援センターの業務内容は介護予防及び自立支援事業であるとの答弁がなされた。

農地管理情報システムの内容はの質疑に対し、農地台帳システムをベースとし農地基本台帳システム・地図データ作成・農業用情報登録・照合システム等を整備するものである。地図入力については税務課固定資産税担当で作成した地番現況図を変換し、公図より農地の補完をし、完成すればパソコンにより台帳管理や地図データによる農地・休耕地の確認もできることになる。補助率は100%で効率よい制度であるとの答弁がなされた。

新世代地域ケーブルテレビ施設設備事業費補助金の内容についての質疑に対し、事業的には地上波デジタルなどの情報化が進展する中、ケーブルテレビ事業の設備を近代化する。当町においてはI K Cの既設のエリアの幹線をより高速なC A T Vインターネット利用のため広帯域化に伴う設備及び幹線を光ケーブル化して今後の地上波デジタルなどを予定し、データ量の増大に備える。今回の事業により保健センターと本庁間に光ケーブルを借り上げ、電子決済などの情報化、データベースシステムの有効活用、インターネットの環境設備、管理を行う。総事業費は4,241万円で国庫補助は4分の1であるとの答弁がされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

観光施設設備事業補助金の対象事業の事業年度と事業内容について。

在宅福祉事業補助金の内容について。

17款 財産収入。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

伊豆急行貸付地の坪単価と料金改定予定はの質疑に対し、現行は坪当たり100円。平成17年4月に改定予定との答弁がなされた。

温泉売払収入の減の要因はの質疑に対し、白田源泉及び京王マンション下の源泉からの温水売払収入であるが、京王マンションの入居者減に伴い大浴場の開放時間が短縮されたためであるとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

熱川温泉組合への建物貸付収入について。

文化公園の使用料徴収について。

18款 寄付金。

特筆事項なし。

19款 繰入金。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

財政調整基金について、基金残高の見込みについて伺いたい。また現在の基金残高のもと、来年度の予算編成についてどのように考えるかの質疑に対し、財政調整基金は平成14年度末で1億4,565万円、平成15年度に8,050万3,000円を積み立て、6,930万円を取り崩し見込みであり、平成15年度末の残高見込額は1億5,685万3,000円。平成16年度予算は8,800万円取り崩し予定であり、決算剰余金見込額4,000万円の2分の1の2,000万円を積み立てする予定であり、平成16年度末残高は8,885万4,000円程度となる見込みである。

財政運用上、災害等に備えて決算剰余金はもとより、財政に余裕があれば予算積み立てもし、財政調整基金を増額していかなければならないと考えている。事務事業の精査をし、財政調整基金の取り崩しに頼らない予算編成に努めているが、昨今の経済情勢による右肩下がり町の町税

や扶助費、公債費などの義務的経費の増などもあり、多様化、増大化していく行政需要にこたえるため、また、町税の減収を補てんする財源としてやむを得ず取り崩していかねばならない現状であるとの答弁がなされました。

20款 繰越金。

特筆事項なし。

21款 諸収入。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

雑入の市町村振興協会基金配分金の内容についてはの質疑に対し、(財)静岡県振興協会からの自治宝くじ助成金については、従前から諸収入の雑入に交付金として受け入れ、予算計上しているが、昨今の市町村合併の進展等の事情もあり、これまでに、市町村振興協会にて積み立てしてきた基金から諸経費を差し引いた残りの40億円余を県内全市町村に取り崩し配分されることになった。配分割は、均等割45%、人口割55%で当町は3,355万5,612円配分される予定であるとの答弁がなされました。

健康増進事業参加費負担金の内容はの質疑に対し、健康づくり事業に関する負担であり、参加者のうち65歳以上の方は無料で65歳未満の方は1カ月2,500円いただく内容である。現在の申込者は96人との答弁がなされた。

22款 町債。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

地域再生事業債の内容についての質疑に対し、地域経済の活性化を図るため、地方単独事業を積極的に展開する地方公共団体が、円滑に事業を推進できるよう平成16年度に創設された。地方単独事業の状況に応じ、一定の要件を満たす地方公共団体についてその適債事業に対し、通常の充当率に加え、さらに100%までの範囲内で充当できる内容である。当町の本年度起債対象事業のうち地方単独事業に該当する5事業に1,510万円の地域再生事業債を見込んだとの答弁がなされた。

減税補填債が大幅に増えているがその要因はの質疑に対し、平成16年度の発行予定額は3億2,700万円で前年度に比し8,620万円の大幅な増となっているが、要因は平成7、8年度に借り入れした減税補てん債の借りかえ分の2億7,100万円によるものと従前からの恒久的な減税や、先行減税に伴う地方税の減収分を補てんするための減税補てん債が5,600万円となっているとの答弁がなされました。

歳出。

1款 議会費。

特筆事項なし。

2款 総務費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

アスト会館の光熱費の1,700万円の内容はの質疑に対し、電気及び水道の系統がスポーツ棟と本館が一体となっているため全体の費用を措置してある。電気料はプールが夜8時30分までの営業なので経費的には負担増となるが、極力節減に努力したいとの答弁がなされた。

電算費の委託料と研修費の内容についてはの質疑に対し、委託料のうちホームページ委託料については全額県の緊急雇用創出対策事業費補助金を充当しており、平成16年度で打ち切りとのことであるので、平成17年度は保守作業等職員で実施する。他の委託料は職員では対

応不可能な作業のみ委託している状況であり、増加分は住基ネットワーク、総合行政ネットワーク、公的個人情報などである。

研修費は電算職員のホストコンピュータの研修やアクセスデータベースの研修に関する経費であるとの答弁がなされました。

企画費の工事請負費の風の小径整備事業の内容についての質疑に対し、現在進入禁止になっているが、要望も多いことから、工食用道路に安全施工をし、風車のところまで行けるようにするものであり、駐車場計画は平成16年度はないが、収益状況を見ながら計画的に検討したいとの答弁がなされた。

賦課徴収費の報償費の内容と必要性についての質疑に対し、固定資産税と町民税は個人に、入湯税は各旅館組合に支払われている。限度額は個人が15万円で年々減少しており、組合には3%を支給し、毎月45万円程度になる。財政的には見直しの時期にきているが、歴史的要因もあると思われるので、政策的な問題として町長に進言したいとの答弁がなされました。

固定資産税基礎調査委託料の内容と効果についての質疑に対し、平成15年度から平成17年度までの継続事業であり、未完成である。完成後は管理費が多少かかるが今ほどではない。デジタル化をすることにより、町内のすべての土地形状等掌握できることから苦情等に早急に対応できるとの答弁がなされました。

#### (2) その他質疑の対象となった事項。

統計調査員報酬の内容について。

熱川支所の修繕料の内容と住民の利用に対する配慮について。

職員健康診断委託料の内容と町法律相談委託料について。

アスド会館耐震補強計画委託料について。

#### 3款 民生費。

##### (1) 主な質疑の対象となった事項。

家族介護支援特別事業150万円の内容はこの質疑に対し、介護度4または5に該当する在宅の高齢者であって、町民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族が対象となる。介護用品、紙おむつ等を年間1人当たり上限7万5,000円を20人分計上した。なお、歳入の在宅福祉事業補助金より充当しており、補助率は4分の3であるとの答弁がなされた。

在宅介護支援センター委託料2,217万4,000円の内容についての質疑に対し、基幹型が1,557万4,000円、地域型が660万円の内訳であるとの答弁がなされたが、基幹型が総合調整や地域ケア会議などでふさわしい役割を果たすよう要望がなされた。

老人のための明るい町づくり推進委託料924万2,000円の内容はこの質疑に対し、配食サービス事業でおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自立支援の観点からサービスを利用することが適当と認められた世帯を対象としている。1日に昼30食、夜30食で月曜から金曜日の5日間で月に950食になるとの答弁がなされた。

生活管理指導員派遣事業委託料468万円の内容はこの質疑に対し、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者の日常生活に対する支援、指導、家事に対する支援、指導及び対人関係等の連絡調整をするための事業である。予算的には12名分で、掃除、買い物、安否確認、相談等の内容であるとの答弁がされた。

人にやさしいまちづくり推進事業費の事業内容についての質疑に対し、高齢者がはり灸マ

マッサージの治療を受けたときに補助をしていただける内容である。平成16年度は70歳以上の一般老人2,912人の5%で145人、身体障害者1・2級270人の5%で13人、戦傷病手帳所有者3人、在宅で要介護認定者を常態として介護している者330人の5%で16人、合計で177名を見込んだ。前年度は利用者が大変少なかったので、年度当初に向けてPR等を積極的にしていきたいとの答弁がなされた。

次世代育成支援地域行動計画協議会委員報酬及び同じく行動計画作成委託料の内容についての質疑に対し、報酬については、広義には児童環境づくり推進委員との関連性もあるため7名にて年3回とした。行動計画作成委託料については、平成15年度にて小学校3年生までの740世帯の889人に対し、アンケート調査を行った。本年度は計画書を作成するが内容は地域における子育て支援、親子の健康確保、教育環境の整備等の目標達成までを記載した図書であるとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

町社会福祉協議会補助金について。

町民生児童協議会活動補助金について。

在宅介護支援センター委託料の内容について。

生きがい活動支援通所事業の内容について。

介護予防事業費の運動指導事業委託料、測定評価業務委託料、実態調査委託料の内容について。

介護予防事業費の備品購入費の健康機器の内容について。

長寿敬老祝金の内容について。

4款 衛生費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

第2次救急医療負担金の内容と現状はについての質疑に対し、県が賀茂郡第2次医療圏に補助金として3分の2を負担、残り3分の1を1市6町村で負担をしている。人口割60%、均等割20%、地域利用者割20%で195万2,000円を負担している。昨年まで4病院、西伊豆病院、共立湊病院、下田病院、熱川温泉病院であったが、熱川温泉病院が昨年7月から辞退した。外科医師の対応ができないからとの理由である。医療圏の問題については政治的判断が必要であるので理解されたいとの答弁がなされた。

資源ごみ回収事業補助金と資源ごみ回収謝礼についての質疑に対し、補助金については各小中学校や各地区の子供会が実施する廃品回収に補助をしている。謝礼については牛乳パック30枚に1個のトイレトーパーを交換している事業であるとの答弁がなされた。

収集業務の地元業者の割合と平成16年度の委託業者はの質疑に対し、業者は地元3社と町外で地元で営業所を持つ1社であり、平成16年度についても同一業者になるものと予測されるとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

花壇用苗の前年予算比とフラワーポットの支給について。

5款 農林水産業費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

農業総務費中山間地域等直接支払制度交付金の内容についての質疑に対し、当事業は国の補助2分の1、県の補助4分の1を受け実施される事業で、交付金の2分の1は面積に応じて

個人に支払われ、残りの2分の1は各集落の共同作業として農道及び景観等の維持管理費として使用される内容であり、対象集落は11集落と個別協定1件であり、対象人員は183名であるとの答弁がされた。

中山間総合整備事業の平成16年度事業内容についての質疑に対し、農道1号、泉水小山尻線の拡幅に係る用地買収、農道2号、半島振興道路から片瀬大洞方面に向かう道路拡幅改良に係る用地買収、農地造成防災工事として沈砂池の設置、水路の暗渠工を予定している。また、事業費の残が生じれば農道の拡幅改良工事も実施したいとの答弁がなされた。

稲取漁港整備地元負担金の内容についての質疑に対し、平成16年度は広域漁港整備事業が2億円で地元負担金が5分の1で4,000万円で、工事内容は防波堤の嵩上げが予定されており、埋め立てについては平成15年度でケーソン2基を設置し、1年間安定を見ることになっている。県単独事業は900万円で3分の1の地元負担となっており、事業内容は港内浚渫と北防波堤の嵩上げが予定されているとの答弁がなされた。

漁業振興費補助金の内容と今後の見直しについての質疑に対し、まず耐震化油貯蔵タンク設置に250万円、青年部漁業再開事業補助金として100万円、置ジラ設置事業補助金30万円、婦人部活動費補助金20万円、水産祭補助金10万円、磯根漁場管理事業補助金18万円、アマゴ放流及び禁止区域巡視等管理事業補助金50万円、内水面漁業整備事業補助金200万円、東伊豆地区広域型増殖栽培漁業推進事業（マダイ、ヒラメの放流）30万円で合計1,003万円である。

見直しについては、水産統計による数値を見ても漁協を通じての水揚げも少なく、費用対効果があらわれていない現状ではさらに見直しを進めていきたい。しかしながら内容によっては水産業への地域における意識の高揚等も踏まえた推進を図ることも重要と思うので、慎重に検討してみたいとの答弁がされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

農地情報管理システム委託料及び有害鳥獣駆除委託料の内容について。

農業振興費補助金の内容について。

ふれあいの森施設補修工事と園内樹木の管理等今後の対応について。

磯根漁場管理事業費補助金と天草事業との関連について。

奈良本農村公園に関する平成16年度予算措置状況について。

6款 商工費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

商工会経営改善普及事業費補助金2,130万2,000円の内容はの質疑に対し、商工会補助金要望について内容を精査し、かつ事務ヒアリングにおいて見直しの結果、前年対比126万8,000円減額したが、新たな経済振興策として「地域商品券特別フェア」の実施要望がされたことにより、本年度商工会を窓口当事業を全町的に実施すべく300万円の補助金を計上したことに伴い実質173万2,000円の増額となったとの答弁がなされた。

短期経営改善資金事務費補助金、緊急経済支援対策資金利子補給補助金、勤労者教育資金利子補給補助金の内容説明をの質疑に対し、短期経営改善資金事務費補助金については静岡県信用保証協会に対し、融資申し込み件数1件当たり500円の取り扱い手数料が必要となる。今年度は7件を見込んでいるが、1万円の基礎控除があることによって科目存置とした。次に緊急経済支援対策資金利子補給補助金594万円については、昨年度の53件分の利子373万9,973円と本年度の新たな貸付見込件数、21件の2億2,000万円に対する利子補給額を220万円とし、

計上したものである。

最後に勤労者教育資金利子補給補助金19万6,000円については、町内在住の勤労者に対し、国民生活金融公庫または静岡県労働金庫が貸し付けた教育資金（融資限度額200万円）に対し、今回新たに町が1.2%以内の利子補給をするものである。

実施に当たっては商工会が受付窓口になって、観光商工課（勤労者）または教育委員会事務局（勤労者以外の町民）において利子補給を行うもので、今年度は融資限度額200万円に対し、15件見込んでいるとの答弁がなされた。

町営熱川スポーツビレッジテニスコート委託料420万円の内容説明と、今年度から教育委員会の管理運営になるが地主に土地管理委託料を支払っているが、今後の施設管理はどうなるかの質疑に対し、土地賃貸料310万円と土地管理委託料110万円を計上したものである。

新年度から管理運営にあたる教育委員会及び地主との協議を早々に進めたいとの答弁がなされた。

東伊豆町観光宣伝委託料3,617万7,000円の内容説明をの質疑に対し、従来から町内各温泉地の特徴を出した独自の誘客宣伝事業を展開してきた。本年度要望額4,035万3,000円に対し、事業実績や費用対効果等を中心に見直した結果、417万6,000円を減額し、3,617万7,000円を計上したものであるとの答弁がなされた。

熱川桜山整備工事及び稲取竜宮岬公園整備工事についての内容説明をの質疑に対し、両工事とも県の観光施設整備補助対象事業で本年度の新規事業である。熱川桜山整備工事箇所は、熱川ハイツの下側の町有地約8200平方メートルの自然を利用した自然公園を造るものである。この工事は、平成16年度、17年度の2カ年の継続事業とし、早咲きさくら、河津さくら、染井吉野等の桜や、モクレン、ツバキ等を植栽するほか、木道、展望デッキ、客席等を整備し、観光客や町民の憩いの場としていく。

稲取竜宮岬公園整備工事はどんつく神社を中心にある現遊歩道を危険防止のさくや、歩道、既設トイレ等の改修整備に加え、歌手の鳥羽一郎がこの稲取岬を歌った「愛恋岬」の歌碑を建立した公園整備を図るものであるとの答弁がなされた。

観光対策事業費補助金2,131万2,000円の内容説明をの質疑に対し、町内の各観光協会や旅館組合等で行う観光客誘致の各種イベントへの補助金で、内容は稲取温泉どんつく祭り665万円、同夏休み花火大会145万円、熱川大文字焼きまつり810万円、郷土芸能伝承指導16万2,000円、小規模温泉旅館育成事業495万円であるとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

リフォーム振興事業補助金について。

海浜プール補修工事の内容とプールの活用について。

南国伊豆観光推進協議会負担金の内容について。

東伊豆町観光協会補助金の内容について。

伊豆地域活性化協議会負担金の内容について。

夏期対策事業補助金の内容説明について。

片瀬海岸観光施設整備工事の内容について。

7款 土木費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

土木総務費委託料の稲取上野地区基本調査委託料の内容と町道赤坂2号線との関連性はの

質疑に対し、調査位置は町営稲取墓園の上側の「熊谷組からの買収地」で赤坂2号線に近いが直接的には関連性がない。委託内容は、白図をもとに道路及び排水路、土地造成を計画する調査であるとの答弁がなされた。

道路新設改良費及び河川総務費の公有財産購入費の内容についての質疑に対し、改良費については場所は町道熱川中線の熱川旅館会館付近で道路つけかえ工事に伴い有償で用地を取得したい。

河川総務費は稲取大川砂防堰堤用地で、地主より573坪を購入する。湯ヶ岡赤川線用地は県代行で実施している「3工区」の河川部分で、全額が国庫補助対象となる用地費であるとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

ユニバーサルデザイン対応補修工事内容について。

稲取観光1号線の工事内容と場所について。

急傾斜地対策事業地元負担金の内容と危険度について。

道路維持費の修繕料の内容と要望状況について。

公園管理委託料の内容とシルバー人材センターへの委託について。

都市下水路整備工事の内容について。

8款 消防費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

2次救急病院が町内にない中での対応と転院搬送の状況はの質疑に対し、対応としては伊東市民病院、順天堂病院に搬送はしている。基本的には町の病院に収容した後に医師の指示により搬送している。救急現場において救急救命士の判断で直接に2次救急病院へ搬送する場合もある。

転院搬送は増加している。平成15年度で795件の搬送があり、そのうち町内病院収容が449件、町外が346件であり、346件のうち146件が転院搬送となっているとの答弁がされた。

ドクターヘリに関する経費は平成16年度予算に計上されているのかの質疑に対し、16年度にかかる経費は県で措置されるとのことで計上はされていない。16年度以降は運行実績等により負担金の検討がされる見込みであるとの答弁がなされた。

女性消防団員に対する対応や平成16年度予算の内容はの質疑に対し、16年度募集をするが、服装や活動は男性団員と同様とするので予算の範囲内で対応したい。女性だからといって差別しないで訓練を行った上で、時期を見て従事していただくことになると思うとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

消防学校入校負担金の内容について。

自主防連合会活動費補助金120万円の内容と高度化について。

防災委員活動費協力金の内容と研修等の実施について。

9款 教育費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

小中学校費の旧稲取幼稚園園舎調査委託料及び幼稚園費の稲取幼稚園耐震補強設計委託料の内容についての質疑に対し、幼稚園舎は老朽化が厳しく安全性の確保を図るため行うものであり、旧稲取幼稚園舎は鉄骨造りの建物が再利用できるか否かを調査し、使用方法は今後検討

をしていきたいとの答弁がされた。

語学指導委託料の内容についての質疑に対し、幼、小、中学校の児童生徒等に生きた英会話を体験させるため、2名の講師と契約し、受講させるものであり、1人は幼稚園・小学校を中心に、ほかの1人は中学校を中心に英語指導をしていただき、平成15年度から実施しているとの答弁がされた。

クロスカントリー大会の運営費補助金450万円にはユニバーサルランは含まれているか。また、この大会の総体的な事業費はの質疑に対し、ユニバーサルランは第19回大会から実施され、総体的経費にはユニバーサルランは含まれており、町補助金の他に東急グループ、スポンサー、参加費等の財源も含め昨年は約1,600万円が事業費となっているとの答弁がなされた。

図書館費の備品購入費の内容と寄贈図書の受け入れ処理についての質疑に対し、昨年度より減少しており、内容は520万円が図書資料で、そのうち60万円がリクエスト図書で、ビデオが30万円、CDが20万円であり、現在の蔵書数は8万2,000冊となっている。

寄贈図書の受け入れは、郷土資料についてはすべて受け入れているが、他の図書については図書館に蔵書してあるかどうかの確認をして断る場合もあるとの答弁がなされた。

(2) その他質疑の対象となった事項。

児童交流補助金について。

児童生徒問題行動対策委員会の運営について。

わがまちスポーツ事業補助金の内容について。

小学校管理費警備委託料の内容について。

総合グラウンド清掃管理委託料と草刈委託料の内容について。

幼稚園費の保育用備品の内容について。

社会教育総務費の総体的な77万8,000円の減額要因について。

地区別の図書館利用状況について。

10款 災害復旧費。

特筆事項なし。

11款 公債費。

(1) 主な質疑の対象となった事項。

元金償還金が増となっている内容についての質疑に対し、本年度の元金償還金は8億109万円で、平成15年度よりも2億7,147万7,000円増となっているが、平成16年度においては、通常の借り入れ分に加え、平成7、8年度借り入れの減税補てん債の借りかえ分の2億7,120万円の償還を行うことによるものである。したがって、財源的には特定財源として取り扱うものであるとの答弁がされた。

13款 予備費。

特筆事項なし。

以上のとおり、質疑の対象となった事項と意見書を付して、賛成多数で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

意見書。

1、町財政の確立強化について。

自立した町づくりを進める上で、地方分権時代に相応した財政基盤を確立することが緊急の課題となっている。

収入の根幹である町税は経済状況や観光ニーズの変化から減少が続き、徴収率も低迷している。その上、今年度から始まった地方財政の改革では、地方交付税や臨時財政対策債が削減される一方、新たな税源は所得譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金にとどまっている。

累積している税滞納繰越分の徴収に力を尽くすとともに、さらなる行財政改革を推進し、町財政の安定化を強力に推進することを求める。

## 2、救急医療体制の充実について。

救急医療体制は、昨年7月より町内から第2次救急病院がなくなっている。これまでも救急医療体制は決して充分という状況にはなく、少なからず町民が不安感を持っている。現状はさらに後退し、町民の生命を守る使命が揺らいでいると言っても過言ではない。

この解消には、困難な課題も多いが、安心して暮らせる町まちづくりの基礎として大局的な観点から現状を打開するような施策を強く求める。

## 3、観光振興のあり方について。

昨今の観光低迷の原因はデフレ経済にあるが、新たな観光ニーズや嗜好の変化に対処出来ていないことも一因である。

現在の観光振興は、温泉本来のいやしや趣味趣向など多様な価値観から目的地を選ぶ傾向が強まっている。観光地も旅館・観光施設等も選ばれる対象であり、その価値観をアピールしなければ厳しい状況が続くものと思われる。

町長も観光産業だけが聖域ではないと明言しており、観光関連経費の見直しが行われている。類似した補助金・委託金などは、宣伝、イベントを硬直化させている面もあり、新しい時代と観光ニーズに対応できる観光戦略、観光振興の確立が必要である。

観光関係諸団体への自助努力を促すとともに、魅力ある観光地づくりを効果的に推進することが必要である。

以上、壇上からの報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これより一般会計歳入歳出予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 今年度の予算は税収も大変厳しい。国からの交付税や別の財源等々におきまして、大変厳しい中でいろいろ改革に取り組み、頑張っている面があちこちに見

える予算でもありました。

しかし、政策的に見ますと、例えばスポーツビレッジの改革等も行いましたし、リフォーム事業や勤労者の教育貸し付け、ユニバーサルデザイン対応の補修工事等々、新たなものに対応した積極的な面を評価したいと思う点もございます。

しかし、私は今回の質疑を通じて感じていることは、歳入の問題点で見れば、町の社会福祉協議会にあそこの使用料として250万円取る。シルバー人材センターで10万円取る。そういう面で、一方では文化公園を使っている難の館がいまだに無料であったり、熱川温泉組合等が大変低額な形で貸し付けをされている。こういう点は片一方ではそれなりの見直しがされながら、その一方に見直しがまだ十分されていない点が残されているのではないかと指摘せざるを得ません。

また、汚水処理施設の使用料等、今後大きな改修等が懸念される点においても、使用料等の見直しについては、これもまだ十分な対応がされているとは思えないのであります。

歳出においても、観光も聖域ではないということで、見直しがされているというふうにも思いますが、しかしそれでも、ポスターやパンフレットが、6つの観光協会のものがそれぞれ町の責任で委託料という形で作成されているということが、現在の時代に対応した支出であるかどうかを考えてみると、大変疑問な点がございます。

また、観光施設整備事業においても、こうした厳しい財政事情の中で、新たな観光施設整備に取り組んでいる。その内容においても、本当にこれが誘客対策等において効果があるだろうか。本当に緊急性があるだろうか。こういう点を考えてみますと、疑問を持たざるを得ないわけであります。

そういう点ではまだまだ宿題の多い予算ではないかというふうに考えております。

今後の問題としては行財政の改革はさらに大きな課題になっていくと思えますけれども、町長、日ごろから強調されておりますように、自助、共助、公助、とりわけ協働しての観点からの改革はどのようになされていくのか。こういう点は今後注目をしていかなければならない予算編成になっているのかと思えますけれども、まだまだ十分ではない歳入、歳出の問題点を考えてみますと、私は、そういう点を明確に指摘をして、この予算については反対の意を表明したいと思えます。

議長（太田長八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

6番、鈴木勉さん。

6番（鈴木 勉君） 私はこの議案第28号に関しまして、この予算書の審査に携わりました委員といたしまして、賛成の立場で発言をさせていただきたいと思っております。

歳入につきましては、合併をしないまちづくりを進める我が町にとりましても、国の三位一体改革の影響により地方交付税の減収見込みなど、財源確保は非常に厳しい折ではありますが、低迷する町内経済の活性化や町税の収納に努力する予算編成になされたことが、見受けられております。

歳出につきましては、行財政改革や健康づくり教室などの将来の医療費の軽減につながる事業実施や、一括管理による物件費の削減、補助金の見直しなどに努める一方、健康づくり推進事業、観光産業など経済活性化事業、人にやさしい、環境にやさしいまちづくり事業、高齢者や児童福祉事業、防災や地域整備基盤事業などを予算計上し、住みよいまちづくりへの努力、配慮がなされておりますので、私はこの議案第28号、一般会計予算書に賛成をさせていただきます。

ます。

議長（太田長八君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号について起立により採決いたします。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（太田長八君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出  
予算

日程第3 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出  
予算

日程第4 議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算

日程第5 議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予  
算

日程第6 議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出  
予算

日程第7 議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算

議長（太田長八君） 日程第2 議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、日程第3 議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算について、日程第4 議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算について、日程第5 議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算について、日程第6 議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算について、日程第7 議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算についてを一括議題といたします。

特別会計歳入歳出予算審査特別委員長の報告を求めます。

2番、森田礼治さん。

（2番 森田礼治君登壇）

2番（森田礼治君） こんにちは。

平成16年3月19日。東伊豆町議会議長 太田長八様。特別会計予算審査特別委員会委員長 森田礼治。

特別会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第75条の規定により報告します。

記。

事件の件名・番号、審査の結果。

議案第29号 平成16年度 東伊豆町国民健康保険特別会計予算、原案可決。議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算、原案可決。議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計予算、原案可決。議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、原案可決。議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、原案可決。議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算、原案可決。

特別会計予算審査特別委員会に付託された、1、議案第29号 平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。2、議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算。3、議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計予算。4、議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。5、議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。6、議案第34号 平成16年度 東伊豆町水道事業会計予算。

歳入・歳出全部について、質疑の対象となった主な事項を重点的に報告します。

2ページ。

第1、会議回数、月日、場所、出欠席委員。後は記載のとおりですので、ごらんください。

4ページをお願いします。

第2、質疑の要旨。

1、平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。

(1)平成16年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算概要について。

平成16年度の東伊豆町国民健康保険特別会計は、予算総額16億6,740万8,000円で、平成15年度当初予算総額に比べ8,237万8,000円(4.7%)の減である。

(2)主な質疑の対象となった事項。

一般被保険者国民健康保険税現年度の収納率について。

91%を予算計上した。厳しい数字だが未納者には短期保険証、資格証明書の発行、臨宅徴収、預貯金、生命保険の差し押さえなど厳しく対応したい。

医療費の軽減策はないのか。

国保加入平均年齢が52.71歳で高齢化している。現在行われている介護予防拠点施設を利用した各教室(講座)、3月より始まる中高齢者のための健康づくり教室等を通じて、数年先には医療費軽減の効果が出ると確信している。

また、保健師、栄養士が中心となって各種検診、高齢者教室を開催し、健康、食事、生活習慣病に対する意識高揚を図っていきたい。

高額医療費抑制の対応策は。

国民健康保険会計において高額医療費が増加することは痛手である。現在、介護予防教室等に入っている人の医療費を分析しているが、プールなどを利用した講座の効果が医療費軽減につながるのではないかと期待をしている。

また、国民健康保険連合会の補助のある糖尿病予防教室の開催を計画している。

人間ドック補助金の成果と啓蒙は。

本年度は200万円予算計上した。農協などの共済者の利用が多いが、数年前にがんを早期に発見でき完治した人もいた。補助金は3万円を限度として、本人負担額は1万円であいため医療費削減のために啓蒙していきたい。

(3)その他審議の対象となった事項。

趣旨普及費について。

出産育児一時金について。

国民健康保険加入人員、世帯の見込みについて。

療養給付費等負担金の減について。

短期保険証、資格証明書の発行枚数、滞納額について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と意見書を付して全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

意見書。

少子高齢化の進展・町内経済の低迷といった社会情勢や国民健康保険被保険者の高齢化・低所得者の増加等により、国民健康保険会計は厳しい状況下に置かれている。

この厳しい状況とともに、平成14年10月に医療費の制度改正が行われ、改正前には被保険者が70歳で老人保健に移行したものが段階的に75歳になるまで国民健康保険の被保険者となり、また、医療費の一部負担割合も1割負担と一定額以上所得者の2割負担の二通りとなった。この改正に伴い、70歳から75歳になるまでの対象者は939名と推計される。

この年齢層は医療費のもっともかかる年代であり、保険者として更なる負担増を余儀なくされ厳しい状況である。また、3歳未満の乳幼児医療費の負担は現行の3割から2割に軽減され、この軽減分も負担増となる。

国民健康保険会計は被保険者の相互扶助で成り立っており、これを維持するために、被保険者には保険税として負担をお願いしているところであるが、現在の厳しい社会・経済状況、保険給付費等支払準備基金の残高がほぼゼロとなっている現状を考慮して、医療費の適正化を通じた給付と負担の標準化を図る必要があるため、医療費の増加に対応した最低の負担増、保険税の値上げはやむを得ないと判断する。

2、平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算。

(1)平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計予算概要について。

平成16年度の東伊豆町老人保健医療特別会計は、予算総額14億2,631万3,000円で、平成15年度当初予算総額に比べ8,250万6,000円(5.4%)の減である。

(2)主な質疑の対象となった事項。

歳入における支払基金交付金等の減額理由は。

平成14年10月の法律改正により、それまで老人医療費の負担割合が支払基金交付金70%、公費30%であったものが段階的に改正され、平成18年10月には支払基金交付金50%、公費50%になるなど支払基金交付金の負担割合は減っていく。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

8ページ。

3、平成16年度東伊豆町介護保険特別会計予算。

(1)平成16年度東伊豆町介護保険特別会計予算概要について。

平成16年度の東伊豆町介護保険特別会計は、予算総額8億165万円で、平成15年度当初予算総額に比べ6,985万9,000円(9.5%)の増である。

(2)主な質疑の対象となった事項。

現在の介護保険料の収納率と滞納者は、町税、国保税と重複しているのか。

特別徴収については100%、普通徴収については80.5%であり、滞納者は町税、国保税の滞

納者と重複している人が多い。

現在、介護保険係で毎日1時間位滞納者への徴収を行っているが、今後も徴収率向上に努力していきたい。

介護給付費の伸びと保険料の見通しはどうか。

介護給付費は前年対比10%の伸びで予算計上している。

今後、戦後の団塊の世代が70歳を迎える15年後位をピークに伸びていくと思われる。

また、現在の基準月額保険料は3,000円で平成17年度まで同額である。給付費が増加し財源が不足する時は、積立金の取り崩しで対応したい。

今後、町内に特別養護老人ホームができる見込みについて。

伊豆圏域の中で、現在計画中のものは湯ヶ岡の郷が20床の増床枠をいただいている。

(3) その他審議の対象となった事項。

保険料の特別徴収者、普通徴収者の人数等について。

近隣の市町村の介護保険料について。

介護認定審査会費の報酬等について。

介護支援事業者等について。

保険者機能強化特別対策給付金の臨時特例離島等市町村加算金の内容について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

9ページ。

4、平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。

(1) 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算概要について。

平成16年度の東伊豆町稲取財産区特別会計は、予算総額188万1,000円で、平成15年度当初予算総額に比べ117万1,000円(264.9%)の増である。

(2) 主な質疑の対象となった事項。

補填費の面積はどのくらいか。

1261.55平方メートルである。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

10ページ。

5、平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。

(1) 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算概要について。

平成16年度の東伊豆町風力発電事業特別会計は、予算総額5,150万1,000円で、平成15年度に比べ4億3,639万9,000円(89.4%)の減である。

(2) 主な質疑の対象となった事項。

発電施設保安管理委託料の内容について。

風車から受電設備までの保守管理点検を定期的に行う予定である。

売電収入の見込みはどうか。

平成15年12月に稼動し2カ月余りが経過した。

その実績は予想より200万円位上回っているが、風況調査結果に安全率(15%)をみた内容で予算計上した。

(3) その他審議の対象となった事項。

諸支出金について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

6、平成16年度東伊豆町水道事業会計予算。

(1) 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算概要について。

平成16年度の水道事業会計は、業務の予定量において、給水戸数を6,700戸とし、年間総給水量を407万4,000立方メートルと見込んだものである。また、主な建設改良事業は、白田浄水場(取水場)補機盤改修工事、第1中継場送水ポンプ設置工事等を予定している。

(2) 質疑の対象となった事項。

収益的収入及び支出(3条予算)について。

水道料金の値上げについて。

予算は、人件費等の経費削減を図り自助努力をして現状維持で計上した。

基幹産業である観光客数が減少すれば、当然給水量が減少するので、値上げを考えなければいけない時期かと思う。

償還金、企業債利息について。

企業債償還金のピークは平成30年以降になる。

企業債利息については、当時の借入利息が高かったもので、今後、低利の利息に変更できるよう上級官庁と協議していきたい。

資本的収入及び支出(4条予算)について。

老朽化している浄水場の建てかえ予定は。

第5次拡張事業新熱川系の工事計画等を検討中であるが、その中においてより検討を重ねたい。

(3) その他質疑の対象となった事項。

簡易水道の現状について。

第5次拡張事業の工事計画の内容について。

隔月検針、集金の成果について。

災害時の河津町との連携について。

東電検針員に検針の委託について。

以上のとおり、主な質疑の対象となった事項と全会一致で原案を可決すべきものと決定したことを報告します。

以上です。報告を終わります。

議長(太田長八君) 2番、森田礼治さん。

2番(森田礼治君) 質疑のあった場合、答弁の関係がありますので、副委員長の同席をお願いします。

議長(太田長八君) 副委員長の同席を許可いたします。

これより、特別会計歳入歳出予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、山田直志さん。

13番(山田直志君) 2点お伺いしたいと思いますが、1点目は6ページの意見書なんです

が、その前の報告の内容は大体わかるのですが、意見書で結局最後に、医療費の増加等に対応して、負担増、保険税の値上げはやむを得ないと判断するというのを、意見書で明言されておりまして、予算執行をこれからしていく段階で、議会として本当に今の段階で値上げをしてもいいよということを行うということがいかなものかと。町民の立場からすれば、滞納繰越分をしっかりと徴収するというのが本来の問題であったり、医療費を軽減するということをし、議会としての立場としては監視しなければならないわけですから、そこが出てくるのはわかるのですが、現状はそういうことにならざるを得ない可能性があることもわかりますけれども、予算執行前の段階で保険料の値上げをしていいよと、議会がそういう意見書を出すということについては、私は理解しかなる点がございませぬ。

2点目ですが、9ページの稲取財産区の特別会計ですけれども、その補てん費の問題があります。大綱質疑でこの補てん等がどういう法的根拠によってなされたかの質問もしたのですが、わかるような答弁はなかったというふうに思っています。この中ではどういうやりとりがあったのか御説明いただきたいと思ひます。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） ただいまの2点にわたる質問にお答えさせていただきます。

意見書のところで、これをよく読んでいただきたいと思ひるのは、医療費の増加に対応した最低の負担増、保険税の値上げやむなしという判断という形で、上げていいよという言い切り方はしていないです。そして、また、これにはお医者さんとか被保険者の方々、国保運営委員会というものができるものですから、13番議員も運営委員長でございますし、十分な検討をしながら善処していても、それは町の職員に徴収には一生懸命頑張ってもらいたい。そういう面からして、医療費が上がってきたなという形のもは運営委員会でも諮られますので、その時点で十分な、被保険者なり何なり皆さんで協議をして、最終最後には仕方がないから、議会はこういうことに対しては前向きで取り組んでいった方がいいのではないかと、私はこの意見書に賛成をいたしまして書き込まさせていただきました。

それと、補てん費の関係については、議員が言われたように、特別委員会では協議事項の内容に入らなかったですけれども、私、稲取財産区特別委員長として報告させていただきますと、これには苦肉の策というわけではございませんが、7年位前から雛の館という形のもので、向こうにむかい庵がございました。それをこの7年の人の流れを変えるということ、要するに地域活性化、ましてや漁協の天草干し場を1,200平米ぐらい借用しているわけです。これについて毎年毎年漁獲高の落ちてくる漁協さんに少しでもという形のもがありますし、町も大変苦しいですけれども、苦肉の策で補てん費という形で当て込んだということで御理解願ひたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

議長（太田長八君） 13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 意見書のとらえ方をどうとらえるかは、当然、国保運協等の正規の機関があるんですけれども、今の状況の中で経済的にも町民の皆さんの負担が大変厳しい中で、議会として町民の立場に立つということを考えたときには、できるだけ負担を抑えられるようなことを、まず主張しなければいけないのではないかと。累積している滞納を徴収することは大変厳しいことではありますけれども、議会はそれをしっかりと見ているよと、町がそういう仕事をしっかりとやるかどうか見ているよと、そういうシグナルがその時点では必要であって、結果論として保険料の値上げというのはそれが必要になった段階で議会にかけられるわけです。

から、そのときに判断すればいいのであって、そういう意味では当局にとってこの予算の意見書は、大変ありがたい意見書になるわけですね。いろいろありますけれども、困ったときには値上げしていいと、予算の段階で議会からお墨つきをいただくような形になるわけですから、当局はいいかもしれませんけれども、町民の立場に立つ議会としては、そこに立脚するのがちょっと違うのではないかとということ、2点目の財産区の問題ですが、漁協のところを借用しているといっても、本来の土地等は町のものであったりするわけではないですか、この間の話からすると。そうであれば、もし補てんするという意味であつたら、本来は町の一般会計等に入れて補償するというやり方だつてあるのではないかと。そういう意味を含めても、財産区会計の中で出てそのまま漁協に補てんといっても、実際は1隻しかなくて、あそこまで天草干しているということはそうそうないわけで、補償という言葉が適切ではないふうに思います。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） ですから、見解の相違と言つては13番議員に失礼に当たりますけれども、この意見書については、職員に対しては当然、徴収を何とかしなさいという形のを、まず念頭に置いて言っておきました。この関係についてはやわらかく町民に対する議会ではないかという形のもの、それは私も十分わかっていますし、私も被保険者であります。上げられたら困るなということがありますけれども、医療費の値上がりに伴って、やむを得ずという形も中にはあるかと思つたので、この辺の判断の仕方をお願いしたいと、これに書かせていただきました。それから、補てん費の関係は、町有地と議員がおっしゃいましたけれども、あれはあくまでも稲取財産区管理委員会の土地でございます。管理のあれですから、その辺お間違えのないようによろしくをお願いします。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） 何点かお伺いをしたいと思います。

まず、国保の関係でございますけれども、「主な質疑の対象となった事項」の「人間ドック補助金の成果と啓蒙」というところでございます。本年度200万予算計上がなされているということで、これは補助金が1人3万円ということで、本人負担1万円ということでは大変この補助制度というものはいいものだとは思いますが、私はここ数年来皆様方の体の状況の中で、殊に脳疾患の病状が多いということから、人間ドックということに、プラス脳ドックということを申し上げているのですけれども、この辺は議論の中でどのように話がありましたでしょうか。

さらに、その啓蒙ということにおきましては、脳ドックも含めた検診ができるということの理解でよろしいのかどうかをお伺いしたいと、1点思います。

さらに、介護保険の関係でございますけれども、大綱質疑をさせていただきました。介護保険は制度発足より4年たった中で、一番大切な問題はサービス基盤の整備と質の向上ということだと考えております。その観点から、この予算編成上、痴呆症・介護予防のグループホームですね、特養ホーム待機者解消策ということで伺って、特養ホームについてはここに述べられておりますけれども、今近所でも、大変課題になっている点は痴呆症という問題がございます。この点、委員会の中ではどのような質疑がなされたのかを伺いたいと思います。

あと、前後して大変恐縮ですけれども、国保の意見書の中で確認をさせていただきたいと思

うのですが、真ん中辺にありますけれども、3歳未満の乳幼児医療費の負担というふうなことで述べられておりますけれども、これは当町は4歳未満というふうなことで私は理解をしているんですが、この点はこの記載で間違いがないのかお尋ねしたいと思います。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 国民健康保険の人間ドックについてはここに書いてあるとおり、補助金は3万円を限度として、1万円の本人負担ですよという形で、脳ドックについては、審議がされませんでした。

それからもう1点、意見書の6ページの「3歳未満の乳幼児医療費の負担は現行の3割から2割に軽減され」、このとおりの報告がございましたので、私はこのとおり書きました。

それであと1点、介護保険の特養についてはあるけれども、グループについてはどうかということでしたが、申しわけございませんけれども、グループ介護についての審議もなされませんでした。

以上です。

議長（太田長八君） 11番、居山信子さん。

11番（居山信子君） そうしますと、今御説明いただきました人間ドックの関係なんですけれども、それは担当委員会などで再三私も質問する中で、脳ドックも状況によっては含まれるよというふうに伺っておりますが、今後、その点の啓蒙ということでは、担当の方ではそこも含めた啓蒙活動をしていただけるのかどうかを再度お尋ねをしたいと思います。

あと、意見書の関係ですけれども、これは記載どおり、制度上の問題で、3割から2割に軽減されたのが、3歳未満ということで、このままで間違いがないというふうに理解をしておきます。

さらに、介護保険の関係なんですけれども、グループホームについての審議がなされなかったということで、大綱質疑で伺いたかった点ですので、残念に思いますけれども、審議をしていただけなかったというふうに理解をしたいと思います。

議長（太田長八君） 居山さん、この席は委員会に対する質疑なもので、当局に対して質疑はできませんので、その辺を御了解願います。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） グループホームについては大綱で居山さんがやっておりましたので、それをもって御理解を願いたい。

それと、3歳児から2歳児で、あれが増える形ですね。

それと人間ドックの啓蒙については、前年度、啓蒙がちょっとおくれたよということが、当局の方からありましたので。脳ドックの方については申しわけございませんけれども、中に入らなかったんですけれども、啓蒙の方は今年は頑張ってやっていきたいんだと、当局からの御答弁でした。

以上です。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

13番、山田直志さん。

13番（山田直志君） 私は議案第29号に反対をしたいと思います。

審査の報告を見ている限りは、いろいろ審議されたなというふうに思っていたのですが、私も大綱質疑で言いましたように、今の医療改革によって、将来的に医療費が増加するという点については、皆さんも懸念をされているということが、この意見書の内容でよくわかることです。しかし、将来的な医療費の増加が懸念される中で、増加している滞納の問題や医療費の軽減ということが、残念ながら意見書の中には出されないまま、最終的には医療費の値上げもやむを得ないということを意見書で明言してしまうという姿勢は、私は町が一生懸命税を集めること、また、医療費軽減の事業に取り組むこと、そのことをどうしても後景に追いやってしまう気がしてなりません。そういう意味ではこの意見書ということを考えると、功もあるのでしょうかけれども、どちらかというとな罪が多い意見書であると。そういう点で見れば、この意見書がついているということを考えますと、私はこの議案について、町民負担を考えたときに反対をせざるを得ないと思います。

以上です。

議長（太田長八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

8番、八代善行さん。

8番（八代善行君） 私は議案第29号に賛成の立場で討論いたします。

意見書についていろいろ言われますけれども、値上げについては明言はしておりません。東伊豆町の住民福祉の向上と健全化については、こういうことも考えておかなければならないだろう、そういうことを委員会でも慎重審議しておりました。

また、国民健康保険特別会計ですけれども、今年の歳入歳出予算につきまして、国庫支出金が6億、これは前年度 4.5%です。医療給付費の交付金も、1億980万2,000円、県の支出金は1,672万円になっています。共同事業給付金は3,900万、そして東伊豆町一般会計からの繰入金金が1億1,500万1,000円。

この歳入歳出状況を見ますと、町のことはおきまして、県、国のこの給付金また支出金を見ましても、町だけではどうすることもできませんけれども、やはり町民の被保険者、50歳以上おられますけれども、そういう人に公正公平の立場と東伊豆町の住民福祉の向上と健全化のためにも、もう少し汗をかいていただいて、皆で頑張っていかなければならない。そういう状態であります。

そういうことからしても、この意見書というのは、それぞれ受け取り方があると思いますけれども、私たち委員会としては、何も明言してはおりません。いろいろ福祉に関しましては諸事情ありますけれども、やはり福祉の向上と健全化というものを前提とした中では、そういうつもりで町も議会も町民も一体となって頑張っていかなければならないと思いますので、私はそういう立場で賛成をいたします。

議長（太田長八君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号について起立により採決いたします。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

議長（太田長八君） 起立多数であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算について、議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算について、議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算について、議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算について、議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は特別会計歳入歳出予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成16年度東伊豆町老人保健医療特別会計歳入歳出予算について、議案第31号 平成16年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出予算について、議案第32号 平成16年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出予算について、議案第33号 平成16年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出予算について、議案第34号 平成16年度東伊豆町水道事業会計予算については、特別会計歳入歳出予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

収入役が所用のため退席いたしましたので、御了承ください。

日程第8 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（太田長八君） 日程第8 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 片野 武君登壇）

町長（片野 武君） それでは諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記のものを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

記。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取1760番地の4。

氏名、山田静代。

生年月日、昭和20年3月25日。

提案理由を申し上げます。

前任者が、平成16年1月1日をもって任期満了となりましたので、新たに山田静代さんを入権擁護委員の候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより諮問案第1号 入権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。本案は原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問案第1号 入権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決しました。

#### 日程第9 陳情・要望書の審査について

議長（太田長八君） 日程第9 陳情・要望書の審査についてを議題といたします。

本件について、審査を付託した第二常任委員長の報告を求めます。

6番、鈴木勉さん。

6番（鈴木 勉君） 朗読をもちまして報告いたします。

平成16年3月19日。東伊豆町議会議長 太田長八様。第二常任委員会委員長 鈴木勉。

陳情・要望等審査報告書。

本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、344。

付託年月日、平成15年12月15日。

件名、「東伊豆町地域経済振興・住民福祉対策事業に係わる事業費」の助成について。

審査の結果、不採択。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（太田長八君） ただいま第二常任委員長より報告のありました陳情・要望書の審査報告書の質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） 地域活性化のために、どのような内容できたかが、今手元に資料がないですけれども、完全に不採択になったのは、どういう状況かということ、委員長、経過報告をお願いしたいと思います。

議長（太田長八君） 6番、鈴木勉さん。

6番（鈴木 勉君） 委員会の報告をさせていただきたいと思います。

第二委員会に付託されました事業費の助成についてでございますけれども、私たち、この委員会に所属する議員6名のうち、3名が商業関係者でございます。委員会におきましては、やはり、公平な審議を尽くすためには、委員会のみならず、すべての議員が所属しております全員協議会においてこの審議をすべきと、そういう意見が多くございまして、そのとおりにさせていただきました。全員協議会でこれを審議していただくべく、私たちも助成を求めておりました。

その結果といたしまして、こういう東伊豆町の経済の疲弊を考えますと、一つの組合でありますサービス展開の一事業のみならず、全町を挙げる経済対策が必要ではないかと、そういう意見をいただきまして、それを持ち帰りまして委員会といたしまして審議した結果、やはり、この地域振興に対しましては、伊東で今現在行われております地域振興券の実施要領を勉強いたしまして、町当局がこの事業の主催をすべきだろうと、一事業のサービス展開の運営事項でなくして、町が主催してこれを委託する事業計画にすべきであろう。そういう意見に従いまして、サービス展開から要望がございました「東伊豆町地域経済振興・住民福祉対策事業に係わる事業費」につきましては、不採択という結果になりました。

以上でございます。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） ただいまの説明で、今の商工会から出てきたものに対しては不採択だよと。町として、内容を精査しながら広げた中で、もっと地域経済の振興をやった方がいいのではないかという結論という形であると、そういうふうに前向きにとらえてよろしいですか。

議長（太田長八君） 6番、鈴木勉さん。

6番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

今言われた山本議員さんの言葉どおりでございますまして、私たちもこの地域の活性化につきましては、町当局に議会からのさらなるお願いをいたしまして、通年にわたる経済対策をしていただきたいという、そういう気持ちでございます。

委員会といたしましては、不採択ですけれども、将来につきましては、町に要望をしていきたいと、そういう形でございますので、よろしく御理解していただきたいと思います。

議長（太田長八君） 7番、山本鉄太郎さん。

7番（山本鉄太郎君） しつこいようですけれども、十分な精査をしてこれに取り組んでいただきたいと、議会側から思いますもので、またひとつ、よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） 6番、鈴木勉さん。

6番（鈴木 勉君） どうもありがとうございました。

議長（太田長八君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより陳情・要望書の審査報告書の審査についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情・要望等審査報告書については、委員長の報

告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告書については、委員長の報告のとおり決しました。

#### 日程第10 陳情・要望書の審査について

議長(太田長八君) 日程第10 陳情・要望書の審査についてを議題といたします。

本件について審査を付託した第一常任委員長の報告を求めます。

12番、定居利子さん。

(12番 定居利子君登壇)

12番(定居利子君) それでは報告をさせていただきます。

平成16年3月19日。東伊豆町議会議長 太田長八様。第一常任委員会委員長 定居利子。

陳情・要望等審査報告書。

本委員会に付託された陳情書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果。

423。平成16年3月8日。「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について。採択。

議長(太田長八君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時30分

議長(太田長八君) 再開いたします。

ただいま第一常任委員長より報告のありました陳情・要望書の審査報告書の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田長八君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。これより陳情・要望書の審査報告書の審査についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情・要望等審査報告書については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。よって、陳情・要望書の審査報告書については、委員長の報告のとおり決しました。

日程第 1 1 意見書案第 1 号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について

議長（太田長八君） 日程第11 意見書案第 1 号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12番、定居利子さん。

（ 1 2 番 定居利子君登壇 ）

1 2 番（定居利子君） 意見書案第 1 号。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、「地震対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成16年 3 月19日提出。

東伊豆町議会議長 太田長八様。

提出者 東伊豆町議会議員 定居利子。

賛成者 東伊豆町議会議員 森田礼治。

次ページをお開きください。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書（案）。

予想される東海地震に備えて、地震対策強化地域として当町でも地域住民の生命と財産の安全を確保するため、静岡県で定められている「地震対策緊急整備事業計画」に基づき、各般にわたる地震対策を講じてきたところである。

しかしながら、この計画は限られた期間内に達成可能な必要最小限の施設や設備等の整備事業をもって策定されており、現行計画の達成より緊急に整備すべき全ての事業が完了するものではなく、今後実施すべき事業が数多く残されている。また、近年の地震災害に伴う教訓や社会環境の変化、あるいは地震対策強化地域の拡大、東海地震対策大綱の中央防災会議決定などに伴い、これらに対応すべき事業の見直しを検討する必要性も生じている。

東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、当該計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の充実に一層努めていかなければならない。

よって国においては、本計画の根拠である「地震対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成16年3月19日。静岡県賀茂郡東伊豆町議会議長 太田長八。

次ページには送付先が記載されてありますので、ごらんになってください。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

議長（太田長八君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田長八君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時37分

議長（太田長八君） 休憩を閉じ、再開いたします。

## 日程第12 議会運営委員会所管事務調査について

議長（太田長八君） 日程第12 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

内容としては、議会運営に関する事、会議規則・委員会条例に関する事、議長の諮問に関する事、以上の3点です。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、平成16年第2回定例会までに調査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田長八君） 御異議なしと認めます。

議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し調査することに決定いたしました。

## 閉会の宣告

議長（太田長八君） お諮りいたします。本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いた

しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田長八君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成16年第1回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長い間、御苦労さまでした。

閉会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

平成十六年 第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録